

# 日本思想の系譜

小田村寅二郎編

— 文献資料集(中巻・その二) —









国文研叢書  
No. 6

社団法人 国民文化研究会

# 日本思想の系譜

小田村寅二郎編

—文献資料集（中・その二）—



は し が き

さきに、わが国最古の文献といわれる聖徳太子の御著作を、上巻の第一章としてスタートした本書は、古代・中世・近世を辿りながら、この第三冊目（中巻・その二）で、ようやく明治維新の直前までを終えることになった。

全五冊を予定しているこの「日本思想の系譜—文献資料集」は、僭越ながらその表題に「系譜」という文字を入れ、日本思想の「縦の脈絡」を明らかにすることを目標にした。それゆえ、日本の古典文献を、単に年代順に羅列しさえすればよい、ということではすまされなかったし、編集委員諸氏のご協力も、その点に、ただならぬ配慮が払われた。

この資料集には、古代・中世・近世を通じて、歴代の天皇の御歌を掲載し、また日本人の祖先たちが遺していった和歌も、あわせて重点的に取り上げた。それによって、「しきしまのみち」としての和歌が、日本思想史の上で占めてきた大きな役割については、

まずまず最善の努力を払ってきたつもりである。ことに第三冊目の本書においては、冒頭に「幕末志士の和歌」と題して、多くの人物を登場せしめたのも、そのためであった。しかし、取り上げた文献資料全般について見るとき、果たして、「日本思想の系譜」という表題に照らして、どれほどのことができているのか、内心まことに忸怩じくじたるものを禁じ得ない。いつものことではあるが、こうした書物が出来上がりかけてくると、改めて私自身の力の乏しさを、つくづく反省せしめられる。できうれば、大方諸賢の御叱正を得て、他日を期し、より良いものにこれを補正させていただければ幸いである。

しかし、「系譜」をまとめあげるといふ僭越な課題を立て、しかも拙速な編集を進めたのは、実は、他ならぬ日本の今日の思想界の混乱——ことに、大学問題の行きづまりと、学生暴動の拡大の実状であった。過去の日本について良く学びもせず、また学ぼうとする努力さえもしない。それでいて、日本の過去のことになると、天皇を中心にした歴史、ということ、どうも気にさわるらしい。そして、ごくあっさりとした日本の過去を、人文発達の上から把えて、そんなものは旧体制であり、価値の乏しいものとして批判し



去ってしまう。そういう人たちが、いまの日本には、なんと多くなったことであらうか。私には、それが耐えられない悲しい事象に映ってくる。

なぜ、そんなにまで天皇を嫌うのか、天皇とは、事実そのように嫌われるべき方々であつたのであろうか。それとも、天皇が日本の首長であられたことが、そんなにまでに氣に添わないことなのか。また、われわれの祖先についても、天皇をお慕いして生きてきたことが、いまの人々の目には、人間の尊厳さを知らなかった未開の人間のように映ってくるのであろうか。しかし、祖先たちを、そんなにまでつまらない人々であつたと断定する前に、人々は、祖先たちの、奥深い心情のさゆらぎと、時に公（おおやけ）のために捨身の犠牲を惜しまなかつた崇高な精神とに、なぜもっと心をとめて考えてみようとしなのか。そこに、現代の傲慢さが横溢していなければ幸いである。

もともと天皇と国民の関係は、外国思想の基盤から解き明かすことは無理である。外国思想に頼って日本の天皇を理解しようとするから、判らなくなってしまうので、まずはじめに、研究姿勢と研究方法から、反省してかかる必要があるはしないか。人々は、

なぜ日本の思惟に立ち返って天皇を考えようとしなのか。本書の編集が拙速主義で進められた背景には、そうしたわたくしたちの、現代日本の思潮にたいする衷心からの訴えがあったのである。

それにしても、今日のわが国では、過去の日本の文献を、なぜ素直に見ようとしないのであろうか。自己自身は日本の風土の中で呼吸していながら、また、日本の風土が生みだす美しく巾の広い四季の変化を満喫しながら、それでいてこの風土に育ってきた思惟・情操を、すげもなく軽蔑する。そして、海の外から移入する思想には、おどろくべき過大な価値を置こうとする。なぜそうなってしまったのか。人はそのことを、敗戦のショックで自信を失ったためという。一時はたしかにショックもあったであろう。しかし、今は、もうちがうと思う。というのは、人々は、物事を考える場合に、つい、観念的・概括的に把握して、それで結論を出してしまう。そういう風潮が一般化してしまった。別のいい方をすれば、人々が物事を考えるときに、ことさらに現実に目をつぶり、また、現実に目をつぶって物事を論ずる方が、すぐれた思考のありかたである、と考えるようになった。

だが、ここでよく考えてみたいことは、一体、頭の中で観念的に組立てた思考が、かりに、やがて日本人の心の中に融け込んで、私たちの血となり肉となるにしても、そこまでにいく前に、いくつもの困難なプロセスを経過しなければならぬはずである。日本の風土に即して培われた日本的思惟と情操が、それらの観念的な思考に征服され支配され、隷属を強いられたのでは、民族文化の将来について重大な事態を招く。そういう観念的な思考法にも、ほどほどの分野を安定させて、基本である日本的思惟と情操とを、より豊かなものにしていくことの方が、賢明であり、自然である、と思う。

東洋文化が、聖徳太子の時代を中心にして、日本文化の中に攝取された経過では、まさに、そうした成功をおさめたといえよう。それは日本民族にとって、貴重な民族的体験であつたし、また誇るべき足跡であつたと思う。そこで、いまわれわれが接している西洋文化についても、同じことを念頭に入れて取り組むのが、大切なことではなからうか。日本は、明治以来百年を経過したが、いまなお、わが国における西洋思想は、日本思想と平行線の接触を続けている。ということは、西洋文化が日本文化に攝取された、

とはまだまだ言えない段階にいる、ということである。西洋からの外来思想が、やがていつの日か、日本文化の中に摂取されつくす日こそ、われわれの翹望する時である。そのためには、われわれは、日本に培われ、はぐくまれてきた、立派な思惟・情操を大切にし、それを身につけ心に養ない、その上に、外来文化を開花させるべきではなからうか。それには、なお五十年、百年あるいはそれ以上の月日を必要とするかも知れない。しかしそれを果たすことこそ、日本人に課せられた世界史的な、また世界文化史的な使命ではなからうか、と私は思う。

さて、本書の編集に当たっては、「幕末志士の和歌」および幕末の中心人物、「吉田松陰の文献」に、編集配分の一つの重点をおいた。また巻末への掲載とはなったが、明治天皇の御父上であられる「孝明天皇の御心中」をうかがう資料として、その「御書翰ならびに御歌」に、かなりの紙面にさくことになった。この二つの編集は、明治以降の日本の躍進の原動力を、いま記してきたような、日本的思惟と情操——とくに「この時期における天皇と国民との心のつらなり」に求めようとしたものである。

また、幕末期における日本の思想について、ままた間違つた見方——開港といへば進歩的と思ひ、攘夷といへば旧套墨守の固陋な思想のように考へ勝ちな現下日本の幕末観——に対し、本書に採録した諸資料は、それに新らたな問題を提起していると思ふ。実は、幕末志士たちの攘夷論は、幕府の為政者たちの開港論に見るような屈辱的な対外追従の心情とは、対外姿勢の本質を異にし、常に独立不羈の精神にあふれていた。吉田松陰・高杉晋作・坂本龍馬・久坂玄瑞・橋本左内などの文献を見れば、幕府側の開港論とは比較にもならない積極的な開国進取の思想が横溢している。部分的には、固陋なものがないわけではなかったが、その主流をなすものは、日本の近海を虎視たんたんとしてうかがっていた諸列強諸国に対し、なんとかして一日も早く対外平等の地歩を確立したいという、近代諸国家の自主的精神の先駆をなすものであったのである。われわれいまの日本人が、これからの日本を考へる場合でも、幕末の諸思想のうち、とくにこの開港論と攘夷論にひそむ本質的な内容は、なんとしても正確に知っておきたいものと思ふ。

以上私は、この「はしがき」をかりて、かなり勝手なことを記させていただいた。お読み下さった方々に心から謝意を表したいと思う。さいごに、本書への引用資料には、多くの既刊書から活用させていただいたことをつけ加えたい。書中その都度出典を示したのは、謝意を含めることである。出典の執筆者の方々に一々ご挨拶できなかつたことをお許しねがいたいと思う。また、編集作業、解説執筆についても、前二巻と同じく、桑原暁一(千歳高 校教諭)、葛西順夫(一橋高 校教諭)、夜久正雄(亜細亞 大教授)、戸田義雄(国学院 大教授)、関正臣(亜大元学 生課長)、島田好衛(共同通信 論説委員)、香川亮二(法政大学 人事部長)、梶村昇(亜細亞 大教授)の諸氏をはじめ、先輩・畏友の一方ならぬご協力を賜わったことを心から感謝し、御礼を申し上げたいと思う。

昭和四十三年九月十五日

編者

## 凡 例

一、この「文献資料集」は、全五冊で完結させるが、その第三冊目の本書には、日本の「近世の後半」に該当する時期のもの、主として「幕末期」にあたるものを集録した。

なお第一冊（本叢書No.4）には、日本の「古代と中世」の資料を、第二冊（本叢書No.5）には、「近世の前半期」の資料をそれぞれ集録して既刊した。

一、各章の標題は、本書が「日本思想の系譜」と題して、日本思想の縦の流れをたどる目的をもっているところから、既刊の二書と同じく、著作名でなく、なるべく作者の名前を掲げることにした。

本書の冒頭の章に、「幕末志士の和歌」を入れたのは、第二冊目の冒頭に「戦国武将の和歌」を掲載したのにならったもので、日本思想の系譜の中で、主流的な価値を持ち、かつまた、国民全体からみても、共通した表現形式であった「しきしまのみち―和歌」の占める意義を評価してのことである。

一、配列の順序は、年代順を原則としたが、思想の系譜をたどる見地から、多少例外もでた。

一、引用文献は、なるべく読者の入手し易いものを選んだが、そののできないものもあった。

一、漢字の字体は、主として当用漢字を用いたが、人名および本文のある部分については、字体から受ける感覚を考えて、一部原著のままに旧字体を使った。

一、仮名づかいは、一部の文献資料を除いては、ふりがなを含めて、新仮名づかいを用いた。

一、なお読者の便のために、本書の目次のまえに、第一冊（古代・中世）、第二冊（近世の前半期）の目次を、かさねて掲載した。それは、日本思想の縦の流れに立って本書を活用していただきたいためである。

一、各章の冒頭および採用文献についての解説には、その末尾に、その執筆をお願いしたものは、その方のお名前を（ ）内に註記した。なお、全体的な統一をはかるために、編者において若干訂正した部分もある。



△参考▽日本思想の系譜——文献資料集(上)——目次

はしがき	1	十六道元	197
日本思想と和歌との関係について	5	十七日蓮	204
凡例	12	十八(参考資料)——御成敗式目	215
一、古代		十九北畠親房	222
一 聖徳太子	3	二十太平記	231
二 古事記	32	二十一 宗良親王	242
三 日本書紀	56	二十二 世阿弥	247
四 萬葉集	67	二十三 蓮 如	255
五 最澄・空海	83	二十四 中における歴代天皇の御歌	283
六 祝詞(延喜式)	87	附 録	
七 菅原道真	95	(一) 古代・中世に作成された、その他	
八 紫式部	103	の史料の紹介	289
九 古代における歴代天皇の御歌	107	(二) 近世・近代に作成された、史料の紹介	295
二、中世		(三) 日本精神史に関する主要叢書の紹介	298
十 平家物語	120	(四) 書籍解題・目録・解説などの紹介	301
十一 慈円	139	(五) コロンビア大学における日本思想	
十二 法然	148	研究書の紹介	304
十三 親鸞	155	(六) 年表・辞典などの紹介	306
十四 源實朝	170		
十五 後鳥羽院	177		

あとがき

△参考▽日本思想の系譜——文献資料集——(中・その二)——目次

はしがき	1	十	武道初心集	93
編者の三つの基本的立場について	8	十一	契 沖	97
一 日本における歴史教育は「土器」の説明から始めるべきではない	8	十二	熊澤蕃山	101
二 古事記の「神話」に取り組む姿勢について	10	十三	坂田藤十郎	105
三 アジア大陸文化を摂取された「聖徳太子」の評価について	16	十四	近松門左衛門	110
凡例	20	十五	松尾芭蕉	123
三、近世(その一)		十六	荻生徂徠	134
一 戦国武将の和歌(武田信玄・上杉謙信・豊臣秀吉・徳川家康)	3	十七	葉 隠	141
二 千 利休	11	十八	田中丘隅	147
三 フランシスコ・デ・ザビエル	15	十九	若林強斎	152
四 ルイス・フロイス	19	二十	富永仲基	157
五 信長公記・川角太閤記	21	二十一	與謝蕪村	160
六 宮本武蔵	31	二十二	田安宗武	170
七 佐倉惣五郎	37	二十三	賀茂真淵	177
八 山鹿素行	43	二十四	建部綾足	185
九 徳川光圀	81	二十五	山縣大貳	189
		二十六	杉田玄白	193
		二十七	林 子平	199
		二十八	藤田幽谷	207
		二十九	本居宣長	215

三十	伴信友……………	232
三十一	世事見聞録……………	241
三十二	山片蟠桃……………	245
三十三	會澤正志斎……………	248
三十四	頼山陽……………	261
三十五	廣瀬淡窓……………	261
三十六	渡邊崋山……………	276
三十七	近世における歴代天皇の御歌(その一) ……………	281

附

録

(一)	近世思想史に関する主要な叢書類……………	295
(二)	近世における思想家の主な全集・選集類 ……………	302
(三)	事典・辞典類……………	309
四	おもな研究団体・学会と機関誌……………	312
	あとがき	

# 目次

はしがき……………1

凡例……………9

△参考▽本書の上巻（古代・中世）の目次……………11

△参考▽本書の中巻（近世・その一）の目次……………12

## 四、近世（その二）

三十八 幕末志士の和歌……………3

——(1)高山彦九郎・(2)三条実萬・(3)平賀元義・(4)藤田幽谷・

(5)徳川斉昭・(6)島津斉彬・(7)安島帯刀・(8)梅田雲濱・(9)頼三

樹三郎・(10)月照・(11)斎藤監物・(12)佐野竹之助・(13)有村雄助・

(14)有村治左衛門・(15)有村兄弟の母、蓮寿尼・(16)高橋多一郎・

(17)金子孫二郎・(18)蓮田市五郎・(19)静寛院和宮内親王・(20)大橋

卷子・(21)有馬新七・(22)是枝柳右衛門・(23)清川八郎・(24)田中河

内之介・(25)中山忠光・(26)吉村寅太郎とその母、雪・(27)松本奎

堂・<sup>(28)</sup>藤本鉄石・<sup>(29)</sup>安積五郎・<sup>(30)</sup>乾十郎・<sup>(31)</sup>平野国臣・<sup>(32)</sup>藤  
 田小四郎・<sup>(33)</sup>武田耕雲斎・<sup>(34)</sup>宮部鼎蔵・<sup>(35)</sup>真木保臣・<sup>(36)</sup>坂本  
 龍馬・<sup>(37)</sup>中岡慎太郎・<sup>(38)</sup>武市半平太・<sup>(39)</sup>野村望東尼・<sup>(40)</sup>三条  
 実美・<sup>(41)</sup>橘曙覧――

三十九	鹿持雅澄	69
四十	平田篤胤	77
四十一	二宮尊徳	90
四十二	大塩中斎	96
四十三	藤田東湖	107
四十四	伊達宗弘	123
四十五	村垣淡路守	132
四十六	横井小楠	137
四十七	佐久間象山	147
四十八	佐久良東雄	156
四十九	伴林光平	163

五十吉 田松 陰……………177

五十一 橋本 左内……………223

五十二 高杉 晋作……………237

五十三 久坂 玄瑞……………253

五十四 孝明天皇「御述懐一帖」……………266

五十五 近世における歴代天皇の御歌(その二) ……「孝明天皇御歌」……………278

附録 I 近世全期を通じての諸参考資料……………301

(一) 倭寇関係の資料について……………303

(1) 支那における倭寇の資料(その一)

(2) 支那における倭寇の資料(その二)

(3) ポルトガル人の目に映じた倭寇資料

(二) 鎖国関係の資料について……………308

(1) 「第一回鎖国令」の全文

(2) 「邪宗門吟味之事」の全文

(3) 「天地始之事」から

- (4) 「ジャガタラ文」から  
 (5) オランダ人カロンの「日本大王国志」から

(三) 徳川幕府の諸法度および東照宮関係の資料について……………323

- (1) 「武家諸法度」に関する資料  
 (2) 「宮中の人々に対する法度」に関する資料  
 (3) 「寺社に対する法度」に関する資料  
 (4) 東照宮に関する資料

(四) 幕末における外国関係(往復)文書について……………339

- (1) ウォーカーの「修歳記録」から  
 (2) 「アメリカ大統領フィルモアの国書」から  
 (3) 「ペリー来航に関する井伊直弼の上書」から  
 (4) 「日米和親条約」から  
 (5) 「日米修好通商条約」から  
 (6) イギリス人、アーネスト・サトウの「一外交官の見た明治維新」から  
 (7) 黒沢翁満の「ケンプエル著『刻異人恐怖伝』論」から  
 (8) ケンプエルの「箱根の建碑」の碑文

(甲) 公武合体関係の資料について…………… 364

(1) 朝廷側からの公武合体論「戊午の密勅」

(2) 和宮の御降嫁問題

(3) 老中連署の攘夷奉答書

(4) 和宮に代ふる壽萬宮降下の朝廷側の意向

附録Ⅱ 日本思想の系譜「参考年表」(古代・中世・近世まで)…………… 371

凡例  
年表

あとがき…………… 408



四、近

世（その二）



## 三十八、幕末志士の和歌

- (1)高山彦九郎(2)・三条実萬・(3)平賀元義・(4)藤田幽谷・(5)徳川斉昭・(6)島津斉彬・  
 (7)安島帯刀・(8)梅田雲濱・(9)頼三樹三郎・(10)月照・(11)斎藤監物・(12)佐野竹之助・  
 (13)有村雄助・(14)有村治左衛門・(15)有村兄弟の母、蓮寿尼・(16)高橋多一郎・(17)金子孫二郎・  
 (18)蓮田市五郎・(19)静寛院和宮内親王・(20)大橋卷子・(21)有馬新七・(22)是枝柳右衛門・  
 (23)清川八郎・(24)田中河内之介・(25)中山忠光・(26)吉村寅太郎とその母、雪・(27)松本奎堂・  
 (28)藤本鉄石・(29)安積五郎・(30)乾十郎・(31)平野国臣・(32)藤田小四郎・(33)武田耕雲斎・  
 (34)宮部鼎蔵・(35)真木保臣・(36)坂本竜馬・(37)中岡慎太郎・(38)武市半平太・(39)野村望東尼・  
 (40)三条実美・(41)橋曙覧——(編者注、以上のほか、本書の他章に文献資料を採録した人々、鹿持雅澄・平田

篤胤・藤田東湖・佐久間象山・伴林光平・佐久良東雄・吉田松陰・高杉晋作・久坂玄瑞については、それぞれの章の末尾にその和歌を掲載した。

嘉永六年(一八五三) アメリカ海軍提督ペルリが軍艦四隻を率いて浦賀沖に侵入し和親

貿易を迫つたことは、幕府の為政者は勿論京都の朝廷、全国諸藩に大きな衝撃を与えた。幕末という時代はこの事件を契機として急変したとみることができよう。孝明天皇はそれより七年前の弘化三年（一八四六）踐祚せんそしておられたので、幕末国家非常の時代は、すなわち孝明天皇の御治世の間のことでもあつた。天皇踐祚から崩御（慶応二年十二月一八六六）までの二十年間、ペルリ来航嘉永六年から數えると十三年間、——この動乱の時期を、幕末といふことができよう。

この間に、いわゆる幕藩体制は實質的に無力化し、政治の主体は孝明天皇を中心とする全国有志の政治行動に移り、明治維新王政復古のいしずえ礎はこの時期に定まつたのである。當時の歴史は、徳富蘇峰の「近世日本国民史」に詳しいが、それを讀むと、驚くほど多くのすぐれた人物が、老若男女武士といわず町人といわず、神道家、僧侶、儒者、あらゆる人々が、国を思ふ一念に結ばれて、いのちがけで国事に働いたことがわかる。——この時、幕藩体制の士・農・工・商という階級差別は崩れ去つて、天皇を中心とする国家の、精神的實質が復活したのである。

この精神の躍動を伝えるものが當時の人々の詩歌であつたと思う。しかし、残念なが

ら當時の詩歌を集大成して後代に残す仕事は、まだ行なわれていない。漢詩集は勿論だが、和歌においても、川田順が「幕末愛国歌」で国文学史上和歌史上暗黒時代と言われた幕末和歌の価値を闡明せんした事業が、わずかに當時の和歌の一端を伝える数少い業績の一つとなつていくくらいである。

明治維新の志士というと、大言壮語する淺学の活動家を想像する向きもあるようだが、志士の多くは学者であり、詩人であり、文章家であつた。歌集があり、漢詩集があり、全集のある人さえ多い。清川八郎という幕末志士の異色人物は、最も果敢な実行派であつたが、彼には「耕雲録」その他身の丈たけに及ぶ未刊の遺稿があると聞いて驚いたことがある。これなどその一例にすぎない。

私どもは、青年時代から幕末志士の和歌を愛誦してきたものであるが、それでも今回改めてその選抄を作るとなると、選択に苦しむのである。残された歌集の数も老大な数にのぼるばかりでなく、一人で数百首にのぼる歌数をもつ歌人さえ、幾人もあると思われる。その幕末志士たちの歌の中から、数百首乃至数十首なひしを選び出して彼らの息吹を伝えるのは、ほとんど不可能に近い。いきおい、辞世の歌とか出陣の歌とかによって代表

させざるを得なくなる。そうすると、内容的に一面化して、多彩な當時の歌を暗示することができなくなる。

漢詩のことはよくわからないが、和歌の方から見れば、志士たちの和歌は實にすぐれている。自分の体験に即して思想感情を直叙するところは、和歌本来の面目を発揮したものであつて、和歌史上、萬葉集に比肩しうるものを求めるとすれば、作者の多様さ、その歌風の上から、この幕末和歌集になると思われる。

当時のいわゆる専門歌人と目される人には、香川景樹、加納諸平、大隈言道おおくまよみちその他の人があるが、本書は、和歌を趣味または文芸としてではなく、切実な体験の表現として詠んだ人々を中心として編あんだので、そうした専門歌人の歌には及ばなかつた。そこにもよく見れば切実な歌もあると思うが、手が及ばなかつたのである。

また幕末の尊皇攘夷ないし討幕運動の源流について、国学者の歌、山県大武やまがたけ・武内式部たけうちしき等のいわゆる宝曆・明和事件があるが、これはむしろ前巻に入るべきものとして割愛し、高山彦九郎からはじめることにした。彼は時代の上から言えば前巻に含まれるが、歌を心の友として全国を遊歴した点、幕末志士の理想像であつたと思われるので、本編

冒頭に載せることとした。つづいて三條実萬（さねつむぎ）、歌人としても有名であつた平賀元義（もとよし）をあ  
げ、そのあとには、嘉永六年以降、幕末の諸事件の中心人物であつた人、連座した志士  
たちの歌を載せ、最後に野村望東尼（ぼうとうに）・三條実美（さねとみ）・橘（たちばな）曙覽（あけみ）の歌をあげた。三條実美の歌  
は、孝明天皇崩御における哀悼の歌を含み、曙覽の歌は王政復古のよろこびの歌を含む  
ので、最後にあげたのである。鹿持雅澄（かもちまさずみ）・平田篤胤（あつたね）・藤田東湖（とうこ）・佐久間象山（さくまやま）・伴林光平  
・佐久良東雄（さくらのあきと）・吉田松陰（よしだまつかげん）・高杉晋作（たかすぎしんさく）・久坂玄瑞の和歌は、別項に収めた。編集の形式に  
ついてはいろいろ考えたが、結局川田順著「幕末愛国歌」と同じような体裁になつた。  
いまさらながら著者の苦心がしのばれた。（夜久記）

本章を作るについては、前述の「幕末愛国歌」を参照したことは勿論のことであるが、また、大  
正十年に大日本明道会から刊行された「勤王文庫」第五編（詩歌編）からもかなり引用した。その  
他近刊の「和歌・漢詩・明治維新百人一首」（不二歌道会編）、中村武彦著「明治維新の青年像」か  
らも恩恵を蒙った。その他の刊本歌集から引用した場合は、それぞれ刊本の名を記したが、前述の  
諸書その他から引用の場合には、一々の歌について原典を調べることはしなかつた。また解説につ

いては、昭和十年、雄山閣から刊行された「類聚、伝記大日本史、第四卷、忠臣志士篇（藤井甚太郎監修）」その他を参照した。注意はしたが、若干の誤りもあろうかと思う。その点、この編集を担当した数名の委員自身、満足できるところまでできなかったことをお詫びする。誤りは御叱正を願いたい。作者の没年略歴については、前記諸書のほか「広辞苑」に拠るところも多い。併記して、著者諸氏に謝意を表する。総名の「幕末志士の和歌」は前篇（日本思想の系譜—中巻その一）の冒頭に掲載した「戦国武将の和歌」に準じた。和宮静寛院宮をはじめ公卿、藩主、国学者たちの歌も収めたが、大多数の人物をあらわす代表的なものとして志士の名を取ったのである。

(1) 高山彦九郎（一七四七—一七九三）

林子平、蒲生君平とともに寛政三奇士の一人。名は正之。上野国新田郡こうづけのくにに生る。十八才、家を出て、京都に遊学。爾後、北は青森、南は薩摩まで全国を遊歴して、攘夷・尊皇・忠孝の精神を鼓吹し、和歌を遺した。筑紫つくしの松崎にて割腹自尽。享年四十七。歌集「高山朽葉集」八卷（矢島行康編）。総歌数九六一首。本編は福井久蔵著「高山朽葉集」（昭和十九年七月山一書房刊）に拠る。



天明三年五月朔日（中略）祭祀畢て族人と盃酒してよめる（三首の中）  
八百萬神のまもりは天地や蝦夷が千島も我國のうち

天照大神の詔に豊葦原の中つ国は吾が児のしらさん地なり云々とありけるに、恐れみ畏れみ敬み謹みてよめる

神風になびくや広き天が下民の草木の数ならぬ身も

寛政二年十一月三十日晦日丑の刻計りに大津を立ち、白川橋にて手水し礼服す。三条橋に至りて恐れみ惶れみ敬み謹みて宝祚長久を頓首拝し奉りてよめる

陸奥の八重の山路を跋分てけふ九重に入ぞ嬉しき

十二月朔日云々

豊なる年の貢とけふはしも雪降り積る四方の山々

蓮沼政徳戊六月十三日の日付の書中歌あり「たちちねの子を思ふ身は誰もかも同じ心を我ぞ勤むる」と  
なん有りける返し

子を思ふ心を知れる人をこそ頼みある人とわれ頼みにき

（前略）寛政（三年）三月十五日恐れみ畏れみ謹みてよめる

われをわれとしろしめすとや皇の玉の御声のかゝる嬉しさ



高山彦九郎

予謹みて船橋殿に向ふて 天上の御沙汰に及びたるの忝かたじけなきを語れば、度々 天子仰うやせられける先生  
の高官なりとありける。恐れ入りぬといへり。船橋家に於て酔に乗じてよめる

九重ここのへの春ぞ嬉しきけふはしも酒のみくらす事の楽しも

寛政三年春三月二十日（中略）……今上皇帝（光格天皇）御製「むぐら生ひ茂りて道もわかぬ世にふる  
は涙の雨にぞ有ける」予 聖恩の忝かたじけきを恐れみ畏れみ敬み謹み頓首々々百拝して読て報ひ奉る

夏草の心の儘ままに茂れどもいつかは秋に逢はで過ぐべき

寛政四年壬子春正月元日辛未しんみ曇る。肥後国熊本城下藪家に春を迎ふ。麻上下あさかみじにて明の方を拝し恐れみ惶  
れみ敬み慎みて 帝京の方を拝し奉りて諸神の拜、祖先の拜に及ぶ事例の如し。雑煮まじなど祝ふ事替かる事  
なし。元旦をよめる

四方よしもの山霞長閑のどかに春の来て帝都みやこの空に向ふ嬉しき

酌くみてよめる

今日逢ふてけふ酌くかはす盃さかづきのめぐりては又逢あむとぞ思ふ

寛政五年六月二十七日心に思ひ定むる事ありて（自刃直前）

松崎の驛りまやの長ながに問ふて知れ心筑紫の旅のあらまし

朽果くもはてて身は土となり墓なくも心は国を守らんものを

林子平海国兵談の印の歌とて

伝へては我が日の本の、兵の法の花さけ五百年の後

友直（子平）の歌の末の言葉をとりによめる

五百年の末の松山外が浜浪風たかし蝦夷が千島も

(2) 三條 實萬（一八〇二—一八五九）

幕末の公卿、内大臣。「梨のほつえ」（昭和十二年八月十五日発行）の跋文（三條公輝しるす）に曰く、「祖父実萬公は 光格・仁孝・孝明のみつの帝に仕へまつりて忠勤を抽んでられ、幼き頃より和漢の学を好み、わきて敷島の道に親しみ給ひき。嘉永年間、外国の使節通商貿易を乞ひしより、国論は鼎の沸くが如く起り、志士は東西に奔走して世の中いとさわがしき中に、ひたすら朝廷のみ政ごとくに心を練き。かたはら、四季の風物に寄せて吟懐を遣りたまひし歌、四千余首に及べり。先つ年、父実美の歌集「梨のかた枝」世に公にせられし折、公の集に及ばざりしを、いと本意なく思ひしかば、こたび、そが中より五百余首をえり、梨の上枝と名づけて一卷とし、公の遺徳を偲びまつらむとす。唯斯く詠みおき給へる中に、時局に関するもの少きはいと訝し。是は、詠まざるにはあらで、

恐らくは時世を憚りて世に残さじ、と努めたまひしなるべし。公の伝記めく事は、忠成公年譜につ  
ばらなれど、こゝには省きつ。忠成とは、畏くも 明治天皇の賜ひし諡おくりななり。安政の大獄に連座  
して落飾を迫られ、安政六年幽居のうちに没す。梨木神社なしのきに祀る。

### 述懐

とにかくにおもふところは国の為名のためならぬ我としらなむ  
さまざまに思ひ出ては悔ゆれどもかひなき事をいかにかはせむ

安政六年正月四日托<sub>二</sub>駿河守<sub>一</sub>送<sub>二</sub>遣少将<sub>一</sub>許<sub>二</sub>

わが上は露もいとほおほかたの人にかけてとおもひたちしか  
都をばおもひはなれていでしこそなかなか君をおもふなりけれ  
天の戸のあくるひかりを待つつや田づらのいほに鳥のなくらむ  
すべらぎの星となへますころかともおもへば里に鳥のねぞする  
みやこべの春はけふしもいかならむ淀のかすみの立ぞへだつる

### 神楽

庭火たくかけさやかなる雲の上にあかほしうたふ聲ぞすみゆく



三 条 実 萬

暁神楽

あはれとも神やきくらむ天の戸のあけがたちかきあかほしの聲

千鳥

月かげのさゆる川べにこゑすみてあかつきちかく千鳥なくなり  
はまかぜに沖つしら波たちかへりなくや千鳥のうらつたふこゑ  
をちこちに聲をかはしてなく千鳥かたみにをのが友さそふらむ

(3) 平賀元義 (一八〇〇—一八六五)

江戸末期の国学者、古学を学び和歌を好くす。岩波文庫に「平賀元義歌集」があり、万葉調の長短歌六三九首を収む。岡山藩士であったが、一八三二年に脱藩。賀茂真淵を尊敬した。中国地方各地を旅行し、「続風土記」や「名所考」を著わした。

文政十年十月十九日父のうせられぬるを同二十二日夜に来て葬る。父の常に足冷ゆといはせしを思ひ出て



平賀元義

上山うへやまは山風寒しちちのみの父のみことの足ひゆらむか

天保十一年正月晦日三首（内二首）

皆人の得がてにすとふ君を得て吾が率あ寝る夜は人な来りそ  
きも向ふこころの中を居待月あかして語る今宵樂しも

嘉永三年三月二十九日宮古みやこに上る人に贈る

針間路はりまぢの櫻はなさく次嶺つぎね経山代やまとさかりなるらし  
吉備の海ゆ難波へ上る早船のはや事畢をへて帰らせわがせ

嘉永三年八月大篠の神の社より津山の城を眺めてよめる歌

見渡せば美作みまさかくぬち霧はれて津山の城に朝日直刺たださす

嘉永七年正月元日 此の春は亜墨理加の賊来るよし女童どものいひ騒ぐをききて

えみしらを討平げて勝鬨の声あげそむる春は来にけり

さひづるや唐国人にひのもとの手並示せよ大丈夫ますらをのとも

〔——编者注〕 嘉永六年（一八五三）ペリー黒船来寇前後に詠む狂歌等

泰平のねむりをさます正喜撰（蒸汽船） たつた四はいで夜もねられず（狂歌）

アメリカが早く帰つてよかつたねまた来るまではすこしおあいだ（狂歌）  
露をだにいとふ大和の女郎花ふるあめりかに袖はぬらさじ（遊君桜木）

(4) 藤田幽谷（一七七四—一八二六）

幕末水戸藩の儒臣。（本書の前巻—中巻その一—に文献掲載、二〇七ページ参照）

常陸なる大津の浜にいぎりすの船をつなぐと君は聞かずや

(5) 徳川齊昭（一八〇〇—一八六〇）

江戸後期の水戸藩主。号は景山。おくり名、烈公。藤田東湖などの人材を登用し、一八四一年（天保二年）藩校としての「弘道館」を設立。鉄砲鑄造、兵制改革など行なったが、尊攘的行動が幕府にきらわれ、一八四四年（弘化一年）謹慎を命ぜられた。その後許されたが、一八五三年（嘉永六年）ペリーの浦賀来航にあたり、幕政参与。のち井伊大老と対立、幽居の身となる。

身は辺地に在りと雖も心は皇室を奉ず

大君につかへささぐる我がこころ都のそらに行かぬ日ぞなき

島津斉彬侯海防の事をとひ給ひければ

今さらに何を言ひ出でむ武蔵野の蓬よもぎがなかのあさましき身は

大塔の宮（護良親王）の五百年忌に

愚かなる身もいにしへに生れなば君が憑たのみとならましものを

鹿沼にてよき麻の出づる所とて宿の主が得させたれば

誰も知れ麻よりもまた民草はなほきこころに生ふべきものと

日光山霧降の滝にて

岩が根もゆるぐばかりに音たかく碎けておつるきりふりの滝

題しらず

函館はこだての関のせきもり心せよ浪のみ寄みする御代みよにあらねば

蘭学者へ

蟹文字をよみかく人は我が国の道よこさまに踏みなたがひそ



徳川 斉 昭



(6) 島津 斉彬なり あきら (一八〇九—一八五八)

江戸末期の薩摩藩主。藩政の刷新につとめ、殖産興業政策を実施し、ことに洋式兵備の充実に留意し、五十一製錬所・五十三反射炉を設置。そのほか電信・ガス灯の実験、五隻の軍艦の建造、また紡績機械の輸入もした。井伊大老と対立。幕政改革は挫折した。

また斉彬は、外国船と日本船との区別のため、日本国総船印の制定の必要を説き、白地に朱の日の丸を染め出し、これを幕府に伺いを立てて申請したのが一八五三年(嘉永六年)のことである。翌一八五四年(安政元年)幕府は、さきの島津斉彬の立案を採択し、七月十一日に次の令達を全国に発した。

「大船製造については、異国船に紛れざるやう、日本船印は白地ふなじとし日の丸のぼりあいち幟あしもち相用あひもちひ候ひごほやう仰せ出たされ候……」

日の丸が日本の国旗となったのは、このような経過からであった。

本編の和歌は「島津斉彬公伝」(昭和十年、鹿児島市役所著)に拠る。

八、九才くさうころ母君に差上げたもの

古いにしへのひじりの道のかしこきをならひて学あしぶ朝あさた夕ゆふべに

十六才の折、三十四才で世を去られた母君の靈前に手向けられて

有明のかたぶく月も諸共に雲かくれぬる君ぞこひしき

なき母の有様を書きつづり笹の葉と名付けて見せられしう

れしさに

玉笹の葉のつゆのひかりにて昔を今に照すかしこさ

(長男を一才で、長女を四才で、二女を三才で、二男を四才で、三男を四才で、

四男を二才で、次々に夭亡させられた、斉彬は、

さらに安政元年五男虎寿丸を六才で失なわれた、その折のうた連作)

何事も假寝の夢の浮世ぞと思ひなしても袖ぞぬれける

手向にとそなふる今日の言の葉を書くさへ筆のおきどころなき

身にかへて世の行末を頼みしも今は甲斐なきあだし野の露

ふして拝む神の頼みも甲斐なくて空しき跡を見るぞ悲しき

(その折の夫人のうた) 連作

末ながくたのみしものを先立てて共に消えゆく心地こそすれ



鳥津 齊彬

撫子なでしこの花の上なる玉と見し露はもろくも消えしはかなさ

里紅葉（安政四年）

露つゆ時しぐれ雨あめ織おるや錦にしぎも幾いくち千機ちはたそ染そめて映はえある里はのみぢ葉

秋山家水

うき世をばいとふ深山みやまの柴の戸にかけひの水の音ぞすみぬる

徳川齊昭の

今さらに何を言ひ言でむ武蔵野の蓬よもぎがなかのあさましき身は  
への返しの歌

むさし野にしげる蓬よもぎのしら露を君ならずしてたれかはらはむ  
かちぢゆく供人いかに寒からむ輿こしのうちさへ冴さゆる嵐に

〔編者注〕 一八五八年（安政五年）に安政大獄あり。大老、井伊直弼いいなおすけは勅諭（天皇のおさとし）を無視し、勅許（天皇のお許し）を待たずにアメリカその他の国々との修好通商条約に調印し、これに反対した勤皇の志士たちはじめ反対派に大弾圧を加えた。

(7) 安島帶刀 (一八一二—一八五九)

幕末の勤皇家、水戸藩士。文政十二年藩主継嗣の問題起るや、実兄戸田忠敵とともに決死の奔走をなし、ついに徳川斉昭を擁立した。郡奉行、小姓頭に累進、山陵修營の急務なることを上書して建議す。斉昭が幕府の怒りを受け謹慎を命ぜられると、その罪なきことを主張し、ために禁錮に処せらる。藤田東湖なきあと、専心斉昭を補佐、朝旨遵奉につくす。一八五九年幕府にとらえられ、自刃を命ぜられた。享年四十八。

心にて世を辞しける時

武蔵野の露とはかなく消えぬとも世に語りつぐ人もこそあれ  
玉の緒のたゆともよしや我が君のかげの守まもりとならむと思へば

述懐

国を憂ひ世を歎きてのまごころは天にも地にも豈あに恥ぢめやは

(8) 梅田雲濱 (一八一五—一八五九)

幕末尊攘派の志士、京都の儒者、若狭小浜藩士。通称源次郎、雲濱と号す。江戸に出て和漢の学を修め、和歌および詩文・書をよくす。一八五二年（嘉永五年）幕府批判により追放されて浪人となる。一八五四年（安政元年）露国の軍艦が摂津に入るや、大和の郷民等憤慨して雲濱を推して謀主となし、まさに之を討たんとす。のち、井伊大老排斥の企てにより、安政の大獄の際とらえられ、拷問により獄中で発病し病死す。享年四十四才。

雲濱幕府の役人に襲われたとき、妻は病床にあり、すなわち筆を執って題す。

「妻臥病牀一兒叫飢。挺身直欲當戎夷。」

今朝死別与ニ生別。唯<sup>ダ</sup>有<sup>リ</sup>ニ皇天后土知<sup>ル</sup>。

（注、皇天后土は天地の神祇のこと）

就縛の折

契<sup>ちぎ</sup>りにしそのあらしも今は唯思ひ絶えよと秋風ぞ吹く

捕はれて某の邸に籠められたるが、病重きに養<sup>やしなひ</sup>のことなど人の云ひた

りけるに

君が代を思ふ心の一筋に吾が身ありとは思はざりけり



梅田雲濱

天の戸をおし明け方の雲間より出づる日影の曇らずもがな

(9) 頼三樹三郎 (一八二五—一八五九)

頼山陽の第三子。字は子春、鴨尾と号す。幕末の勤皇家、江戸に出て昌平黌しやうへいこうに学び、のち蝦夷地えぞち(北海道)探険の途にのぼる。一八四九年(嘉永二年)京都に帰り家塾を開き、四方の志士と交わる。一八五八年(安政五年)盟主と仰いだ父の旧友の梁川星巖やながはせいがんの急死にあい、ついで同志とともに捕えられ、翌安政六年、小塚原こづかづばら(江戸時代の刑場、現在の東京都荒川区南千住町附近)で斬刑に処せられる。享年三十五。

題しらす

浮雲の覆おほふ姿はかはれども萬代よろづよおなじ天つ日の影

十月七日御裁許の以前五日の頃もろともに詠よみ侍はべる

吾が罪は君が代おもふまごころの深からざりししるしなりけり

(10) 月げつ

照しょう

(一八一三—一八五八)

幕末の勤皇僧、京都清水寺成就院の住職。大阪の医者玉井鼎斎の子。尊皇の志を抱き、近衛忠熙このえただひろと交わり、国史を学ぶ。幕府の姑息な政策を憤り倒幕攘夷をとなえる。安政の大獄により、身に危急の難あり。忠熙の命により難を大阪に避け、ついで海路、平野国臣とともに薩摩にのがれたが、藩議はその滞留を許さず、十一月十五日月明りの夜、御船浦沖にて西郷隆盛と相抱きて投身。月照のみ水死す。享年四十六。隆盛は蘇生した。

折にふれて

幾千代も御代はうごかじ一筋にふたごころなく君しまもれば  
弓矢とる身にはあらねど一筋に立てしこゝろの末はかはらじ  
追風に矢を射る如く行く舟の早くも事を果してしがな

薩摩に入りし時

都にてたれかあはれと思ふらむ心づくしのはてに越す身は  
海小舟人あまをぶねにはゆめななかりそよ薩摩の迫門せとに我れ渡りきと



月 照

浦ややすく今日はさつまに着きにけり心つくしの人をたよりて

辞世

大君のためには何か惜しからむ薩摩の瀬戸に身は沈むとも

曇りなき心の月ともろともに沖の浪間にやがて入りぬる

(一本「曇りなき心の月の薩摩湯沖の波間に今ぞ沈める」)

〔編者注〕 一八六〇年(万延元年三月三日)桜田門外の変あり。水戸・薩摩の浪士ら十八名により、幕府の大老、井伊直弼が襲撃され、刺殺された。井伊がさきに、勅許を待たずに修好通商条約を結んだり、安政大獄を起こしたことが原因。この変は、幕権衰退の大転機となった。

(11) 齋藤 監物 (一八二一—一八六〇)

幕末の勤皇家。常陸国、静神社の祠官で代々静長官と称す。学は藤田東湖に受け、剣は無念流に達す。弘化五年、藩主徳川斉昭が幕府の譴責を受けるや、悲憤して領内神官の同志を糾合して、ま



た微行して江戸に入り老中に上書してその無実の罪を訴えたが、その言葉が激烈なため、かえって禁錮に処せられ、投獄されること四年に及ぶ。万延元年（一八六〇）同志とともに桜田門外に井伊大老を襲って事を逃げ、重傷にも屈せず、斬奸状を懐ふところにして老中・脇坂邸に自訴。即日細川邸に幽せられたが、居ること六日、三月八日重傷のため没した。享年三十九。

いやたけき神に誓ひてもののふの思ひいる矢は透らざらめや

ことあらば告げよ隅田の都鳥おなじうきねの友とおもへば

咲き出でて散るてふものは武夫の道もののみちに匂におほへる花にぞありける

志を遂げなむとする折しも雪いたう降りぬ。こや天の賜たまものならむといと忝かたじけなくて

国の為つもるおもひも天つ日にとけてうれしきけさのあわ雪

（一本「国の為」を「君が為」に作り、監物の母の作とする）

(12) 佐野竹之助（一八三九—一八六〇）

幕末の志士、水戸藩士。資性豪放、剣道と砲術をよくす。桜田門外の変に加わり、激闘後、重傷

の身をもって老中細川邸に自首し、斬奸状を呈し、井伊大老要撃の実情を述べて絶命した。享年二十二。

大君のうきみころをやすめつつ鬼住む国にさくらがりせむ  
憂きことはいや積れども劔太刀あたなす人をはらひきよめむ  
かりならぬ旅のやどりに今日もまたおもひぞ出づる敷島の道

桜田門出陣の前の夕に

敷島の錦の御旗持ちささげすめら御軍みいくさの先かけやせむ  
桜田の花とかばねをさらすともなに撓たわむべきやまとだましひ

(一本「花と屍かばねは散らせども」とあり、又別本「花に」とありまた「なに」を「など」とする)

(13) 有村 雄助 (一八三五—一八六〇)

薩摩藩士。治左衛門の兄。安政六年(安政大獄の翌年)藩を出て水戸の志士と交わり、桜田門外の変では、金子孫二郎・高橋多一郎らと共に中心人物。三月二十六日、母藩にて幽閉中、自刃を命ぜ

られた。享年二十六。

困を出づる時よめる

大君の憂<sup>うれ</sup>き御心をやすめずばふたたび国にたちはかへらじ

不慮の難に逢<sup>あ</sup>ひて

塵あくた幾重がうへにつもれるを忍びしのぶはただ君のため

沼水のそこにしづめる蓮葉<sup>はらすば</sup>のきよきこころを誰か知るらむ

(14) 有村治左衛門 (一八三八—一八六〇)

薩摩藩士。兄、雄助と共に脱藩して江戸に至り、剣法をよくするため麻布に道場を開いて教授す。かつて水戸に赴き烈公の知遇を受く。烈公、井伊直弼にしりぞけられるや、水戸の志士とともに桜田門外の変に加わる。十八烈士中ただ一人の薩藩同志として参加、突進して井伊大老に第一刀を浴せてこれを斃<sup>た</sup>し、その首<sup>し</sup>を斬る。たまたま井伊の従者は、彼の背後から後頭部に一撃を加う。治左衛門これをも斃<sup>た</sup>し、井伊の首<sup>し</sup>をかか<sup>か</sup>けて高吟して去る。行くことわずかにして重創に耐えず、遂に神田橋、酒井侯門前で割腹自刃した。享年二十三。

心に思ふことありて

世の中は憂き事つねと思へども色に見せざることぞくるしき  
君のためつくす心は武蔵野の野辺の草葉のつゆとなるとも

桜田のとき詠める

岩が根もくだかざらめや武夫ものよの国のためにと思ひ切る太刀  
骨は粉に身はむさし野にさらすともなに真心の透らざらまし

(15) 蓮れん 寿じゆ 尼に (有村兄弟の母) (一八〇八—一八九五)

薩摩の人、藩医森元高見の女。名は、れん。後に剃髪して蓮寿尼と称す。桜田門外の変により、三子のうち二男、三男を同時に失なつたが、毅然としてその忠節を喜んだ。しかし喜ぶ心と、母としての悲しい心とは、その和歌の中に綜合されて詠みあげられているようである。近衛家の老女・村岡局ノツボ、また太田垣蓮月尼と親交あり。税所篤子に学んで和歌に秀でた。明治二十八年没、八十八。

山の端にかかる浮き雲ふきわけて曇りなき世の月ぞ待たるる  
雄々しくも君につかふる武夫ものゆの母てふものはあはれなりけり

(16) 高橋多一郎 (二八一四—一八六〇)

水戸藩士。桜田門外の変の中心人物。江戸において井伊大老襲撃に呼応して、京都で義兵を挙げることになっていたが、幕吏に襲われ、一子莊左衛門と共に激闘の末、自刃し果てた。享年四十七。子の莊左衛門は年十九。

公おほせよりの仰おほせのあれど、かかる横暴の世の中、神州の旦暮に似んことを憂へて家を出でぬる時よみ侍りぬ  
出でていなば誰かは告げむ我が宿のにはふ櫻の朝のけしきを

題しらず

鹿島かしまなるふつのみ霊つるぎのみ劔つるぎをこころに磨とぎて行くはこの旅

(ふつのみたま—鹿島神宮御祭神の建御雷神たけみかづのいかみの靈劔)

(17) 金子孫二郎 (二八〇四—一八六一)

水戸藩士。高橋多一郎とともに水戸志士の重鎮。桜田門外の変のあと、京都で義兵をあげようとして有村雄助と潜行中、鳥羽で捕えられ、文久元年七月、斬罪に処せられた。享年五十八。

長岡駅に建てし大日本大小至忠招楠公魂表と認めたる杭の側面に書きつけける

七たびも生きかへり来てすめくに皇国をまもりの魂たまとならむますらを

(18) 蓮はす田だ市五郎 (一八三三—一八六一)

水戸薩士。幼くして父を失い、家貧しくわずかに食を減じて勉強した。会沢正志齋門下。桜田門外に同志と共に井伊大老を要撃し、負傷して老中脇坂邸に自訴、即日細川邸に幽囚され、ついで本多修理邸に移され、翌年七月、伝馬町の獄で斬罪に処せられた。享年二十九。

世のためと思ひて尽せし事ども皆空しくなりぬと覚えければ

世のためとおもひつくせし真心は天つ御神もみそなはすらむ

寄落花述懐

いそがねどいつか嵐のさそひ来て心せはしく散るさくらかな

三月三、四、五日雪ふる、細川侯の邸にありて五日の夕空晴れて月影のさしけるを見て(井伊大老要撃は三

月三日

降りつもるおもひの雪のはれて今あふぐもうれし春の夜の月

隅田川の花いと盛さかにて人々花見に出づるよしを聞きて

もろ人の花見るさまに引きかへて嵐まつまの身ぞあはれなる

母を思ひて

たらちねに又も逢ふ瀬の關なくばぬる間も夢に恋ひぬ夜ぞなき

あはれなり昼はひねもす夜もすがら胸にたへせぬ母の面かげ

かわくまもあらで袂たもとのしぐるるは母をこひしの涙なりけり

守人の桜の花を一枝折りて出しけるに

守る人のあはれみなくばこの春はなれし桜もいかにかながめむ

辞世

色香をばよし野の奥にとめおきて惜しまずに散るやま桜かな

〔編者注〕

一八六一年（文久元年）和宮御降嫁

(19) 和宮かづのみや（静寛院宮）御歌（一八四六一—一八七七）

仁孝天皇の第八王女、孝明天皇の御妹。文久元年十月將軍徳川家茂に御降嫁、江戸城に入る。慶応二年家茂將軍大阪滞陣中に急逝。御薙髪、静寛院宮と称せらる。明治元年、慶喜の謝罪歎願を幹旋され、江戸市民鎮撫に尽瘁せらる。明治十年九月十三日御逝去。享年三十二歳。（「国民同胞」第六十一号所載宮脇昌三「和宮の御生涯」に拠る。御歌は、「静寛院宮御日記」より）

御詠草より

旅心ぬれまさりけりわたりゆく心もほそき木曾のかけはし  
宿りする里はいづこぞ峯越えてゆけども深き木曾の山みち  
遠ざかる都としれば旅ごろも一夜の宿も立ちうかりけり

述懐

数ならぬ身こそつらけれかゝる世もきみがちからに成るよしもなき

為君祈世

なすわざもなき身なれども君が為めみだれあらじと世を祈るかな



(文久三年春)

惜しまじな君と民とのためならば身は武蔵野の露と消ゆとも  
再びはえこそかへらね行く水の清き流れはくみて知りてよ

(御夫君將軍を悼みたまふ)

三瀬川世にしがらみのなかりせば君諸共もろともに渡らましものを

空蟬うつせみの唐織からざりごろもなにかせん綾あやも錦にしきも君ありてこそ

着るとても今は甲斐なきからごろも綾もにしきも君ありてこそ

世の中のうきてふうきを身一つに取り集めたる心地こそすれ

(20) 大橋卷子 (一八二四—一八八一)

江戸の人。父は豪商・佐野屋大橋淡雅。大國隆正について国学を学ぶ。十八才で大橋順藏(訥庵)を夫に迎え、常に夫、弟菊池澹如、養嗣子大橋陶庵を扶けて国事に奔走せしめた。明治十四年歿、享年五十八。

卷子は、和宮の御降嫁を歎いて左記の「歌ならびに反歌」を詠み、この長歌は、当時の志士をは

じめ、全国民の心を強く打ったといわれている。

姫宮の東大城に下らせ給ふをいたみ奉る歌ならびに反歌

かけまくも かしこけれども 八隅<sup>やすみ</sup>しし 我が天皇<sup>すめらみ</sup>の 高<sup>たか</sup>光<sup>ひかり</sup>る その姫<sup>ひめ</sup>み子の いかさ  
まに 思<sup>おも</sup>ほしめせか 九重<sup>ここのへ</sup>の 都<sup>みやこ</sup>をおきて 天<sup>あま</sup>さかる 吾<sup>わが</sup>孀<sup>あづま</sup>のくにを 常<sup>とこ</sup>宮<sup>みや</sup>と 定<sup>さだ</sup>めま  
つらす あらましを 聞<sup>き</sup>くぞうれたき 御<sup>み</sup>門<sup>かど</sup>出<sup>で</sup>を思<sup>おも</sup>へば忌<sup>いみ</sup>し 烏<sup>う</sup>羽<sup>は</sup>玉<sup>たま</sup>の……(以下略)

反歌

かしこしな雲井をよ所に立ち出でて木曾の荒山越えまさむとは  
かしこしなけふ九重のみかど出をなげかざらめやよろづたみくさ

折にふれて

すべらぎの御国をおもふ真心に天のめぐみのなからましやは  
八百萬神もあはれとうけたまへ我が身にかへて祈るころを  
天<sup>あま</sup>がける魂<sup>たま</sup>の行<sup>ゆく</sup>方はここへの御階<sup>みはし</sup>のもとをなほやまもらむ  
あなかしこ仰<sup>おほ</sup>げ世の人ぬばたまの闇路<sup>やみぢ</sup>をてらす天つ日のかけ  
いつまでか曇りはつべきたかひかる天つ日つぎの大宮どころ

国のため生野の道にますらをが霜と消えぬと聞くはまことか  
 呉竹も今はなにせん弓にきり矢にはぐわざもいたづらにして

(夫、大橋訥庵「二八一六—一八六二」は幕末の勤皇家。上州の兵学者・清水赤城の子。幼より学を好み、佐藤一斎に学び、江戸に塾を開く。四方の志士從学する者多し。安政五年井伊大老斃れた後も、閣老安藤信正、威権を弄し、志士は益々憤激した。文久二年正月、安藤に対する斬奸計画の謀主となったが、坂下門要撃に先立って捕えられ、病のため藩邸預けとなったが七月没、享年四十七。)

〔編者注〕 一八六二年（文久二年）四月二十三日、京都伏見「寺田屋の変」が起こった。討幕義学を目ざして同所に集合していた長老真木和泉守（保臣）以下数十名のうち、薩摩藩士・有馬新七らが、藩主・島津久光の派遣した鎮圧隊によって斬り殺された。

(21) 有馬新七（一八二五—一八六二）

薩摩藩士。幼より学に励み、闇齋学と国学を学び、楠公を崇拜した。武芸に達しとくに弓道を善くした。十九才のとき京および江戸に遊学、梅田雲浜らと深交を結び、同志の先頭に立って活躍す。

寺田屋の変で斃れた。享年三十八。

「都日記」(安政五年)より

伏見にて折にふれて詠める歌ども

刈薦かりこもの乱れし世にも物部ものぶの立てし心は動かざらまし

物部の矢たけ心の彌いやましに思ひくだくる世にこそありけれ

荒びなす醜しこの醜臣しこおみ打払ひ肇はつ国しらす御代みよに復かへさむ

露のまも忘れかたなき大君の御代の榮えを祈りつ我は

梓弓引きてゆるべず物部の矢たけ心の止む時あらめや

草深き伏見せぬの小野をぬに置く露は世を思ふ故の我が涙はも

大君の憂うれきみ心をよそにのみかくて見つゝも忍ぶべきかは

(22) 是枝柳右衛門 (一八一七—一八六四)

薩摩の商家の出。学を好み長じて家塾を開き、国事を談じ、藩の誠忠派に加盟。井伊大老の無勅許開港をにくみ、单身これを刺そうとして出郷したが、途中桜田の変を聞く。寺田屋事件に坐し、

鹿兒島に護送され、屋久島に流され、元治元年島で病没。享年四十八。

帰らぬもたがためならぬ旅なれば神も哀れとみそなはすらむ  
雲の上に容るる容れじは知らねども思ひ立つ今日うれしかりけり  
薩摩山けふをかぎりと越えつれば雪のしらたま袖にこぼるる

(23) 清川 八郎 (一八三〇—一八六三)

出羽国清河村の郷土。十八才で江戸に出て千葉周作、安積良斎の門に学び、のち私塾を開いて文武を教授し、山岡鉄太郎らと交わる。文久三年、生麦事件なまじ起こるや、攘夷のため横浜の外人を襲撃しようとして浪士組の分裂をきたし、江戸、芝の赤羽橋附近で幕府の見廻組のために暗殺された。「耕雲録」その他遺稿あり。享年三十四。  
ふきおろせ不二ふじの高嶺おほみかぜの大御風おほみかぜよもの海路の塵を攘はらはむ  
大君のみこころ知らば賤しづが身の何をいとうてつくさざらめや  
すめろぎの露にうるほふ賤の身も今ぞ捧とぎぐる秋にぞありける



清川 八郎

御國まもる劍はく身のいかなればえみしに屈む腰やあるべき  
碎けてもまた碎けても打つ浪は岩かどをしも打ち碎くらむ  
さきがけてまたさきがけむ死出の山迷ひはせまじすめろぎの道

(24) 田中河内介 (一八一五—一八六二)

但馬国出石の人。医師の子。年少から濶達で秀でていた。天保の初年京にでて山本亡羊に師事す。  
中山大納言家の家士・田中近江介その偉材を見て養嗣子とする。広く有志の士と交わり、また天忠  
組の主将・中山忠光は彼の感化をうけること極めて大であった。文久二年寺田屋の変で捕えられ、  
薩摩に檻送される途中、その一子瑳磨介とともに、播磨灘を航行中、殺された。享年四十八。子、  
瑳磨介は享年十七。

皇子(明治天皇)御降誕の御用を蒙りしときよみて奉りける

わがきみと吾が大臣のためなれば骨を粉にしてなに厭ふべき  
骨を粉にくだきてのみか命さへかねてぞ君にゆだねつる身は

アメリカに通商を許されしを聞き

えみしらの汚る心のねぎことを得させ始めてし御代の豊けさ

文久元年十月和宮東下し給ひし時、中山忠能卿ら扈從せらるる頃よめる

彼を聞きこれを見るにもことさらに秋は涙のおちぬ日ぞなき

題しらず

天つ日の光も見えずなりにけりにくしや雲の立ちおほひつつ

大君の御旗のもとに死してこそ人と生れし甲斐はありけり

皇がため國の辱をもおもはずや人のこころのねぢけがちなる

辞世

ながらへて変らぬ月を見るよりも死して掃はむ世々のうき雲

〔編者注〕 一八六三（文久三年）、天忠組の大和義拳のことあり。中山忠能の子・侍従中山忠光を首領として、大和に討幕の兵を挙げ。

(25)

中山忠光

（一八四五—一八六四）

公家、大納言中山忠能の五男。元服して侍従となり、志士とよく交わる。和宮降嫁を貫いた公武合体派を斬ろうとし、少壮公卿として活躍。文久三年、国事寄人となり、攘夷親征を唱へ長州に走り、下関の外国艦船砲撃に加わり、ついで京に帰り、天忠組の主将に推され、大和の五条代官所を襲撃して各地に転戦したが、事破れて長州に脱出。長州征伐に際し、長州藩内の幕府への恭順派のために、元治元年暗殺された。享年二十。歌は、正親町季薰著「天忠組中山忠光」から引用した。

あら玉のとしの初を祝ひつゝくもりなかれと世をいのるかな

一度はやみとなるとも日の本をたゞしく照せ朝日子のかげ

玉の緒はよしやなかばにたゆるとも朽はつべしや倭魂

四方の海を硯の海につくすとも磨が心は書きもやられぬ

思ひきや野田の案々子のあづさ弓引きもはなたで朽ちはつるとは

夏夕月

時鳥なくをまつまの木のまよりさやかにもらす夕月のかげ

唱和

追風に月のいざよふまも待たず（忠光）はやのりぬけよ木津川の口（松本奎堂）



(26) 吉村寅太郎（一八三七—一八六三）とその母、雪

土佐の郷土。土佐勤皇党の中堅で、鹿持雅澄・武市半平太の教えを受く。安政初年京に上って諸志士と交わり、各地を遍歴して平野国臣に会う。武市半平太の一藩勤皇論に対し、草莽志士萃兵策を主張して脱藩。寺田屋の変で捕えられ藩に監禁されたが再度脱藩。文久三年、大和義挙に参じ、天忠組三総裁の一人。高取城攻撃で銃傷を負い、十津川転戦中、山駕籠に乗って指揮したが、鷲家口の戦で、津藩の兵に襲われて自刃、戦没す。享年二十七。

曇りなき月を見るにも思ふかな明日はかばねの上に照るやと

鷲家村にて血戦のみぎり（辞世）

吉野山風に乱るゝもみぢ葉は我が打つ太刀の血けぶりと見よ

（吉村寅太郎の母、雪「一八〇五—一八八一」の和歌）（伴林光平の「南山踏雲録」に「母なる人大い

に慷慨の志あり……」とあり）

よも四方に名を揚げつゝ帰れ帰らずばおくれざりしと母に知らせよ

(27) 松本 奎堂けいどう (一八三一—一八六三)

三河の国、刈谷藩士。通称、謙三郎。学を好み気節あり。十八才のとき槍術の試合で左眼を失う。嘉永五年、江戸昌平しやうへい塾に入り、在学一年で帰藩。老臣の専横を責めて閉門を命ぜらる。安政元年再び昌平塾に入り、生徒の詩文の添削を命ぜられる。寺田屋の変に際して義挙を策したが果さず、文久三年天忠組拳兵に三総裁の一人として参戦。五条、天ノ辻各所で奮戦したが、銃丸で右眼を失い盲目となる。そこで幕吏のはずかしめを受けんよりは、自刃するにしかず、として割腹して死す。享年三十四。

辞世

君がためいのち死にきと世の人に語りつぎてよ峯の松風



松本 奎堂

(28) 藤本 鉄石 (一八一六—一八六三)

岡山の郷士。幼時から和漢の学に通じ、諸方を遊歴して志士と交わり、天忠組義挙では、三総裁の一人。鷲家口で戦死す。享年四十八。

詠御劍

天地をつらぬきとめし御劍みつるぎのいつかなびかぬ草とてはなし

詠御鏡

高く見るみかげ留めし神かがみ血すぢの大路いやさやかなり

九月十三日夕暮、十津川長殿山を越ゆとて

雲を踏巖ふみいはほさぐくむ武士もののかみの鎧よろひの袖に紅葉かづ且散る

(29) 安積あさか五郎 (二八二八—一八六四)

江戸の浪士。文久二年、清川八郎とともに九州を遊説、寺田屋拳兵計画の根柢を固めた。天忠組義挙に際し、平野国臣と共に三条実美の使者として五条に赴き、八月十八日政変を知り、そのまま踏み止まって義挙に加わった。勇戦、大功を立てたが津藩の兵に捕えられ、翌元治元年、京の獄中で斬られた。享年三十七。

大和へ赴きける首途に、同志の人と共に岩清水八幡宮に奉る歌

賤が身もすめら御国の太刀風にしこのえみしの塵はらひてん

大和の陣中にて中山侍從殿より陣羽織を戴きける時奉る歌

鳥が鳴くあづまのひなに生ひし身も花の都にこひわたるなり

題しらす

つくしてもなほつくしても君がため賤しづのいのちのあらむかぎりは

(29)

乾いぬい

十郎

(一八二八—一八六四)

大和五条の人。医を業とす。少時、梅田雲浜、森田節齋に学び、詩文に長ず。文久三年の天忠組の義拳は、この十郎の手引きによって五条の地で行なわれ、五条代官を襲撃して功あり。さらに十津川に赴き、郷士野崎主計を説いて郷兵を糾合す。後、長州に逃れて再拳を計らんとしたが、大阪に潜居中、捕えられ、京の獄に送られ、元治元年、六角の獄舎で斬られる。享年三十六。

獄中にてよめる

いましめの縄は血しほに染むるとも赤き心はなどかはるべき

述懐

おやおやの親よりうけしすべらぎの厚き恵みはあに忘れめや

〔編者注〕 一八六三（文久三年）、平野国臣ら、生野に義兵を挙ぐ。

(31) 平野国臣（一八二八—一八六四）

福岡藩士。通称、次郎。幼時小金丸氏に養われ、のち志を立てるに及んで妻子を離別して実家に復す。国学を青柳種信に、和歌を藤田正兼に、雅楽を富永氏に学び、江戸の藩邸に勤務す。帰藩後、長崎に赴任、坂田諸遠に故実を学び、ますます勤皇の志を厚くす。遂に脱藩し、西郷隆盛、真木和泉守らと親交。月照、西郷の投身の際は舟を同じくしていた。

薩摩に赴きし折、島津久光に「尊攘英断録」「培覆論」の二編を上書して去る。後、京に赴いて吉田玄蕃について「時務三策」の密奏を請う。その内容は、攘夷・討幕・王政復古であり、天皇の親征を奏請したものであった。たまたま藩主黒田長溥が参府の途中であったので、その途次、播州で時務を上書し、藩主の英断を促したが、遂に帰藩、投獄さる。獄中であっても、著述多し。

文久三年三月赦されて京に上り、天忠組の義拳を時期尚早として之を中止させようと大和に赴くが、時既に挙兵の後であった。さらに八月十八日の政変のため、やむを得ず山陰道に出奔して、但

馬に拳兵の計を立て、三田尻に沢宜嘉を訪ね、之を擁して但馬生野に義兵を挙げた。しかし諸藩の兵来たり襲い、豊岡藩に捕えられて、京都六角の獄に投ぜられ、元治元年七月禁門の変に当たって、在獄の同志とともに獄中に斬られた。享年三十七。

大内の山のみかま木樵りてだに仕へまほしや大君の辺に  
いくめぐりめぐりて今年櫃原の都の春にあひにけるかな

折にふれて

かたらはむ人しあらねば大君は雲井にひとりものおぼすらむ  
かくばかりなやめる君の御心をやすめ奉れや四方の國民

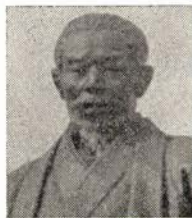
數ならぬ草のした葉のつゆの身も死なばやしなむ大君のへに

鹿兒島に入りさまざま同志と語りひけるに、事成らざりければ

我が胸のもゆる思ひにくらぶれば煙はうすしさくらじまやま

月照が墓の燈籠に

ながらへばかにかく命あるものを過ぎにし人のこころ短かさ



平野国臣

述懐

たまたまに人と生れていたづらに草木と共に朽ち果てぬべき  
君が世の安けかりせばかねてより身は花守となりけむものを  
いとをしみかなしむ余り捨てし子の声立ち聞きし夜半もありけり  
吾がこころ岩木と人や思ふらむ世のため捨てしあたら妻子を

義挙の折

弓は折れ太刀はくだけで身は疲れ息衝きあへず死なば死ぬべし  
生野山まだこがらしもさそはぬにあたら紅葉の散りぢりにして

姫路にて盗人どもと囚屋に召籠られて、いとはしたなめられ辱はづかしめられ、人々、得耐へかねて、口々恨  
みごとといひける時

孤着ても筵むしろにねてもますらをの大和だましひなど汚るべき

辞世

もののふの思ひこめにし一筋は七代かゆともよし撓なまじむまじ  
見よや人嵐あらしの庭のみぢ葉はいづれ一葉も散らずやはある

〔編者注〕 一八六四（元治元年）、藤田小四郎ら、攘夷を目的に、筑波山で挙兵す。

(32) 藤田小四郎（一八四二—一八六五）

水戸藩士。藤田東湖の第四子。幼にして家学を継ぎ大志あり。皇室の衰微を歎き国勢の挽回を期す。文久三年、藩主慶篤に従い京に上り、有志公卿の間に入出入して尊攘の志を告げ、諸藩の志士と交わって時事を議す。幕府の処置が朝旨に反するを憤り、江戸に下って奔走したが事成らず。元治元年三月水戸に戻り同志と相謀り、義兵を太平山、筑波山の間に掲げ、攘夷の先鋒にならんと期した。武田耕雲斎らと奮戦力闘、戦い利あらず、京に上って天朝および一橋慶喜に訴えんとし、中仙道を経て、十二月難苦に耐えて越前に達したが、積雪と飢寒に進退を失い、加賀藩に訴え救いを請う。遂に幕命によって敦賀に拘禁され、翌慶応元年二月、同所で斬罪に処せられた。享年二十四。

上書を渡し奉りてよめる

かねてより思ひそめにしまごころをけふ大君につげて嬉しき  
さく梅は風にはかなく散るとてもにほひは君が袖に移して



咲く梅の匂ひはかなく散りぬとも香は九重の奥にとどめん

(33) 武田耕雲齋 (一八〇三—一八六五)

水戸藩の重役、通称彦九郎。耕雲齋は退隠後の称。文政十二年、同志と共に、藩主斉昭の継承に  
 尽し、天保十一年、目付から若年寄に進み、「弘道館」創設につくす。後、大番頭、参政の職につ  
 き、士気の振興に努む。文久二年十二月一橋慶喜の上京に際してその顧問となつて京に上る。筑波  
 山義兵が起こるや、藩命によって鎮庄に向かったが成らず、幕軍の出兵のために筑波勢と合体、そ  
 の勢とともに尊攘の貫徹を一橋慶喜に訴えんとして中仙道に向う。藤田小四郎らと同じく寒飢には  
 ばまれ、金沢藩にて幕命により捕えられる。翌年、小四郎と同じく敦賀で斬らる。享年六十三。一  
 族妻子も惨刑に連坐した。

題しらず

片敷きていぬる鎧よろいの袖の上におもぞつもる越こしのしらゆき

刑に遭ふ時

世の為とおもひこし路の真心は気比けひのみ神やしろしめすらむ



武田耕雲齋

討つもはた討たるるもはたあはれなりやまと心のみだれそめしを  
世の塵をまどのあらしにはらはせて霞とともにきゆる魂かな

〔編者注〕 一八六四（元治元年）、六月五日、京都三条の池田屋に集合中の志士、新撰組に襲撃されて死傷多し。

(34) 宮部鼎蔵（一八二〇—一八六四）

肥後の人。家は医を業としたが武事を好み、熊本藩に仕え、老臣有吉頼母に従って江戸に赴いた所、在府中の吉田松陰と交わり、共に東北諸地を遊歴す。文久二年、帰國中清川八郎が来て大義を説くと、憤然京に上って志士と交わり、ついで薩摩に入り、有馬新七らと画策す。しかし寺田屋の変を惹起して素志を達せず。のち学習院出仕となり、文久三年八月朝議一変するや、七卿を守って長州に赴き、真木和泉らと忠勇隊を組織。元治元年ひそかに上京して長州藩のために哀訴しようとしたが、所司代に探知され、同志と会合中、池田屋で新撰組におそわれ、奮闘の末自刃した。享年四十五。

賀茂行幸を押し奉りて

おほけなき今日の御幸は千早ぶる神のむかしにかへる始ぞ

題しらず

いざごども馬に鞍置け九重のみはしの櫻ちらぬそのまに

(注、孝明天皇御製「戈とりてまもれ宮人ここのへのみはしの桜

かぜそよぐなり」に心中奉答したものであろう。)

(35) 真木保臣(和泉守) (一八一三—一八六四)

久留米藩士。家は代々水天宮の祠官。資性重厚、寡言。勤皇の志篤く深く楠公の忠烈を慕う。弘化元年上京の際、水戸に赴いて会沢安を訪ね国事を談ず。同四年、孝明天皇御即位の大礼を押しよと京に上り、三条実萬卿らに謁して、ひそかに皇権恢復の策を奏す。嘉永五年、同志と共に藩政改革を企てて成らず、罪を得て弟の家に幽居を命ぜらる。この間諸国の志士と交わり、安政五年、「国体策、天命論」を三条実萬に呈す。文久三年、平野国臣が来訪するや、「迅速、天祐」の二策を島津久光に呈す。同年幽居を脱出して薩摩に入り、久光が東上するやこれに従い、当時幽閉中の



宮内省蔵

青蓮院の宮を奉じて義兵を挙げようとし、伏見寺田屋に諸藩の志士と会す。しかし久光のために鎮  
壓され、罪を得て帰藩幽囚される。文久三年許され、藩主に対し挙藩勤皇を献言し、命によって薩  
摩に使う。しかし藩論一変して三たび幽閉せらる。長州藩士、勅命を奉じて、来たり救うに及び、  
罪をゆるされて京に上り、三条実美に謁し、学習院に出仕して勤皇志士の人望をあつめる。文久三  
年八月の政変により、三条実美に従って三田尻に赴き、その機密に参ず。

元治元年六月、長州藩士ら、藩主の無実の罪をそぐため京に集まるや、真木保臣は、久坂玄瑞  
らと共に山崎天王山に集結し、七月十八日入京、会津・薩摩二藩と衝突、激戦二日間にわたり完敗  
を喫す。天王山に退き、同志十七名とともに自刃す。享年五十二。

書

書見れば思ひあはする事ぞおほき昔もかかるためしありけり

五月二十七日は楠公戦死の日なりとてむかしは人々うちつどひて何くれ  
と手向などしけるを今はさるべき事にもあらず。さりとてむなしく打過  
ぎんも心うきわざなれば、みきさゝげて、ひそかにまつるとて

かゝる身になりてさこそと思ふかなたぐへて見むは畏かれども

題しらず



真木保臣

もゝしきの軒のしのぶにすがりても露の心を見せばや

薩摩へ入る途上

小夜さふかく知らぬ旅路もひと筋の誠ばかりを知るべにぞ行く

囚中の作

かゝる子をそだてしものと今さらにくゆらむ母のこゝろをぞおもふ

天王山にて月夜によめる（辞世）

大山の峯の岩根に埋みけりわが年月の大和魂

(36)

坂さか本もと龍りゆう馬ま（一八三五—一八六七）

土佐藩士。幼時は特に人に知られるほどのことはなかったが、十四才のとき劍客日野辨治の門に入るや、にわかには頭角をあらわした。嘉永六年江戸に出て、千葉周作の門に剣を学び、安政五年帰郷して専ら読書に努め、同年水戸藩士に会して尊攘の策を談ず。土佐勤皇党が組織されると、文久二年長州藩に使用して、久坂玄瑞と議して事を挙げんとす。遂に脱藩し、名を才谷梅太郎と改めて上京。同年八月江戸に下り、勝海舟を訪ねてその門に入り、航海水戦の術を学び、福井に赴いて、横

井小楠・由利公正らと交わる。

勝海舟は、彼の才幹を愛して土佐藩主に脱藩の罪を赦されんと依頼、それにより赦されて帰藩。

慶応元年、長州征伐の幕令が出るや、ひそかに薩摩・長州の間を往復し、中岡慎太郎と共に「薩長連合」のことを謀る。翌年連合成り、木戸・大久保・西郷の間に盟約成る。これ実に彼の力であった。慶応二年正月寺田屋において幕吏に襲われたが、わずかに身を以て難をのがれ、ついで幕府征長の軍を進めるや、小松帯刀に請うて薩摩藩浪士を糾合して長州藩を助く。七月高杉晋作と謀って幕府の海軍を破ろうとし、自ら長州の三艦を指揮して幕艦を襲う。数日後たまたま將軍死去し征長軍中止。

龍馬また薩摩に赴く途次、後藤象二郎に会い、幕府より進んで「大政を奉還するの必要」を説き、いわゆる「八策」を伝う。象二郎之を藩主に進め、藩主はそこで象二郎をして大政奉還を將軍に建白させた。時に慶応三年九月である。慶喜他よりの勸請ならびに自身の決断により、之を容れて大政を奉還す。しかし幕府末端の武士たちは、之をよく理解せず、深く龍馬を憎んで狙う。龍馬、福井から帰って京都河原町の旅宿で中岡慎太郎と相会する折、幕府の見廻組これを襲って凶刃を浴す、兩人ともにたおる。享年三十三。

世の中の人は何とも言はば言へ吾がなす事は我のみぞ知る

大政返上の議決したる時

心からのどけくもあるか野辺はなほ雪気ながらの春風ぞ吹く

桂小五郎（後の木戸孝允）におくる

行く春も心やすげに見ゆるかな花なき里のゆふぐれのそら

春くれて五月まつまのほととぎす初音をしのべ深山辺のさと

藤の花いまをさかりに咲きつれど船いそがれて見返りもせず

あらし山ゆふべ淋しく鳴る鐘にこぼれそめてし木々のもみぢ葉

湊川に詣でて

月と日のむかしを忍ぶみなと川ながれてきよき菊のしたみづ

(37) 中岡慎太郎（一八三八—一八六七）

土佐藩士。資性豪邁、はやくから経世の志をいやく。高知に出て間崎哲馬に経史を学び、詩文・武術に長ずる。文久元年、武市半平太の尊皇説を聴いて之に加盟。翌二年、五十人組を組織して京



坂本竜馬

に上る。文久三年八月、七卿落ちにあたり、脱藩して三田尻において七卿に謁す。坂本龍馬としばしば行を共にす。幕府、大政を奉還するに及んでも、なお討幕の策をゆるめず、坂本龍馬とともに新撰組の襲撃をうけて凶刃にたおる。享年三十。

ふるさとに送る書中に

大君のおほみ心をやすめんと思ふところは神ぞ知るらむ  
大君の辺にこそ死なめますらをの都はなれていつかかへらむ

(38) 武市半平太 (一八二九—一八六五)

土佐藩士。瑞山と号す。叔母菊子の夫・鹿持雅澄かもちまさはるに国学を学ぶ。幼少より武技を好み一刀流を千頭伝四郎に受け、安政三年江戸に出て、桃井春藏の門に入り、間もなく塾頭となる。安政五年の大獄により、翌六年、藩主山内豊信も幕府の命により隠居させられ、容堂と称す。半平太高知に居て之を聞き、大いに憤り、益々剣を磨きさらに砲術を研究す。のち、京・江戸・九州・長州を訪ね、四方の志士と交遊したが、後帰国して土佐勤皇党の首領となる。同志の脱藩や拳兵の計画を抑え、



中岡慎太郎



藩主を奉じて「一藩勤皇論」を主張したが、藩の参政・吉田東洋（元吉）と対立し、文久二年これを暗殺、弊政一新の策を定めさせた。越えて六月藩主山内豊範に従って京に上るや、十月、三条実美・姉小路公知両卿の東下に際して、名を柳川右門と変称して副使の随員となり、十二月帰京す。時に朝議ようやく変じて、文久三年春、將軍上洛の前後に至り、幕府に迫って攘夷を断行せしめる形勢となる。しかし藩主は公武合体の支持者、半平太急ぎ高知に帰り、容堂に謁して時弊を切論したが、容れられず、投獄される。在獄一年半、慶応元年五月遂に自刃を命ぜらる。彼は画を好くす。獄中の自画像その他の傑作がある。享年三十七。

文久三年獄中にありて大晦日おほみそかに

二たびと返らぬ年をはかなくも今は惜しまぬ身となりけり

元治元年元旦に

とし月はあらたまれども世の中は改まらぬぞかなしかりける

獄中より家におくる

思ふこと晴るるししか富士の根にかかる雲なき夢を見しとは



太半平市武

島本審次郎より「忌はしき獄屋ひとやの軒のひまよりも月はまことを照しこそゆけ」の歌を示したる時

大空に照る月かげはきよけれどおほへる雲をいかにせむきみ  
筆のあと見るにつけつつゆかしさのなほいやまさる君が面影おも  
人の目に見えぬころのますかがみ清き光は神ぞ知るらむ  
忌まはしき囚屋ひとやのうちのものうさを黄泉よみの国まで共に語らむ

題しらず

(足)

世を思ふ心のたらでかかる身はひまもる月のかげもはづかし  
神ならで誰かは知らむ目に見えぬころの底の清きひかりを  
月夜よし夜よしと聞けばまどゐせし都のむかし思ひいでつつ

(39) 野村望東尼ぼうとうに (一八〇六一—一八六七)

筑前の人。名は、もと子。性質は温雅、容貌もよく、心情正しく、丈夫の氣象あり。さまざまの  
技芸に通じ、茶花、書、歌をよくす。初め林利貫に嫁し、のち福岡藩士野村貞貫の後妻となる。先  
妻の子三人あり、一家和合す。四十二才のとき夫、任を辞し、草庵を結び互に歌を詠みかわし、山  
水に心をすます。人みなその高節をうらやむ。五十四才、夫と死別し、剃髪して望東尼と称す。大

隈言道に和歌を学ぶ。月照・平野国臣・高杉晋作ら、多くの志士を援助し、また国難に殉じた志士の妻子に物を贈り慰めるのを常とした。ために慶応元年、姫島に配流されたが翌年同志に救われ、慶応三年、三田尻で客死した。幽閉中「姫島日記」をあらわす。享年六十二。

異国船はや長崎を出でぬと聞きて

神風のおひて吹けばことくに異国のふねはことなくみなといでけむ

異国船あまたび来るよしにて戦もやありなむとて、ここかしこ訓練て

ふことすなるを見て

夢にだにいくさだてする武夫もののよをみべき御代とは思はざりしを  
あぢきなや貝が音つづみ石火矢にこたへのみする花のやま彦

安政の大地震の頃

たひらけき道うしなへる世の中をゆりあらためむ天地のわざ

水戸十七士、大老を御代の為にうちしより世の中にほか俄に騒しくなりくる頃

さばかりはいかでと思ふ世の中の驚くばかりかはり来にけり

寄糸述懐

くれなるの大和錦もいろいろの糸まじへてぞあやは織りける

夏述懐

なかなか正しき人ぞ夏虫の火にいるうき目みる世なりける

異国船

世の中のいぶせき煙沖べより吹きたててくる火くるまのふね

ある時に

ひとかたの水口あけてながるめり葵あおいふたぎし池のうきくさ

無き罪に陥りたりし人々免ゆるされし頃

つくし瀉うもれし玉のかつがつに出づるぞ国の光なりける

谷梅といふ人世を憚はばりてありけるに

冬ふかき雪のうちなる梅の花うもれながらも香やはかくるる

寄世述懐

来む年はこむとしはとて幾とせか夢に夢みるこの世なるらむ

月照といふ人の薩摩に下るに

たびごろも夜さむをいとへ国のため草のまくらの露を拂ひて

平野国臣ぬしのとらはれしを敷ひとやきて囚屋ひとやに送りける

たぐひなき声に鳴くなる鶯も籠こにすむうき目みる世よなりけり

謹慎中に

住みそむる囚屋ひとやの枕うちつけにさけぶばかりの浪の声かな

「姫島日記」から

こゝろさへすゞしきあきはいつかこむはれくもるよのさだめなければ

ひとたびは野分のわかの風のはらはずば清くはならじ秋の大空

捕はれるける頃、同じ志の人々の空しく失せにし供養に、血汐もて般若心経をかきける奥に

おくれゐて書くも甲斐かひなし法の文のりよみがへり来こむつてならなくに

(40) 三さん條じょう實さね美とみ (一八三七—一八九一)

贈正一位右大臣三条実萬さねつむの四男。天性温良恭謙、古君子の風あり。父実萬勤皇の志厚く大いに企図する所があつたが中道にして薨こうず。実美さねいまだ若年であつたが深く感激する所あり、父の遺図を継ぐ。志士とよく交わる。文久二年姉小路公知卿とともに、勅を奉じて江戸に赴き、攘夷の勅書を將軍家茂いへもちに授け、翌三年、將軍上洛して攘夷の朝議決す。然るに八月十八日に至り、朝議一変、実

美ら七卿長州にはしる。書を諸方の志士にわかち策す。居ること数ヵ月、長州藩に、開港佐幕を唱える俗論党、いきおいを得、実美らは筑前太宰府に追われた。幽囚五ヵ年、遂に王政復古成る。慶応三年十二月赦されて京に帰り、維新の柱石となる。明治元年正月、東征の副総裁となり、四年七月、太政大臣に任ぜらる。明治二十四年二月十八日病をもって薨す。家集「梨の片枝」に収録されている和歌は、「しきしまのみち」の深奥に迫る感がある。享年五十五。

「西瀬遊草」から

太宰府にありけるほど森寺大和守を山口へつかはし、久坂義助の靈にたむけしめける

九重のみはしのちりをはらはむと心も身をもうちくだきたる

おなじおり道明（小田村素太郎次子、玄瑞の義嗣となる）へ

ちゝのみのちゝのその子とかたりつきいひつぐ名をもたてよ  
とぞおもふ

大山道正（中岡慎太郎）が身まかりけるを悼みて

よをおもひ身をおもひても誓ひてし人のうせぬることぞかなしき



三 条 実 美

もののふのそのたましひやたまちはふ神となりても国守るらむ  
君がためよのためおもひなげくにはかなしといふもかなしかりけり

述懐のうたども

くれ竹のみをはむとりのひとりのみ朝日になくもあはれこのよや

梓弓もとすゑたがふよの中を神代のみちにひきかへしてむ

大君のまけのまに／＼一すぢにつかへまつらむいのちしぬまで

かたいとのみだれしすぢをとぎわけてひとつごころによりあはせてむ

くはしほこちたるのみいつすゑつひにあふがざらめや国のやそ国

かくばかりみだれゆくよをよそにみて過すは臣の道ならめやも

いまよりぞまことのみちにいりぬべしすぎにしことはいふかひもなし

いづる日のかたをあふぎて打むせびなみだながらによをいのるかな

いかにしてつくしの海による波の千重のひとへもきみにむくいむ

海山に身こそへだたれあさづく日さしいづるかたにゆくころかな

京にかへりつきて

かなしきやかへりてみれば月のわのみかげははやく雲がくれたる  
めぐみありてわれはみやこにかへれどもかへりきまさぬ君ぞかなしき

御陵にまうでて

かなしくも雲がくれにし月の輪のみはかをがむは夢かうつゝか  
わたれどもわたれどもなほうつゝとはおもひもかけずゆめのうき橋  
大ふねのおもひたのみしかひもなく雲がくれにしつきのかなしき

(41)

橘 たちばな

曙 あけ 覧 み

(二八二—一八六八)

越前福井の国学者。「志濃夫廼舎」と号す。早く家を弟に譲り、貧窮にいて、よく勤皇の志を立てた。国学を田中大秀に学び、勤皇歌人として最もすぐれた一人。藩主松平慶永に敬せられた。明治十一年刊、子・橘今滋が編した遺歌集「志濃夫廼舎歌集」がある。独楽吟はとりわけ有名である。慶応四年八月歿す。享年五十七。

人あまたありて此のわざ(銀山採掘)物しをるところ見めぐりありきて

日の光いたらぬ山の洞ほらのうちいりに火ともし入いりてかね掘出す



赤裸の男子むねこむれるてあらがね 鉾のまろがり砕く鎚うち揮よりて

さひづるや 碓からうす たててきらきらとひかる 塊かたまり つきて粉にする

寛かけひかけとる谷水にうち浸しゆれば白露手にこぼれくる

黒けぶり群りたたせ手もすまに吹鑢とろかせばなだれ落るかね

鑢しらがねくれば灰とわかれてきはやかにかたまり残る白銀の玉

銀しろがねの玉をあまたに筥はこに収いれ荷緒このせかためて馬馳はしらす

しろかねの荷負へる馬を牽ひきたてて御貢つぎつかふる御世のみさかえ

正月ついたちの日、古事記をとりて

春にあけて先づ看る書よみも天地の始の時と讀みいづるかな

失題

何わざも我が国体にあひあはず痛く重みし物すべきなり

まのあたりたよりよげなる事がらも後に到りてさあらぬが多し

恐るべし末世すゑのよかけて国体うのけに兎毫うのけばかりも疵きずのこさじと

事により彼が善き事もちふともこゝろさへにはうちかたぶくな



橋 曙 寛

其のわざを取り用ふれば自ら心もそれにうつる恐れあり  
目のまへの事いふならず 禍わざはひの遺のこらむ末の世を思ふなり  
潔き神国の風かぜけがさじとこゝろくたくか神国の人

大御政古き大御世のすがたに立ちかへりゆくべき御いきほひとなりぬるを、賤夫の何わきまへぬ物から  
いさましよう思ひまつりて

百千歳ももちとせとの曇りのみしつる空きよく晴れゆく時片まけぬ  
あたらしくなる天地を思ひきや吾が目昧くらまぬうちに見むとは  
古書のかつがつ物をいひ出づる御世をつぶやく死眼人しにまなこびと  
廃すたれつる古書どもも動きいでて御世あらためつ時のゆければ

示レ人

天皇は神にしますぞ天皇の勅とといはゞかしこみまつれ  
太刀佩くは何の為ぞも天皇の勅とのさきを畏まむため  
天下清く払あめひて上古かみつよの御まつりごとに復るよろこべ

物部ものふのおもておこしと勇みたち錦の旗をいただきてゆけ

三十九、鹿持雅澄  
（二七九一—一八五八）



鹿持雅澄

土佐藩の国学者。寛政三年（一七九一）生まれ、安政五年（一八五八）死去。六十七才。土佐勤皇運動の領袖・武市半平太の伯父に当る。天誅組の義兵を挙げた吉村寅太郎等はその弟子であった。著書「万葉集古義」は、宣長の「古事記伝」に並ぶ大著で、総論・全巻注釈・人物伝・枕詞解・玉蜻考・品物解・名処考から成り、万葉集の研究・注釈を大成し「古道」を明らかにした。

著述の次第については雅澄自身が天保八年八月「古言訳通」の末尾に記した文章によってうかがうことができる。

「おほよそ時にあひ花やかなる人も思ひやりふかゝらずして世にしのぼるべきふしをなしおかずしてはたれかはなからむ後にかたりもつたふべき。……（中略）……雅澄をぢなけれど、この所にはやく心づきて、わかきほどより年久しく、よるひるの力をつくしてふみをあらはすことをこ

ととせり。しかるに去年の冬、ゆくりなく妻にわかれしことのかなしきはさるものにて、おほやけごとのいとまには、老たる父、をさなき子どもをやしなふことのみにかゝづらふ身となりぬるを、もとより家まづしくて、ことをたすくるしもべだになければ、手づから菜つみ水くみなどして、月日をわたるに、今はふみ見筆とることのいとまのさらにあるべくもなし。しかはあれども、わがつねに『ますらは名をしたつべしのちの世にききつくぐ人も』といふ古言をとなへをしをありし世に妻がきゝよろこびて、夏の日あつさもいはず、冬の夜のさむさもしらで、あしたゆふべの事とりまかなひつゝ、いささかもわがこころざしのたゆみなからむことをたすけありし、そのおもやうの今も見るやうにおぼゆれば、今はいとまなしとて、かきさしたるものなほありて、のちつひにしみのすみかとのみなしなば、人こそしらね、ありがよひつゝ見む魂の、いかにほいなく口をしきものに思はまし。いでやわがたてたるこゝろざしのゆるびなきほどを、ありがよふたまも見よろこびてよと、それをせめての力にして、ほと／＼きえぬべかりし心を、又さらにふるひおこして、よなかあかつきをいはず、(後略)〔万葉集古義〕附卷「古言訳通」万葉閣発行、昭和五年版、冬七十丁)

明治天皇は侍臣から「古義」の名著なることをお聞きになられ、稿本をお取り寄せになって、遂に宮内省に内命して上梓せしめられたのである。雅澄の霊も感泣したことであらう。明治十二年宮

内省蔵版・第一巻が出た。雅澄はまた和歌を善くし、歌集「山斎集」があり、国語学関係の「永トシ格」かく「雅言がげん成法」せいほう「古言こげん訳通」やくつう等がある。

郷里福井村の墓石には「吾ワガ以後ノチ將生人者古事之吾ワガ樂ムネ道爾草勿生曾ヒトハフルボトノアガカリシニサニクナア オフセツ」と遺詠が刻してあるといふ。  
 「万葉集古義」所載「鹿持雅澄翁略伝」その他に拠る。(夜久)

## (1) 「万葉集古義」から

### ① 「総論(其三) 古学」から

余が万葉集をよくよくよみあぢはひて、一には皇神の道義みちぎをあきらめ、一には言靈の風雅ふうやをしたへと常にいふは、ことに所見ところみありていふことなれば、今くはしくわきまへむ、そもそも皇神の道の尊きことをば、一日一夜もわするゝ間なく、あふぎ尊み敬ひまつるべき理なるに、既く寧楽なちら人も華夷えいの分をとりうしなひて、戎国をさして、大唐とさへいへることのあるは、かの国に諂ふとはなけれど、おのづから外ッ国の道に溺れ惑ひて、心の附かざりしものなり、しかれば寧楽朝の頃は、ひたぶるに人の意こころも事ことも、外ッ

国さまにしみつきたることにて、今よろづをこれになずらふときは、歌の風体のみのことならばしそあれ、道にとりてはかの頃は、さのみしたふにたらぬことわりならむともいふべけれど、其は見る人の心にあることにて、精く扱て、あしきをすて、よきをとらば何でふことかあらむ、こと／＼に書を信がはど、書なきにしもしかずと、漢人もいひたるにあらずや、かくまで外ツ国の教どもの、いやはびこりにはびこりたる世中なるに、なほ神代のみてぶりは、もろ／＼の神事と歌詞には、正しく伝はり来れりしなり、かけまくもかしこけれども、神御祖天照大御神、大御手に大御鏡をさゝげもたして、皇御孫尊にみこととおほせてたまへりつらくは、この豊葦原の千五百秋の長五百秋の水穂国は、吾御子のしろしめさむ国なり、かれもありいましてしろしめせ、高御座天の日嗣のさかえまさむこと、天壤のむた窮なかるべしと、ことよさしたまへりしまにまに、天地のよりあひのきはみ、ときはにかきはに、皇御孫尊のをす国とさだまりて、神ながら四方の国を、安国と平けくしろしめし大まします、高ひかる日の大朝廷に、道ははやくそなはりてあれば、たとひ時うつり事さるまに／＼、からさまにまれ、ほとけさまにまれ、なべてのふるまひはうつろふこともこそあれ、皇神の道は、八百万千万御代まで、

たかみくら天の日嗣のうごくことなく、かはることなく、神代も今も一日のごとく、天地にてりたらはして、しろしめしきぬるがゆゑに、かたじけなくも神事と歌詞には、神代のでぶりのたがふことなく、あやまつことなく、遺れることなれば、皇神のいつくしき国、言霊のさきはふ国といへるぞかし、かれその言霊のさきはひによりてぞ、皇神のいつくしき道もうかゞはれける、されば皇神の道をうかがふには、まづ言霊のさきはひによらずしては得あるまじく、言霊のさきはふ由縁ヨシをさとるべきは、この万葉集こそ又なきものにはあれ、から国に心よするともがらの、聖の道を大ろかにして詩文をむねと学ぶをいやしむとは、いたくさまかはりたることなり、

(名著刊行会・昭和三年発行「万葉集古義」第一卷二五四ページ)

②

さてかく皇神の御恩賚によりて、東照神君の天下の御政申したまひしほどより、弓矢柄の音きこえず、天下おだひにをさまれるにつきて、すたれたりしもろもの古のみちみちも、たえたりし萬ツのふりにしわざ／＼も、つぎ／＼におこるめる中に、古ごと学びのいやましにおこなはるゝことをおもふに、そのはじめは難波の契沖あざり、古き代

の書を見あきらめて、すぐれたる書どもを、みづからもかきあらはしたるを、そのかみ大かたの世にはしれる人もなかめりしを、水戸の殿のさときこしめして、代匠記をかかしめ給ひたるなどをぞ、にひはり道とは云べき、それよりすぐれたる人も、おひすがひに世に出て、いにしへをしたひ、いにしへぶりの歌よむ人も、これかれといできにつつ、をぢなきわれらまで、皇神の道のたふときすぢを、さとり得たることは、ひとへにかのあざりのことさきだてゝ、世人をいざなへるより、より／＼にすぐれたるひとたちの出来て、さとせるしをりをたづきとして、わけのぼれるにこそあれ（中略）

柿本朝臣の、石見国より妻に別れて上らるゝ時の長歌の終に、丈夫跡念有吾毛敷妙乃コロモノソデハトホリテヌレヌ衣袖者通而沾奴とあるは、心あさきに似てふかきところあり、いかにと云に、相も別アワるゝも、かしこき皇命オホミコトによりてすることなれば、女によりて心動かすことはせじと、いかばかり思ひたけびても、誰もしたには、めゝしくはかなき心おこりて、別をかなしむ旅情には、たへられぬならひなるに、しひてさるこゝろをつゝみかくして、さるめゝしきことは思はずと、うはべに丈夫つくりて、人にをゝしく思はせむとかまふるは、うつはりにて、まことの心にあらず、さればそのまことの心のあるがまゝをつくろはず、丈



夫と思へる吾なれど、なほしのびあへず、袖とほるばかりに泣きぬらしつといへるをば、たれかはあはれと思はざらむ、古今集に、あかずして別るゝ袖の白玉は君が形見とつゝみてぞゆくとあるは、心ふかきに似てあさきところあり、いかにと云に、夫婦にまれ親子にまれ、離別ワカレるときに臨ナヅて、涙の玉と見ゆばかりに落むは、なほさることもあるならひなりといふべけれど、其をまことの玉のごとくに裏みて持行むといふは、幾倍イッパイかまさりていみじき涙なれば、あはれもいよ／＼ふかゝるべきに、実にさもあらむとは誰も思ふことならねば、かの袖のとほりて沾るよし、たゞあるがまゝを云るにはたがひて、かへりて心あさし、かくさまにいふことになれるより、われおとらじと、或は涙によりて川水のまさる趣にいひ、或ひは身さへながるゝよしに巧み設けて、競ひいへること多けれども、みなたゞ口さきのふかさくらべのみにて、心には深しや浅しやしられねば、今よみ拳味ふるに、すべて身にしみ通りてかなしまるゝことなし、古今集すら、彼朝臣などの歌にくらぶればかくの如し、ましてそれよりこの方はいふまでもなきことなり、すべてかの朝臣等の歌に、花紅葉を雲錦に見なし、涙を玉にまがへたるやうのことは、一もなきことなるを、はやくさるることにも心つかずてあるは、志の高からず、学の

力のともしきが故ならずや、たゞ柿本山部の大夫たちを歌のひじりなりといふことも、  
うはのそらなるむかしがたりのやうに、人のいひつたふるをうけつぎたるのみにて、実  
にそのきはことにすぐれたるをば、えさとらぬは、いふかひなきことゝやいふべから  
む、

(同書、同卷一七三ページ)

(2) 歌集「山齋集」から(「校註国歌大系」第十九卷「近代諸家集」五、所載)

正述三心緒

野干玉ねぼたまの昼夜わかず思へれど逢はずであるは人目多みこそ

狗劍こまつるぎ和食の浜なによる浪の竝なみにし思ふと思ほすな妹

斯くしつゝ後も逢はむと吾妹子わぎもこがいはずありせば生きてあらめやも

吾妹子わぎもこが咲あまひのにはひ目間まなかひに懸かりてもとな安寝やすいしなさね

夕されば逢はむと妹はきこせども人ごと繁あみ如何に吾わがせむ

人ごとはしゑや言痛こちたく讒よこすともそれに障さやりて逢はざらめやも

旅にして逢ひ見し妹を月立たば家にかへりて後恋ひむかも

別れなば又逢ふことぞ難からむ目な乏しみそ今しぼしだに

石瀬ふみ夜道な行きと人はいへど待つらむ妹を思ひかねつも

新枕まきそめてより吾妹子に昼夜いはず恋ひわたるかも

折レ花供ニ故人靈前ニ聊述レ懷

歎きつゝ手折り来にけり翼なす<sub>ありがよ</sub>在通ひつゝ見ませ吾妹子

見ニ桜花ニ述レ懷

さくら花今を盛りににはへれど見すべき人の無きがさぶしさ

春さらば相かざさむと妹がいひし桜の花は開きにけらずや

走出の一本桜開きしより出でみる毎に無き人思ほゆ

妹と見し桜の花は開きたれど何かもひとり手折るかざさむ

孟蘭盆会之時、聊発ニ感傷ニ作歌

夢にだに思はずありき祭られむ人の御霊を祭るべしとは

喪妻明年八月十五日夜、天陰、仍聊述ニ拙懷ニ

照る月は照らずともよし照れれども見すべき人のありといはなくに

十二月四日亡妻一周忌、発哀情一

去にし年の今日の今夜に見し夢は一日一夜もまだ覚めずけり  
昨日今日と思ひしものを何時の間にも此の一年を吾は経ぬらむ

八月一日、古義軒に集ひて、人々歌よみけるに

古事を語らふ小屋のあやむしろあやに楽しき今日にもあるかも

述懐一

頑狂れさどひし罪を早知りて贖ひ奉れ亞米利加奴

神風のかしこき事を知らずかもたはれ言いふ狂亞米利加

神風に息吹きやはれ石著きつゝ後悔いむかも鈍の亞米利加

慨きや醜亞米利加い又も来て醜の醜言嘔るなゆめ

神風を和め奉りて皇辺に吉くして参る来亞米利加奴

詠千鳥一

神御典読みと読む間に思はぬに千鳥しば鳴き小夜明けむとす

四十、平田篤胤

(一七七六一—一八四三)



平田篤胤

国学者・神道家。佐竹藩士大和田祚胤を父とし、出羽国秋田郡久保田にその四男として出生。曾祖父・大和田玄胤は、浅見綱斎の門人、祖父、実父共に浅見門流の人であり、篤胤の少年期を培った家学の系統が知られる。彼は八才で藩の儒学者中山青莪について漢学を修めた。この青莪もまた、浅見綱斎の流れをくむ小野鶴山の弟子である。この小

野鶴山は浅見綱斎門下の弟子で、かつ、深く楠公に心をよせた望楠軒神道の樹立者・若林強斎に学んだ人であった。こういう次第で、篤胤をかこむ学統は、浅見門流で一貫していたことは明瞭。寛政七年正月八日、志をおこし脱藩して江戸に出た。脱藩の事情については今日未だ明らかにし得ないが、このことが彼の生涯、学問の深い転機となったことは間違いないとみられている。

出奔後、四、五年の間辛苦を嘗めたが、寛政十二年、廿五才の時、備中松山、板倉侯の藩士・山鹿流兵学者平田篤穂に見こまれ、その養子となった。

かくて、本居宣長の著書を通じ、国学に入る素地は斯様な環境から育成せられていたとみられる。享和三年の初め頃、宣長の名を知り、本居の古学に入るようになった彼は、「宣長歿後の門人」と云う扱いをうけるに至っている。篤胤門下の高弟・大国隆正はその著「学統弁論」において、荷田春満、加茂真淵、本居宣長に加えて、平田篤胤の四人を、国学の四大人とし、この中でも宣長と篤胤とを以て代表的人物とした。これで明らかなように、平田派のみるところ、宣長、篤胤兩人は、幽冥境を異にする間の師弟関係とは云え、生前に直接の師弟関係があったよりもはるかに深い関係があるとせられた。事実篤胤は、師の宣長と一種の靈的な幽契を約するような確信を抱いていたことが、文政六年十一月四日、三重、松坂の山室山にある宣長の墓に参詣した時の歌

東の間も忘れずあればけふ殊に偲び申さむ言の葉もなし

をしへ子の千五百と多き中ゆけに吾を使ひます御靈畏し

我が魂よ人は知らずも靈幸ふ大人の知らせば知らずともよし（伊布伎廻屋歌集）

により推測せられる。

しかし、熱烈に学父として慕ってやまなかつた宣長の国学を継承するにあたっては、必ずしも宣長の直接的な祖述ではなく、むしろ宣長学の忠実な古典準拠主義に対して、宗教的要求を強く盛り込んだ、いわば理論神学としての様相を強くしてきているのである。篤胤学の特徴は、文化九年十

二月五日、卅七歳の時に書き終った「たま霊の真柱・上下二卷」に顯著で、ここに展開せられた靈魂問題をめぐっての「安心論」にあるとみられる。

「たま霊の真柱」は、この意味で篤胤学の成立を代表する重要な著作である。この著の成る前年には「古史成文」「古史徴」の草稿が完成して居り、更に宣長の「古事記伝」に比すべき主著「古史伝」の草稿が同じ文化九年に始められたことからみて、主著の完成に先立つ彼の学問の一応の成立を物語る記念碑的な著作とみられよう。

説くところは、師の宣長が鈴屋答問録すずのやにおいて、よき人も悪しき人も、死ねば等しなみにきたなき子美よみの国にゆくこと。これが古書の示す趣きであり、小手前には安心と申すものはなく、安心なきが安心なり、の論を展開した。又「玉くしげ」で「たゞ死ねれば子美の国にゆくことと道理のまゝに心得居て、泣悲しむよりほかはなかりしぞかし」と云った純粹な心情に、あきたらぬものを感じた。そこで、却って積極的に古学する者は、大倭心やまとこころを堅めることを第一の旨むねとせねばならぬが、その前提には、死後の靈の行方の安定を知ることが先決なりとし、遂に特色ある「幽冥観」を案出するに至るのである。これは国学史上、安心論をめぐる独特な所産として注目せられる。

彼は天保十四年、六十八歳を最後に

思ふ事の一つも神に勤めをへずけふや罷まがるかあたは此世を（伊布伎酒屋歌集）

を辞世の句として世を去った。

著述の量は師の宣長をはるかに超え、門弟の中からは、篤胤学から討幕の行動原理を導き出し、維新の大業招来のために挺進する者を多く出した。

平田篤胤全集には二種あり、初期の刊行は明治四十四年から大正七年迄、法文館書店により全十五巻が完了、第二種の全集は昭和七年、内外書籍出版株式会社により全十五巻を目標に刊行せられた。左にかかげる資料は前期第一種全集、第四巻に所収せられている。

研究書として、村岡典嗣氏の生前最後の業績となった「宣長と篤胤」(一九五七年、創文社刊)が最も参考するに足る。本解説文これによるところが多い。

他に渡辺金造「平田篤胤研究」(一九四四年、六甲書房刊)

山田孝雄「平田篤胤」(一九四〇年、宝文館刊)

近くは吉川弘文堂刊、人物叢書第二一一巻、田原嗣郎著「平田篤胤」がある。(戸田)



## (1) 「靈の真はしら・上」から

古学する徒は。まづ主と大倭心を堅むべく。この固の堅在では。真道の知がたき由は。吾師翁の。山菅の根の丁寧に。教悟しおかれつる。此は磐根の極み突立る。巖柱の。動まじき教へなりけり。斯てその倭心を。太高く固まく欲するには。その靈の行方の安定を。知ることなも先なりける。(中略) その靈の行方の。安定を知らくするには。まづ天地泉の三つの成初。またその有象を。委細に考察て。また。その天地泉を。天地泉たらしめ幸賜ふ。神の功德を熟知り。また我が皇大御国は。万国の。本つ御柱たる御国にして。万物万事の万国に卓越たる元因。また掛まくも畏き。我が天皇命は。万国の大君に坐すことの。真理を熟に知得て。後に魂の行方は知るべきものになむ有りける。

(井上頼園「井上頼園監修『平田篤胤全集』法文館書店刊第四卷五ページ) 角田忠行

## (2) 「靈の真はしら・下」から

抑、人の死て、魂の行方の安心を、言痛くいふなどは、実は、外つ国ぶりのさだな

る故に、御国の古へ人はかゝることの言挙せず、たゞ大らかにのみ有りしかど、今はかく外つ国説のひろごりて、何の道にも、それ／＼に、安心のことを、云ひさわぐ世となりては、古へ學びする徒も、心にかけて、明らめまく欲すること實は諾なることになむ、師の翁は、その安心のなきぞ、吾が古道の安心なる、とやうにいはれつれど、よく古への傳へと、今の現に見るところの、事實に徴して考ふるに、然すがに、萬の國の祖國と有る御國なる故に、その安心すべき旨も、また萬の國の安心の旨にまさりて、いとも妙なる旨あることをなむ曉り得たる、古人もかつていはず、師もいまだ考へられざりし説なるを、世の古へ學する徒の、此のことにたど／＼しきを、見るに心ぐるしく、おのれ一人秘藏たらむも、心ぎたなく、友に信ならぬこゝちすれば、かくは論ふを、人は然る信情とは知らで、憎みいはむかも、そはいかせむ。

○  
(前掲書八八ページ―八九ページ)

世の古學者と名告る徒、おほくは、歌と物語ふみにのみ耽り居れば、あはれしる／＼、佛が哀にふみなづみ、その最期にも及びなば、斯ばかり、契まじます阿彌陀佛、などはむかも、此を思へば、世に、神道者といはるゝ輩などは、其の心の安定は、かへり

ていさぎよし、さるは、かの妄作神道を弘めし輩、さる人情をはやく慮りて、かの陰陽五行、佛説をもとり合せて、神道を信ずるものは、日之少宮ひのわかみやに生るなど、然もありげに云ひおけるを堅く信み居る故に、最期の際まで、その思ひつめたる心の、變ることなく、いさぎよきもの、神道者には多かるなり、然るを、わなみ古へ学びする徒は、この心の安定におきては、かへりて、彼等に劣て、怯きものゝ有らむとかへすく口惜し、あはれ然る人々よ。大船の。ゆたに徐然しゆかにおもひ憑みて。黄泉國の。穢き國に往かむかの。心しらびは止みねかし。さるは上にいへる如く。人の靈魂たまの。すべて彼の国へ往てふ。傳へも例も見えざればなり。師の翁も。ふと誤りてこそ、魂の往方は、彼処ぞといはれつれと、老翁の御魂も。黄泉國には往坐いでまさず。その坐す處は。篤胤たしかにとめおきつ。しづけく泰然ゆたかに坐ましまして。先だてる学まなび兄いもうとたちを。御前みまへに侍さむらはせ。歌を詠み文など作かて。前に考へもらし。解誤れることもあるを。新に考へ出つ。

(前掲書九〇ページ)

## ○

老翁の御魂の座する処は。何処ぞと云ふに。山室山に鎮坐しづまりますなり。さるは。人の靈魂たまの。黄泉に歸てふ混説まぎれごとをば。いそしみ坐する事の多なりし故に。ふと正しあへたまはざり

しかど。然しかすがたに。上古いにしへより墓かぶ処ところは。魂たまを鎮留たまむる科ために。かまふる物なることを。思はれしかば。その墓所かぶところは。かねて造りおかして。詠うたませる歌うたに。「山室やまむろに。ちとせの春の。宿とどめて。風かぜにしられぬ花はなをこそ見みめ」。また「今いまよりは。はかなき身みとは。なげかじよ。千世せんせいのすみかを。もとめ得えつれば」と詠うたれたる。此こゝはすべて。神靈かみたまはこゝぞ住す処ところと。まだき定さだめたる処ところに。鎮ちんり居ゐるものなることを。悟さとらし趣おもむなるを。ましてかの山やまは。老翁らうおうの世よに坐ましほど。此こゝ処ところぞ。吾われが常磐とこしわに。鎮坐ちんざるべきうまし山やまと。定置さだまき給たまへれば。彼か処ところに坐ますこと。何か疑うたがはむ。その御心ごこころの清々しみじみしきことは。「師木島しきしまの。大倭心やまとこころを。人ひととはゞ朝日あさひにほふ山やまさくら花はな。」その花はななす。御心ごこころの翁おきななるを。いかでかも。かの穢けがれ。黄泉國よみくにには往いますべき。(これにつけて、心有こころらむ人は、亡後なごの往い処ところをば疾はやく見定まめ置くべきものぞ、さるは、凡人よのつねのひとの死したる夜よに、その魂たまの我われが寺てらへ、うかれ行くこととの多おほかるは、此こゝの世よに在ありしほど、寺てらは、死して後のちの行方ゆくへぞと思おもひ居ゐるならひによりて、斯か在あるぞかし、世よの古ふるへ学まなびする徒ひとの他ほかの生漢心なまからこころはよくとがむれども、然しかる人々ひとびとの、おのれ／＼は、なほ、生倭心なまににて在あることをばえしも悟さとらず、翁おきなのまだきに、墓所かぶところを見定まめられしを、古ふるへに例たとなきことぞなど、密々しむびもの云いひて、その八百會やひゃくあひの潮うしほの底そこの真清水まきみづの、

汲て知られぬ、御心のそこひなさを、思ひもよらぬ、人のみ多きはいかにぞや、まだきに墓を造れるためし、古へにもこれかれ見えたり。

(前掲書九一ページ—九二ページ)

○

師の翁の。人は死まかれば。その魂は。善きも悪きも。みな黄泉國に往く、といわれし説ことのいかに非説ひがことならじやは、(篤胤は、末とも末なる弟子をしへこなるに、畏くも、如此、翁の説こととて、道の為にはえしも譲らで、辨へいふを、さこそや人の憎み云ふらめ、然はあれど、其は、かへりて、翁の御心を心とせざるにこそあれ、もし強にも、予おのがこの説ことを云破らまく欲ほりする人は、正しき古の傳と、事の實とをよく考へ定め、動かぬ説もて、根ながらに論あげつらひ直してよ、枝葉とある小瑕をものしてながめそ、然らぬかぎりは、予おのそのおしなべて、黄泉に歸ゆくてふ混説まぎれごとには、えしも服したがはずなむ)抑世の古へ学する徒。おほかたは。たゞに我が師の翁のいはれつる説をのみ信たのみとして。更に外つ國々の説は辨へねば。その。己おのが聞知らぬ。外國説とつくにごとをききては。驚き惑ひ。相口會ひ。相率あひまじこりなむとするもの多く。また。その率られぬ徒は。所見みるところいと狭くて。吾師を尊むと。老婆おとこが佛をたふとむ如く。その實に。吾が師は。潮の八百重やほへの留まるかぎりに。唯一人と坐ます。学びの大人うし

におはすることを。熟辨よくへて尊むならねば。これも亦。ともすれば。魂に柱なきことをもいひ出づめるは。いとも慨くかなしくこそ。また希まれには。猛男たげめかして。餘ほかの道々を論ふものも有れど。それはた。我が立る道の意をさへに熟くも知らず。まして向まきの説をば。生々に聞はつり。たゞ。聲大きくいふのみなれば。身方みかたより見るにいと心苦く。ほとと汗も出ぬめり。(さるは、すべて学びごとの論ひは彼をも己をもよく知りて、後に云べきものなるを、世の学者ども、彼を知れるは己を知らず己を知れるは彼れを知らず、唯まけじ心のすゝむがまに／＼いふゆゑに、その論ひの未しきぞかし)爰こゝに篤胤をぢなき身なれども、如此かく難有かき御代みよに生れ且そのうへに。青海原。潮の八百重の留る限を鎮め坐す。征夷大將軍の。御府内みかどらうちに住居る幸ひに。外つ國もろ／＼の説どもの。古の道の学びに。知らではえあらぬ説のかぎりは。学びとりて。この靈の柱は築立つきたてるを。今より後の。古へ学びする徒よ。さひづるや西戎人からびとすら。無なレ固無シ我と云ひつれば。負じ心を投棄て。この靈の柱を考へ見ば。皇大御國すめらみまくにの萬の國の祖國にして。天皇命は。萬の國の大君に坐まし。吾が師の老翁をぢは。萬の國に一人と坐す。学びの大人に。おはすることを曉つべく。また外國々のものしりどもは。みな五月蠅さばへなしさわげるのみにて。その取るべ

きところは。凡<sup>みな</sup>。末の事なる由をも曉りてむ。さて後にこそ。道の学びは成べけれ。あ  
ないみじ。あな愉快<sup>こころよ</sup>きかも。

(前掲書九九ページ—一〇〇ページ)

(3) 「伊布伎廼屋歌集」から

道のために思ふ旨ありて、仕へを退きける時に

雲となり或は雨ともふりしきて、神世の道に身をや盡さむ

故由ありてよめる

言まくも忌々<sup>ゆゆ</sup>しかしこし掛まくも、あやに尊きこれの皇神<sup>すめがみ</sup>  
かしこけど我が大神と今日ゆけに、仕へ奉らな萬世までに  
かしこけど我が大神よ禍津<sup>まがつび</sup>日の、御こゝろなごみ御靈賜ひね

おふこゝろをのぶるうたども

生れ出し身はひくけれど学びには、千萬人の上にたたなむ  
つらくに思へば思ふ世の中に、人の一人もなきぞ悲しき

あれ出し身は下ながらこの道の、説を雲居のうへに傳へむ

先妻の、をさな子二人を置いて、なくなりける後に

阿波禮あわれしる身こそつられ左右に、事の心を思ひつづけて  
おや心しるや知らずや子心に、わりなく人を思ふあはれさ  
天地の神はなきかもおはすかも、など此禍まがを見つゝ坐まらむ  
哀あわれてふ事の限りを知れとてや、世の憂うれきことを吾に集へけむ  
五尺の身はみな膽きものあつたねも、子を思ふ道に惑ひぬる哉

ことし天保の六とせといふ年の、五月の二十日まり五日の日は、楠正成朝臣あそんの、身まかり給ひし五百と  
せにあたふるに、此朝臣の今はの時の言を、老子の死而不亡者寿、と言はれし言におもひ合せてその御  
霊の御前にとてよめる、三首

天皇の御楯とましゝそのかみの、勇みおもへば畏きろかも  
きみの為め謀らしゝ事遂もあへず、罷まがりし今日ぞ彌いよ々偲よばる  
つるぎ太刀手に抜もちて言たてし、君が壽いのちは常とこしへにこそ

ゆえありてよめる



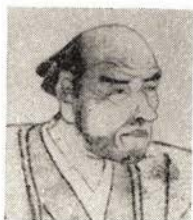
菊水の清き流れの末をだに、などやぶさかに汲くみにごすらむ

忍恋

現うらそみの人目をおほみ言とはで、忍ぶる妹しあやに悲しも  
おちたぎり岩かね通り行く水の、よどみてそこに思ふ苦しき  
責せめてかく忍ぶと何いかで知せまし、よしや此身は戀にしぬとも

(前掲「平田篤胤全集」第四卷所収)

四十一、二に宮のみや尊そん徳とく  
(二七八七—一八五六)



二 宮 尊 徳

江戸時代末期の農政家であり、思想家でもある。相模国(神奈川県)足柄下郡かやま栢山村の農民・利右衛門の長男として出生。本名金次郎。母は曾我別所村組頭・川久保太兵衛の娘よし。幼時は幸福に過ごしたが、寛政の改革以降数年、関東は大暴風雨にみまわれ、二宮家は急激にその富を失なう。寛政十一年(一七九九)には父に代って、酒匂川の堤防工事を務め、この成功が認められ、諸地方の農政指導にあたることになる。

一八二〇年には小田原藩家老・服部家の財政を助け、一八二一年には大久保忠真に仕え、分家の宇津家の増収をはかった。一八四三年には水野忠邦により幕臣に取立てられて、印旛沼いんぱなまの測量を行ない、その後日光神領の復興につとめて、安政三年(一八五六)七十歳で没した。

彼は税金の軽減をはかるのに、領主の財政緊縮と農作物の増収とをもってした。かかる政策は、安逸を戒め、情欲のおもむくところを抑制しようとする人の、克己的努力を、「人道」とする彼の基

本観念に発している。

四季の交替、昼夜の巡行、皆天の理であり、万古変らない「天道」である。小にしては、田畑に草の生ずるも天の理である。この不易ふえきの天理に対し、人はいかにあるべきか。田畑の譬に則すれば、一日も怠らず草を刈るは人の努めであり、これ人道なりである。それ故に、天道に任せず、人道を尽す時、この人道は勤労の実践哲学となるのである。

このように、天道・人道の峻別と相即との理こそ、尤も重視すべき翁の生み出した叡智である。

天理に随い、人道を尽くして日々怠らぬものが聖人なり、という聖人観も、荻生徂徠おぎせいそらいにみえる「作為の人」と相似の発想である。翁は「人道」を、別に「人造」と呼んだが、この用語の響きは、徂徠が、天の「自然」と対比して人の「作為」と呼んだ語感と相通するものがあるのは興味深い。江戸期における思想系列の上で兩人の位置は刮目せられる。

翁の弟子には、安居院義道・福住正兄・富田高慶・岡田良一郎らが居り、大日本報徳社運動を展開して、翁の教えと偉業の継承・拡充に尽くした。

ここに掲げた「二宮翁夜話」は、弟子の福住正兄が、翁の許にあった七カ年間、折にふれ事について翁の語った論説・教訓を聞き書きしたものである。福住の書いた序文によれば、元來、耳が悪く、ために道の心の深遠・甘味なるところは聞きもらした事をおそれて居った。謂わば、かすのみ

残った聞書ききがきを残しておくのは、道をまどわす恐れありとして、人にもみせずに使ってしまったと云う。それが齡六十一才になり、行先も危ぶまれるに至ったので、せめて書きためておいたものを、世に出してはとの人々の強いすすめで、遂に板木いたぎにしたと云うことであつた。明治十七年十月のこと。

佐々井信太郎博士は二宮翁研究に生涯をささげ、多くの著書があるが、中でも「二宮尊徳研究」

(岩波書店、昭和二年刊)は好著である。外に、加藤仁平著「二宮尊徳と皇道報徳」(弘文堂、昭和十五年刊)下程勇吉「天道と人道」(岩波書店、昭和十七年刊)戦後には奈良本辰也著「二宮尊徳」(岩波新書、昭和二十四年第一版)が出た。(戸田)

## 「二宮翁夜話」から

○翁曰、夫誠それの道は学ばずしておのづから知り、習はずしておのづから覚へ、書籍もなく記録もなく、師匠もなく、而して人々自得して忘れず、是ぞ誠の道の本体なる、渴して飲み飢て食ひ、勞つかれていねさめて起く、皆此類なり、古歌に「水鳥のゆくもかへるも跡たえてされども道は忘れざりけり」といへるが如し、夫記録もなく、書籍もなく、学

ばず習はずして、明らかなる道にあらざれば誠の道にあらざるなり、夫我教は書籍を尊  
 まず、故に天地を以て経文とす、予が歌に「音もなくかもなく常に天地は書かざる経を  
 くりかへしつゝ」とよめり、此のごとく日々、繰返し／＼してしめざるゝ、天地の経文に  
 誠の道は明らかなり、掛る尊き天地の経文を外にして、書籍の上に道を求る、学者輩の  
 論説は取らざるなり、能々目を開て、天地の経文を拜見し、之を誠にするの道を尋ぬべ  
 きなり、夫世界横の平は水面を至れりとす、豎の直は、垂針を至れりとす、凡此の如き  
 万古動かぬ物あればこそ、地球の測量も出来るなれ、是を外にして測量の術あらむや、  
 暦道の表を立て、景を測るの法、算術の九々の如き、皆自然の規にして万古不易の物な  
 り、此物によりてこそ、天文も考ふべく暦法をも算すべけれ、此物を外にせばいかなる  
 智者といへども、術を施すに方なからん夫我道も又然り、天言いはず而して、四時行は  
 れ百物成る処の、不書の経文、不言の教戒則米を蒔けば米がはえ、麦を蒔けば麦の実法  
 るが如き万古不易の道理により誠の道に基きて、之を誠にするの勤をなすべきなり

(二宮尊徳全集、別輯二〇一ページ)

○翁曰夫人道は人造なり、されば自然に行はるゝ処の天理とは格別なり、天理とは春は生じ秋は枯れ、火は燥けるかわに付き、水は卑ひくまに流る、昼夜運動して万古易からざる是なり、人道は日々夜々人力を尽し、保護して成る、故に天道の自然に任まかすれば、忽すたに廢れて行はれず、故に人道は、情欲の僣あやまにする時は、立ざるなり、譬ば漫々たる海上道なきが如きも、船道を定め是によらざれば、岩にふるゝなり、道路も同じく、己が思ふ僣あやまにゆく時は、突当り、言語も同じく、思ふまゝに言葉を發する時は、忽たちまち争まじを生ずるなり、是に仍よりて人道は、欲を押へ情を制し勤め〳〵て成る物なり、夫美食美服を欲するは天性の自然、是をため是を忍びて家産の分内に随はしむ、身体の安逸奢侈を願ふも又同じ、好む処の酒を控へ、安逸を戒め、欲する処の美食美服を押へ、分限の内を省て、有余を生じ他に譲り向來に譲るべし、是を人道といふなり

(同輯二〇三ページ)

○翁曰、天理と人道との差別を、能弁別よくわする人少し、夫人身それあれば欲あるは則天理なり田畑へ草の生ずるに同じ、堤は崩れ堀は埋り橋は朽る是則天理なり、然れば、人道は私欲を制するを道とし、田畑の草をさるを道とし、堤は築立つきたて、堀はさらひ、橋は掛替かひかるを

以て、道とす、此かくの如く、天理と人道とは、格別の物なるが故に、天理は万古変せず、人道は一日怠れば忽ちに廢す、されば人道は勤るを以て尊しとし、自然に任ずるを尊ばず、夫人道の勤むべきは、己かに克かつの教なり、己は私欲なり、私欲は田畑たとうに譬れば草なり、克つとは、此田畑に生ずる草を取捨るを云、己に克つは我心の田畑に生ずる草をけづり捨、とり捨て我心の米麦を、繁茂さする勤なり、是を人道といふ論語に、己かに克かて礼かに復かるとあるは此勤なり

(同輯二〇四ページ)

○翁曰、聖人も聖人にならむとて、聖人になりたるにはあらず、日々夜々天理に随ひ人道を尽して行ふを、他より称して聖人といひしなり、堯舜も一心不乱に、親に仕へ人を憐み、国のために尽せしのみ、然るを他より其徳を称して、聖人といへるなり、諺ことわざに聖人々々といふは、誰が事と思ひしに、おらが隣の丘きゅう(孔子の名)が事かといへる事あり、誠にさる事なり、我昔鳩ヶ谷駅を過し時、同駅にて不士講ふじこうに名高き、三志と云者あれば尋しに、三志といひては誰もしるものなし、能々問尋よくよくといたずねしかば、夫は横町の手習師匠の庄兵衛が事なるべし、といひし事ありき、是におなじ

(同輯二〇二ページ)

四十二、大<sup>おお</sup>塩<sup>しお</sup>中<sup>ちゅう</sup>齋<sup>さい</sup> (一七九三—一八三七)



齋 中 塩 大

通称は平八郎、名は正高、中齋はその号である。寛政五年正月廿二日大阪天満に生まれた。幼にして両親に死別、祖父母の手によって、養育せられた。十四歳にして大阪東町奉行所の与力見習となる。そして天保元年三十八歳で職を養嗣子に譲るまで、天満与力として大小さまざまな事件に敏腕を揮って、名吟味役の名を謳われた。その間文政

八年三十三歳の時分に家塾・洗心洞を開き、奉行所の子弟に文武両道を教授した。頼山陽と交わったのもこのころのことである。退官したあとは専ら講学に従事し、天保四年四月に洗心洞箒記を上梓。陽明学者としての彼の思想は主としてここに集約せられている。彼が直接だれを師としたかは明らかではないが、中江藤樹を敬慕することが篤かった。天保七年は天候すこぶる不順で、天明以来の大饑饉の年であった。彼は奉行所に上申して、官米をもって窮民を救済すべきことを訴え、数回に及んだが聴かれなかった。そこで翌年正月、ついに意を決して門弟三十余子と挙兵の義盟を結び、二



月、藏書五万卷を売り払って窮民救助の資に充て、挙兵の期日・方略等を議しているうちに、密告する者があって、機が熟さないうちに謀が洩れた。やむなく急に起って大阪城代を攻め、交戦三日、戦敗れて父子もろともに焚死した。時に天保八年三月廿七日。ここには彼の主著というべき洗心洞簡記の一部を採った。岩波文庫本によった。本文の中の注は大部分その脚注を取り入れた。

なお附録にした大塩平八郎檄文は史籍集覧(第十六冊)によった。適宜に送りがな・句読点などを付けて読み易くした。二、三意味の通じにくいところがあるが、私意を加えず、そのままにしておいた。(桑原)

(1) 「洗心洞簡記」から

伊川先生涪州(四川省に在る。伊川は罪を獲てこの地に貶せられた)の行は、乃ち其の厄なり。其の江を渡るや、中流にして船幾んど覆へる。舟中の人皆号哭す。先生独り襟を正し安坐して常の如し。已にして岸に及ぶ。同舟に老父あり、問うて曰く、危時に当り、君独り怖色なし、何ぞやと。曰く、心に誠敬を存するのみと。老父曰く、心に誠敬を存するは固より善し。然れども無心なるに若かずと。先生之と言はんと欲す。老父徑ちに去つ

て顧みず。此事は儒林文苑中の旧説にして、而て人の口耳に在りて、既に腐爛せり。宜しく語らざるべきものに似たり。然れども人其の境に遭へば、則ち孰か心寒股栗して其の度を失はざる者なからんや。故に口耳に在りて既に腐爛すと雖も、又た当に故きを温ねて新しきを知るべし。是れ乃ち善く学ぶと謂ふべきなり。吾れ嘗て先生誠敬を存するの旨を尋釋して、頗る一得あり。常に子弟に告げて曰く、彼の老父は必ず老莊積列の徒にして、而て其の道に精なる者ならんか。無心を説いて先生の答を挫く如しと雖も、然かも渠れ其の誠の誠たる所以、敬の敬たる所以を識らざる者に似たり。夫れ吾が儒の誠敬を存する者は、則ち更に一点、禍福生死の念方寸に粘著するなし。故に其の方寸は乃ち太虚と一なり。是れ則ち大無心なり。而かも何の無心か之に及ばん。もし誠敬にあらずして而て徒に無心ならば、則ち人と雖も特に枯木朽株のみ。枯木朽株も亦た能く水に入つて沈まず。異端の心を動かざる、大凡そ此の類なり。之を以て徑ちに誠敬を存するの君子と同視抗衡す可ならんや。故に先生危時に当り怖色無かりしは、即ち心太虚にして、而て舜の烈風雷雨に迷はざりしと一般なり。俱に誠敬を存する上より来れり。嗚呼、誠敬の義は大なるかな、老莊積列の徒何ぞ之を知るに足らんや。其の後先生、涪より洛

に還る。容色髭髪、皆平昔に勝れり。他術ありて以て之を致すにあらず、是れ亦た誠敬の滋潤のみ。之を思へば腐爛を以て之を視るなくして可なり。儼輩これを勉めよ、これを勉めよ。此れ特に子弟を責むるのみにあらず、予も亦た是れに志ざすものなりと。

壬申(注・天保三年)の夏六月、予閑逸無事を以て、浪華を発し伏水に至り、而て江州に之き、湖に泛んで以て中江藤樹先生の遺跡を小川村に訪ふ。小川村は西江比良嶽の北に在り。先生は我が邦姚江(注・王陽明の生地。ここでは陽明学の意)の開宗なり。其の墓に謁し、其の容儀道德を想像し、涙墜ちて臆を沾ほす。其の書院存すと雖も、而も今先生の学を講ずる者なし。其の門人の苗裔びようえい医を業とする者、乃ち之を監守す。(中略)予是に於て詩を賦す、詩に曰く、「院畔の古藤花尽くる時。湖に泛んで来り拝す昔賢の碑。余風比良の雪に似たるあり。流滅して人の此の知を致す無し」と。帰時大溝港口に於て復た舟を買ふ。予従ふ所の門生及び家僮と四人のみ。更に同舟の人無し。再び湖に泛び、南して坂本に向ひ、將に吾が郷に還らんとす。而て大溝より坂本に至る。水程凡そ八里ばかり。(中略)既に未申(注・午後二時乃至四時)の際なり。而て日晴れ浪静かに、柔風只だ颯々たるのみ。小松の近傍に至る。北風勃起し、湖を囲むの四山各々声を飛ばし、而て狂瀾逆

浪或は百千の怒馬陣を衝くが如く、或は数仞の雪山前に崩るるが如し。他の舟船は皆既に逃れて一もある無し。其の帆を張ること至低三尺強、而て其の怒馬に乗り、其の雪山を踏み、以て直前勇往すること、箭の馳する如きものは、只だ是れ吾が一舟のみ。忽ち鰐津に到る。嘗て聞く、鰐津は平日風無き時と雖も、回洩藍染、而て盤渦谷転、巨口大鱗の游泳出没する所、乃ち湖中の至險なりと。而も況や風波震激の時をや。とまを推して水面を見れば、則ち謂はゆる地裂け天開くの勢を為せり。奇なるかな、颯風忽ち南北両面より吹いて軋る。故に帆腹表裏饑飽（注・へこむを饑と云い、張るを飽と云う）定まらず。是を以て舟進んで又た退き、退いて又進む。右に傾けば則ち左昂り、左に傾けば則ち右昂り、踊るが如く舞ふが如く、飛沫峻濺、とまに入り牀を侵す。実に至危の秋なり。舟子呼んで曰く、「他の舟は皆幾（注・機と同じ）を知る、故に之を避く。某の如きは独り誤って前知する能はず、而て乃ち此に至る、吁、命なるかな。然りと雖も面目の客（注・りっぱなお客さま）に對するなきのみ」と。吾れ其の言意を察するに、共に魚腹に葬らるるの患を免れざるに似たり。因て却て舟子を慰諭して曰く、「爾誤って此に至るは命なり、則ち吾が輩の此に至るも亦た命なり。俱に之を如何ともする無し。只だ天に任さんのみ。

何ぞ患ふるに足らんやと。門生家童既に悪酒に酔ふ如く、頭痛み眼眩み、其の心覆溺を慮るものの如し。予と雖も実に以て死と為せり。故に憂悔危懼の念を起さざるを得ず。是の時忽ち藤樹書院に於て作る所の「人此の知を致す無き」の句を憶ひ、心口相語つて曰く、此れ即ち其の良知を致さざるの人を責むるなり。而も我れは則ち憂悔危懼の念を起す。もし自ら之を責めずんば則ち躬を待つこと薄うして、而て人を責むること却て厚し。恕にあらざるなり。平生学ぶ所將<sup>は</sup>た何づくに在ると。直ちに良知を呼び起す、則ち伊川先生の誠敬を存するの言、亦た一時に并起し来る。因つて其の飄動中に堅坐す、乃ち伊川・陽明の二先生に対する如し。主一無適（注・一を主とし、他に適<sup>あ</sup>かぬ意）、我れの我れたるを忘る、何ぞ況や狂瀾逆浪をや。敢て心に挂<sup>か</sup>けず、故に憂悔危懼の念、湯の雪に赴く如く、立どころに消滅して痕無し。此れより凝然として動かず、而て颼風も亦た自ら止み、柔風依然として舟を送る。終に坂本の西岸に著く。此れ豈天にあらざらんや。時に夜既に二更なり。門生家童回生の思を為し、以て互に恙無きを賀す。遂に坂本に宿す。

（前掲書三一八—三三二ページ）

(2) (附) 「大塩平八郎 檄文」の全文

四海困窮せば天禄永く絶え、小人に国家を治めしめば、災害並び到る、と昔の聖人深く天下後世の人の君、人の臣たる者を誡め置かれ候故、東照神君も鰥寡孤独くわんくわにおいて、尤も憐みを加へ候は仁政の基と仰せられ候ひし。然る処、此の二百四、五十年太平の間に、追々上たる人、驕奢とて驕を極め、大切の政事に拘り候諸役人共、賄賂を公に授受して贈り貰ひ致し、奥向女中の因縁を以て、道德仁義もなき拙き自分として、立身重き役に歴上り一人一家を肥し候工夫のみに心運らし、其の領分知行の民百姓共に、過分の入用金申し付け、是れ迄年貢諸役に甚だしく苦しむ上、右の通り無体の儀申し渡し、追々入用かさみ候故、四海困窮に相成り候に付き、人々上を怨まざる者無き様に成り行き候へども、江戸表より諸国一同、右の風儀に落ち入り、天子は足利家以来、別して御隠居御同様、賞罰の柄を御失ひに付き、平民の怨み、何方へ告訴すとて、告訴する方なき様乱れ候に付き、人々の怨気天に通じ、年々地震火災、山も崩れ水も溢れしより外、種々

様々天災流行、遂に五穀飢饉に相成り、是れ皆天より深く御誠の有り難き御告に候へども、一向上たる人心を得ず、猶小人奸邪の輩大切の政事を執り行ひ、天下を悩め金を取り立て候手段計ばかりに相懸り、実に以て小前百姓の難儀を、我等如き草の陰より察し悲しみ候えども、湯王武王の勢位もなく、孔子孟子の道徳も無ければ、徒に蟄居致し候処、此の節は米価愈々高直に相成り、大坂の奉行并ならびに諸役人共、万物一体の仁を忘れ、得手勝手の政道を致し、江戸へは廻米の世話致し、天子御在所の京都へは廻米の世話致さざるのみならず、五升苞升位の米を買ひ下げ候者共を召し捕りなど致し、実に昔葛伯と云ふ大名其の農人弁当を持ち参る小兒を殺し候も同様、言語同断、何れの土地にても人民は徳川家御支配の者に相違無き処、此くの如き隔てを附け候は、全く奉行等の不仁にして、其の上勝手我假の触書等を度々差し出し、大坂市中遊民計を大切に心得候へば、前にも申す通り、道徳仁義も存ぜぬ拙き身故にて、甚だ以て厚かましく不届の到り、且三都の内大坂の金持共、年来諸大名へ貸し附け候利足金銀并ならびに扶持米等、莫大に掠め取り、未曾有の有福に募り、町人の身を以て大名の家老用人の格に取り用いられ、又自己の田畑新田等を夥しく所有し、何等の不足無く暮し、此の節の天災天罰を見ながら畏れもい

たさず、饑死貧人乞食共、敢へて救はず、其の身は膏粱の味とて結構の物を食ひ、妾宅等へ入り込み或は揚屋茶屋へ大名家来を誘引し参り、高価の酒を湯水を飲むも同様に致し、此の難儀の時節に絹服を纏ひ、河原者と妓女共に迎ひ、平常同様の遊樂に耽り候は何等の事に候哉、紂王長夜の酒盛も同じ事。其の所の奉行諸役人手に握り候政を以て右の者共を取り扱ひ下民を救ひ候儀も出来難く、日々堂島の米相場計を致し候事、実に禄盗人にて、決して天道聖人の御心に叶ひ難く御扱ひ無事に候。是に於て蟄居の我等最早勘忍成り難く、湯武の勢孔孟の徳はなけれども、抛無く天下の為と存じ、血族の禍ひ侵し、此の度、有志の者と申し合せ、下民を悩まし苦しめ候諸役人共を誅戮致し、引き続き奢りに長じ居り候大坂市中金持の町人共を誅戮致す可く候間、右の者共穴蔵に貯へ置き候金銀錢并に諸蔵屋敷内へ隠し置き候俵米、夫々分散配当致し遣し候間、摂・河・泉・播の内、田畑所持致さざる者、縦令所持致し候とも、父母妻子家内の養ひ方出来難く候程の難渋の者へは、右金米取らせ遣はし候間、何日にても大坂市中に騒動起り候と聞こえ候はば、里数を厭はず一刻も早く大坂へ向け一馳参り候へ。面々へ右米金分け遣はし申す可く候。鉅橋鹿台の粟財を下民へ与へられ候御遺意にて当時の饑饉難儀を相救



遣し、若し又其の内器量才力等これ有る者には、それぞれ取り立て、不道の者共を征伐致す軍役に使ひ申す可く候。必ず一揆蜂起の企とは違ひ、追々年貢諸役に到る迄軽く致し、都て中興神武帝御政道の通り、寛仁大度の取り扱ひ致し、年来驕奢淫逸の風俗も一洗に相改め、質素に立ち戻り、四海天恩を有り難く存じ候ひて、父母妻子を取り養ひ、生前の地獄を救ひ、死後の極楽成仏を眼前に見せ遣し、堯舜 天照皇太神の時代には復し難けれども、中興の氣象に恢復とて立ち戻し申す可く候。此の書付一々村々へ知らせ度く候へども、夥しき事に付き、最寄人家多き大村の神殿等へ張り置き候間、大坂より廻しこれ有る番人共へ知らせざる様心掛け、早々村々へ相蝕れ申す可く候。万一番人共見附け、四ヶ所の奸人共へ注進いたし候様子候はば、遠慮無く面々申し合せ、番人を残らず打ち殺し申す可く候。若し又大騒動起り候と承りながら疑惑致し、馳せ参り申さず、又は遅参に及び候へば、皆金持の米金火中の灰と相成り、天下の宝を取り失ひ申す可く候間、跡にて必ず我等を恨み、宝を捨て候不道者と陰口致さざる様、其の為一同へ蝕れ知らせ候。尤も是れ迄地頭村方にある年貢等に拘り候諸記録帳面類は都て引き裂り焼き捨て申す可く候。是れ往々深き慮り有る事にて、人民を困窮致させ申さざる積りに候。去

り乍ら此の度の一挙、当朝平将門・明智光秀、漢土劉裕・朱全忠の謀反に類し候と申すものも是非これ有る道理にこれ有り候へども、天下国家を篡盜致し候欲念よりおこり候ことには更にこれ無く候。日月星辰神鑑これ有る事にて、詰る処は湯武・漢高祖・明太祖民を吊し天罰を取り行ひ候誅（衷か）心のみにて、若し疑はしく相覚え候へば、我等所業終る所を爾等篤と眼を開きて見よ。

尚々此の書付、小前の者へは道場坊主或は医者等より篤と読み聞かせ申す可く候。若し庄屋年寄、眼前の禍を畏れ一己に隠し候はば追てきつと其の罪を行ふ可く候  
天命を奉じ天罰を致し候

撰河泉播村々

庄屋年寄小前百姓共え

天保八丁酉年月日

四十三、藤田東湖  
ふじ たとう こ  
 (一八〇六一—一八五五)



藤田東湖

幕末の勤皇家、水戸藩の儒臣。名は彪たけ、字は斌卿、東湖はその号である。文化三年(一八〇六)三月十六日、後に彰考館総裁を務めた後期水戸学の指導者である藤田幽谷の一子として水戸上町上梅香に生まれ、長じて江戸の亀田朋斎・大田錦城に従学。二十四才にして彰考館総裁代役。同時に水戸家の継嗣問題に奔走し、斉昭擁立につとめ、斉昭(烈公)襲封後はその恩寵をうけるに至る。その因由の深さは既にここにみえる。郡奉行、側用人等を歴任、藩主を助けて藩政改革に成果をあげた。

弘化元年(一八四四)、天保の改革を断行した水野忠邦の失脚後、幕府の態度はとみに硬化、ために水戸の勤皇論も忌憚され、藩主斉昭が致仕謹慎を命ぜられ、東湖もまた蟄居幽閉に処せられたが、嘉永六年七月、斉昭が幕政参与に復帰するや、再び彼も側用人に登用され、大いに敏腕をふるった。殊に海防問題に意を注ぐ。藩主慶篤は東湖の誠心を賞で「誠之進」の名を与えた。惜しむべ

し、安政二年十月二日夜半、大震災に遭い、江戸小石川藩邸に圧死した。時に五十才。

著書に「回天詩史」「常陸帯ひたちち」「弘道館記述義」「神道備考」「東湖隨筆」「見聞偶筆」「浪華騷擾記事」などがあり、高須芳次郎編『藤田東湖全集』六冊(昭和十年、章華社)、菊池謙三郎編『東湖全集』一冊(昭和十五年、博文館)などに収録されている。

本書に引用した資料について、ここに一括略説しておく。

——(1)「弘道館記」——

水戸藩費として開設された弘道館の趣意書。天保八年六月十日、藩主斉昭の命を承けて起草、七月三日に脱稿し、斉昭の名で公示された。水戸教学の原理大意を明示している。弘道の意義・館設立の目的内容・神儒敬崇に言及しているが、更に斉昭の命によりこの館記を敷衍義解した「弘道館記述義」は、自らも「僕が年来の学問見識、他日是にて御承知下さるべく候」と自負しているように、東湖が「神聖の大道」の闡明せんめいを期して、畢生ひっせいの力を注いだものである。前掲「東湖全集」に拠って書下し文をのせた。加藤虎之亮著「弘道館記述義小解」(昭和三年刊)が参考書として信頼出来る。

——(2)「回天詩史」——

前述のように弘化元年、藩主斉昭が幕府のために罪せられたとき、東湖もまた禁錮に就くが、その間、江戸小石川の藩邸内において起草した自伝であり、精神史でもある。国家危急存亡こくかの秋におけ

る志士東湖の倂を偲ぶに充分である。十一條に分け、逐條的に説明しているが、ここでは本詩のみを掲げた。

—— (3) 「和ニ文天祥正気歌」并序 ——

東湖詩集中第一の雄編である。支那宋末の忠臣文天祥が、元に捕えられ辛楚艱苦、なお節を屈せず、その忠節の意気を詠んだ「正気歌」に慷慨奮発、和して詠んだことがその序に述べられている。文天祥に和し乍らもその義は一ではない。例えば正気について同序に「彼のいはゆる正気とは、秦漢唐宋変易一ならず。我がいはゆる正気とは万世に互りて変ぜざるものなり。天地を極めて易らざるものなり」と、彼我の国体の差異を指摘しているのがそれである。

—— (4) 「日本 詩 史」 ——

詩題を国史上に徴して詠んだもので、その中「神武天皇」以下五題をここに抄出した。和気清麿・後醍醐天皇・楠正成等、詩題の人物は彼にとって憶念・追慕してやまないものである。かかる人物像はとりもなおさず彼の思想系列を表示するものと考えられよう。(戸田・大鹿)

(1) 「弘道館記」の全文

弘道とは何ぞや。人能く道を弘む。道とは何ぞや。天地の大経にして、生民の須臾も離るべからざるものなり。弘道の館は何の為に設けたる。恭しく惟るに上古神聖極を立て統を垂れたまひ、天地位し、万物育す。それ六合を照臨し宇内を統御したまひしゆゑんは、未だ嘗て斯の道に由らずんばならず。宝祚これをもつて窮りなく、国体これをもつて尊嚴に、蒼生これをもつて安寧なり。蛮夷戎狄これをもつて率服す。しかして聖子神孫、尚肯へて自ら足れりとせず、人に取りてもつて善を為すことを楽しみたまふ。乃ち西土唐虞三代の治教の若きは、資て皇猷を贊く。是において斯の道愈大愈明にして、復た尚ふることなし。中世以降、異端邪說民を誣ひ世を惑はし、俗儒曲学、此れを捨て彼に従ひ、皇化陵夷、禍乱相踵ぐ。大道の世に明かならざるや、蓋し亦久し。我が東照宮は撓乱反正、尊王攘夷、允武允文もつて太平の基を開く。吾が祖威公（註徳川頼房）は実に封を東土に受く。夙に日本武尊の人となりを慕ひ、神道を尊び武備を繕

ふ。義公継述す。嘗て感を夷齊に発し、更に儒教を崇び、倫を明かにし名を正して、もつて 国家に藩屏たり。爾来百数十年、世遺緒を承け、恩沢に沐浴し、もつて今日に至る。則ち苛くも臣子となる者、豈斯の道を推し弘め先徳を發揚するゆゑんを思はざる可けんや。此れ則ち館の設けたるゆゑんなり。

抑夫の 建御雷神を祀るは何ぞや。その天功を草昧に亮け、威靈を茲の土に留め給ふをもつて、その始めに原づきその本に報ひ、民をして斯の道の繇つて来る所を知らしめんと欲してなり。それ孔子廟を営むは何ぞや。唐虞三代の道を此に折衷して、その徳を欽ひその教に資り、人をして斯の道の益大にして且つ明かなる所以の偶然ならざるを知らしめんと欲してなり。嗚呼、我が国中の士民夙夜懈らず斯の館に出入し、神州の道を奉じ、西土の教に資り、忠孝无二、文武岐れず。学問事業はその効を殊にせず。神を敬ひ儒を崇び、偏党あることなし。衆思を集め群力を宣べて、もつて 国家無窮の恩に報ゆれば、則ち豈徒に、祖宗の志墮ちざるのみならんや。神皇在天の靈も亦將に降り監んとす。斯の館を建てもつてその治教を統ぶる者は誰ぞ。権中納言從三位源朝臣某なり。(原漢文)

(2) 「回天詩史」から

三 決<sub>レ</sub>死<sub>レ</sub>矣<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>死

三たび死を決してしかも死せず

二 十<sub>五</sub>回<sub>渡</sub>刀<sub>水</sub>

二十五回刀水を渡る

五 乞<sub>ニ</sub>閒<sub>地</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>閒

五たび閒地を乞うて閒を得ず

三 十<sub>九</sub>年<sub>七</sub>處<sub>徼</sub>

三十九年七処に徼る

邦<sub>家</sub>隆<sub>替</sub>非<sub>ニ</sub>偶<sub>然</sub>

邦家の隆替偶然に非ず

人<sub>生</sub>得<sub>失</sub>豈<sub>徒</sub>爾

人生の得失あに徒爾ならんや

自<sub>驚</sub>塵<sub>垢</sub>盈<sub>ニ</sub>皮<sub>膚</sub>

自ら驚く塵垢の皮膚に盈るを

猶<sub>余</sub>忠<sub>義</sub>填<sub>ニ</sub>骨<sub>髓</sub>

猶余す忠義の骨髓に填つるを

嫖<sub>姚</sub>定<sub>遠</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>期

嫖姚定遠期すべからず

丘<sub>明</sub>馬<sub>遷</sub>空<sub>自</sub>企

丘明馬遷空しく自ら企つ

苟<sub>明</sub>大<sub>義</sub>正<sub>ニ</sub>人<sub>心</sub>

苟も大義を明かにして人心を正さば



皇道爰患レ不ニ興起一

皇道爰ぞ興起せざるを患へん

斯心奮発誓ニ神明一

斯の心奮発して神明に誓ふ

古人有レ云斃後已

古人云へるあり斃れて後已むと。

(3) 「和ニ文天祥正氣歌一并序」から

天地正大氣

天地正大の氣

粹然鍾ニ神州一

粹然として神州に鍾まる

秀為ニ不二嶽一

秀でては不二の嶽となり

巍巍聳ニ千秋一

巍巍として千秋に聳え

注為ニ大瀛水一

注いでは大瀛の水となり

洋洋環ニ八洲一

洋洋として八洲を環る

発為ニ万朶桜一

発しては万朶の桜となり

(藤田東湖全集卷一)

衆芳難<sub>ニ</sub>与<sub>レ</sub>儔<sub>一</sub>

衆芳<sub>しゆうほう</sub>与<sub>とも</sub>に儔<sub>たぐひ</sub>し難<sub>く</sub>

凝<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>百鍊鉄<sub>一</sub>

凝<sub>こ</sub>つては百鍊の鉄と為<sub>り</sub>

銳利可<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>釜

銳<sub>じん</sub>利<sub>しん</sub>釜<sub>ゆうひ</sub>を断<sub>ぼろ</sub>つべし

蓋<sub>レ</sub>臣皆熊羆

蓋<sub>じん</sub>臣<sub>しん</sub>皆<sub>ゆうひ</sub>熊羆

武夫尽<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>仇

武<sub>こと</sub>夫<sub>こと</sub>尽<sub>こと</sub>く好<sub>かう</sub>く仇<sub>きゆう</sub>

神州孰<sub>レ</sub>君臨

神州孰<sub>れ</sub>か君臨<sub>する</sub>

万<sub>レ</sub>古仰<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>

万<sub>こ</sub>古<sub>こ</sub>天皇<sub>てん</sub>を仰<sub>おほ</sub>ぐ

皇風洽<sub>ニ</sub>六合<sub>一</sub>

皇<sub>あま</sub>風<sub>ね</sub>六<sub>む</sub>合<sub>ごう</sub>に洽<sub>あ</sub>く

明德侔<sub>ニ</sub>太陽<sub>一</sub>

明<sub>ひ</sub>徳<sub>と</sub>太陽<sub>たい</sub>に侔<sub>ひと</sub>し

世不<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>汚隆<sub>一</sub>

世<sub>よ</sub>汚<sub>け</sub>隆<sub>りゅう</sub>無<sub>な</sub>きにあ<sub>ら</sub>ず

正氣時放<sub>レ</sub>光

正<sub>せい</sub>氣<sub>き</sub>時<sub>とき</sub>に光<sub>ひかり</sub>を放<sub>はな</sub>つ

乃<sub>レ</sub>參<sub>ニ</sub>大連議<sub>一</sub>

乃<sub>おほ</sub>ち<sub>むらじ</sub>大<sub>だい</sub>連<sub>れん</sub>の議<sub>ぎ</sub>に參<sub>ま</sub>じ

侃侃排<sub>ニ</sub>瞿曇<sub>一</sub>

侃<sub>かん</sub>侃<sub>かん</sub>排<sub>く</sub>瞿<sub>く</sub>曇<sub>どん</sub>を排<sub>は</sub>す

乃<sub>レ</sub>助<sub>ニ</sub>明主断<sub>一</sub>

乃<sub>な</sub>ち明<sub>めい</sub>主<sub>しゆ</sub>の断<sub>だん</sub>を助<sub>たす</sub>け

燄燄焚<sub>ニ</sub>伽藍<sub>一</sub>

燄燄伽藍を焚<sub>や</sub>く

中郎嘗用<sub>レ</sub>之

中郎嘗て之を用ひ

宗社磐石安

宗社磐石安<sub>ばんじやく</sub>し

清丸嘗用<sub>レ</sub>之

清丸嘗<sub>きよまる</sub>て之を用ひ

妖僧肝胆寒

妖僧肝胆寒し

忽揮<sub>ニ</sub>竜口劍<sub>一</sub>

忽ち竜口の劍を揮<sub>ふる</sub>ひ

虜使頭足分

虜使頭足分<sub>りよし</sub>

忽起西海颼

忽ち起す西海の颼

怒涛殲<sub>ニ</sub>胡氛<sub>一</sub>

怒涛胡氛を殲<sub>つ</sub>す

志賀月明夜

志賀月明かなるの夜

陽為<sub>ニ</sub>鳳輦<sub>一</sub>巡

陽<sub>いっわ</sub>りて鳳輦と為りて巡<sub>めぐ</sub>り

芳野戰酣日

芳野戰酣<sub>よしの たけなほ</sub>なるの日

又代<sub>ニ</sub>帝子屯<sub>一</sub>

又帝子の屯に代る

或投<sub>ニ</sub>鎌倉窟<sub>一</sub>

或は鎌倉の窟に投じ

憂憤正憤憤

憂憤正に憤憤うれうれん

或伴桜井駅

或は桜井の駅に伴ひ

遺訓何慙慙

遺訓何ぞ慙慙なる

或殉天目山

或は天目山に殉じ

幽囚不忘君

幽囚君を忘れず

或守伏見城

或は伏見の城を守り

一身当万軍

一身万軍に当る

昇平二百歳

昇平二百歳

斯氣常獲伸

斯の氣常に伸ぶるを獲たり

然当其鬱屈

然れども其の鬱屈うらくくするに当りては

生四十七人

四十七人を生ず

乃知人雖亡

乃ち知る人亡ぶと雖も

英靈未嘗泯

英靈未だ嘗て泯びず

長在天地間

長とこしなへに天地の間にあり

凜然叙<sub>二</sub>彝倫<sub>一</sub>  
孰能扶<sub>二</sub>持<sub>一</sub>之<sub>二</sub>  
卓立東海浜<sub>一</sub>  
忠誠尊<sub>二</sub>皇室<sub>一</sub>  
孝敬事<sub>二</sub>天神<sub>一</sub>  
修<sub>レ</sub>文与<sub>レ</sub>奮<sub>レ</sub>武  
誓欲<sub>レ</sub>清<sub>二</sub>胡塵<sub>一</sub>  
一朝天步艱<sub>一</sub>  
邦君身先淪<sub>一</sub>  
頑鈍不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>機  
罪戾及<sub>二</sub>孤臣<sub>一</sub>  
孤臣困<sub>二</sub>葛藟<sub>一</sub>  
君冤向<sub>レ</sub>誰陳<sub>一</sub>  
孤子遠<sub>二</sub>墳墓<sub>一</sub>

凜然<sup>りんぜん</sup>として彝倫<sup>いりん</sup>を叙す  
孰れか能く之を扶持し  
卓立す東海の浜  
忠誠皇室を尊び  
孝敬天神に事ふ  
文を修むると武を奮ふと  
誓つて胡塵<sup>こじん</sup>を清めんと欲す  
一朝天歩<sup>なや</sup>艱み  
邦君身先づ淪<sup>しづ</sup>む  
頑鈍<sup>くわんどん</sup>機を知らず  
罪戾<sup>ざいれい</sup>孤臣に及ぶ  
孤臣<sup>かふるゐ</sup>葛藟<sup>かづるゐ</sup>に困<sup>くる</sup>しみ  
君冤<sup>くんえん</sup>誰に向つて陳<sup>の</sup>べん  
孤子墳墓に遠ざかり

何以謝<sub>二</sub>先親<sub>一</sub>  
荏苒<sub>二</sub>周星<sub>一</sub>  
独有<sub>二</sub>斯氣<sub>一</sub>隨<sub>一</sub>  
嗟予雖<sub>二</sub>万死<sub>一</sub>  
豈忍<sub>二</sub>与<sub>レ</sub>汝離<sub>一</sub>  
屈伸付<sub>二</sub>天地<sub>一</sub>  
生死復爰疑  
生当<sub>レ</sub>雪<sub>二</sub>君冤<sub>一</sub>  
復見<sub>レ</sub>張<sub>二</sub>綱維<sub>一</sub>  
死為<sub>二</sub>忠義鬼<sub>一</sub>  
極天護<sub>二</sub>皇基<sub>一</sub>

何を以てか先親に謝せん  
荏苒<sub>じんぜん</sub>たり二周星<sub>一</sub>  
独り斯の氣の隨ふあり  
嗟<sub>ああ</sub>予万死すと雖も  
豈汝と離るゝに忍びんや  
屈伸天地に付す  
生死また爰ぞ疑はん  
生きては当<sub>まさ</sub>に君冤<sub>くんえん</sub>を雪<sub>すす</sub>ぐべく  
復<sub>また</sub>綱維を張るを見ん  
死しては忠義の鬼と為り  
極天皇基を護らん

(4) 「日本詩史」から

① 神武天皇

夢寐獲<sub>二</sub>宝劍<sub>一</sub>

夢寐<sup>むび</sup>に宝劍<sup>たから</sup>を獲て

一挙平<sub>二</sub>中原<sub>一</sub>

一挙<sup>いちく</sup>に中原<sup>ちゆうげん</sup>を平<sup>ひら</sup>げ

畝傍奠<sub>二</sub>皇都<sub>一</sub>

畝傍<sup>あき</sup>に皇都<sup>すま</sup>を奠<sup>た</sup>め

禋祀謝<sub>二</sub>神恩<sub>一</sub>

禋祀<sup>いんし</sup>して神恩<sup>かみのかみ</sup>を謝<sup>あが</sup>す

物部直<sub>二</sub>殿内<sub>一</sub>

物部<sup>ものべ</sup>殿内<sup>とのゐ</sup>に直<sup>ただ</sup>し

久米衛<sub>二</sub>宮門<sub>一</sub>

久米<sup>くめ</sup>宮門<sup>みやかど</sup>を衛<sup>まも</sup>る

敬神与<sub>二</sub>奮武<sub>一</sub>

敬神<sup>かみ</sup>と奮武<sup>いさむ</sup>と

貽謀垂<sub>二</sub>後昆<sub>一</sub>

貽謀<sup>いぼう</sup>後昆<sup>ごこん</sup>に垂<sup>た</sup>る

② 随神大道

兵甲充<sub>二</sub>神庫<sub>一</sub>

兵甲神庫に充ち

瑞穂実<sub>二</sub>屯倉<sub>一</sub>

瑞穂屯倉に実つ

養<sub>二</sub>我父与<sub>レ</sub>母<sub>一</sub>

我が父と母とを養うて

一意事<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>

一意天皇に事ふ

皇綱頼以立

皇綱頼つてもつて立ち

宝祚罔<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>疆

宝祚疆りあることなし

大道本簡易

大道もと簡易

不<sub>三</sub>必說<sub>二</sub>虞唐<sub>一</sub>

必ずしも虞唐を説かず

③ 和<sub>わ</sub>氣<sub>け</sub>清<sub>け</sub>麻<sub>ま</sub>呂<sub>ち</sub>

妖僧窺<sub>二</sub>神器<sub>一</sub>

妖僧神器を窺ひ

居然臨<sub>二</sub>百官<sub>一</sub>

居然百官に臨む

壮哉清麻呂

壮なるかな清麻呂

孤忠挽<sub>二</sub>頽瀾<sub>一</sub>

孤忠頽瀾を挽く



赫赫神明統

赫赫たる神明の統

不<sub>レ</sub>容<sub>二</sub>邪氣<sub>一</sub>奸<sub>一</sub>

邪氣の奸を容れず

碩学顔何厚

碩学の顔何ぞ厚き

默默袖手看

默默袖手して看る

④ 後醍醐天皇

陪臣作<sub>二</sub>威福<sub>一</sub>

陪臣威福を作し

天皇憤<sub>二</sub>蒙塵<sub>一</sub>

天皇蒙塵を憤りたまふ

元凶忽就<sub>レ</sub>戮

元凶忽ち戮に就き

皇憲一朝振

皇憲一朝にして振ふ

悲夫中興業

悲しいかな中興の業

寸進又尺逡

寸進して又尺逡す

遺恨按<sub>レ</sub>劔詔

遺恨劔を按ずるの詔

千載泣<sub>二</sub>仁人<sub>一</sub>

千載仁人を泣かしむ

⑤ 楠 正成

我慕楠夫子

我は慕ふ楠夫子なんぶうし

謀略古今無

謀略古今無し

誓建回天業

誓つて回天くわいてんの業を建て

感激忘其軀

感激其の軀みを忘る

廟堂常少算

廟堂べうだう常に算少く

乾坤忠義孤

乾坤忠義孤なり

空余一片氣

空むなしく余す一片の氣

凜凜不可誣

凜凜し誣ふべからず

(5) 和歌

八千矛やちほこの一すぢごとにここだくの夷えみしの首かうべつらぬきてまし

四十四、伊<sup>だ</sup>達<sup>て</sup>宗<sup>むね</sup>広<sup>ひろ</sup>  
 (一八〇三—一八七七)



伊 達 宗 広

幼名は藤三郎、通称は千広で、自得と号した。享和二年に、紀州藩士宇佐見祐長二男として生まれ、やがて叔父伊達盛明に養われ、そのあとを嗣いだ。紀州藩主徳川治宝に仕え、累進して、勘定吟味役、寺社奉行などを歴任した。嘉永五年に彼を愛した治宝が他界したことは彼の生涯において最も重大な事変をひきおこした。時を得た藩内の政敵は口実を構えて彼を政界から追放した。そして彼は田辺に蟄居する身となった。彼が赦免せられるまで九年間あった。明治外交界の巨星陸奥宗光は彼の実子であるが、当時十八歳の青年になって父の帰宅を迎えた。文久二年十二月の末すなわち還暦を迎えた年の暮に、彼は一家をあげて脱藩上洛した。公武合体のために奔走しようとしたものと言われる。ところが、慶応元年に到って、彼は和歌山に召還せられ、再び幽居の身となった。その釈放されたのは維新の日である。明治十年五月十八日、東京深川で永眠した。彼の評伝に高瀬重雄著「伊達千広」(昭和十年・創元社刊)がある。

彼の日本史論「大勢三転考」は内藤湖南によって高く評価せられ、世に知られるようになった。一定の史観をもって日本の歴史に時代区分を与えたものに、さきに慈円の愚管抄と白石の読史余論がある。愚管抄は本書にもしばしば引用されている。彼は日本の歴史を、骨の代・職の代・名の代の三つに大別して、いわば公武合体的史観を展開している。

テキストには「伊達自得翁全集」（大正十五年・雨潤会刊）を使った。本文のふりがなは、片かなであつたが、平がなになおし、さらに担当者がつけ加えたものも少なくない。そのほか、読み易いように適当に送りがななどを加えた。（桑原）

## 「大勢三転考」から

### ① 骨の代

掛巻は畏かれども、言巻は恐かれども、白檮原宮に始国知食し大御代ゆ今のをつゝの、盛の御世にいたるまで、皇国の有状、大に変わる事、みたびになんありける。其三転の

ありかたをいはゞ、一つには加婆禰、二つには都加佐、三つには名になんありける。か  
 れ上つ代はかばねもて世を知しめし、中つ代はつかさもて世を政まつりごとち、下つ代は名もて  
 世を治め賜ひけり。かく変り来し状を考るに、自ら時の勢につれて、しか移り来れるも  
 の也けり。今其大かたを論あげつちはんに、先上つ代の加婆禰てふことは、自おのづかなる皇国の制  
 度にして、外国の制度には無き事なれば、文字も姓の字など当てたれど当りがたく、職  
 の如くにして職にもあらず、名の如くにして名にもあらぬ制度にはありけり。そは神武  
 紀二年に、天皇定レ功行レ賞。賜道臣命宅地。居于築坂邑。以寵異之。亦使大来目居  
 于畝傍山以西川辺之地。今号三来目邑。此其縁也。以三珍彦。為倭国造。又給弟狷猛田  
 邑。因為猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟磯城名黒速。為磯城縣主。復以三劍根者。  
 為三葛城国造。又頭八咫鳥亦入賞例。其苗裔即葛野主殿縣主部是也。とある国造縣主す  
 なはち加婆禰の起元也。こはや、日向国よりいでまして中洲を討平し賜ひ、功臣達を  
 めぐみ賜へる段にして、是内前の有かたは、戸畔祝などいへりし渠帥ども、こゝかし  
 こにおのかじゝ地を領て屯居りしなり。

さてこの加婆禰てふ語意をいかにと考ふるに、姓氏録に氏骨とある骨の字の義なるべし、骨は凡そ人倫をはじめ生きとしいけるもののみならず、器物の上にもいへる事にて（扇骨・鞍骨などのごとし）肉も皮もみなこの骨を本とし、成なりて身となるがごとく、この加婆禰も同じ義にて、そは鳥取部とりべと云ふ一部ありて、其を主り率ひて仕奉るを鳥取部といふ。その造なん一部の根本にして、支体にとりては骨のごとくなん有りける。よりて考ふるに、氏てふ言は生血うみちの義にて、血脈の流を称ふる言、加婆禰は骨にて、一部を統ぶる言なるべし。氏は血脈に附きたる言なれば、同血脈の外に唱ふる事なく、骨は其部によれる唱なれば、諸氏にわたりて呼来れり。そは、紀氏は紀氏、物部氏は物部氏にして、其すぢに限りて唱へ、骨は、紀氏も臣、出雲氏も臣となへ、物部も大伴むらじも皆連と唱ふるごとし。

さて加婆禰かばねの代は大むね条々説き来れるごとくにして、御世々々を経しに、推古の御世に至りて始て冠位の御制出で来れり。（中略）この時皇太子みづから十七条の憲法さへ作り定め賜るにいたれり。是なん皇国の大制一変して、白檮原御代に始国しろしめし賜

ひてより継ぎこし氏々の骨の手ぶり、官職に移りかはる始には有りける。この憲法の十二条に、国司国造。勿<sup>レ</sup>斂<sup>ニ</sup>百姓<sup>一</sup>。国非<sup>ニ</sup>二君<sup>一</sup>。氏無<sup>ニ</sup>二両主<sup>一</sup>。率土兆民。以<sup>レ</sup>王為<sup>レ</sup>主。所任官司。皆是王臣。何敢与<sup>レ</sup>公。賦<sup>ニ</sup>斂<sup>ニ</sup>百姓<sup>一</sup>、と見えたるなど、骨の手ぶりの失を破りて、大制度を建て賜へるなり。かくして孝徳の御代、くさくの大改革ありけるも此御制を基本と申すべきや。

② 職つかさの代よ

大宝元年の紀に云、正月朔、天皇御<sup>ニ</sup>大極殿<sup>一</sup>受<sup>レ</sup>朝。其儀於<sup>ニ</sup>正門<sup>一</sup>。樹鳥形幢。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者。陳<sup>ニ</sup>列左右<sup>一</sup>。文物之儀。於<sup>レ</sup>是備矣。となん見えたる、こはや、長柄(注・孝徳)・大津(注・天智)の二御代より御こゝろを尽し賜へる大制度、ねびとゝのひて、骨の代全く職の代と移り変れる時になん有りける。

さて推古の御世より冠位を制せられて後、御世々々改め換れるは、必ず便よからぬ故ゆゑ由ありて、しか改められしものなるべけれど、今考ふるに由なし、かゝる制度一たび定

めらるる上は、改められずともあるべく思はるゝ事なれど、皆其時の勢ひにて、さまざまに思ほしはかり賜ひしもの也。そも／＼官職は唐制を移されて、古の手ぶりを變へ賜へるものにしあれど、皇國は皇國として、自然神代のことわり消え失せず。職員令条のはじめにも、太政官の尊きを次とし、神祇官を置かれたるにても悟るべきなり。かく令条を定められたれど、冗しき職も多かりけん、八省に附屬る職員を減省はぶかれたるも少からず。されどそはみなさしもあらぬ官どもなるに、新加の官こそきはことなれ。内大臣中納言參議などいとやんごとなく、弘仁の藏人所、承和の檢非違使などにいたりては、めさむるときさまなりけり。然はあれど、そも其世につけての得失はあめれど、猶大勢を論ふにはたらずやあらん。

愚管抄第四云、「白河院は堀河院に御讓位有て云々。堀河院うせ賜ひける時は、重祚の御心ざしもありぬべかりけるを、御出家の後にて有りければ、鳥羽院をつけ參らせて、陣の内に仙洞をしめて、世を行はせ賜ひにけり。光信・為義・保清三人の檢非違使を朝夕に内裏の宿直をば勤めさせられけるになん、其間にいみじき物語ども有れども大事な



らねば書きつけず。(下略)など見えたり。御門の御うへにても、かくまで御防禦ありける当時のさま、推してしるべし。この法皇院中にて政をとり賜ふ事四十余年、つゞきて鳥羽上皇も同じく院中にて政を賜ひしより、世は又一変の時とは成りにけり。

いでや藤原氏の威権は職の上より出でにたれば、栄え誇りて無礼なるものから、兵権あらざりしを、これは(注・平氏)ものゝふより起りにたれば、職といひ兵権といひ、虎に翼を添へたる如く、誰やし人か向ひたゝん。これぞ職の代の極みにして、名の代と移る時なりけり。

### ③ 名の代

文治元年頼朝をもて、六十余州総追捕使とせられしより、職の代変りて、名の代とも成りにける。そもく名といふ事はし、神代にして大名持少名彦と称へ奉りし両大神は、国地広く領り賜ひて、世を治め賜へりし御名にはありけり。今いふ大名小名はし、遠く神代の例に習へるならねど、其状はもはら同じくして、自らなる皇国の称号なれば、

今これを称へて名の代とはいへるなり。

そもそも骨の職と変り、職の名と移りたるに、勢ひの異なるけぢめあり。其は骨を廢めて職とかへ賜へるは上の御心より出で、つとめて変易かへさせ賜へるなり。職の名と変れるは、下より起りて次第に強大にして、止む事をえぬ勢ひなり。かく其けぢめ異なれば、骨は年ふるまゝに廢すたりゆけど、職はもとより廢め賜へるならねば、武家さまにも請ひ望みて、長しへに行はるゝものから、武家さまにては其職掌をつとむるならねば、大かた位階も同じさまにて、後の代の大名の何の守・くれの大夫などいふらんごとく、貴人うまの呼名のごとくなん有りける。かれ、実朝はひたぶるに官位を望みて、右大臣にまで経昇りたれど、鎌倉の威權まさるにもあらず、又義時・泰時以下北条氏は、わづかに受領のうへにいでずして、摂政の公達あるは親王を申し下して將軍職のかたしろと居置すまき、おのれ執權となりて、天下の政を執り行ひしも、いさゝか其威權の捐る事なし。もしこれ官職なくては威權なく、事を執りえぬ世なりせば、なべて心のまゝなる義時ら、たゞに受領に止まらんや。天下の勢ひ既に變りて、威權、職に非ざればなり。さるを謙讓へりくだりて礼を守りしなどたゞへいふは笑ふべき事ぞかし。

時うつりて元弘の御門このさまをいきどほり賜ひ、いかしき御稜威をふり起し賜ひしより、あるは深山の年こそほち賜ひ、あるは大海の波にたゞよひ賜ひつゝ、つひにたふれすさみし高時らを誅し玉ひて、ふたゞび往古にたちかへるべくありけるも、雲きり御心の上に立ちさやりて、大塔宮を始め奉り、藤房卿義真正成の朝臣達、あるは露霜と消え、あるは雲きりにふれつゝ、世はたゞ足利氏の心のまゝに成り行けるは、悲しともかなしく、ゆゝしともゆゝしき限にはあれど、是はた、せんすべ便もなき自らの勢ひといふべし。さるは名の代と変りて年久しうなり、大名小名国々にはびこらひて、其かたにのみ移りこし代にしあれば、俄に職の代の手ぶりに立ちかへるべき理ならず。(下略)

職務之暇夜々燈下記之疎漏尤可恥者也

嘉永元戊申六月

紀伊 伊達千広

## 四十五、むら村垣がき淡路あわ守じのかみ

(一八三三—一八八〇)



守 淡 路 村 垣

名は範正、通称与三郎。安政三年に従五位に叙せられ淡路守を称したのである。旗本村垣定行の二男として江戸築地に生まれた（文化十年九月廿四日）。その職歴は、喻えて云えば、外洋から打ち寄せる波濤にたえず対抗するものであった。すなわち函館奉行、外国奉行、神奈川奉行などに任じ、国外からの圧力に耐えねばならぬところに、いつも身を置いたのである。維新の日に官界から退隠し、明治十三年三月十五日病没、年六十八。

「遣米使日記」は、万延元年正月、日米和親通商条約批准のために渡米したときの旅日記である。正使は新見豊前守正興、副使は村垣淡路守、監察は小栗豊後守忠順であった。「先進国」アメリカの文物を目前にしながら自己を失わぬ度量に見るべきものがある。阿部隆一氏編「遣米使日記」に拠った。（桑原）

「遣米使日記」から

閏三月廿八日 陰。十二時に大統領の謁見なれば、けふをはれと、とりぐに支度せ  
 しが、豊前守正興狩衣、おのれ同じく。忠順・森田行布衣、成瀬正典も同じ。調役・徒  
 目付素襖。通詞名村五八郎は麻の上下きて、正興にはジュポント、おのれにはリイ、忠順にはレ  
 ッテヤールト各附添ひて四馬の車に乗り車の覆を後へはねたり。おのれ等も下司もけふは供を連れたり。  
正副使、監察は徒士三人、槍一筋、侍三人、森田・成瀬、侍二人、槍一筋、草履取以下是に准ず。 客舎を出づれば、先に鼠色の羅紗の筒袖きたるもの二  
 十人ばかり立並び町役人の類なるべし。次に楽人三十人、騎兵五六騎、次に御国書入りの長持赤き革  
 覆ひ掛けたるを枠に入れ昇がせ、定役・小人目付・通詞附添ひ、次に正興、おのれ、忠  
 順と下司まで順々車に乗り連れ、左右ケール隊一行に足並して楽を奏しつゝ行くに、大  
 路は所せまきまで物の車、はた歩行の男女群集かぎりなし。おのれは狩衣を着せしまゝ、  
 海外には見も馴れぬ服なれば、彼はあやしみて見るさまなれど、かゝる胡国に行きて皇  
 国の光をかゞやかせし心地し、おろかなる身の程も忘れて、誇り貌に行くもおかし。や

がて大統領の居所鉄の柵門有り。入りて七十間ばかりも行きて堂の前に至る。騎兵歩兵・我が供人まで此所に至る。車より下りて直に石の階段を登り、ひと間ふた間をすぎて控所に至る。正副使監察の座として、森田行以下各別席に有り。おのれ等が席楯円の形にして七間に四間もあるべし。四方に大なる玻璃鏡を掲げ、前に卓を置く。我国の蒔絵の料紙硯其他さまざま、<sup>かぎ</sup>飴りて有り。これベルリ渡來の時遣はされし物と聞ゆ。此の席にレウニス・カス(注・外国事務ミニストル)出て挨拶して退きぬ。やがてジュホント、リイ左右に附添ひ謁見の席へ案内す。

成瀬正典御国書を持ちたり、席の入口に至れば、両開き戸を明けたり。むかふへ五六間、横十二三間もあるべき席の正面に大統領<sup>フレンテント</sup>と、名はツカナン左右に文武の官人<sup>おびた</sup>夥しく、後には婦人あまた、老いたるも又姿艶なるも美服を飴りて充滿したり。正興、おのれ、忠順一同に席に入る。一礼して中央に至り、又一礼して大統領の前に近く進み、正興御詔の趣たからかに述べれば、名村五八郎通弁したり。成瀬正典御国書を持出しければ、正興御書とり出し、大統領へ手渡しにすれば、箱は正典よりカスへ渡す。最前の通り中央に退けば、森田行・調役・徒目附一同出づる。此時自分の礼を述べて控所に退去すれば、

ジュホント来りて、我國の礼は右にて済みしや、ととふ故、済みし、と答ふれば、又出でよと云ふまゝ一同に出づれば、大統領手をとりて、日本鎖国以来はじめて和親を結び、第一合衆国へ使節を立てられし事、大統領はさらなり、国中の人民歓喜限りなきよし、はた厚き御詔の趣御国書賜はりし事ども、殊更にかたじけ忝なきよしを述べ、口述の横文を渡しけり。高官の人々五六輩も手をとりて挨拶すれど限りなければ、余は一礼して席を出づる。かくて最前の通り旅舎に帰る。夕第四時八時半過なりにジュホント、レッチャールト案内にて、外国在留のミニストルはた自国のミニストルの家をとひける。こは普通の例なるとてすゝむれど、和親の国のミニストルは左さもあるべし、和親にてもなき国の人とはとふまじと断りければ、諾しけり。されば旅服になりて馬車一二輛にうち乗り、いと速とく走りめぐりて、其家の前に至れば、名札を御者にもたせて取次に渡すのみにて我が名札は国字にてを添へけるし脇に横文の訳車を下りず済みぬ。こは軽便の事なり。数軒なれど、とく走り誰の家なるや知らず過しける。中に英蘭のミニストルの家は通りて面会せしが、いと美麗なる家にて、妻子と出でて逢ひたり。かくて夕方帰る。うち寄りてけふの有りさまを語るに、大統領は七十余の老翁、白髪穏和にして威権もあり、されど商人も同じく黒羅紗の筒袖股引、何の飾

りもなく、太刀もなし。高官の人々とても、文官は皆おなじ。武官はイボレット金にて造りたる総

の如きもの両肩につけて官の高下によりて長短有るなりを付け、袖に金筋是も三筋を第一とし二筋一筋と有り、合衆国は此筋りばかり。西洋各国の糸りには筋りもあり、太刀も佩はき

たり。かゝる席に婦人あまた装ひて出づるも奇なり。能く考ふるに、欧羅巴の事はしら

ねど、サントウイス島(注・ハワイのこと)は王国なる故、西洋の王国の風に習ひしにや、

大に体裁有りて、婦人は別に面会せしなり。合衆国は宇内一二の大国なれども、大統領

は惣督にて、四年目毎に国中の入札にて定めけるよしなれば今年十月一日に代はるよしなるが、後の統領は誰なりといへり。入札前に知るべからずやといへば、今の大統領の縁有るものといふ、されば此建国の法も永くは続くまじきことと思はる、国君にあらざれど御国書も遣されければ国王の礼

を用ひけるが、上下の別もなく礼儀は絶えてなき事なれば、狩衣着せしも無益の事と思

はれける。されど此度の御使は、渠かも殊更に悦び、海外へほこりて、けふの狩衣のさま

など新聞紙にうつして出だせしよしなり。初めて異域の御使、事ゆゑなく仰せごと伝へ

けるは実に男子に生れ得しかひ有りてうれしきかぎりなし。

えみしらもあふぎてぞ見よ東なる我が日の本の国の光を

おろかなる身をも忘れてけふぞかくほこりがほなる日の本の臣



四十六、横井小楠  
（一八〇九—一八六九）



横井小楠

肥後の熊本生まれ。幕末の政治家・思想家・教育者。名は時存ときあり、通称平四郎、小楠、沼山と号した。藩校時習館に学ぶ。天保十年藩命により江戸に遊学。藤田東湖等と交わる。翌年帰藩し、藩内改革派の実学党にくみし、家老長岡監物を長に、元田永孚らと中心メンバーとして、大いに活躍。

越前藩主、松永慶永よしなが（一八二八—九〇）のもとで「学校問答書」を提出。これを機縁に安政五年、越前藩の政治顧問となる。専ら藩の内政・教育・殖産興業の指導にあたる。

松平慶永はペリー来航後、海防・攘夷を主張し、又日米修交通商条約の無断調印に反対、將軍継嗣問題では一橋派の中心となり、家臣の橋本左内を活躍させたため井伊大老により謹慎を命ぜられた程の人物である。この慶永に見込まれ、且つこの恩顧に応え、彼に建策する所の多かつた人物こそ誰あろう小楠である。

桜田門外の変のあと慶永は謹慎を解かれ、文久二年には政事総裁職につき、一橋慶喜と協力して幕政改革をおしすすめた。この時、慶永の行なつたことは多く小楠の建策に基づくようである。公武合体・開国・西欧文明摂取の開明主義は実に本来小楠のものであった。

左に掲げた幕府に対する建白「国是七条」に明らかにみてとる事が出来るように「將軍上洛の上、徳川歴代將軍の無礼を謝し、君臣の大義を正すを第一義とすること」からはじめて、「大いに言論を開き、天下と共に政をなし、人材登用の道を開くべし」とした事等、明治維新の国是の先蹤は小楠によってうちたてられたかの感がある。事実、越前藩の由利公正を通じ、彼の国是に関する建白が「五ヶ条の御誓文」に影響して居ることは注目せられねばならない。

小楠の思想、人物についての名声は天下に高く、橋本左内、藤田東湖、勝海舟、坂本竜馬、元田永孚らと肝胆相照し、影響しあう所大であった。

幕末に一時失脚、帰国の上、士籍を取上げられた。然し明治新政府に迎えられ、制度局判事となつた。明治二年一月五日、役所からの帰途暗殺された。

彼の論著のうち主なものは、「国是三論——富国論・強兵論・士道——」「学校問答書」「海軍問答書」である。この外、建白類、書簡類を併せ、昭和十七年に山崎正董博士が「横井小楠遺稿」

(東京・日新書院)と題し編輯刊行された。この著の序言に徳富蘇峰翁が筆をとっている。

それによれば、明治二十二年に蘇峰の父徳富一敬、叔父江口高廉、蘇峰の三人ではじめて「小楠遺稿」なるものを世に出したと言う。山崎博士のは更に資料を渉猟し、完璧を期せられ、浩瀚のものとせられたのである。ここにみえる蘇峰翁の小楠先生を讃ふるの辞は小楠の全貌を知る上に最も適切である。よって左にこれを掲げる。

「勝海舟先生が最も横井小楠先生に敬服したる事は、何時も時務に関する意見を語る毎に、必らず『今日迄のところでは』といふ条件を付けて置くことである、と言った。即ち横井先生は『達人明了。渾順天地勢』と言ふた通り、世局が時々刻々変化し去る時に於いて、決して執一の見を以て之を律する能はざる事を百も承知してゐた。活眼を以て活機を見、活機を見て活務に應ずることが、先生の最も得意とする所であつた。

従つて其の論策・建白の如きも、必らず其時と場所とに該当するものを以てした。茲に先生遺稿の特色がある。言ひ換ゆれば先生は最も善き意味に於いて臨機応変者である。即ち君子は時に中すとは夫れ先生の謂歟。然も其の千變万化の中に自ら一貫したる先生の主義精神は存在してゐる。それは即ち政治の倫理化である。若くは政治の極致は道義であるといふ、一個の信念である。

先生の上書・建白の類は、何れも意到り、筆従ひ、明朗暢達である。(中略) 曾つて木戸孝允が

先生を評して『舌劔』と言ったのは、彼自らこれを実験したるの言であらうと思はるゝ」

尚小楠の伝記については、詳しくは山崎正董博士著「横井小楠伝・全三卷」（日新書院刊）をみられたい。（戸田）

(1) 「横井小楠遺稿」から

① 「国是七條」幕府に対する建白（一）

— 四たび福井藩の聘いに応じて江戸の同藩邸に在った小楠が、松平春嶽の総裁職を拝した文久二年に、幕府に建言したものとみられている。 —

大將軍上語して列世の無礼を謝さんこと。

諸侯参勤を止め、述職と為さんこと。

諸侯室家を歸すのこと。

外藩譜代に限らず、賢を撰びて政官と為すこと。

大いに云路を開き、天下とともに公共の政を為さんこと。

海軍を興し、兵威を強くせんこと。

相対の交易を止め、官の公易と為さんこと。

(原漢文、山崎正董編「横井小楠遺稿」九七ページ—九八ページ)

② 「君臣の義について」幕府に対する建白(二)

—横井時靖所蔵の文化二年壬戌日附の自筆下書きが現存する—

第一 公武の御間柄御隔絶と相成り候ては天下の人心更に一定仕様も御座無く候へば、如何様の善謀良策も行はれ難き所以に御座候。

方今の勢、天命人心の新たに御随ひ、君臣の大義を御立て遊ばされ候へば、皇国人心自然に一致いたし候事は相違御座あるまじく、是れ即ち御国體の第一義と存じ奉り候。

既に君臣の大義立候上は外夷無道の振舞之れ有り、皇国の御耻辱に關係仕る義も候へば、

いつ何時も拒絶の御覚悟を以て一切旧来因循の大弊を御改正、富国強兵の御事業天下に行はれ候御所置當然の御事にて、此外別に策略は御座有るまじく存じ奉り候。尤も富強の御所置に至つては広く天下の衆智を御撰び、寛急前後の序を失せざる様の御政事尤も肝要の御事に存じ奉り候。其時に臨み、其節に至り候ては不肖を顧みず、尚愚衷を建白仕る可く候。(書下し、戸田)

### ③ 藤田東湖への書簡

小楠が東湖に与えた書信には、嘉永四年二月十五日附と嘉永六年八月十五日附の二本が藤田家に保存せられている。前者は小楠が諸国漫遊に上る三日前にものしたもので、後者はペルリの浦賀来航の報に接した時書かれたもので史料的には重要だが、尽忠の赤誠を吐露した小楠の真骨頂を最も發揮したものとしては、ここに掲げる長野友博蔵の書翰にまさるものはないとみられている。

小楠が江戸遊学から帰郷して以後、間もなく水戸藩君臣に遭厄のことが起った。徳川斉昭を藩主に擁立し、藩政の中枢にあって改革をおしすすめた東湖は保守派との激烈な対立

にあい、弘化元年、斉昭は幕府から謹慎を命ぜられ、側用人たる東湖も同時に蟄居を命ぜられると言う厄難が起つた。このために音信が絶えていたが漸くその冤が解け、東湖等は外との交通について多少の自由を得た事を人づてに知り、久留米の村上安太郎に託して藤湖に寄せたものとみられている。「遺稿」の編者山崎正董博士は「小楠の學術の光明正大にして、其の規模の宏恢なる、其の氣象の爽快なる、特に勤王の精忠大節に至りては、赫々として本書翰の上に灼爍たり。」と註して居る。誠に共鳴を禁じ得ない。

一書謹て奉呈仕候。時下増御安祥に被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御座、珍重之御儀に奉<sub>レ</sub>存候。先以昔年は於<sub>ニ</sub>江戸<sub>一</sub>節々罷上り御懇誠被<sub>ニ</sub>成下<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>浅忝々仕合に奉<sub>レ</sub>存候。以来は書狀も呈上不<sub>レ</sub>仕、法外之御無音に罷過、思召之程恐懼之至に奉<sub>ニ</sub>存上<sub>一</sub>候。何卒御海容可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。然<sub>レ</sub>ば近年來、尊藩御維新之御政事赫々と天下に響聞仕、遠境辺地に至り候迄御同化奉<sub>レ</sub>仰、有志之士乍<sub>レ</sub>恐深奉<sub>ニ</sub>頼上<sub>一</sub>罷在候處、萬事変乱に罷成、天地昏昧日月否蝕眞に血涙にむせび堪<sub>ニ</sub>慨嘆<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>申候。將又諸君子慘怛之御事共追々傳承仕、天下志士之腸爲<sub>レ</sub>之寸断仕候。抑黨禍之慘怛曾於<sub>ニ</sub>史傳<sub>一</sub>見候へ共、現在如<sub>レ</sub>此之事目擊仕候とは存不<sub>レ</sub>申、誠に以人

間之變亂難<sub>レ</sub>斗、眞に呼<sub>レ</sub>天悲憤仕候。然處天定運開再御出世被<sub>レ</sub>成、殊に 諸君子一人之御別狀無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>御歸郷被<sub>レ</sub>成候義は天佑<sub>ニ</sub>忠賢<sub>ニ</sub>之道理とは乍<sub>レ</sub>申、又 諸君子御平生集義徹底之御學力於<sub>レ</sub>是相顯、金石之節操天地之間に暴白仕、眞以古人を今日に見申て深堪<sub>ニ</sub>仰望<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>申候。以前之御舊交も有<sub>レ</sub>之、早速寸楮さし出仰望之心底表白仕度奉<sub>レ</sub>存候得共、是迄は他所人御往復不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>叶哉に傳承仕、さし扣罷在候内、久留米藩村上守太郎より拙藩同士之者迄申遣、最早他所御往復も御平常通りに相成候段承候間不<sub>ニ</sub>取肯<sub>ニ</sub>書状奉呈仕候。申迄も無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候へ共、尊體御愛護被<sub>レ</sub>成、向上一分御開運之日再天下士氣之傾廢を御救被<sub>レ</sub>成度奉<sub>レ</sub>祈候。將又如<sub>ニ</sub>拙子輩<sub>ニ</sub>小人も以來は御心頭に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>懸度、千里外奉<sub>ニ</sub>頼上<sub>ニ</sub>候。

朋黨之禍和漢古今何之世も不<sub>ニ</sub>相替<sub>ニ</sub>此憂有<sub>レ</sub>之、小人善類を陥入候一術必過激名を好と稱し必ず異を立黨を結と稱し、其類を求て盡に去り盡に至りて國天下必破亡に相成候は史傳之上如<sub>レ</sub>此歴々明白に有<sub>レ</sub>之、且又歐陽永叔・朱子を初大賢名公確然不易之論御座候て、其事實に因り其義理に就て見候へば毛頭疑惑可<sub>レ</sub>仕筋無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候へ共、兎角朋黨之二字天下古今之大患にて、陽消し陰長し天地否塞に罷成候事必此二字に本き、痛憤之至



に奉<sub>レ</sub>存候。況哉三百年之泰平天下之四民總て宴安之深坑に陥溺仕、綱常を修勵し士氣を振起し奢侈を去りて質素之政行れ候筋尤四民之俗情に違拂仕候故、君子は常に助け寡く小人は常に助多く、所<sub>レ</sub>頼は唯君上之一心に御座候へ共古今一ト通りの名君位にては此道理決して明なり不<sub>レ</sub>申、扱々頼み寡き事に御座候。且又方今儒者號して宿儒と被<sub>レ</sub>稱候ものも全體利害之私心を抱き會て義理之心肝を失ひ申候間、此等肝要之處に於ては總て俗論に落入申候は學術之不正人心之邪なるとは乍<sub>レ</sub>申、誠に以慨嘆之至に奉<sub>レ</sub>存候。雖<sub>レ</sub>然變易難<sub>レ</sub>測は天理にて御座候へば不<sub>レ</sub>遠 尊藩向上之一分必御開運に罷成可<sub>レ</sub>申、天下之志士仁人眞以奉<sub>レ</sub>頼日夜祈望仕候間、彌益御自愛被<sub>レ</sub>成度奉<sub>レ</sub>存候。

外夷來寇之憂天下いまだ夢幻之時 尊藩既に御覺悟被<sub>レ</sub>成非常卓越之御先見、乍<sub>レ</sub>恐 義公御以來正大之御學術今日に相顕、眞以奉<sub>三</sub>敬服一候。近年之模様にては必然不<sub>レ</sub>遠及三千戈可<sub>レ</sub>申、有志之士は寢食を安じ不<sub>レ</sub>申候へ共舉世總て宴安に陥入、甚しきは外夷之事を申候へば忌諱に觸れ候て却て發狂之唱を成し候位にて、今日之情勢にても少も覺悟不<sub>レ</sub>仕、士氣之衰弱風俗之廢弛甚痛憤之至に奉<sub>レ</sub>存、何分幕下大號令を被<sub>レ</sub>出綱常を風勵し士氣を振興し奢侈を去り質素之御政行れ、根本底柱相立不<sub>レ</sub>申候へば宴安因循深痼之

大病療治之道無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>痛心此事に奉<sub>レ</sub>存候。私事不<sub>二</sub>相替<sub>一</sub>讀書仕候へ共元來迂癖之質に御座候へば旧日之面目改り不<sub>レ</sub>申慙恥之至に御座候。近年南朝之事に付て聊所存有<sub>レ</sub>之書認候ものも御座候へ共、いまだ脱稿に至り不<sub>レ</sub>申、出來之上は大方之君子に叱正を相願申心願に御座候。此許阿蘇大宮司大分古文書御座候。自然はいまだ盡は、尊藩に無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候儀も難<sub>レ</sub>斗、左様に御座候はゞさし出候事も不<sub>レ</sub>苦奉<sub>レ</sub>存候。藩醫田中元勝と申もの近年征西將軍之御事蹟を考究仕、御傳を書認申候。右元勝 本朝之事には博相涉り且又考證に長じ申候上、此吟味十年來之日月を懸け申候間随分行届候様に奉<sub>レ</sub>存候。是又御用に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候はゞさし出可<sub>レ</sub>申候。十年餘來之心事千緒萬端言上仕度候へ共一日に盡し得不<sub>レ</sub>申、此節は先前條心底之表白迄呈上仕候。何分奉<sub>レ</sub>期<sub>二</sub>後鴻<sub>一</sub>候。頓首拜。

六月十九日認

横井平四郎

藤田虎之介様

時存(花押)

(同書一四二ページ—一四六ページ、尚追伸が之に続くが割愛)

四十七、佐久間象山

(一八一—一八六四)



佐久間象山

幕末の兵学者で信濃（長野）松代藩士。名は啓、字は子明、象山は号であり、従来「ぞうざん」という読み方も行なわれて来た。

佐藤一斎に朱子学を学び、江戸神田に象山書院を興した。後、蘭学・砲学を学び、開国論を唱え、京都三条に於て暗殺された。門人に、勝海舟・坂本竜馬・吉田松陰などがある。

本書に採録した書翰は、吉田松陰が外国の船に投じようとした事情を述べたもので、時に象山も密航事件に連坐して獄中にあった。引用した書翰は大正四年九月三十日発行の有朋堂文庫「新撰書翰集」による。但し文中の漢詩については別に考証した。

(1) 「山寺常山・三村晴山宛書翰」から

(獄中より、吉田松陰が外船に投ぜんとせし前後の事情)

此度之儀に付兩盟台一方ならず御厚情周旋被下候趣、甥どもより極密申遣し、御深交之故と申ながら、感刻之劇不知所謝奉存候。偕詩文之儀等有之、輕忽疎漏之始末御下墨可被下と、近頃愧入候儀に御座候。但吉田生と申もの、当年廿五歳之少年には候へ共、元來長州藩兵家の子にて、漢書をも達者に読下し、胆力も有之、文才も候て、よく難苦に堪え候事は生得の得手にて、海防の事には頗る思をなやまし、萩藩兵制の事にも深く心を入れ、存寄りの次第書立て、其筋へ申出候処も度々有之、小弟門下にも多く無之、忠直義烈の士に御座候。(中略)然るに去夏、米利堅之事出来り、本邦開關以來未曾有之体たらくにて、皆御手後れと相成、如何とも手のつくべき様無之候。乍去七年の病に三年の艾にて、当今にても辺備之急務は彼をよく知るより先なるはなく、彼を知るの方略は、人才を撰び、彼の地方に遣し、形勢事情をまのあたり探索せしめ、火兵の術、水軍の方、海岸の固め、城壘の制等も、書伝ばかりにて何分に埒あき不申、往々靴を隔てて痒処を搔くの歎を免れず候へば、兎に角に此人を遣はされ、この道を開き候より外無之と存じ、其策を去る要路之御方へも申試み、川路司農御取次を以て、

福山侯へ奉り候上書にも、その儀を認め候処、事行はれざる御様子にて、残念に存じ候内、土州漂流民万次郎預ニ御召出一、御普請役に御取立御座候と承り、中心窃に欣び候は、是までいづれの国へ漂流候ても、外国へ漂流とだに申候へば、そのもの終身禁錮せられ候御法に候所、万次郎義、米利堅へ致ニ漂流、彼方に於て、少しく書物をも読み候との故を以て、御召出しに相成候。然るに万次郎義は、偏鄙の地に育ち候獵師の子にて、和漢の文字をも心得ず、殊に幼年にて漂流し候故に此国普通の言語さへ差支多く候よしに付、御取立に預り候とて、大事の御用には立申まじく、さらば此節、学才ある有志の士彼地に漂流し、其形勢事情に心をつけ、旁砲術兵法航海の技を学び、両三年にして帰朝候はゞ、公辺の御重宝に、いかばかり相成るべく、万一公辺にて御取用無く候とも、皇国一統之利益少なかるまじくと存付き、幸に吉田生、此節逆境に居り、何かな功を建て、帰参の願ひ叶ひ候様望み罷在候事熟知に付、見込の次第及ニ物語ニ候所、当人骨髓に徹し、いかにもと存じ候様子にて、私かに事を謀り見度よし申候に付、小弟申候は、兎に角万次郎は、此節の手本に付、漂流と申に無レ之候ては、公辺の御法改まり候はぬ間は叶ひ申間敷、乍レ然漂流の事は、九死一生之至難にて、天と人とに係り候と存候、

志あり才ある人に無<sup>レ</sup>之候ては、たとひ漂流候とても、世の益には成り不<sup>レ</sup>申、人に係り候と申すは此故にて候、有<sup>レ</sup>志有<sup>レ</sup>才の人<sup>有<sup>レ</sup>之候ても</sup>、風に放<sup>はな</sup>たれ候にあらざれば、此邦の小舟を以て巨海を渡り候事能はず、さて其暴風の必ず起り候はんことあらかじめ難<sup>レ</sup>定、又其暴風には、覆溺の患必ずなしと申すべからず、天に係り候と申は此故にて候、然と雖も此御時節、天此 皇国に福し給はゞ、望む所の風も起り、無難に漂流も出来可<sup>レ</sup>申、五島辺にては、風の為に乍ち浦辺の漁人此方へ来り候事も、此方の漁人かしこに至り候事も、一年に五六度は有<sup>レ</sup>之事に承り候、此節清の天徳の乱も、彼是風聞は候へども、慥なる事はわかりかね候、むかし元の忽必烈志を得候へば、我に弘安の乱有<sup>レ</sup>之候、唐山の兵乱は、我国に甚敷関係も候事に候へば、是又差向き探索申度、唐山地方にだに漂著候へば、彼の地方には、米利堅等の船の往来断えず可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之、左候へば、志し候カリホルニヤ、ワシントンに至り候事容易なるべく、但し公辺御法も候へば、いづれにも万次郎に倣ひ候ことを忘れ候など申候処、当人いかにも心得候とて、慨然として旅装を整へ、少々の路費を無心候につき、用達ち遣し候。さてつらく存じ候は、此九死一生之至難の義を、当時の御為を存じ候へばとて、よくも速に決心いたし候、けな

げなるわかものにて候と感心に存じ、遂詩も胸に浮び候故、一つには彼の志を賞し、一つには彼の心をますく堅くし候はん為に、倉卒に認め遣はし候其詩、左の通に候。

之子有<sup>レ</sup>二靈骨<sup>一</sup> 久厭<sup>レ</sup>二盤蹙<sup>一</sup> 振<sup>レ</sup>衣万里道 心事未<sup>レ</sup>語<sup>レ</sup>人 雖<sup>レ</sup>三則未<sup>レ</sup>語<sup>レ</sup>人 村度或<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>因 送行 出<sup>レ</sup>郭門<sup>一</sup> 孤鶴横<sup>レ</sup>二秋旻<sup>一</sup> 環海何 茫茫 五洲自 成<sup>レ</sup>隣 周流究<sup>レ</sup>二形勢<sup>一</sup> 一見超<sup>レ</sup>二百聞<sup>一</sup> 智者貴<sup>レ</sup>二投機<sup>一</sup> 归来須<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>辰 不<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>二非常功<sup>一</sup> 身後<sup>レ</sup>誰能<sup>レ</sup>資

是は既に当五日の夜、御呼出しに臨み候て、楽真盟台へ心当りの事及<sup>レ</sup>御内話候節、御目にかけて候所に候。環海より超<sup>レ</sup>二百聞<sup>一</sup>迄は、彼の意中を忖度候所にて、来帰須<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>辰は、三年の後必らず帰り候へと、申聞けたる意にて御座候。然る処、去暮押詰り候頃にて候ひしか、此春初にて候ひしか不<sup>レ</sup>覚<sup>一</sup>に候が、吉田生飄然として宅へ参り候に付、漂流も遂出来ず候歟と申、咲ひ候処、吉田生申し候は、此度は何事も心に任せず、其上長州屋敷にても、浦賀辺御固被<sup>レ</sup>蒙<sup>一</sup>仰候よしに候へば、其為めに差向き力を尽し候義も候はんと存じ候間、例の義は暫く思ひ止り候はんと存じ候とて、出立の節用達ち遣はし候四円の金を封のまゝ返し戻し候。(中略) 三月六日か、横浜御陣所へも尋ね参り候へども、形の如き稠人中寒温を述べ候のみ、何の一事を談じ候事無<sup>レ</sup>之、

是は馬場氏始め下目付等まで皆よく知る所也 唯心得

の爲に、彼船かのふねに近寄、其形状一見致し度、如何いたし候はゞ可レ然と申候に付、加奈川かながは水運みづはこび人足にんそくに出立候へば、近寄見られ候趣、浦賀同心申候事も候間、懇意こんいの吉村一郎へ頼み遣はし候はんとて、内書一通を認め相渡し候。其趣意は、某それがしかねて其志有レ之候へども、総髮そうはつ故其人足に出立候事も六ヶ敷きとの事に候へば不レ及レ力、此ものは門人中有志のものに付、某と心得、内内周旋しゅうせん頼入候と申候。然る所、其夕方か、又々陣所馬場氏と対座の所へ参り、時宜申置候上、此文直し呉候へと申差出し候。則一覽候へば、江戸の書生何某と申書出しにて、吉田生の姓名は無レ之、其大意は、吾輩は漸東西五百里南北三百余里の間を離れ候事能はず、貴国に於ては、火輪船等を以て全地球を歴かの日数に周回せられ候を承り候に、跛者はしやの健足者を羨み候より猶羨敷存じ候、あはれ此船に乗せ、本国へ伴ともなひ給はゞ、千百可レ辱、但し吾国人、外国へ渡り候は嚴禁げんきんに付、此事發覺候時は、刎斬せんざんの刑にも被レ行候べく候へば、極秘に致し度との趣意に御座候。其文中々面白く出来候ひき。去年来此様の仮託文、沢山に有レ之候へば、更に怪み存ぜず、かつ去年中の含みは存じ止り候と申事に候へば、後來の心得、当座稽古の爲に認め候仮託の文と存じ、筆を加へ遣し候。然るに豈計らんや、其文に別啓を作り添へ、和文の書



簡一通と都合三通、下田に於て夷人へ遣し、遂に発覚候て、此次第に至り候義に御座候。小弟の門人にて候上に、小弟加筆致し候文を以て、御国禁を犯し候義、小弟一切内談等致し候事無<sub>レ</sub>之、同意候等の義には曾て無<sub>レ</sub>之候へども、奉<sub>レ</sub>対ニ公辺ニ恐入候儀と奉<sub>レ</sub>存候。一昨日御呼出しの節、吉田も一同罷出、御徒目附立合にて、与力の下調にて候ひし所、小弟申候所に相違無<sub>レ</sub>之、修理が万次郎に倣ひ候へと申教戒を背き候義愧入候と、寅次郎申立候。是迄の大略右の通に御座候。右之所を以て、此上之御周旋偏に奉<sub>レ</sub>冀<sub>レ</sub>候。最初より此頃迄も、小弟多年外寇の事に心を尽し、皇国の御為を存じ候外、無<sub>レ</sub>二他事一候ひし所、一旦にして此禍に罹り候は、天小弟をして此義を唱へしめ、天朝百僚の御方々に、当今の急務、かの人材を選び、彼地に遣はされ候より外の儀あるまじと申事を、よく其心に得しめ給はんとての事にも可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之と、志を励まし、尋の時、其趣意申立候所、いか様申候ても、彼アメリカには、多日滞船の間に、人ならば隠所までをも見透かされ候ひながら、此方にては是迄の死法を守り、かれの長所を取らむすべをも知らず、かの形勢事情を探らむともせられ候はぬ様子、誠に望を失ひ申候。聊か世の補にも成らず候て、御上之御名を出し奉り候義、誠に恐入候義、高年の老母もさぞか

し無念にも存じ可<sub>レ</sub>申、さらぬだに物あんじ致し候しやうぶん性分に候へば、いか計ばかり心配も致し候はんと、志の貫つらぬき候はぬに就て存じ出候へば、五内共だいに裂さくるが如くに存じ申候。此情幸に御炤亮せうりやう可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。(中略)当今天下の長策ちやうさくは、かれにのみ見透かされ彼を見透候策無<sub>レ</sub>之候とは、和戦ともに成し難しと申所にて、国禁をゆるめられ、吉田生如きのものを、彼地方へ被<sub>レ</sub>遣候様にと申事、水府老明公等の御議論被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候様仕度候。其次は御時節柄之義に付、皇国の為に万死を犯し、非常の功をも立て候んと心を凝し候忠誠の至りを、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下御明察<sub>一</sub>、千卒そつは得易やすく、一将は得難しとも申候へば、出格の御仁恵を以て、速に寛典くわんてんに被<sub>レ</sub>從候様仕度儀と奉<sub>レ</sub>存候。何分にも宜しく御周旋之程奉<sub>二</sub>懇願<sub>一</sub>候。以上。

四月二十七日

啓

懼堂老盟台

梧下

樂真老盟台

(同書五一五ページ)

(2) 和歌

菘さりとせつづれさせとはすだけでも世のつづれをばいかがさすべき

梓弓あずさゆみまゆみつき弓さはにあれどこの筒弓つづにしく弓あらめや

武蔵の海さし出づる月は天飛あめぶやかりほるにやに残る影かも

みちのくのそとなる蝦夷のそとを漕ぐ舟より遠くものをこそ思へ

## 四十八、佐久良東雄

(一八一—一八六〇)



雄東良久佐

幕末の志士。常陸国新治郡浦賀村に、土浦藩郷士飯島平蔵の長男として生まれた。通称鞆負ゆまへ、のち静馬、畫園と号した。幼にして仏門に入り、下林観音寺の僧・康哉や、新義真言宗豊山学林に学び、後に真鍋善応寺住職となる。天保一四(一八四三)年還俗し、桜(佐久良)東雄と改名。此の記念に桜木を鹿島神宮に献じた。自作の「豊香島天大

御神の大御社に桜木殖奉る祝詞」は今も同神社にある。

改名後、江戸に出て、平田篤胤のもとに学び、水戸藩の志士等とも交わる。その後、畿内に出て、大阪の座摩神社(東区渡辺町に鎮座、旧官幣中社)の神官渡辺近江守の下にあって神務の助勤に励んだ。この時、最も時代的特徴のある交友をもつに至った。ここにおいて奇しくも回天の業に深くかわる秘められた真実の営みがなされたのである。それは明治大帝の御出生、安産祈願にかかわるものであった。

元來、座摩神社の祭神・座摩神は大宮地を守ります靈である。その故は、座摩は居之代いのかしろの意で、家屋を建設する場所をさし、従つてこの神は屋敷を守る神とみられる。栗田寛は居所知イガシの義で、宮中を守ります由の名なりとみている。奉祭は神功皇后の期、或いは応神期とも、仁徳期とも伝えられ、さだかではないが、平安朝時代には神祇官西院において深く崇敬せられた神である。

この座摩神社に、明治天皇の御生母中山慶子の御里・中山家から安産の祈願を依頼する手紙が送られた。送り主は中山家の諸大夫・田中河内介である。河内介は皇子御出産の無事であらんを念じ、御着帯の時にその旨の祈願を申送つたのが最初であった。又、別に自分で大阪まで足を運んで祈願したこともあった。その時、座摩神社で佐久良東雄と偶然に出会った。水戸の学風の影響を受けた東雄は、禁裏への忠誠を絶対の信条としている。河内介の祈願の訳を聞いて、東雄が他人事ではなく感激し、発奮興起したのはこの時であつたと云われる。

祐宮（後の明治天皇）誕生の安産祈願をめぐる田中河内介と東雄の偶然の出会い、みえざる深い因由に根ざすと云う外はない。河内介はその後、寺田屋騒動として知られた事件に關聯し、事破れて捕えられ、鹿兒島に送られる船上で殺された。

一方、東雄は、万延元年、桜田門外の変の首謀者の一人・水戸浪士高橋多一郎父子を、島男也とはかつて、生玉神社の近くの男也の寓居にかくまった。このことが発覚し、東雄と男也とは捕えら

れ、江戸、伝馬町の獄中で没した。

東雄が捕えられる前、吾が子に残した遺言が現に鹿島神宮に保存せられている。今回、本叢書のために全文、原本から筆写の勞をとられ、その公刊を援助せられた鹿島神宮司・東 実、権宮司・萩原正彦両氏に対し深甚の謝意をここに表したい。

尚、東雄が捕えられる前に、遺書を託したのは、これまた偶然に訪ねてきた津和野藩士で国学者の福羽文三郎（美静）である。こうした東雄をめぐる志士達の出会い、殊に明治天皇御出生に伴う安産祈願をめぐるの、まことにくすしき人々の出会いについていささか筆をさいた。

東雄の遺言状は、父正成が子正行に託した感懐に等しく、精神の脈絡は厳然としてここに生きているのである。東雄は歌をよくし、勤王の志士の代表的歌人である。歌集に『葦園集』がある。

（戸田）

### (1) 「佐久良東雄遺言状」の全文

我等先祖ヨリ 皇恩神恩何万年今日迄受候ヤ、数ヘガタシ。此処ヲヨク／＼かんが勘ヒ明ム  
レハ此一身幾度すてて、御恩報し候とも、報し難し。実に九牛カ一毛ニモタラヌ事也。

ヨクヨク此意ヲ勘明スハヤ。御大事ト申時ニハ一命ヲステ、報ヒ奉ルベシ。然ラザレハ、吾子孫ニアラズ。我父、然ル忠心致候ハ、幽冥ヨリ助ケ、大功ヲ成サシムベシ。若然ラズシテ、逆臣ニ与<sup>く</sup>ミセバ、我タチマチニ取殺サン。此処ヨク<sup>く</sup>子々孫々ニ申伝ヘヨ。此イヤシキ身一ツステテ、無<sup>ニ</sup>勿体<sup>一</sup>モ恐多くも、ウレシクモ、忝<sup>かたじけな</sup>クモ、今現在ニ御照ラシ遊サル此 御日様ノ御子孫様ノ 天子様ノ御為ニ相成候事、カヘス<sup>く</sup>ウレシキコトニアラズヤ。難<sup>レ</sup>有事ニアラズヤ、ヨク<sup>く</sup>合点スベシ。

聖人ノ国トイフカラクニモ、イク度カ夷ニトラレ、終ニ極悪ルイ夷ニ取レ切ニ成タルニ、我 皇国ノミヒトリ、 天照大御神様ヨリ御血統ツゞキマシ<sup>く</sup>テ、今日ニ至リ天地ノアラン限り、如此ナラン<sup>コ</sup>全ク不思議ノ 神国故ノコト、 深く難<sup>レ</sup>有忝ク心得明ムベシ。カヤウナ難<sup>レ</sup>有御国ニ生レ候事ナントナミダノ流ル、ホト、ウレシイ<sup>コ</sup>デハナイカ。ソコヲヨク<sup>く</sup>勘考仕リ、九牛ガ一毛モ御恩ヲ報シ奉るヘシ。カナラズ<sup>く</sup>学者ニモ詩人ニモ歌ヨミニモ何ニモ成ント思ふ事、狂人の心也。唯々々々楠正成尊ノ如キ忠臣ニナラウト一向一心ニ思慮ベシ。思テ修行スベシ。

無事ナル時ニハ家業ノ余暇ニハ他人ノ寝ル間、遊ブ間、千万ノ御恩奉謝ノ一端ニ著述

スベシ。

御国ニ事アル時ハ 御為ニ 天神地祇ヲイノリ奉リハカリゴトヲメグラシ、事ヲ成スベシ。事アル時、書物ヲヨミ、著述ナドノミシテ、黙々トしてアルハ、畜生トモ名付難し、誠ニ学者ハ無用ナモノト思ハルベシ。

愚父ガ自歌ニ

人丸ヤ赤人如イハルトモ詠歌者ノ名ハトラントソオモフ

一筋ニ君ニ仕テ永世ノ人ノ鑑ト人ハ成ルベシ

其外長歌等短歌等ニヨミ置候ま見ルベシ

武士トイ称ハ、申も恐多キコトナガラ、饒速日命、無ニ比類ニ 神武天皇様へ御精忠被レ為レ遊候其饒速日命御子孫へ物部姓ヲ賜ヒシニヨリ、ミナノ二本ザシノ武士ヲモノ、フト後世云フ也。然レハ、饒速日命ノ如クノ精忠ニ習ヒ候ベシ。然ラサレバ、モノ、フトハイハレヌ事也。此等ノ称号サヘ存セスモノ多ケレハ、逆臣ハ絶ヌ也。ヨクノ名ヲ正シフスベシ。カヘスノ何ノ為メニ二本サシ候ヤト申セバ、天子ヲ守リ奉ル為メニ



サス也。弓矢も同じ事也。ソレニ無御勿体天子へ向奉リテ、弓ヲヒキ、矢ヲハナチ、太刀ヲヌキ候事、何ナルタハケ、畜生ゾヤ。ヨク／＼勘考アルベシ。此等ノコト何デモナク分リサウナコトニ候へ共、分ラヌ奴多ケレバコソ、朝敵・逆臣も昔より多カリケレ。サテ／＼浅間敷也。元来弓・太刀・鎧共、天子ヨリユルサレテ、サシテアル也。何ノ為メニサスト云フヲシラス。

天子様ノ御町人、御百姓ヲイジメ杯スルヤツハ、イカナルモノグルヒ・畜生トモ名付ケガタシ。又ソレニ刀ノ前ヘガスマヌ杯、イヒテリキミマハスムチャトモクチャトモ、弁ヒガタシ。

其外第一ノ治メ方、身分ニ不相応ノヤウナレトモ、忠ニ二ツナケレハ、深考アリ、口伝ニ云置ベシ。

いろ／＼申入度事有之候へ共、先右等ノ事存居候バ、余リニ当ラヌコトハシ出スマジト存書置候也。愚父当年五十歳也。元来老少不定ノ命ニ候ヲ老年ニ相成候へバ、明日ガ日ニモワカラヌ命也。何マデモイキルト存シ候事、大愚人ノ意也。無禄ノ身、何モユツルモノナシ。タ、一言也、此一言サへ心得候へハ、たとひ餓死候共、生レ来リ候甲斐有之

候事ニ候。ヨク／＼味フベシ。感ズベシ。

安政七申年三月十八日夜落レ涙書置也

神祇道学師平健東雄

愚息石雄へ

(2) 和 歌

歌集「春の歌」「言靈のしるべ」など数多く、昭和十八年発行の佐久良東雄歌集には短歌八百六十四首、長歌八十九首、今様二首合計九百五十五首が載っている。

朝日影とよさかのぼる日の本のやまとの国の春のあけほの

まつろはぬ奴ことごと東の間に焼き亡ぼさむ天の火もかも（江戸城本丸炎上の時）

飯食ぶと箸をとるにも大君の大みめぐみとなみだしながる

死にかはり生きかへりつゝ諸共に櫃原の御代に復さざらめや

大君にまつろふ心なき人はなにを樂しと生きてあるらむ

四十九、伴<sup>とも</sup>林<sup>ばやし</sup>光<sup>みつ</sup>平<sup>ひら</sup>  
 (二八一三—一八六四)



伴 林 光 平

国学者・歌人・志士。河内（大阪）の人。僧侶の次男に生まれ、京都西本願寺学寮次いで奈良薬師寺或いは法隆寺塔頭<sup>たつちゆう</sup>で勉学の後、天保六年（二十三才）本願寺学寮の教授。その後、国学に志し、天保十年、因幡（鳥取）の神主・飯田氏に入門、その次男・七郎年平と親交を結び僧名を伴林六郎光平と改めた（姓は郷里の伴林氏神社による）。天保十

一年、年平と共に河内の廃寺に仮寓し菜根をかみながら古事記伝全巻を手写するなど苦学。この年、伴信友に入門。翌年帰郷したが、信友の意を受けて山陵探査に従事。弘化二年（三十三才）郷里の教恩寺住職となったが、山陵探査は続行（やがて国事のため中絶することになるが、文久三年には天聴に達して叔感の御沙汰書を賜わる）。安政四年（四十五才）奈良中宮寺宮に国史歌道を講義。文久元年（四十九才）教恩寺の壁に「本是神州清潔の民、謬<sup>もとこれ</sup>って仏奴と為り、同塵を説く。如今、仏を棄つ。仏、咎むることを休めよ。本是神州清潔の民」という詩（休咎は南山踏雲録では休恨となっている）を書き

つけて還俗。文久三年、天忠組（天誅組とも）の参謀。事敗れて捕えられ、獄中で直毘靈や万葉集を講義したほか南山踏雲録を記した。翌年（元治元年）刑死。五十二歳。

明治二十四年、従四位を賜わり、靖国神社に合祀された。

述作は、昭和十九年湯川弘文社発行の佐佐木信綱編「伴林光平全集」に収められているが、本書には、同書から次のものを引用した。

——(1) 「難な解げ機き能の重おも荷に」——

安政五年（四十六才）の著。ペルリ来航以来の幕府の責任を批判したもので、孝明天皇の天覽を賜わった。

——(2) 「稻木抄」——

嘉永二年（三十七才）起草、文久元年浄書した歌論。師の恩を忘れないためにその生国であるいなば（因幡の飯田氏）きい（紀伊の諸平）を取って題名としたという。

——(3) 「書翰」——

晩年に、長男に与えたもの。

——(4) なお和歌は、「南山踏雲録」（文久三年天忠組参謀として大和義挙に加わり後捕えられて獄中で書いたもの）

その他から引用した。

(1) 「難解機能重荷」から

身におはぬ賤がなげきの荷を重み道のまゝにやゆき勞れなむ

凡そ現身の此の世中に起りと起る災害は、天神地祇の御瞋怒より生り出づることにて、人たる者の力もてはいかにも為<sup>す</sup>べからぬ理なれども、人宰たらむ人、よく天下を政<sup>まつりじ</sup>ち、よく衆庶を治めば月日を経て自然免るゝこともあるべし。其の災害品々様々なる中に、其の形大にして深く恐るべからぬものあり。其の形小にして深く恐るべきものあり。又害に似て却て国家の利となる事も有り。利に似て大に国家の凶害となるべき事有り。人宰たらむ人々、此等の品をよく／＼明察して、凶害の為に國體の衰弱せぬ様にと勤め策<sup>はか</sup>るべきことなりかし。(中略)されば異賊覬覦<sup>きゆうゆん</sup>の凶害は、其の形尤<sup>いと</sup>大にして恐るべきものに似たれども、克実して是をいはず、深く恐るべきものにあらず。されど今此に其の災害の、其の形小にして深く恐懼すべく、はた今や国家に大益有るに似て後来いひしら

ぬ凶害となるべきことあり。(中略)抑々夷賊尊崇の道たるや、所謂かの天主の邪法にて、かれ先づ卑溷濁の水土に生育したる故に、劫奪侵掠の邪欲のみ深く俊速英武の氣稟すくなし。故徒に沈念苦思して一向に空理を推究し、而して珍藝異術を作為し、其をもて假に他邦の人を希望せしめ、或は醫術奇薬をもて懷望せしめ、或は異形の軍艦を装來りて驚動せしめ、不慮の防禦に其の國財を費さしめ、或は佞言を巧にして利害を説諭し、和信通商に事よせて遂に他境に雜居しつゝ、いつよりとなく彼の邪法を擴め、さて後に手を袖にして他邦を掌握せむとなり。此の事既くこの老公の抄物にも記し給ひ、將五大州中にて三十餘り六國まで其の策をもて剽奪せし跡明かなるうへに、眼前清朝四百餘州通商より事起りて限りなき愁苦をみしうへに、巨萬の萬金をつぐのひて辛うじて波風の静まりしは人皆のよく知る所なり。されば彼等が皇國を覬覦するは通商を主とするにもあらず、攻戰を主とするにもあらず、たゞかの野蘇の邪法を擴げて空手にて皇國を掌握せむとなるを、彼の素意を知らず、彼が陽策を直視して醫術藥品の珍異なるに欺かれて紅毛の醫方を学ばしめ給ひ、且彼の國の藥品をめしよせ給ひ、よしなき高價の草根木皮に見かへ給ひて、(中略)國體の精髓なる金銀銅鐵を費し給ひしは、彼が姦計に陥りたまふ

の第一なり。其のうへ纒か四五艘の軍艦に驚動して許多の侯家に言仰せ給ひ數萬の兵士を困苦せしめ數十萬の軍用を費し給ひしは彼が姦計に陥り給ふの第二なり。其の上彼が才藝に欺かれ、武藝文学悉く彼を信じ悉く彼を学び、是を苦学せしめて徒らに天下の人力を費し給ふ。是彼が姦計に陥り給ふの第三なり。其のうへ彼が巧言に欺かれて終に萬代不易の和親通商を許し給ひ、剩へ登壇をさへ免し給ひ、山海の珍をもて饗應をさへになし給ひ、如レ親敬レ之如レ子愛レ之給ふ。是彼が姦計を悟り給はず一向に彼を怯恐れてなまじひに兵端を開きて凶害あらむよりは、従ひて無事ならむ方然るべくやなど、内々其の御沙汰も有りときくは實歟。まことに歎しく浅間敷き限なりけり。(中略) 斯くいはゞ、猶辨別して取レ善悪をすてば何の妨かあらむといふ人も有るべからむ。今云ふ、其は甚だ危し。いかにとなれば、凡そ利害を明察して利を用る害を棄つるは明王賢后の上のみにあることにて、凡民野俗の輩はともすれば異術に心を奪はれ邪路に趨らむとする常のことにて、たとへば仁義忠孝の孔門の正道、諸悪莫作の佛の正法、日夜是を説き、且暮是を語りて衆庶を引導するといへども、不義不孝の者上にたえず佞諂諛諛のもの下に繁れり。儒者は是を唱へて放蕩無頼の魁帥と成り、僧は是を賣りて、大なるものは聚劍を巧に

し、小なるものは姪慾を恣にす。且本願寺の如きは法幢ほふたうを南北に靡かし金鼓を東西に轟

かして其の教化を普くし、類に正法を説くといへども、或は秘事に陥り、或は邪義にか

たよりて、正義を諒解するもの実に稀なめり。或は甚しきものは狐狸に託して吉凶を談

じ、邪魅によりて禍福を祈る。これ善を取りて悪を棄て正を用ゐて邪を棄つるのかたき

徴しるしにて、(中略)今や彼が藝術に沈酔して、これを善とし此を利なりとして学ばしめば

近頃西洋術の師範職たるよしにて、公庁の命令をかまふ所々へ出張仕り、かのゲベル筒の訓練を教授いたし候仁、ひそかに奇妖  
任の事等を野吏俗士に教授するよし、たしかにきけり。又江府などにては夜々巷に出て、道ゆく婦の精血をとるもの有るよし、雖か  
にきけり。これかの妖法の一類にてはやくかれが妖術の行はるゝなり。心あらむ人いたづらに風月を友とし、徒に飲宴を事として逸居すべきの時ならむや。奇恠に趨り易き凡俗、次々邪域に

陥り、妖邪國郡に遍満して遂に驅除すること能はざるのみならず、皇國固有の大道も唯

我獨尊の正法もみす／＼邪法の為に劫奪せられ、近世西洋凶賊天竺何某なる銅像の大仏を破却し、己が本  
國に持ち運びて悉く大炮小銃に鎗かへしよし物に見えた

り。五十餘萬の天下の寺院、舊來奉仕の佛像を破却せられ、みる／＼魔王の栖とならむ

こと、天竺漢土の當今の體勢を見ても速かにさとらぬべきものをや。其の機い、ますでに眼前  
にさへぎり申し候。

し其の期に及びて血涙を流し、臍を噛みて悔ゆとも何の甲斐かはさもらふべき。されど

邪遂不レ克レ正の理なれば、彼且かれしぼちく意を得ることありとも、遂に正法には克つべからねば、

安居して詠ながめ居るとも何の患か有るべき。未まだきに是を怯おそ恐れて兎角言挙するは、偏見小



量のなすわざなりといひ貶おとしす人も有るべからむが、そはしばしにても彼等に誑惑きやうわくせられむは口惜しき限りならずや。且先則制せ人の本文もあなれば、後れて人に制せられむはいよ／＼口惜しき限りなりけり。あはれ天下の人宰たらむ大、正法護持の職掌たらむ人々、皇朝の為に精忠をぬきいで、正法の為に肺肝を碎き、慷慨憤発し邪法の根柢を抜きとるべき良策をめぐらさば、一には皇朝すめらみかど廷へ對したてまつり紀世の勲功ともなりぬべく、二にはおのが宗祖へ對し無二の忠勤ともなりぬべし。もし此の一舉を猶豫疑惑して、事遅滞に及ばゞ、いひしらぬ大患遠からずいたらむ。あなかしこ、／＼。

右聊か國恩を存ずるあまり、月頃慨なげき思ふことの荒増あからましを書き記して奉るになむ。やるせなき赤心のなすわざごと、看免みゆるし給ひて、文辭みだの猥みだりがはしきを咎め給はずは、生前の本懐、死後の面目なにごとか是に如しかむと、廣大の慈恩ふかく感戴し奉るべきものなり。

安政五年三月十四日

伴 林 光 平 慎言

(同書一ページ)

(2) 「稲木抄」から

目 標

凡そ上古の歌は、男女の互にいとほしむ真情を諷み出でたるものにて、人の人たる道の大道も、此を離れては知るべからず。其は如何といふに、もとこの皇大御國はしも、彼の游能碁呂嶋碁のころじまにて、伊邪那岐、伊邪那美兩柱ふたはしらの大御神婚合まごはひの大禮を始めたまひ、生成し給ひし大御國なれば、其の國內に生れ出でたらむもの此の大御神の御恩頼を蒙らぬ者もなく、その婚合の道にそむ乗く者も將得有るまじき理なりけり。故教かれへねど誘はねど、自然行はれゆきて幾千萬の歳次をよ經とも衰ふることなき神隨かむながらの大道にて、女は男を慕ひ、男は女をいとほしむ真情須臾も離れては有るべからず。其の須臾も離るべからぬ真情を諷み出づるが歌なれば、それ即ち神隨の大道にて神の大道といふものも歌の外には有るべからず。故人かれの人たる道の大道も歌を離れては知るべからずといふ也。いで此の理

を委しく論はむ。紀淑望主ぬしが古今集真字序に適為に後世に被レ知者、唯和歌人而已。何者語近に人耳に義慣に神明に也と有りて、此の義慣に神明にの四字即ち詠歌の奥旨にて、歌は皇國の大道なることを示されたるにて、慣の字いとくたふとし。そはいかにとなれば、抑詠歌の起源はしもかの伊邪那岐、伊邪那美兩柱の大御神、游能あそ碁呂嶋ころじまにて、始めてあ合ひましゝ時、八尋殿の御柱を廻り給はむとて、阿那爾あな夜志やし愛え衰せ登と女め衰せ、阿那爾あな夜志やし愛え衰せ登と古こ衰せと御互ごごに言こと擧あげし大御言是詠歌の基源にて、古今和歌集假名序に、此歌天地の開け始まりけるときよりいできにけり、といへるは僻語也。詠歌の基源のなれる也。歌の出で来たるにはあらず。其の後須す佐さ能の男命、出雲國に往きまして稲田姫と住み給はむとて、清すがの地に殿造つくらせ為給ひし時、出雲八重垣の神詠有り。其の後人代ひとよとなりて、畝火あし檀原宮はらのしげに肇はつ國知食くにしろしめし、皇孫命すめみまの皇后おほきさきい伊須すけ氣より依ひ姫めを始めて大宮むかに適たへ入れ給ひし時、阿斯波良能志あしはらのしげ去こ伎き衰せ夜や爾に須す賀が多た々み美み伊い夜や佐さ夜や斯し伎き互あ和わ賀が布ふ多た利り泥ね斯しといふ大御製おほみうた有り。故夫かれ婦相依りて家を修むるは、所謂人倫の大儀にて、其の大儀を定め給ふ時しも、大御情のそこひを振り延へて、諷よみ出で給ひし大御風儀、いとく奇あやにくすしき大御國風にて、掛けまくは畏けれど、上は内日刺雲うちひさすの御上より下はあやしの草の庵りまで、男女相共に歌をいひて情を通ずるは、これ上世の大御國風を親しく身に受け行へるにて、

真字序、無<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>和歌<sub>に</sub>不<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>情者<sub>と</sub>云々、雖三天神孫孫童女童女

何事もあらずのみなりゆく世の風俗なれど、詠歌の一道は神世のまゝの大御風儀を傳へ来れるにて、こよなき神隨の大道なりけり。(中略)

かくて、其の主と誦み習ふべきもの、先づ古事記、日本紀に見えたる歌等、さては萬葉集等なるべし。すべて上代は人情質直にして、輕薄なること露ばかりもなかりき。故に其の諷み出だせる歌もみな人の真情より出で、人情の至極を文あやなして諷み出でたるものなれば、其を誦めば人情自然誠實に移り、淳朴に移りて、おのづから家を齊ととのへ身を修むるに至る。是我が学の宗致にて、真情を離れては歌てふ者もなく、歌を離れては皇國の大道も知らるまじき理也。(中略)

故萬葉集には萬葉集の風格有り、古今集には古今集の風骨有り、新古今集には新古今集の風致有りて、自然其の時世々々の体裁の分れたるをもて、其の姿は摸すべし。其の氣骨は摸すべからず。己が時

世の風に従ふべきことはさとるべし。されど姿は己が時代の風に従ふとも、真情を離れて真の歌てふものゝ有るべき理なければ、先づ情實なる紀記萬葉を主と誦み習ひて、真情をもて詠歌の目標と定め、さて風體は己が時世に従ふべきことなりかし。此の事己が著せる七題七体の自

序に委しく論じおけり、見るべし。

(3) 「書 翰」(長男宛のもの)

甚寒之節、御前愈御機嫌能<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>入候條、奉<sub>ニ</sub>恭賀<sub>ニ</sub>候。然者、春日御祭禮<sub>ニ</sub>歸坊可<sub>レ</sub>有哉ト存居候処、無<sub>ニ</sub>其義<sub>一</sub>、定而御前御用ニヨリてと存居候事也。扱天下ノ形勢不<sub>ニ</sub>容易<sub>一</sub>相成候ニ付、何分學問事出精第一ニ存候。就<sub>レ</sub>夫<sub>凡</sub>學問と申候ハ別義ニテモナク唯心魂を堅め、外物ニ心ヲ動カサヌガ肝要也。其心魂を堅めるは心を煉<sub>ねる</sub>也。心を煉は先物事に堪忍シ辛抱シテ、心を苦むる也。心を苦ムルトいふは、欲を塞グ是也。欲は色欲酒食欲奢ノ欲也。此等の欲念を堪<sub>こら</sub>へ塞<sub>ふ</sub>ギテ、トニカク質素淳朴を本トシテ、心を苦シメ心を煉り堅め、君ニ忠ヲイタシ、親ニ孝ヲ為んと心掛、君父の名を穢さず、美名を世にノコス、是學問の主本也。此主本を知ん為に書見ヲスルコトニテ、先學問の初は、酒食色情の二をこらへて為ヌガ肝心也。自然此欲ニホダサレ、氣随我假に行トキハ、酒毒ニアタリ、濕毒ニアタリテ、壽命ヲ削リ、身ヲ亡シテ、親ニ悲ヲ與へ苦ヲカケル、コレ不孝ノ第一也。故ニ學問ハ、欲ヲ塞グガ始也。此理ヲヨク考へテ、ナルタケ身ヲ大切ニ致シ、學問

ヲ大切ニ心掛、一心ヲ磐石ノ如ク堅め、惡友ニ交ラズ、惡人ニアザムカレズ、惡道ニ落  
入ラズ、学行成就シテ英名ヲ世ニノコス、コレ最上々ノ学問、人間ノ大孝道也。(中略)  
若年の者ハ、老人ノ云ヤウニモナラネド、人ハ辛抱ガ第一也。ナルタケ若年ノ間ニ辛抱  
苦勞シテ、老年ニ樂ヲスルガ上策也。愚老も、日ノ七日モ食物ナク寒中衾ナクテ寝、暑  
中蚊帳なしニ寝候事もありしかど、只今ニなりてハ、人々歸依崇敬イタシクレ候事、全  
ク若年の時の辛抱ニヨルコト也。何分吾子ニ生レタル不仕合ニハ、ナルタケ苦心イタシ、  
学行成就ヲ祈ル也。又長々修業中ニハ、聊の鬱散モ免ズベケレドモ、心魂のクダケル様ナ  
事ニテハナラヌ也。カヘスガヘス人ハ魂ヲ堅メルガ肝要也。(中略)汝イマダ惡行モセズ、  
長人シキ様子カネテ聞取居候故、事無キ間ニ異見ヲ申ス也。有リテ後は益ナキ事ナルガ  
故也。何卒何卒、ヨクヨク思案工夫イタシ、君ニ苦ヲカケズ、親ニ心配ヲカケヌ様ニス  
ルガ学問の本也、孝行の始也。千卷萬卷ノ国書儒典モ、忠孝一ツヲ教ル為也。唯字義ヲ  
知り、詩作り、歌ヨムノミの人ハ、学者トはいひがたし。カヘスガヘスも、親の名の穢  
れぬやうに心掛、アツパレ天下の一人トナリテ、英名ヲ世上ニ流サンコトめでたき事ニ  
ハ候ハズヤ。自然此異見心ニカナハズハ、此儘返却有テ、トカク随意たるべきが、其節

ハ吾子ニテハ無レ之候。アハレ伴林の総領ト世人ニ譽ラルゝ様、御心がけ第一なるべき也。  
かしこ。

霜月廿五日夜

父 ぶ

芳 林 殿

(同書七六五ページ)

(4) 「南山踏雲録」から

ますらをの世を嘆きつる雄たけびにたぐふか今も峯のこがらし

銚すざとりて夕ゆふ越こ来これば秋山の紅葉の間より月ぞきらめく

負おひ征そ箭やのそやとしいはば荒野らの露と碎けんことをのみこそ

父ならぬ父を父ともたのみつゝ有りけるものをあはれ吾子や(愛子・信丸へ)

闇夜ゆく星の光よおのれだにせめては照らせもののふの道

さびしさをなにとへむ秋山の嵐を上る在明の月

畝火山其そのいでましを玉禪たまだすきかけてまちしは夢かあらぬか

○

われはもはや勅みことたばりぬ天津日あまつひの御子のみことの勅たばりぬ

君が代はいはほと共に動かねばくだけでかへれ沖つしら浪(辞世)



五十、吉田松陰  
よし だ しょう いん  
 (一八三〇—一八五九)



吉田松陰

山口藩士。日本海に面する萩に杉百合之助の二男として生まれた。諱は矩方、字は義卿。初め虎之助のち大次郎、松次郎、寅次郎(寅二郎)に改めた。号としては松陰、二十一回猛士、蓬頭子などと称した。二十一回猛士の二十一回とは、姓の吉の字の上半分が十と一、田の字の中の十文字が十であわせて二十一、吉の字の下の口を、田の字の字の十を取りのぞいたかわりに入れると、回の字になるので、要するに吉田という姓の文字を分解して整理すると、二十一回となるわけ。猛士とは、国難に立ち向かってすこしもたじろがず、身を挺して当たる決意を表わしたものだ。そして二十一回もの危難を乗り越えようという勇猛心を示したものである。この称号などは松陰のきびしい性格の中に、一面ユーモラスな性格のあったことを伺わせている、というべきか。

松陰は、杉家に生まれ、吉田家に養子となる。三十才で安政の大獄で斬罪に処せられたから、短

い一生であつたが、幕末志士の中でこの人ほど、俊秀の才をもち、進取の気象と勇猛な実行力に富み、さらに多くの偉臣を養成し得た人は、他に類を見なかつた。彼が長崎でロシアの軍艦に乗りうとして失敗し、さらに、伊豆の下田で単身アメリカの軍艦に乗り込んで渡米を懇請したことなど、余りにも有名である。

松陰は幼時より家学、山鹿流兵学を学び、和漢の群書を大量かつ精細に読破していった。書物は、これを人から借りれば直ちに書き写して学ぶ、ということ、その学識は、二十才にしてすでに測り知れぬ博学を示し、しかも和漢にわたる往時の出来事と、それを取材した多くの古人の体験思索とを、つねに、彼自身が現実生きていた社会、現実の自己の人生に照らし合わせて、これらを活きた学問として吸収した。その点において彼は抜群の才幹を示した。彼が営んだ松下村塾は、いまも萩市の松本という所にそのまま保存されているが、これが、高杉晋作、久坂玄瑞ほか数多い幕末の志士をはじめ、伊藤博文、山県有朋ら明治の功臣多数を輩出した塾とは、とうてい思えぬほど、まことに粗末な三、四室の小さな家屋である。

松陰が書き残したものは、その短い一生にかかわらず、戦前に岩波書店から出版された「吉田松陰全集」(十巻)と、同じく岩波から、書き下し文に改めて出された全集(十二巻)に見られるように、実に老大なものである。しかも、その多くは、同志に送った手紙、手紙の形式をとって記され

た時事評論、漢詩、和歌、上申書、彈劾文など、いずれも憂国の至情と同志同胞を思う真情に貫かれていて、一読、読者感を奮せしめるもの、少なしとしない。本書の編集にあたって、特に松陰に過大の頁を割いたのも、松陰の思想を出来るだけ多角的に紹介したためであった。なお本書への引用は、多く前記の岩波書店刊の書き下し文の全集に依った。

(1) 「士規七則」 (安政二年春、野山獄にありて、二十六才)

冊子を披繙せば嘉言林の如く、躍々として人に迫る。願ふに人讀まず。即し讀むとも行はず。苟に讀みて之れを行はば、則ち千万世と雖も得て盡すべからず。噫、亦何をか言はん。知る所ありて、言はざる能はざるは人の至情なり。古人これを古に言ひ、今吾れこれを今に言ふ、亦何ぞ傷まん、士規七則を作る。然れども是れ吾が言に非ざるなり、故に聖言賢語、類に觸れて援引し、以て其の義を證す。(編者注、七則のみを掲載する)

一、凡そ生れて人たらば、宜しく人の禽獸に異なる所以を知るべし。蓋し人には五倫あり、

而しこうして君臣父子を尤もつとも大なりと為す。故に人の人たる所以ゆえんは忠孝を本もとと為す。

一、凡およそ皇國に生れては、宜よろしく吾が萬國に尊たき所以ゆえんを知るべし。蓋けだし皇葉一統にして、邦國の夫士ふうし世々し祿位を襲つぐ。人君、民を養ひて以て祖業を續つぎ、臣民、君に忠して以て父志を繼ぐ。君臣一體、忠孝一致、是れ吾が萬國に尊たき所以ゆえんなり。

一、士の道は義より大なるはなし、義は勇に因りて行はれ、勇は義に因りて長ず。

一、士の行おこなは質實欺かざるを以て要と為し、巧詐過あやまちを文かざるを以て戒いましめと為す。光明正大、皆是れより出づ。

一、人古今に通ぜず、聖賢を師とせずんば、則ち鄙夫ひふのみ。讀書尚友しやうゆうは君子の事なり。

一、徳を成し材を達するには、師恩友益多きに居おり。故に君子は交はる所を慎つつしむ。諺ことわざに曰く、「朱しゆに交はれば則ち赤く、墨に交はれば則ち黒し」と。信まことなるかな。

一、死シ而後已ム、四字、言簡げんにして義廣ぎし。堅忍果決けんじんくわつ、確乎かくことして抜くべからざるものは、是れを舍おきて術なきり。

右士規七則、又約して三端と為す。曰く、「志を立てて以て萬事みなことの源みなもとと為す。交まじわりを

擇びて以て仁義の行を輔く。書を讀みて以て聖賢の訓を稽ふ」と。士苟に此に得ることあらば、亦以て成人と為すべし。

吉田寅二郎藤原矩方 撰  
(全集、第四卷、「野山獄文稿」一九ページ)

(3) 「講孟余話」(旧名、「講孟筭記」) から (安政二年)

—松陰二十六才の安政二年六月十三日から、翌三年の同日に至る一年間に、萩の野山獄において同囚の人々と、ついで出獄後、杉家生家の幽居中に、親戚とともに、漢書「孟子」を講読した際の、各章読後の所感ないし批評・意見などを一書にまとめたもの。松陰の述作を通じ、質的にも量的にも主著の第一と見なされるべきもので、その人生観・国家観、政治、教育、外交、哲理など各方面の思想がうかがわれ、また古典を讀み学ぶ際の学究方法についても、大いに示唆に富んでいる。—(全集、第三卷) (三ページ)

① 「序」

道は則ち高し、美し。約なり、近なり。人徒らに其の高く且つ美しきを見て以て及ぶべからずと為し、而も其の約にして且つ近く、甚だ親しむべきを知らざるなり。富貴貧賤、

安樂艱難、千百前に變ずるも、而も我れは之れを待つこと、一の如く、之れに居ること  
忘れたるが如し。豈に約にして且つ近きに非ざらんや。然るに天下の人方且に富貴に淫  
れ貧賤に移り、安樂に耽り艱難に苦しみ、以て其の素を失ひて、而も自ら抜く能はず。  
宜なるかな、其の道を見て以て高く且つ美しくして及ぶべからずと為すや。孟子は聖人  
の亜なり、其の道を説くこと著明にして人をして親しむべからしむ。世、蓋し讀まざる  
なし。讀みて而も道に得る者、或は鮮し。何ぞや。富貴貧賤、安樂艱難の累はす所とな  
りて然るなり。然るに富貴安樂は順境なり。貧賤艱難は逆境なり。境、順なる者は怠り  
易く、境逆なる者は勵み易し。怠れば則ち失ひ、勵めば則ち得るは、是れ人の常なり。  
吾れ罪を獲て獄に下り、吉村五明・河野子忠・富永有隣の三子を得て、相共に書を讀み  
道を講じ、往復益々喜びて曰く、「吾れ諸君と與に其の境逆なり、以て勵みて得ることあ  
るべきなり」と。遂に孟子の書を抱き、講究磨磨して以て其の所謂道なるものを求めん  
と欲す。司獄福川氏も亦來り會して善しと稱す。ここに於て悠然として樂しみ、莞然と  
して笑ひ、復た圍牆の苦たるを知らず。遂に其の得る所を録し、號して講孟劄記と為す。  
夫れ孟子の説は固より辨を待たず。然れども之れを喜びて足らざれば乃ち之れを口に誦

み、之れを誦みて足らざれば乃ち之れを紙に筆す、亦情の已む能はざる所なり。則ち劊記の作、其れ廢すべけんや。抑々聞く、往年獄中政なく、酒に酗ひ氣をして喧慝紛争、絶えて人道なからしめたりと。

今公(註、毛利敬親)、位に即くや、庶政更張し、延いて獄人に及び、百弊日に改まり、衆美並び興る。蓋し司獄亦與りて力あり。今乃ち諸君と悠々學を講じて以て其の幽囚を樂しむを得る者、寧んぞ以て對揚する所を思はざるべけんや。安政乙卯秋、二十一回藤寅これを野山獄北房第一舎に書す。

② 第一場(安政二、六、一三) — 「孟子序説」

(註、史記列伝に記す所や韓退之、顔淵、程子、楊子などの孟子についての記述を引用、それらを松陰が紹介したあと、次の第一本文が記るされている)

○孟軻は騶人なり。齊の宣王・梁の惠王に遊事す。

經書を読むの第一義は、聖賢に阿らぬこと要なり。若し少しにても阿る所あれば、道明かならず、學ぶとも益なくして害あり。孔孟生國を離れて、他國に事へ給ふこと濟まぬ

ことなり。凡そ君と父とは其の義一なり。我が君を愚なり昏なりとして、生國を去りて他に往き君を求むるは、我が父を頑愚として家を出でて隣家の翁を父とするに齊し。孔孟此の義を失ひ給ふこと、如何にも辨ずべき様なし。或ひと曰く、孔孟の道大なり、兼て天下を善くせんと欲す。何ぞ自國を必ずとせん。且つ明君賢主を得、我が道を行ふ時は、天下共に其の澤を蒙るべければ、我が生國も固より其の外に在らずと。

曰く、天下を善くせんと欲して我が國を去るは、國を治めんと欲して身を修めざると同じ。修身・齊家・治國・平天下は大學の序、決して乱るべきに非ず。若し身家を捨てて國天下を治平すとも、管晏のする所にして、詭遇して禽を獲と云ふものなり。世の君に事ふることを論ずる者謂へらく、功業立たざれば國家に益なしと。是れ大いに誤なり。道を明かにして功を計らず、義を正して利を計らずとこそ云へ、君に事へて遇はざる時は諫死するも可なり、幽囚するも可なり、饑餓するも可なり。是れ等の事に遇へば其の身は功業も名誉も無き如くなれども、人臣の道を失はず、永く後世の模範となり、必ず其の風を觀感して興起する者あり。遂には其の國風一定して、賢愚貴賤なべて節義を崇尚する如くなるなり。然れば其の身に於て功業名誉なき如くなれども、千百歳へかけて



其の忠たる、豈に擧げて數ふべけんや。是れを大忠と云ふなり。然れども此の論、是れ國體上より出で来る所なり。漢土に在りては君道自ら別なり。大抵聰明叡智億兆の上に傑出する者、其の君長となるを道とす。故に堯舜は其の位を他人に譲り、湯武は其の主を放伐すれども、聖人に害なしとす。我が邦は上天朝より下列藩に至る迄、千萬世世襲して絶えざること中々漢土などの比すべきに非ず。故に漢土の臣は縦へば半季渡りの奴婢の如し。其の主の善悪を擇んで轉移すること、固より其の所なり。我が邦の臣は譜第の臣なれば、主人と死生休戚を同じうし、死に至ると雖も、主を棄てて去るべきの道絶えてなし。嗚呼、我が父母は何國の人ぞ、我が衣食は何國の物ぞ。書を読み道を知る、亦誰れが恩ぞ。今少しく主に遇はざるを以て、忽然として是れを去る、人心に於て如何ぞや。我れ孔孟を起たして、與に此の義を論ぜんと欲す。」聞く、近世海外の諸蛮、各々其の賢智を推舉し、其の政治を革新し、駁々然として上國を凌侮するの勢あり。我れ何を以てか是れを制せん。他なし、前に論ずる所の我が國體の外國と異なる所以の大義を明かにし、闔國の人は闔國の為に死し、闔藩の人は闔藩の為に死し、臣は君の為に死し、子は父の為に死するの志確乎たらば、何ぞ諸蛮を畏れんや。願はくは諸君と

茲こゝに従事せん。

③ 第一場—「首章」

孟子、梁の恵王に見ゆ。王曰く、「叟そう、千里を遠しとせずして来る、亦將まさに以て吾が国を利することあらんとするか。孟子對たへて曰く、「王何ぞ必ずしも利と曰はん、亦仁義あるのみ。王は何を以て吾が国を利せんと曰ひ、大夫は何を以て吾が家を利せんと曰ひ、士庶人は何を以て吾が身を利せんと曰はば、上下交々利を征りて国危ふからん。萬乗の国、其の君を弑しする者は必ず千乗の家。千乗の国、其の君を弑する者は必ず百乗の家ならん。萬に千を取り千に百を取る、多からずと為さず。苟なほに義を後にして利を先にすることを為さば、奪はざれば鑿あかず。未だ仁にして其の親を遺すつる者はあらざるなり。未だ義にして其の君を後にする者はあらざるなり。王も亦仁義と曰はんのみ。何ぞ必ずしも利と曰はん」と。

○王何ぞ必ずしも利と曰はん、亦仁義あるのみ。

案ずるに、魏の武侯二年、安邑に築く。其の子恵王三十一年、秦、商君を用ひ、東に侵し河水に至る。安邑は秦に近き故、徙わたりて大梁に治す。三十五年、禮を卑ひくうし幣を厚うし以て賢者を招く。而して孟子梁に至る。魏の時事大略斯くの如し。此の時恵王首として國を利することを問ふ、亦志ありと云ふべし。而して孟子是れを挫くだくものは何ぞや。

蓋し仁義は道理のなすべき所なり。利は功效の期すべき所なり。道理を主とすれば功效は期せずして自ら至る。功效を主とすれば道理を失ふに至ること少からず。且つ功效を主とする者は、事皆苟且こうしよにして成遂する所あること少なし。假令少しく成遂する所ありとも永久を保するに足らず。永久の良圖を捨てて目前の近效に従ふ、其の害言ふに堪ふべからず。苟も能く一向に義理の當然を求め、終始なく作輟さくてつなき時は、又何ぞ事の成らざるを憂へん。孟子恵王の利心を挫くも亦是れが為めなり。是れ諸葛武侯の所謂「鞠躬盡力、死して後已む。成敗利鈍に至りては則ち臣の明かに能く逆視する所に非ざるなり」の義なり。是れ道學の根元、先賢の論ずる所備はれり。今必ずしも贅せず。今且く諸君と獄中に在りて學を講ずるの意を論ぜん。俗情を以て論ずる時は、今已に囚奴と成る、復た人界に接し天日を拝するの望みあることなし、講學切劘せつびして成就する所ありと雖も何の功效かあらんと云々。是れ所謂利の説なり。仁義の説に至りては然らず。人心の固有する所、事理の當然なる所、一として為さざる所なし。人と生れて人の道を知らず。臣と生れて臣の道を知らず。子と生れて子の道を知らず。士と生れて士の道を知らず。豈に恥づべきの至りならずや。若し是れを恥づるの心あらば、書を読み道を學ぶの

外術あることなし。已に其の數箇の道を知るに至らば、我が心に於て豈に悦ばしからざらんや。「朝に道を聞きて夕に死すとも可なり」と云ふは是れなり。亦何ぞ更に功效を論ずるに足らんや。諸君若し茲に志あらば、初めて孟子の徒たることを得ん。抑々近世文教日に隆盛、士大夫書を挟み師を求め、兀兀孜々たらざるはなし。其の風懿美と云ふべし。吾が輩獄中の賤囚、何ぞ喙を其の間に容るることを得んや。然れども今の士大夫、學を勤むる者、若し其の志を論ぜば、名を得んが為めと官を得んが為めとに過ぎず。然れば功效を主とする者にして、殆ど義理を主とする者と異なり。思はざるべけんや。嗚呼、世に読書人多くして真の學者なきものは、學を為すの初め、其の志已に誤ればなり。精を励ますの主多くして真の明主なきものは、治を求むるの初め、其の志已に誤ればなり。真學者・真明主出づるに非ざれば、僅かに順境を語るべくして、未だ逆境を語るべからず。吾が輩逆境の人、乃ち善く逆境を説くことを得るのみ。癸丑・甲寅墨魯の變、皇國の大體を屈して陋夷の小醜に従ふに至るものは何ぞや。朝野の論、戰の必勝なく、轉じて變故を滋出せんことを恐るるに過ぎず。是れ亦義理を捨てて功效を論ずるの弊、與に逆境を語るべからざる者に非ずや。世道名教に志ある者、再思せよ、三思せよ。

(3) 「七生説」 (安政三年四月十五日)

天の茫々たる、一理ありて存し、父子祖孫の綿々たる、一氣ありて属く。人の生るるや、斯の理を資りて以て心と為し、斯の氣を稟けて以て體と為す。體は私なり、心は公なり。私を役して公に殉ふ者を大人と為し、公を役して私に殉ふ者を小人と為す。故に小人は體滅し氣竭くるときは、則ち腐爛潰敗して復た収むべからず。君子は心、理と通ず、體滅し氣竭くるとも、而も理は独り古今に亙り天壤を窮め、未だ嘗て暫くも歇まざるなり。余聞く、贈正三位楠公の死するや、其の弟正季を顧みて曰く、「死して何をか為す」。曰く、「願はくは七たび人間に生れて、以て國賊を滅さん」。公欣然として曰く、「先づ吾が心を獲たり」とて耦刺して死せりと。噫、是れ深く理氣の際に見ることあるか。是の時に當り、正行・正朝の諸子は則ち理氣並び属く者なり。新田・菊池の諸族は氣離れて理通ずる者なり。是れに由りて之れを言はば、楠公兄弟は徒に七生のみならず、初めより未だ嘗て死せざるなり。是れより其の後、忠孝節義の人、楠公を觀て興起せざる者なければ、則ち楠公の後、復た楠公を生ずる者、固より計り數ふべからざるなり。何ぞ獨

り七たびのみならんや。

余嘗て東に遊び三たび湊川を經、楠公の墓を拜し、涕淚禁ぜず。其の碑陰に、明の徵士朱生の文を勸するを觀るに及んで、則ち亦涙を下す。噫、余の楠公に於ける、骨肉父子の恩あるに非ず、師友交遊の親あるに非ず。自ら其の涙の由る所を知らざるなり。朱生に至りては則ち海外の人、反つて楠公を悲しむ。而して吾れ亦朱生を悲しむ、最も謂れなし。退いて理氣の説を得たり。乃ち知る、楠公・朱生及び余不肖、皆斯の理を資りて以て心と為す。則ち氣屬かずと雖も、而も心は則ち通ず。是れ涙の禁ぜざる所以なり。余不肖、聖賢の心を存し忠孝の志を立て、國威を張り海賊を滅ぼすを以て、妄りに己が任と為し、一跌再跌、不忠不孝の人となる、復た面目の世人に見ゆるなし。然れども斯の心已に楠公諸人と、斯の理を同じうす。安んぞ氣體に随つて腐爛潰敗するを得んや。必ずや後の人をして亦余を觀て興起せしめ、七生に至りて、而る後可と為さんのみ。噫、是れ我れに在り。七生説を作る。

（全集、第四卷、「丙辰幽室文稿」一二七ページ）

(4) 「戊午幽室文稿」から (安政五年)

① 「対策一道」 (安政五年四月中旬)

(註、弘化元年オランダ王、使をわが国につかわし、世界の形勢を告げ、開国をすすむ)

謹みて対ふ。弘化の初め蘭使至りて変を上る。ここに於てか天下紛々として兵を言ふ。時に和を主とする者少なく、戦を主とする者衆し。其の後十年、墨・魯・暗・拂、駁々として来り問ふ、而して墨夷の患最も深し。ここに於てか兵を言ふ者益々盛なり、而して向の戦を主とする者多くは變じて和を主とす。和を主とする者衆くして、戦を主とする者寡し。夫れ戦を主とする者は鎖國の説なり、和を主とする者は航海通市の策なり。國家の大計を以て之れを言はんに、雄略を振ひ四夷を馭せんと欲せば、航海通市に非ざれば何を以て為さんや。若し乃ち封鎖鎖國、坐して以て敵を待たば、勢屈し力縮みて、亡びずんば何をか待たん。且つ神後の韓を平げ、貢額を定め、官府を置きたまふや、

時に乃ち航海あり、通市あり。徳川氏征夷に任ず、時に固より航海して通市せり。其の後天下已に平かに、苟倫無事なり、寛永十三年乃ち盡く之れを禁絶す。然らば則ち航海通市は固より雄略の資にして祖宗の遺法なり、鎖國は固より苟倫の計にして末世の弊政なり。然りと雖も、之れを言ふこと難きものあり。今の航海通市を言ふ者は能く雄略を資くるに非ず、苟も戦を免かれんのみ。其の志固より鎖國者の戦を以て憚と為さざるに如かず。故に世の和を言ふ者は心實に戦を畏れ、内に自ら慙づるあり。(然るに) 一たび吾が言を聞かば、將に口に藉きて慙ぢざるあらんとす。ここに於てか和を排して戦を主とする者又従つて之れを攻むれば、吾が説蹟かん。是れ其の言に難き所以なり。

嗚呼、神州の振はざること久し。一旦勅諭震發するや、正論鬱興す、誠に曠代の盛事なり。凡そ臣子たる者之れが承順を為すこと能はずんば、其れ之れを何とか謂はん。況や墨夷の脅嚇、幕府懾れて之れを聴き復た國體を顧みず。凡そ士民たる者之れが匡救を為すこと能はずんば、亦之れを何とか謂はん。今墨夷は相を置き市を縦にせんと欲す。蓋し相を置くは吾が國を馭する所以なり、市を縦にするは吾が民を誘ふ所以なり。又天主堂を立てて吾が國の妖禁を除き、及び商館を建て吾が民を備ひて之れを用ひんと欲



す。其の國を馭し民を誘ふことを為すや甚し。夷謀此くの如し、而して幕府は方且まさに和を講じて謀はかりごとと為す。其れ果して雄略を資たすくるか、抑々苟も戦を免かれんとするか。戦を畏れて和を講ずる、是れ 聖天子の軫念したまふ所以なり。一旦幕問吾が公に及ばば、吾が公宜しく答言したまふべし、「天勅は奉ぜざるべからず、墨夷は絶たざるべからず」と。是くの如きのみ。幕問必ず重ねて及びて曰く、「天勅は固より奉ぜざるべからず。然れども向さきに已に墨夷と條約せり、今何の辞もて之れを絶たんや」と。吾が公之れに答へたまふこと易々たるのみ。今墨夷の禍心は洞として火を覗みるが如し。然れども其の辞には乃ち曰く、「統領は日本のために謀るのみ、統領自ら為めにするには非ざるなり。使臣は日本のために慮おもんばかるのみ、使臣自ら為めにするには非ざるなり」と。吾れ従つて之れが答辞を為して曰く、「大統領は吾が國の為めに謀ること深し、貴使臣は吾が國の為めに慮ること厚し、吾れ固より其の辱を拜す。但だ吾が國は三千年來未だ曾て人の為めに屈を受けず、宇内うだいに稱して獨立不羈きの國と為す。今貴國の命を受くれば乃ち其の臣屬となり、今貴國の教を奉ずれば乃ち其の弟子となること、勢已むを得ざるなり。三千年獨立不羈の國、一旦降くだりて人の臣屬弟子となる、豈に大統領・貴使臣、人の為めに謀

慮するの意ならんや。果して吾が為めに謀慮せば、願はくは引き去り、吾れの往きて答ふるを待て。近日の約はこれを天子に奏せしに、天子震怒したまひ、これを四國に敷きしに、四國憤懣して僉謂へらく、貴國は人の為めに謀慮する者に非ず、甘言美辞もて人を陷阱に陥れんとする者なりと。吾れ貴國の為めに謀慮す、去らざれば禍將に及ぼんとす」と。是くの如くにして去らざれば、其の禍心已に著はる、名を正し罪を責めて、宇内に暴白すとも、其れ孰れか然らずと謂はん。然れども墨夷猶ほ謂はん、「吾れ宇内を合せて之れを同じうせんと欲す、貴國獨り梗ぎて従はざれば兵を尋ひざるを得ず」と。吾れ之れに對へて曰く、「方今未だ貴國に同ぜざる者、特に吾が國のみに非ず。今汝と約せん、亜細亞諸國盡く貴國に同じて、而も吾れ未だ答ふる所あらざれば、吾れ甘んじて其の曲を受けん。諸國にして未だ同ぜざれば、吾れの同ぜざる、何ぞ獨り梗と為さん」と。辞命是くの如くならば、墨夷は退かずんば之れを擒にし之れを誅すとも、吾れ皆名あり。苟も吾れ名あらば、戦ふに於て何かあらん。

然りと雖も、空言は遂に以て驕虜を懲すべからず。宜しく今日より策を決し、上は祖宗の遺法に遵ひ、下は徳川の旧軌を尋ね、遠謀雄略を以て事と為すべし、凡そ皇國の士民

たる者、公武に拘らず、貴賤を問はず、推薦拔擢して軍帥船司と為し、大艦を打造して船軍を習練し、東北にしては蝦夷・唐太、西南にしては流虯・對馬、憧々往来して虚日あることなく、通漕捕鯨以て操舟を習ひ海勢を曉り、然る後往いて朝鮮・滿洲及び清國を問ひ、然る後廣東・咬啮吧・喜望峯・豪斯多辣理、皆館を設け將士を置き、以て四方の事を探聴し、且つ互市の利を征る。此の事三年を過ぎずして略ぼ辨ぜん。然る後往いて加里蒲爾尼亞を問ひ、以て前年の使に酬い、以て和親の約を締ぶ。果して能く是くの如くならば、國威奮興、材俊振起、決して國體を失ふに至らず、又空言以て驕虜を懲ずるの不可なるに至らざるなり。然れども前の論は以て墨夷を卻くべし、而るに後の論舉がらざれば何を以て國本を強くせん。國本強からざれば、虜患何れの時にして止まんや。後の論は以て國本を強くすべし、而るに鎖國を以て謀と為し、航海互市を以て古に非ずと為して衆咻して之れを攻むれば、後の論何を以て擧がらんや。然らば則ち天下の事は吾が公自ら任ずるに非ずんば、斷然として遂に為すべからざるなり。吾れ驚劣なりと雖も平生書を読み、皇室を重んじ、夷虜を憤ること、具さに明問の及ぶ所の如し。今日の事、言何ぞ之れを盡さん。聊か其の百一を對ふること右の如し。

(全集第五卷一三六ページ)

② 「學校を論ず・附、作場」

人材を聚めて國勢を振ふは今日の要務たり。而して人材一たび聚まらば、則ち國勢期せずして振はん。人材を聚むるは、其の器に随つて之れを敍用するに如くはなし。然れども徒らに其の名を聞きて之れを用ひ、當らずして之れを捨つれば、適々人の謗を招き國勢を墮すに足る、慎まざるべからざるなり。故に余に二策あり。一に曰く學校を奮はず、二に曰く作場を起す。

今學校設くと雖も、大いに奮ふに至らず。余謂へらく、大いに國中に令し、學問行義の人の師表たるべき者、志氣材能の學びて造るべき者、其の他兵農曆算、天文地理、諸種の學藝の自ら長とする所を挾ける者を募り、貴賤に拘らず、淺深を問はず、皆學生に充つるを得しむ。學生は科を分ち、各々其の學ぶ所を學び、縛するに繩墨を以てせず。唯だ其の徳を成し材を達すると否とを視て、之れを黜陟す。宋の程顥議する所の尊賢堂有徳者を置く・觀國法有材者を置く。○此の二法なくんば、學校は少年の講誦場となる。而して以て人材を聚むるに、足らざるなり・胡瑗設くる所の經義齋徳を成す所以・治事齋材を達する所以。○此の二齋なくんば、學校は蘇軾の所謂黃茅白草王氏の同なりは、其の師道學制に於けるや、並びに其の宜しきを得

たり。果して能く二賢の意を師として、これを今の學校に遷さば、學校其れ奮はざるものあらんや。禮に、天子の太子學に入らば齒に讓ると。今は學校を以て門地資格の場と爲す。且つ學校は將に天下の人士を待たんとす。何ぞ必ずしも吾が二國のみならんや。今陪臣・足輕・二國の民、猶ほ且つ入學するを得ず。其の規模たる、豈に嘆くべき甚しきに非ずや。読書の士、率ね空疎多し、齊の稷下鑒みるべきなり。故に余謂へらく、作場を起し之れを學校に連接するに若かずと。船匠・銅工・製薬・治革の工、凡そ寸技尺能ある者、要は皆宜しく治事齋に属すべし。今これを作場に湊聚し、衆知を合せ巧思を廣くし、船艦器械を講究せば、必ず成る所あらん。今、寸技尺能なきに非ず。然れども樸樾糸粟(註、小才凡夫の意)自ら奮ふ能はず。或は良工師あるも、其の徒衆からず、以て事を成すなし。今、學生已に貴賤淺深を問はず入學するを得しむとも、若し乃ち呆然誦読せば、甚しく事に補なし。余謂へらく、時を以て之れを工作に驅るも、顧ふに亦一益なりと。今世、學生は固より已に空疎にして、事務を解せず、工匠は愚朴にして、要需を知らず。二者分れて鴻溝を爲す。忽ち余の學校作場の説を聞かば、必ず愕きて以て異と爲さん。然れども吾れ固より謂へらく、材能を募りて學生に充つれば、學生向の空

疎の徒に非ず、且つ作場は必ずしも大いに其の中に作る事あるに非ず。工作には學あり、吾が師象山曰く、學必ず事あり、徒らに空文を誦し空理を弄ぶのみに非ず。書を學び劍を學ぶが如き、以て見るべし。故に其の礪術はうじゆつ、自ら稱して礪字はうじと曰ふ、亦空文空理を抑へて、これを實事に熟するの微意なり。所謂工作の學も亦是の物なり

之れを學生に連ぬれば、是れ兩便と為すのみ。嗚呼、今日の務は人材を聚あつむるに在り、人材已に聚まらば、之れを學校・作場に置く。然る後其の實材實能を科はかり、宜しきに随つて之れを敍用せば、諫官あり、治臣あり、軍防備はり、民政舉る、一器一藝つぎ、具さに其の妙を得ん。是くの如くにして國勢の振はざるもの、未だ之れあらざるなり。(全集第五卷三三三九ページ)

(5) 「留魂錄」の全文 (安政六年十月)

―松陰は、安政の大獄の被害者として、刑死の二日前、十月二十五日死の近づくを察知して、この日から獄房に静坐し、知友門人たちに遺言しようとして筆を取り、翌二十六日の黄昏たそがれに至って書き終えたのが、この「留魂錄」である。かなりの長文のものであるが、「安政の大獄」といわれるものの内容、とくに多くの立派な志士たちを斬罪に処するに至った取調べの経過など、松陰の筆によって生々しく知ることが出来るので、その意味も含めて全文をここに掲載した。松陰はこの文章を、二通つくり、一本は郷里へ送ったが、途中で没収されたと見えて未着。松陰は、それを予想してのことであろうが、同囚牢

にいた名主、沼崎吉五郎なるものが、同年十月三十日（松陰の刑死後三日目）に、三宅島に流罪で移されるのを知って、その人に別の一本を託した。そして、君が将来出獄したときには、長州人なら誰れでもよいかから渡してくれ、と頼んだものである。沼崎は松陰から頼まれた「留魂録」その他の文書を、彼の禪ぜんの中にかくして三宅島に流された。彼は、島に居ること実に二十余年、明治七年ごろ特赦の恩命に浴して内地に送還され、同九年、時の神奈川県令（今の知事）野村靖やすし（松下村塾生、後の野村子爵）にこれを渡した。松陰が刑死直前に書いた「家大人・玉大人・家大兄に上る書」（本項「和歌の項」二二〇頁参照）、「諸友に語る書」その他遺書数葉も同時に野村子爵に渡されたのである。松陰門下の伊藤博文をはじめ、当時の要路の人々が、どんな思いでこれを読んだことか、おそらく筆舌に尽し難いものがあったことであろう。松陰とこの沼崎という囚人とのつきあいを思うにつけ、さきに安政二年、萩の野山獄に入れられたとき、松陰が同囚の囚人たちに孟子を講義したその付き合い方が想い出される。松陰は国家の運命に一身を投じながら、現実には、この世の最底辺に生きる囚人たちと、一介の人間として平等の心持ちで付き合うことのできた人物であった。それが奇しくもこうした一囚人の奇特の行為を生んだといえよう。以下掲載するのが「留魂録」の全文である。――

身はたとひ武蔵の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

十月念五日（註、安政六年、一八五九年）

二十一回猛士

一、余去年已来心蹟百變、擧げて數へ難し。就中なかんづく、趙の貫高を希こひひ、楚の屈平を仰ぐ、

諸知友の知る所なり。故に子遠が送別の句に「燕趙多士一貫高。荆楚深憂只屈平」と云ふも此の事なり。然るに五月十一日関東の行を聞きしよりは、又一の誠字に工夫を付けたり。時に子遠死字を贈る。余是れを用ひず、一白綿布を求めて、孟子の「至誠にして動かざる者は未だ之れ有らざるなり」の一句を書し、手巾へ縫ひ付け携へて江戸に來り、是れを評定所に留め置きしも吾が志を表するなり。去年來の事、恐れ多くも天朝・幕府の間、誠意相孚せざる所あり。天苟も吾が區々の惘誠を諒し給はば、幕吏必ず吾が説を是とせんと志を立てたれども、蚊蠱山を負ふの喩、終に事をなすこと能はず今日に至る、亦吾が徳の菲薄なるによれば、今將た誰れをか尤め且つ怨まんや。

一、七月九日、初めて評定所呼出しあり、三奉行出座、尋鞠の件兩條あり。一に曰く、梅田源次郎長門下向の節、面会したる由、何の密議をなせしや。二に曰く、御所内に落文あり、其の手跡汝に似たりと、源次郎其の外申立つる者あり、覺ありや。此の二條のみ。夫れ梅田は素より奸骨あれば、余與に志を語することを欲せざる所なり、何の密議をなさんや。吾が性公明正大なることを好む、豈に落文などの隠昧の事をなさんや。余、是に於て六年間幽囚中の苦心する所を陳じ、終に大原公の西下を請ひ、鯖



江侯を要する等の事を自首す。鯖江侯の事に因りて終に下獄とはなれり。

一、吾が性激烈怒罵に短し、務めて時勢に従ひ、人情に適するを主とす。是を以て吏に對して幕府違勅の已むを得ざるを陳じ、然る後当今の當の処置に及ぶ。其の説常に講究する所にして、具さに対策に載するが如し。是を以て幕吏と雖も甚だ怒罵すること能はず、直に曰く、「汝陳白する所悉くの當とも思はれず、且つ卑賤の身にして國家の大事を議すること不届なり」。余亦深く抗せず、「是を以て罪を獲るは萬萬辭せざる所なり」と云ひて已みぬ。幕府の三尺、布衣、國を憂ふことを許さず。其の是非、吾れ曾て辯争せざるなり。聞く、薩の目下部以三次は對吏の日、当今政治の愆失を歴詆して、「是くの如くにては往先三五年の無事も保し難し」と云ひて、鞫吏を激怒せしめ、乃ち曰く、「是を以て死罪を得ると雖も悔いざるなり」と。是れ吾れの及ばざる所なり。子遠の死を以て吾れに責むるも、亦此の意なるべし。唐の段秀實、郭曦に於ては彼れが如くの誠悃、朱泚に於ては彼れが如くの激烈、然らば則ち英雄自ら時措の宜しきあり。要は内に省みて疚しからざるにあり。抑々亦人を知り幾を見ることを尊ぶ。吾れの得失、當に蓋棺の後を待ちて議すべきのみ。

一、此の回の口書甚だ草々なり。七月九日一通り申立てたる後、九月五日、十月五日、兩度の呼出しも差たる鞫問もなくして、十月十六日に至り、口書読聞せありて、直ちに書判せよとの事なり。余が苦心せし墨使応接、航海雄略等の論、一も書載せず。唯だ數個所開港の事を程克く申し延べて國力充實の後、御打拂ひ然るべくなど、吾が心にも非ざる迂腐の論を書付けて口書とす。吾れ言ひて益なきを知る、故に敢へて云はず。不満の甚しきなり。甲寅の歳、航海一條の口書に比する時は雲泥の違と云ふべし。

一、七月九日、一通り大原公の事、鯖江要駕の事等申立てたり。初め意へらく、是れ等の事、幕にも已に謀知すべければ、明白に申立てたる方却つて宜しきなりと。已にして逐一口を開きしに、幕にて一圓知らざるに似たり。因つて意へらく、幕にて知らぬ所を強ひて申立て多人數に株連蔓延せば、善類を傷ふこと少なからず、毛を吹いて瘡を求むるに齊しと。是に於て鯖江要擊の事も要諫とは云ひ替へたり。又京師往來諸友の姓名、連判諸氏の姓名等成るべき丈は隠して具白せず、是れ吾れ後起人の爲めにする區々の婆心なり。而して幕裁果して吾れ一人を罰して、一人も他に連及なきは實に大慶と云ふべし。同志の諸友深く考思せよ。

一、要諫一條に付き、事遂げざる時は鯖侯と刺違へて死し、警衛の者要蔽する時は切拂ふべきとの事、實に吾が云はざる所なり。然るに三奉行強ひて書載して誣服せしめんと欲す。誣服は吾れ肯へて受けんや。是を以て十六日書判の席に臨みて、石谷・池田の両奉行と大いに争辨す。吾れ肯へて一死を惜しまんや、両奉行の權詐に伏せざるなり。是れより先き九月五日、十月五日兩度の吟味に、吟味役まで具さに申立てたるに、死を決して要諫す、必ずしも刺違へ・切拂ひ等の策あるに非ず。吟味役具さに是れを諾して、而も且つ口書に書載するは權詐に非ずや。然れども事已に爰に至れば、刺違へ・切拂ひの兩事を受けざるは却つて激烈を欠き、同志の諸友亦惜しむなるべし。吾れと雖も亦惜しまざるに非ず、然れども反復是れを思へば、成仁の一死、區々一言の得失に非ず。今日義卿奸權の爲めに死す、天地神明照鑑上にあり、何惜しむことかあらん。

一、吾れ此の回初め素より生を謀らず、又死を必せず。唯だ誠の通塞を以て天命の自然に委したるなり。七月九日に至りては略ぼ一死を期す。故に其の詩に云ふ、「継盛唯当<sub>レ</sub>廿<sub>二</sub>市<sub>ノ</sub>戮<sub>一</sub>。倉公寧復望<sub>二</sub>生還<sub>一</sub>。」と。其の後九月五日、十月五日、吟味の寛容なる

に欺かれ、又必生を期す、亦頗る慶幸の心あり。此の心吾れ此の身を惜しむ爲めに発するに非ず。抑々故あり。去臘大晦、朝議已に幕府に貸す。今春三月五日、吾が公の駕已に萩府を発す。吾が策是に於て尽き果てたれば、死を求むること極めて急なり。六月の末江戸に来るに及んで、夷人の情態を見聞し、七月九日獄に來り、天下の形勢を考察し、神國の事猶ほなすべきものあるを悟り、初めて生を幸とするの念勃々たり。吾れ若し死せずんば勃々たるもの決して汨没せざるなり。然れども十六日の口書、三奉行の權詐、吾れを死地に措かんとするを知りてより更に生を幸ふの心なし。是れ亦平生學問の得力然るなり。

一、今日死を決するの安心は四時の順環に於て得る所あり。蓋し彼の禾稼を見るに、春種し、夏苗し、秋刈り、冬蔵す。秋冬に至れば人皆其の歳功の成るを悦び、酒を造り醴を爲り、村野歡聲あり。未だ曾て西成に臨んで歳功の終るを哀しむものを聞かず。吾れ行年三十、一事成ることなくして死して禾稼の未だ秀でず實らざるに似たれば惜しむべきに似たり。然れども義卿の身を以て云へば、是れ亦秀實の時なり、何ぞ必ずしも哀しまん。何となれば人壽は定りなし、禾稼の必ず四時を経る如きに非ず。十歳

にして死する者は十歳中自ら四時あり。二十は自ら二十の四時あり。三十は自ら三十の四時あり。五十、百は自ら五十、百の四時あり。十歳を以て短しとするは螻蛄をして靈椿たらしめんと欲するなり。百歳を以て長しとするは靈椿をして螻蛄たらしめんと欲するなり。齊しく命に達せずとす。義卿三十、四時已に備はる、亦秀で亦實る、其の稔たると其の粟たると吾が知る所に非ず。若し同志の士其の微衷を憐み、繼紹の人あらば、乃ち後來の種子未だ絶えず、自ら禾稼の有年に恥ぢざるなり。同志其れ是れを考思せよ。

一、東口揚屋に居る水戸の郷土堀江克之助、余未だ一面なしと雖も真に知己なり、真に益友なり。余に謂つて曰く、「昔、矢部駿州は桑名侯へ御預けの日より絶食して敵讐を誑ひて死し、果して敵讐を退けたり。今足下も自ら一死を期するからは、祈念を籠めて内外の敵を拂はれよ、一心を残し置きて給はれよ」と丁寧に告戒せり。吾れ誠に此の言に感服す。又鮎澤伊太夫は水藩の士にして堀江と同居す。余に告げて曰く、「今足下の御沙汰も未だ測られず、小子は海外に赴けば、天下の事總べて天命に付せんのみ、但し天下の益となるべき事は同志に托し後輩に残し度きことなり」と。此の言大

いに吾が志を得たり。吾れの祈念を籠むる所は同志の士甲斐々々しく吾が志を継紹して尊攘の大功を建てよかしなり。吾れ死すとも堀・鮎二子の如きは海外に在りとも獄中に在りとも、吾が同志たらん者願はくは交を結べかし。又本所亀沢町に山口三輪と云ふ醫者あり。義を好む人と見えて、堀・鮎二子の事など外間に在りて大いに周旋せり。尤も及ぶべからざるは、未だ一面もなき小林民部の事二子より申し遣はしたれば、小林の爲めにも亦大いに周旋せり。此の人想ふに不凡ならん、且つ三子への通路は此の三輪老に托すべし。

一、堀江常に神道を崇め、天皇を尊び、大道を天下に明白にし、異端邪説を排せんと欲す。謂へらく、天朝より教書を開板して天下に頒示するに如かずと。余謂へらく、教書を開板するに一策なかるべからず。京師に於て大学校を興し、上、天朝の御学風を天下に示し、又天下の奇材異能を京師に貢し、然る後天下古今の正論確議を輯集して書となし、天朝御教習の余を天下に分つ時は、天下の人心自ら一定すべしと。因つて平生子遠と密議する所の尊攘堂の議と合せ堀江に謀り、是れを子遠に任ずることに決す。子遠若し能く同志と謀り、内外志を協へ、此の事をして少しく端緒あらしめば、

吾れの志とする所も亦荒せずと云ふべし。去年勅諭繪旨等の事一跌すとも、尊皇攘夷苟も已むべきに非ざれば、又善術を設け前緒を継紹せずんばあるべからず。京師学校の論亦奇ならずや。

一、小林民部云ふ、京師の学習院は定日ありて百姓町人に至るまで出席して講釋を聴聞することを許さる。講日には公卿方出座にて、講師菅家・清家及び地下の儒者相混ざるなり。然らば此の基に因りて、更に斟酌を加へば幾等も妙策あるべし。又懷徳堂には靈元上皇宸筆の勅額あり、此の基に因り一堂を興すも亦妙なりと小林云へり。小林は鷹司家の諸大夫にて、此の度遠島の罪科に處せらる。京師諸人中、罪責極めて重し。其の人多材多藝、唯だ文學に深からず、處事の才ある人と見ゆ。西奥揚屋にて余と同居す、後東口に移る。京師にて吉田の鈴鹿石州・同筑州別して知己の由。亦山口三輪も小林の爲めに大いに周旋したれば、鈴鹿か山口かの手を以て海外までも吾が同志の士通信をなすべし。京師の事に就いては後來必ず力を得る所あらん。

一、讚の高松の藩士長谷川宗右衛門、年来主君を諫め、宗藩水家と親睦の事に付きて苦心せし人なり、東奥揚屋にあり。其の子速水、余と西奥に同居す。此の父子の罪科何

如未だ知るべからず。同志の諸友切に記念せよ。予初めて長谷川翁を一見せしとき、獄吏左右に林立す、法、隻語を交ふることを得ず。翁獨語するものの如くして曰く、「寧ろ玉となりて碎くるとも、瓦となりて全まったかるなかれ」と。吾れ甚だ其の意に感ず。同志其れ之れを察せよ。

一、右數條、余徒らに書するに非ず。天下の事を成すは天下有志の士と通ずるに非ざれば得ず。而して右數人、余此の回新たに得る所の人なるを以て、是れを同志に告示するなり。又勝野保三郎早や已に出牢す、就きて其の詳を問知すべし。勝野の父豊作今潜伏すと雖も有志の士と聞けり。他日事平たいらぐを待ちて物色すべし。今日の事、同志の諸士、戰敗の余、傷残の同志を問訊する如くすべし。一敗乃ち挫折する、豈に勇士の事ならんや。切に囑す、切に囑す。

一、越前の橋本左内、二十六歳にして誅せらる、實に十月七日なり。左内東奥に坐する五六日のみ。勝保同居せり。後、勝保西奥に來り予と同居す。予、勝保の談を聞きて益々左内と半面なきを嘆ず。左内幽囚邸居中、資治通鑑を読み、註を作り漢紀を終る。又獄中教學工作等の事を論ぜし由、勝保予が爲めに是れを語る。獄の論大いに吾が意



を得たり。予益々左内を起して一議を發せんことを思ふ。嗟夫。

一、清狂の護國論及び吟稿、口羽くちぼの詩稿、天下同志の士に寄示したし。故に余是れを水人鮎沢伊太天に贈ることを許す。同志其れ吾れに代りて此の言を踐ふまば幸甚なり。

一、同志諸友の内、小田村・中谷・久保・久坂・子遠兄弟等の事、鮎沢・堀江・長谷川・小林・勝野等へ告知し置きぬ。村塾の事、須佐・阿月あつき等の事も告げ置けり。飯田・尾寺・高杉及び利輔の事も諸人に告げ置きしなり。是れ皆吾が苟も是れをなすに非ず。

かきつけて終りて後

心なることの種々くさぐさかき置きぬ思ひ残せることなかりけり

呼びだしの聲まつ外に今の世に待つべき事のなかりけるかな

討たれたる吾れをあはれと見ん人は君を崇あがめて夷えい拂へよ

愚かなる吾れをも友とめづ人はわがとも友とめでよ人々

七たびも生きかへりつゝ夷はらをぞ攘はんこころ吾れ忘れぬや

十月二十六日黄昏書す

二十一回 猛士

(全集、第七卷、三一九ページ)

(6) 漢詩ほか

① 「長崎紀行」から

(嘉永六年) (全集、第十卷、四〇五ページ)

―九月十八日、江戸を発し、将に西遊せんとす。是の行は深密の謀、遠大の略あり。(註、長崎にて露艦に乗らうとする計画)象山師(註、佐久間象山)首之れが愆愆を為す。……

「十月二日朝、禁城(註、皇居)を拝し肅然として之れを作る」

山河襟帯自然城。

山河襟帯自然の城、

東来無不三日憶神京。

東来、日として神京を憶はざるなし。

今朝盥嗽拜鳳闕。

今朝盥嗽して鳳闕を拝し、

野人悲泣不能行。

野人悲泣して行くこと能はず。

上林零落非復昔。

上林零落して復た昔に非ず、

空有山河無變更。

空しく山河のみありて變更なし。

聞説今皇聖明德。

敬<sub>レ</sub>天憐<sub>レ</sub>民發<sub>ニ</sub>至誠<sub>一</sub>。

鶏鳴乃起親齋戒。

祈<sub>下</sub>攘<sub>ニ</sub>妖氣<sub>一</sub>致<sub>中</sub>太平<sub>上</sub>。

從來英皇不世出。

悠々失<sub>レ</sub>機今公卿。

安得<sub>下</sub>天詔勅<sub>ニ</sub>六師<sub>一</sub>。

坐使<sub>上</sub>皇威被<sub>ニ</sub>八紘<sub>一</sub>。

人生如<sub>レ</sub>萍無<sub>ニ</sub>定在<sub>一</sub>。

何日重<sub>ニ</sub>拜<sub>ニ</sub>天日<sub>一</sub>明。

聞くならく今皇聖明の徳、

天を敬ひ民を憐む至誠より發したまふ。

鶏鳴乃ち起きて親ら齋戒し、

妖氣を攘つて太平を致さんことを祈りたまふ。

從來英皇不世出、

悠々機を失す今の公卿。

安んぞ天詔六師に勅し、

坐ながら皇威をして八紘に被らしむる得ん。

人生萍の如く定在なし、

何れの日にか重ねて天日の明の拜せん。

② 「松下村塾聯」

(安政三年、「松陰詩稿」から)(全集、第七卷、一五八ページ)

一註、この聯(柱にかけるもの)長さ一六六センチ、切口半円、弧の幅一八センチの孟宗竹に彫り、塾の柱にかけた一 (全集、第七卷、一五八ページ)

自<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>読<sub>ニ</sub>萬卷書<sub>一</sub>。

萬卷の書を読むに非ざるよりは、

安得<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>千秋人<sub>一</sub>。

安んぞ千秋の人たるを得ん。

自<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>輕<sub>ニ</sub>一己勞<sub>一</sub>。

一己の勞を輕んずるに非ざるよりは、

安得<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>兆民安<sub>一</sub>。

安んぞ兆民の安きを致すを得ん。

③ 「与<sub>ニ</sub>思父<sub>ニ</sub>」

(安政六、五、一八。「東行前日記」から)(全集、第十一卷)

「思父(品川弥二郎)は情ある人、但し辞章を解せず、常に以て闕となす、別れに臨むの二章(松陰先生東行送別詩歌)情辞かね到る、読み去って涙下る、故に余酬ゆるにこの詞を以てす」

既是神交。

既にこれ神交。

離合何問。

離合何んぞ問はん。

雖<sub>レ</sub>然真哀。

然りと雖も真に哀し。

心傷眼暈。

心傷み眼暈む。

④ 「次<sub>ニ</sub>子遠送詩韻<sub>ニ</sub>却寄<sub>ス</sub>」

(安政六、五、一八。「東行前日記」から)

「子遠（入江九一）曰く、断琴の感（註、己の心を善く知れる友の意）切なり、終身誓つてこの韻を廃すと、其言最も泣くべきなり。」

臣罪如<sup>レ</sup>山 今日行。

臣の罪は山の如し、今日の行、

檻輿何面拜<sup>ニ</sup>皇京<sup>一</sup>。

檻輿何んの面あつてか皇京を拜せん。

上林陰雨愁難<sup>レ</sup>霽。

上林（註、皇居）の陰雨、愁ひ霽れ難く、

東海風波險未<sup>レ</sup>平。

東海の風波、險にして未だ平らかならず。

無<sup>レ</sup>補<sup>ニ</sup>蜻洲<sup>一</sup> 千歳業<sup>一</sup>。

蜻洲（註、あきつしま、日本の古名）千歳の業に補ひなく、

空偷<sup>ニ</sup>蝨簡<sup>一</sup> 百年名<sup>一</sup>。

空しく蝨簡（書物の虫で読書の功なし）百年の名を偷む。

極知汝痛加<sup>ニ</sup>人痛<sup>一</sup>。

極めて知る、汝の痛、人の痛を加ふ、

真涙神交隔<sup>ニ</sup>世情<sup>一</sup>。

真涙の神交、世情を隔つるを。

⑤ 「示<sup>ス</sup>ニ村塾諸生<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>詩<sup>一</sup>」

「はじめ、村塾の年少中、最も読書を好む馬島甫仙に贈り（安政六、五、一九）、のち、村塾諸生に示すの詩、と題して宍戸生（山県半蔵）に与ふ」（安政六、五、二四「東行前日記」から）

離合嘗慙淚濕巾。

離合、嘗て慙つ涙巾を濕すを、

一回用レ猛一回新。

一回猛を用ふれば一回より新たなり。

吾州我去何加レ損。

吾が州我れ去るも何ぞ損を加へん、

松下陰深更有レ人。

松下陰深きところ更に人あり。

⑥ 「与ニ小田村伊之助ニ」

(安政六、五、一八「東行前日記」から)

至誠而不レ動者未ニ之有也。

至誠にして動かざる者未だ之れあらざるなり。

吾れ学問廿年、齡亦而立(註、三十才)なり。然れども未だ能く斯の一語を解する能はず。今茲に関左(註、関東)の行、願はくは身を以て之れを験さん。すなわち死生の大事の若きは、姑くこれを置く。己未五月。

此の語他日驗あらば、幸にこれを世に伝へ、堙滅を致すことなかれ。若し或は索然として蹟なくんば、また幸にこれを焚き、醜を友朋に貽すことなかれ。渾て老兄の処分を仰ぐ。

五月十八日

辱愛友 矩方再拜

彝堂村 士毅 足下

⑦ 「留<sup>ニ</sup>別家大兄<sup>ニ</sup>」

(安政六、五、二二。「東行前日記」から)

「大兄(註、兄・杉梅太郎) 東行のこと聞へてより、日として獄に來り相勵<sup>はげ</sup>まささざるなし、或は夜分<sup>よち</sup>乃<sup>すな</sup>ち去る、言は私(事)に及ぶもの少なし。」

囚窓客去夜沈々。

囚窓客去つて夜沈々、

無限悲愁又復侵。

限りなき悲愁また／＼侵る。

萬里重傷父母志。

萬里重ねて傷む、父母の志、

卅年無益邦家心。

三十年益なし邦家の心。

狂頑弟尚為豪語。

狂頑の弟、なほ豪語を為し、

友愛兄強助放唼。

友愛の兄、強ひて放唼を助く。

情至鵲鴿難說得。

情は鵲鴿に至りて説き得がたく、

棗花落盡綠陰深。

棗花落ち盡して綠陰深し。

⑧ 「奉<sup>ル</sup>別<sup>レ</sup>家大人<sup>ニ</sup>」

(註、父・杉百合之助) (安政六、五、二二三。「東行前日記」から)

平素趨庭違訓誨。

平素趨庭、訓誨に違ふ、

斯行獨識慰敵君。

斯の行、獨り識る敵君を慰むるを。

耳存文政十年詔。

耳に存す、文政十年の詔、

口熟秋洲一首文。

口に熟す、秋洲一首の文。

小少尊攘志早決。

小少より尊攘の志早く決す、

蒼皇輿馬情安紛。

蒼皇たる輿馬、情安んぞ紛せんや。

温清剩得留兄弟。

温清剩し得て兄弟に留む、

直向東天掃怪雲。

直ちに東天に向つて怪雲を掃はん。

⑨ 「辞

世」

(安政六、一〇、二七、口吟、江戸獄にて刑死直前)

吾今為レ国死。

吾れ今国のために死す、

死不負レ君親。

死して君親に負かず。

悠悠天地事。

悠悠たり天地の事、

鑑照在二明神。

鑑照、明神に在り。



(7) 和歌

① 「己未文稿」から (安政六年)——(全集、第六卷、四一ページ)

正月元旦

若芽刈る磯の蜃あまびと人事問はん異なる国の春や如何にと

九重の悩む御心思ほへば手にとる屠蘇とそも呑み得ざるなり

② 「東行前日記」から (安政六年)——(全集、第十一卷、一七六ページ)

贈諸妹

心あれや人の母たる人達よかゝらん事は武士ものものの常

志

かけまくも君の国だに安からば身を捨つるこそ賤しづがほいなり (本意)

五月雨の曇りに身をば埋むとも君の御ひかり月と晴れてよ  
今更に言の葉草もなかりけり五月雨晴るゝ時をこそ待て

③ 「涙松集」から (安政六年)——(全集、第七卷、三二三—三二四)

涙松のほとりにて(六、五、二五)

帰らじと思ひさだめし旅なればひとしほぬるゝ涙松かな

芸州路(六、五、二九)

安藝の国昔ながらの山川にはづかしからぬますらをの旅

広島にて駕籠の戸を明けよと警固の人に頼むとて(同)

世の中に思ひのあらぬ身ながらもなほ見まほしき廣島の城

一の谷(六、六、九)

一谷打死とげしますらをを起して旅の道づれにせん

湊川(同)

かしこくも公の御夢にいりにしを思へば今は死せざらめやは

④ 「書簡集」から —— (全集、第八・九卷)

妹、千代あて (安政元、一二、三) (松陰、野山獄にあり。千代、  
同じ萩の松本にあり。)

頼もしや誠の心かよふらんふみ文みぬ先に君を思ひて

下田獄中の歌 (兄宛、安政元、一二、八)

世の人はよしあし事も云はばいへ賤しづが誠は神ぞ知るらん

下田より囚人となりて江戸に送られし時

泉岳寺の前を過ぎ義士に手向侍たむけはなる (兄宛、安政元、一二、八)

かくすればかくなるものと知りながら已やむに已やまれぬ大和魂

堀江より御酒賜りけるにまの己せれ下戸げこにて頬ほのいと赤く

なりて人々に笑はれければ (安政六、九、三三)

吾頼は櫻色にぞなりにけり春來にけりと人や見るらむ

昨日 (十日七日) はまた三義士 (橋本左内・頼三樹三郎・飯泉喜内) を誅ころし候。をしき事く。

(高杉・堀江ら宛、同六、一〇、八) (松陰、江戸獄西奥にあり、堀江、江  
戸獄東口にあり、高杉江戸にあり)

晴れつゞく小春のけふぞ時雨るゝは打たれし人を嘆く涙か  
終にゆく死出の旅路の出立はかゝらんことぞ世の鏡なる

国のために打たれし人の名は永く後の世までも語り傳へん

天照の神勅に「日嗣の隆えまさんこと、まさに天壤と窮りなかるべし」と之れあり候所、

神勅相違なければ日本は未だ亡びず、

日本未だ亡びざれば正氣重て發生の時は必ずあるなり。

只今の時勢に頓着するは

神勅を疑ふの罪軽からざるなり。(同因、堀江克之助宛、同六、一〇、一一)

皇神の誓おきたる国なれば正しき道のいかで絶べき

道守る人も時には埋もれどみちしたえねばあらはれもせめ

- ⑤ 「刑死の七日前に、江戸獄中から、萩の父親・叔父・兄に宛てた手紙」の全文  
と、その中には含まれた一首 (安政六、一〇、二〇) — (全集、第九卷、四八〇ページ)

平生の学問浅薄にして至誠天地を感格する事出来申さず、非常の変に立到り申候。嗚々御愁  
傷も遊ばさるべく拝察仕り候。

親思ふこゝろにまさる親ごゝろけふの音づれ何ときくらむ

さりながら去年十月六日(註、十一月六日)差上げ置き候書、得と御覽遊ばされ候はば、左まで御愁傷にも及び申さずと存じ奉り候。尚ほ又当五月出立の節、心事一々申上げ置き候事に付き、今更何も思ひ残し候事御座なく候。此の度漢文にて相認め候諸友に語る書も、御転覽遊ばさるべく候。幕府、正議は丸に御取用ひ之れなく、夷狄は縦横自在に御府内を、跋扈致し候へども、神国未だ地に墜ち申さず、上に 聖天子あり、下に忠魂義魄充々致し候へば、天下の事も余り御力御落し之れなく候様、願ひ奉り候。随分御氣分御大切に遊ばされ、御長寿を御保ち成さるべく候。以上。十月二十日認め置く。

寅二郎 百拝

家大人 膝下(注、父・杉百合之助)

玉大人 膝下(注、叔父・玉木文之進)

家大兄 座下(注、兄・杉梅太郎)

両北堂様(注、実母杉たき、と養母吉田くま)随分御氣体御厭おいとひ專一に存じ奉り候。私誅ちゆうせられ候とも、首までも葬り呉れ候人あれば、未だ天下の人には棄てられ申さずと御一咲願ひ奉り候。兄玉・小田村・久坂の三妹へ五月に申し置き候事、忘れぬ様御申し聞かせ頼み奉り候。呉々も人を哀かなしまんよりは、自ら勤むること肝要に御座候。○私首は江戸に葬り、家祭には私平

生用ひ候硯と、去年十(一)月六日呈上仕り候書とを神主と成され候様頼み奉り候。硯は己酉

(注、嘉永二年)の七月か、赤間関廻浦の節、買得せしなり、十年余著述を助けたる功臣なり。

「松陰二十一回猛士」とのみ記し頼み奉り候。

⑥ 刑死の前日前々日に書き上げた「留魂録」所載の六首(再出)

冒頭の一首(安政六、一〇、二五)

身はたとひ武蔵の野辺に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

末尾の五首連作(安政六、一〇、二六、黄昏)

「かきつけ終りて後」

心なることの種々かき置きぬ思ひ残せることなかりけり

呼びだしの声まつ外に今の世に待つべき事のなかりけるかな

討たれたる吾れをあはれと見ん人は君を崇めて夷払へよ

愚かなる吾れをも友とめづ人はわがとも友とめでよ人々

七たびも生きかへりつゝ夷をぞ攘はんこころ吾れ忘れぬや

五十一、橋本左内

(一八三四—一八五九)



橋本左内

幕末の志士・福井藩士。名は弘道、号は景岳。父は藩の奥外科医。福井市常磐町に生まれ、若くして漢学・医学・剣道・柔道を学び、十六歳の時、大阪に出て緒方洪庵の適塾に入り、のちに、江戸におもむき、杉田玄白にも師事した。藤田東湖・西郷隆盛らと交遊、藩主慶永に認められて福井藩医、御書院番、藩校明道館学監となる。安政四年、福井藩藩政改革にあたり、中根雪江・由利公正らと手腕をふるう。將軍継嗣問題がおこると慶永を助けて一橋慶喜擁立に尽力し、幕政の改革によって「名君將軍」を「名君大名」(松平慶永・徳川昭・島津斉彬・鍋島斉正)が支える統一国家の構想を打ち出し、外に對しては、外国の技術の導入、日露同盟によってイギリスと對抗する等の、当時としては極めてすぐれた独自の政治意見を持っていた。彼と交遊のあった西郷隆盛は、「我、同輩においては橋本景岳に服す」と推賞したほどである。しかし、井伊直弼が大老となるに至り、將軍継嗣問題は家茂(慶福)に決定し、条約も勅許を

待たず調印され、ここに安政の大獄が行なわれた。左内は主人慶永が公儀を憚らず鷹司家に直接手紙を差出したのは左内の上申に基づくものであって「始末不届につき死罪」と申し渡され、安政六年十月七日二十六歳で斬首された。入牢中に牢名主は左内に対し「さてさて貴様は、若年と申し、秀才、惜き事と涙をぬぐい」、「貴様の一命に代り候儀、出来候事に候はば、代りたきもの也」と語つたと伝えられている。左内におけること二十日にして同じく斬首された吉田松蔭も獄中であつて左内の死を聞き「左内ト半面識ナキヲ嘆ズ——左内ヲ起シテ一議ヲ発センコトヲ思フ。嗟夫」と嘆じている。

ここに引用した「啓発録」は左内が十五歳の時に作ったものである。全篇は、去稚心・振気・立志・勉学・扱交友の五項目からなり、その達見、名文はとても十五歳の作とは思われないものがある。「獄中作」は日付は分らないが多分、最後の作であろう。(梶村)

## (1) 「啓発録」の全文

### ① 去稚心

稚心トハ、ヲサナ心ト云事ニテ、俗ニイフワラビシキコト也。菓菜ノ類ノイマダ熟セ



ザルヲモ稚トイフ。稚トハスベテ水クサキ処アリテ、物ノ熟シテ旨キ味ノナキヲ申也。何ニヨラズ、稚トイフコトヲ離レヌ間ハ、物ノ成リ揚ル事ナキナリ。人ニ在テハ竹馬紙し、鳶打毬えんだまきノ遊ビヲ好ミ、或ハ石ヲ投ゲ虫ヲ捕フヲ楽ミ、或ハ糖菓蔬菜甘旨ノ食物ヲ貪リ、怠惰安佚ニ耽リ、父母ノ目ヲ竊ミ芸業職務ヲ懈リ、或ハ父母ニヨシカ、ル心ヲ起シ、或ハ父兄ノ嚴ヲ憚リテ兎角母ノ膝下ニ近キ隠ル、事ヲ欲スル類ヒ、皆幼童ノ水クサキ心ヨリ起ルコトニシテ、幼童ノ間ハ強テ責ルニ足ラネドモ、十三四ニモ成リ学問ニ志シ候上ニテ、此心毛ホドニテモ残リ是有ル時ハ、何事モ上達致サズ、逆モ天下ノ大豪傑ト成ル事ハ叶ハヌ物ニテ候。源平ノコロ并ニ元龜天正ノ間マデハ、随分十二三歳ニテ母ニ訣レ父ニ暇乞シテ初陣ナド致シ、手柄功名ヲ顯シ候人物モ有レ之候、此等ハミナ稚心ナキ故ナリ。モシ稚心アラバ親ノ臂ノ下ヨリ一寸モ離レ候事ハ相成申間敷、マシテ手柄功名ノ立ベキヨシハコレナキ義ナリ。且又稚心ノ害アル訳ハ、稚心除カヌ時ハ士氣ハ振ハヌモノニテ、イツマデモ腰拔士ニナリ居リ候モノニテ候。故ニ余稚心ヲ去ルヲモツテ士ノ道ニ入ル始ト存候ナリ。

② 振 氣

氣トハ人ニ負ヌ心立アリテ、耻辱ノコトヲ無念ニ思フ処ヨリ起ル意氣張ノ事也。振トハ折角自分ト心ヲトゞメテ振立振起シ、心ノナマリ油断セヌ様ニ致ス義ナリ。此氣ハ生アル者ニハ、ミナル者ニテ、禽獸ニサヘコレアリテ、禽獸ニテモ甚シク氣ノ立タル時ハ、人ヲ害シ人ヲ苦シムルコトアリ、マシテ人ニ於テヲヤ。人ノ中ニテモ士ハ一番此氣強ク有レ之故世俗ニコレヲ士氣ト唱へ、イカホド年若ナ者ニテモ、兩刀ヲ帶シタル者ニ不礼ヲ不レ致ハ此士氣ニ畏レ候事ニテ、其人ノ武芸ヤ力量ヤ位職ノミニ畏レ候ニテハコレナシ。然ル処太平久敷打続、士風柔弱佞媚ニ陥リ、武門ニ生レナガラ武道ヲ忘却致シ、位ヲ望ミ女色ヲ好ミ、利ニ走り勢ニ附事ノミニフケリ候処ヨリ、右ノ人ニ負ケヌ耻辱ノコトハ堪ヘヌト申雄々シキ丈夫ノ心クダケナマリテ、腰ニコソ兩刀ヲ帶スレ、太物包ヲカヅキタル商人、樽ヲ荷ヒタル樽ヒロヒヨリモヲトリテ、纔ニ雷ノ声ヲ聞犬ノ吠ユルヲ聞テモ、卻歩スル事トハ成ニケリ。偕々可レ嘆之至ニコソ。シカルニ今ノ世ニモ猶未ダ士ヲ貴ビ、町人百姓狃於侍様ト申唱ルハ、全ク士ノ士タル処ヲ貴ビ候ニテハ無レ之、我君ノ御威光ニ畏服致シ居候故、無レ拋貌ノミヲ敬ヒ候コトナリ。其証拋ハムカシノ士ハ平世ハ鋤鋤持土クジリ致シ居候得共、不断ニ耻辱ヲ知り人ノ下ニ屈セヌ心逞シキ者ユへ、

マサカ事有ルトキハ、吾 おのみ 大御帝或ハ將軍家杯ヨリ募リ召寄セラレ候へバ、忽チ鋤鍬打擲  
 テ、物具ヲ帶シテ千百人ノ長トナリ、虎ノ如ク狼ノ如キ軍兵バラヲ指揮シテ、臂ノ指ヲ  
 使フゴトク致シ、事成レバ芳名ヲ青史ニ垂レ、事敗ルレバ屍ヲ原野ニ暴シ、富貴利達死  
 生患難ヲ以テ其心ヲカヘ申サヌ大勇猛大剛強ノ処有レ之ユエ、人々其心ニ感ジ其義勇ニ  
 畏候へドモ、今ノ士ハ勇ハナシ義ハ薄シ謀略ハ足ラズ、迪モ千兵万馬ノ中ニ切り入、縦  
 横無碍ニ駈廻ル事ハカナフマジ。況ンヤ帷幄ノ内ニ在テ運籌決勝之大勲ハ望ムベ  
 キ所ニアラズ。サスレバ若腰ノ兩刀ヲ奪ヒ取候へバ、其心立其分別尽ク町人百姓ノ上ニ  
 ハ出申マジ。百姓ハ平世骨折ヲ致シ居、町人ハ常ニ職業渡世ニ心ヲ用ヒ居候ユへ、今若  
 シ天下ニ事アラバ、手柄功名ハ却テ町人百姓ヨリ出デ、福島左衛門大夫・片桐助作・井  
 伊直政・本多忠勝等ガゴトキ者ハ、士ヨリハ出申サブルベキカト思ハレ、誠ニ嘆カハシ  
 ク存ル。ケ様ニ覺ノナキモノニ高祿重位ヲ被下平生安楽ニ被ニ成置ニ候ハ、さてさて 君恩ノ  
 ホド申ス限ナキコト辞ニハ尽シガタシ。其御高恩ヲ蒙リナガラ、不覺ノ士ノミニテ、マ  
 サカノトキニ我君ノ耻辱ヲサセマジ候テハ、返ス返ス恐入候次第ニテ、実ニ寢テモ目モ  
 合ワズ、喰テモ食ノ咽ニ通ルベキ筈ニアラズ。コトサラ我先祖ハ国家へ奉レ対聊ノ功

モ可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候得ドモ、其後ノ代々ニ至リテハ、皆々手柄ナシニ恩禄<sup>おんろく</sup>ニ沿<sup>（浴カ）</sup>シ居候義ニ候へ  
バ、吾々共聊<sup>いささか</sup>ニテモ学問ノ筋心掛<sup>すじ</sup>、忠義ノ片端<sup>かたはし</sup>モ小耳<sup>こみみ</sup>ニ挟<sup>はさ</sup>ミ候上ハ、何トゾ一生ノ中ニ  
粉骨碎身シテ露滴<sup>つゆ</sup>ホドニテモ御恩ニ報ヒ度事ニテ候。此忠義ノ心ヲ撓<sup>たわ</sup>マサズ引立迹還<sup>あとがえ</sup>リ  
致サヌ様ニ致候ハ、全ク右ノ士氣ヲ引立振起シ人ノ下ニ安<sup>やすん</sup>ゼヌト申事ヲ忘レヌコト肝要  
ニ候。乍<sup>さりながら</sup>去<sup>さ</sup>只此氣ノ振立候而已<sup>のみ</sup>ニテ志立ヌ時ハ、折節氷ノ解ケ酔<sup>よ</sup>ノサムル如ク迹還<sup>あとがえ</sup>リ  
致ス事有<sup>レ</sup>之者ニ候。故ニ氣一旦振立候へバ方<sup>まさ</sup>ニ志立候事甚大切ナリ。

### ③ 立 志

志トハ心ノユク所ニシテ、我コ、ロノ向ヒ趣キ候処ヲイフ。侍<sup>さむらい</sup>ニ生<sup>うまれ</sup>テ忠孝ノ心ナキ者  
ハナシ。忠孝ノ心有<sup>り</sup>之候テ我君ハ御大事ニテ我親ハ大切ナル者ト申事聊<sup>いささか</sup>ニテモ合点<sup>がてん</sup>  
ユキ候へバ、必ズ我身ヲ愛重<sup>あいじゆう</sup>シテ、何トゾ我コソ弓馬文学ノ道ニ達シ、古代ノ聖賢君子  
英雄豪傑ノ如ク相成リ、君ノ御為ヲ働キ、天下国家ノ御利益ニモ相成候大業ヲ起シ、親  
ノ名マデモ揚<sup>あげ</sup>テ醉生夢死ノ者ニハナルマジト直ニ思付候者ニテ、此即志ノ発スル所也。  
志ヲ立ルトハ此心ノ向フ所ヲ急度<sup>きつと</sup>相定、一度右ノ如ク思詰<sup>おもひつめ</sup>候へバ、弥<sup>いよいよ</sup>切<sup>きり</sup>ニ其向キヲ立

テ常々其心持ヲ失ワヌ様ニ持コタヘ候事ニテ候。凡志ト申ハ、書物ニテ大ニ発明致シ候カ、或ハ師友ノ講究ニ依リ候カ、或ハ自分患難憂苦ニ迫リ候カ、或ハ憤發激励致シ候歟ノ処ヨリ立チ定リ候者ニテ、平生安楽無事ニ致シ居リ心ノタルミ居候時ニ立事ハナシ。志ナキ者ハ魂ナキ虫ニ同ジ、何時迄立チ候テモ丈ノノブル事ナシ、志一度相立候ヘバ、其以後ハ日夜逐々成長致シ行キ候者ニテ、萌芽ノ草ニ膏壤ヲアタヘルガゴトシ。古ヨリ俊傑ノ士ト申候人トテ、目四ツ口二ツ有レ之ニテハナシ。皆其志大ナルト逞シキトニヨリ遂ニハ天下ニ大名ヲ揚候也。世上ノ人多ク碌碌ニテ相果候ハ他ニ非ラズ、其志太ク逞シカラヌ故ナリ。志立タル者ハ恰モ江戸立ヲ定メタル人ノ如シ、今朝一度御城下ヲ踏出シ候ヘバ今晩ハ今莊(編者註、地名で今庄か?)明夜ハ木ノ本(編者註、地名。福井から京都にゆく道筋)ト申ス様ニ、逐々先ヘ先ヘト進ミ行申候者也。譬ハ聖賢豪傑ノ地位ハ江戸ノ如シ、今日聖賢豪傑ニ成ラン者ヲト志シ候ハ、明日明後日ト段々ニ其聖賢豪傑ニ似合ザル処ヲ取去リ候ヘバ、如何程短才劣識ニテモ、遂ニハ聖賢豪傑ニ至ラヌト申理ハコレナシ。丁度足弱ナ者デモ一度江戸行キ極メ候上ハ、竟ニハ江戸マデ到着スルト同ジキ事ナリ。偕右様志ヲ立候ニハ物ノ筋多クナルコトヲ嫌ヒ候。我心ハ一道ニ取極メ置キ不レ申候半

デハ、戸ジマリナキ家ノ番スルゴトク盜ヤ犬ガ方々ヨリ忍ビ入、迎モ我一人ニテハ番ハ出来ヌナリ。マダ家ノ番人ハ随分傭人モ出来候得共、心ノ番人ハ傭人出来不レ申候。サスレバ自分ノ心ヲ一筋ニ致シ守リヨクスベキ事ニコソ。兎角少年ノ中ハ人々ノナス事ニ目ガチリ心ガ迷ヒ候テ、人ガ詩ヲ作レバ詩、文ヲカケバ文、武芸トテモ朋友ニ槍ヲ精出ス者アレバ、我今日マデ習居タル太刀業ヲ止テ、槍ト申ス様ニ成り度キモノニテ、コレハ正覺取ラヌ第一ノ病根ナリ。故ニ先我知識聊ニテモ開候ハバ篤ト我心ニ計リ、吾所レ向所レ為ヲサダメ、其上ニテ師ニ就キ友ニ謀リ、吾及バズ足ラワヌ処ヲ補ヒ、其極メ置タル処ニ心ヲ定メテ、必多端ニ流レテ多岐亡羊ノ失ナカラシムコト願ワシク候。凡テ心ノ迷フハ心ノ幾筋ニモ分レ候処ヨリ起リ候事ニテ、心ノ紛乱致シ候ハ吾志未ダ一定セヌ故ナリ。志定マラズ心収マラズシテハ、聖賢豪傑ニハ成ラレヌモノニテ候。何分志ヲ立ル近道ハ經書又ハ歴史ノ中ニテ吾心ニ大ニ感徹致シ候処ヲ書拔キ、壁ニ貼シ置キ候カ、又ハ扇杯ニ認メ置キ、日夜朝暮夫ヲ認メ咏メ、吾身ヲ省察シテ其不レ及ヲ勉メ、其進ヲ樂居候事肝要ニシテ、志既ニ立候時ハ学ヲ勉ムル事ナケレバ志弥フトク遅ク成ラズシテ、動モスレバ聡明ハ前時ヨリ減ジ、道德ハ初ノ心ニ慚ル様ニ成行モノニテ候。

④ 勉 学

学トハナラフト申ス事ニテ、総テヨキ人スグレタル人ノ善キ行ヒ善キ事業ヲ迹付シテ  
 習ヒ参ルヲイフ。故ニ忠義孝行ノ事ヲ見テハ直ニ其人ノ忠義孝行ノ所為ヲ慕ヒ倣ヒ、吾モ  
 急度其人ノ忠義孝行ニ負ケズ劣ラズ、勉行候事、学ノ第一義ナリ。然ルヲ後世ニ至リ字義  
 ヲ誤リ、詩文ヤ讀書ヲ学ト心得候ハ笑カシキ事トモナリ。詩文ヤ讀書ハ右学文ノ具ト申ス  
 モノニテ、刀ノ櫛鞘ヤ二階ノ階梯ノ如キモノナリ。詩文讀書ヲ学文ト心得候ハ、恰モ櫛鞘  
 ヲ刀ト心得、階梯ヲ二階ト存候ト同ジ浅鹵粗麤ノ至リニ候。学ト申ハ忠孝ノ筋ト文武ノ  
 業トヨリ外ニハ無レ之、君ニ忠ヲ竭シ親ニ孝ヲ尽スノ真心ヲ以テ、文武ノ事ヲ骨折勉強致  
 シ、御治世ノ時ニハ、御側ニ被三召使ニ候ヘバ、君ノ御過ヲ補ヒ匡シ御徳ヲ弥増ニ盛ンニ  
 ナシ奉リ、御役人ト成リ候時ハ、其役所役所ノ事首尾能取修メ、依怙顛負不レ致、賄賂請謁  
 ヲ不レ受、公平廉直ニシテ其一局何モ其威ニ畏レ其徳ニ懐キ候程ノ仕ワザヲナシ可レ申義  
 ヲ平生ニ心掛居、不幸ニシテ乱世ニ逢ヒ候ハバ、各々我居場所ノ任ヲ果シテ寇賊ヲ討平ゲ、  
 禍乱ヲ克定メ可レ申、或ハ太刀槍ノ功名組打ノ手柄致シ、或ハ陣屋ノ中ニアリテ謀略ヲ

賛画シテ敵ヲ 鑿ニシ、或ハ兵糧小荷駄ノ奉行トナリテ、万兵ノ飢渴不レ致、兵力ノ不レ減様ニ心配致シ候事杯兼々修練可レ致義ニ候。此等ノ事ヲ致シ候ニハ、胸ニ古今ヲ包ミ、腹ニ形勢機略ヲ諳シ藏メ居ラズシテハ叶ハヌ事共多ク候ヘバ、学問ヲ専効トシテ勉メ行フベキハ讀書シテ吾知識ヲ明カニ致シ、吾心胆ヲ練リ候事肝要ニ候。然ル処年少ノ間ハ兎角打続キ業ニ就キ居候事ヲ厭ヒ、忽詭忽廃、忽習レ文忽講レ武トイフ様ニ、暫ク宛ニテ倦怠致スモノナリ。此甚ダ不レ宜。勉ト申ハ、力ヲ推究メ打続キ推遂候処ノ気味有レ之字ニテ、何分久ヲ積ミ思ヲ詰不レ申候ハデハ万事功ハ見エ不レ申候。マシテ学問ハ物ノ理ヲ説筋ヲ明カニスル義ニ候ヘバ、右ノ如ク軽忽粗糲ノ致シ方ニテ真ノ道義ハ見ヘ不レ申、中々有用実着ノ学問ニハナリ申サヌナリ。且又世間ニハ愚俗多ク候故、学問ヲ致シ候ト兎角驕慢ノ心起リ、浮調子ニ成テ、或ハ功名富貴ニ念動キ或ハ才氣聡明ニ伐り度病折々出来候モノニテ候。コレヲ自ラ慎ミ可レ申ハ勿論ニ候ヘドモ、茲ニハ良友ノ規箴至テ肝要ニ候間、何分交友ヲ扱ミ、吾仁ヲ輔ケ吾徳ヲ足シ候工夫可レ有レ之候。

⑤ 扱ニ交友一



交友ハ吾連朋友ノ事ニテ、扱トハスグリ出ス意ナリ。吾同門同里ノ人同年輩ノ人、吾ト交リクレ候ヘバ何レモ大切ニスベシ。乍レ去其中ニ損友益友アリ候ヘバ則扱ト申ス事肝要ナリ。損友ハ吾ニ得タル道ヲ以テ其人ノ不正ノ事ヲ矯直シ可レ遣、益友ハ吾ヨリ親ヲ求メ事ヲ詢リ、常ニ兄弟ノ如クスベシ。世ノ中ニ益友ホド難レ有難レ得者ハナク候間、一人ニテモ有レ之ハ何分大切ニスベシ。総テ友ニ交ルニハ飲食欲娛ノ上ニテ附合、遊山釣魚ニテ狎合候ハ不レ宜、學問ノ購究武事ノ練習、侍タル志ノ研究心合ノ吟味ヨリ交ヲ納レ可レ申事ニ候。飲食遊山ニテ狎合朋友ハ、其平生ハ腕ヲ扼リ肩ヲ拍、互ニ知己知己ト称シ居候ヘ共、無事ノ時吾徳ヲ補フニ足ラズ、有事ノ時吾危難ヲ救ヒクレ候者ニテハナシ、コレハ成リ丈屢 出會不レ致、吾身ヲ嚴重ニ致シ附合候テ、必狎昵致シ吾道ヲ褻サヌ様ニシテ、何トカ工夫ヲ凝シテ其者ヲ正道ニ導キ、武道學問ノ筋ニ勸メ込候事友道ナレ。偕益友ト申ハ、兎角氣遣ナ物ニテ折々不ニ面白ニ事有レ之候、夫ヲ篤ト了簡致スベシ。益友ノ吾身ニ補アルハ全ク其氣遣ナル所ニテ候。士有ニ争友ニ雖ニ無道ニ不レ失ニ令名ト申コト經ニ有レ之候。争友トハ即益友也。吾過ヲ告知ラセ我ヲ規彈致シクレ候テコソ、吾氣ノ附ヌ処ノ落モ欠モ補ヒタシ候事相叶候ナリ。若右ノ益友ノ異見ヲ嫌候時ハ、天子諸侯ニシ

テ諫臣かんしんヲ御疎ごそミナサレ候ト同様ニテ、遂ニハ刑戮けいりくニモ罹かかリ不測わざわいノ禍ヲモ招ク事アルベキナリ。儲益友たくノ見立方みたてかたハ其人剛正毅直ナルカ、温良篤実ナルカ、豪壯英果ナルカ、俊邁明亮ナルカ、闊達大度ナルカノ五ツニ出ヅ。此等ハ何レモ氣遣多キ人ニテ、世間ノ俗人ドモハ甚シク厭棄致シ居候者ナリ。彼損友ハ佞柔善媚阿諛逢迎ヲ旨トシテ、浮躁弁慧輕忽粗慢ノ生質アル者ナリ。此ハ何レモ心安ク成リ易キ人ニテ世間ノ女子小人ドモ其才智ヤ人品ヲ譽居候者ナレトモ、聖賢豪傑タラント思フ者ハ其所レ択自ラ在ル所アルベシ。

以上五目、少年、学ニ入ルノ門戸トコ、口ヘ書連申候者也。

右余嚴父ノ教ヲ受、常ニ書史ニ涉リ候処、性質疎直ニシテ柔慢ナル故、遂ニ進学ノ期ナキ様ニ存シ、毎夜臥衾中ニテ涕泗ニムセビ、何トゾシテ吾身ヲ立テ父母ノ名ヲ顯シ、行々君ノ御用ニモ相立、祖先ノ遺烈ヲ世ニ耀シ度ト存居候折柄、逐々吾身ニ解得致シ候事ドモ有レ之候様覚申スニ付、聊書記シ後日ノ遺忘ニ備フ、敢テ人ニ示ス処ニアラズ、嗚呼如何セン、吾身刀圭ノ家ニ生レ、賤技ニ局々トシテ吾初年ノ志ヲ遂ル事ヲ不レ得ヲ。然レドモ所業ハ此ニ在リテモ所レ志ハ彼ニ在リ候ヘバ、後世必吾心ヲ知り吾志ヲ憐ミ吾道ヲ信ズル者アラン歟。

(景岳会編「橋本景岳全集」昭十八・歟傍書房・上卷二一ページ)

(2) 漢詩

獄中作

苦冤難洗恨難禁  
 俯則悲痛仰則吟  
 昨夜城中霜始隕  
 誰知松柏後凋心  
 二十六年如夢過  
 顧思平昔感滋多  
 天祥大節嘗心折  
 土室猶吟正氣歌  
 欷枕愁人愁夜永

苦冤洗ヒ難ク恨禁ジ難シ  
 俯スレバ則チ悲痛仰ゲバ則チ吟ズ  
 昨夜城中霜始メテ隕ツ  
 誰カ知ラン松柏後凋ノ心  
 二十六年夢ノ如クニ過グ  
 平昔ヲ顧思スレバ感滋多シ  
 天祥ノ大節嘗ツテ心折  
 土室猶ホ吟ズ正氣ノ歌  
 枕ヲ欷テ愁人夜永ヲ愁フ

陰風刺<sup>レ</sup>骨折<sup>レ</sup>三更  
皇天憶<sup>レ</sup>心<sup>ニ</sup>憐<sup>ニ</sup>幽寂<sup>ニ</sup>  
一点星華照<sup>レ</sup>牖明

陰風骨ヲ刺<sup>ス</sup>折<sup>三</sup>更<sup>サンコウ</sup>  
皇天憶<sup>オモ</sup>ヒテ心<sup>ココロ</sup>ニ幽寂ヲ憐<sup>アハレ</sup>ムベシ  
一点ノ星華<sup>マド</sup>牖ヲ照<sup>ス</sup>ラシテ明<sup>アカ</sup>ラカナリ

(同書・下卷二三二〇ページ)

五十二、高杉晋作  
たか すぎ しん さく  
(一八三九—一八六七)



高杉晋作

幕末の志士。天保十年、長州(山口県)萩に生まれる。諱は春風、字は暢夫、晋作は通称で他に東一・和助・谷梅之助・谷潜蔵などの名がある。文久三年、「西へ行く人を慕ひて東行心の底ぞ神や知るらむ」と詠んで、剃髪した時からの号「東行」で知られる。

安政四年(一八五七)吉田松陰の門に入り、久坂玄瑞と並び「松下門の双璧」と称せられる。文久二年(一八六二)藩命により上海に渡り、二ヵ月間、外国事情を探る。この年、御殿山に外国公館を焼く。文久三年、長州藩の、外艦砲撃に伴なう防衛を担当して奇兵隊を編成。元治元年末から慶応元年にかけ、所謂「俗論党」を一掃して藩論を討幕に統一。慶応三年(一八六七)四月病死。王政復古は、実にその年末に実現したのであった。

明治二十一年五月、靖国神社に合祀、同二十四年正四位を追贈された。

晋作の生涯は短く、その行動は「動くこと雷電の如く、発すること風雨の如く、衆目駭然として

敢へて正視するなし」(明治四十四年に建てられた記念碑の伊藤博文の撰文の冒頭)と評され、一般に、革命の風雲児と目されている。けれども、深く信任された師・松陰と見解を異に至ったことについて「父あり君あり吾が身は吾が身の如くにして吾が身に非ず」と「激歎」していることや「死して赤間関の鬼とならん」と誓ったことなどは、案外知られておらないようである。それらのことから観ると、彼の心情には現状についての注意深い洞察があり、軽薄な革命思想家扱いにすることは間違っていると思われる。

古来、志士は、イデオロギーに固執する現状打破論者ではなく、むしろ家庭生活を大事にし伝統に素直な者であった。晋作も亦正にそのような存在であった。

資料の引用は、大正五年「東行先生五十年祭記念会」編の「東行先生遺文」によったが、編者の責任において読みやすくすることに努めた。

(1) 「弾正・益田君(毛利藩家老)に奉るの書」(原漢文)(安政五年)から

對へて曰く、昔、王通の言へるあり「夷狄之徳、黎民懷之、三寸其捨諸」と。某、常におもへらく「虚語に非ざるなり」と。(略)このごろ、墨夷(アメリカのこと)、我が神州を染頤し、軍艦、伊豆に泊し、使節、武城に盟す。豈に開關以来の一大怪事に非ざらんや。神州は天地の正気鐘る所而して勇武海内に卓絶す。故に北条時宗は蒙古十万を九州に殲し、加藤清正は明兵百万を朝鮮に敗り、織田信長は邪蘇伴天連を海外に放つ。(略)而して方今昇平三百年、上下、文やすらかに武やはらぎ、兵革日に衰へ、士人、武技を精しくせず、花法に陥り、儒臣、孫呉を読まずして風月を雕し、黎民、干戈を視ず是に於てか我が勇武の卓絶も以て恃むに足らざるなり。(略)某聞く「去歲十二月廿四日、米夷の軍将マシユル、大難數條を幕府に請ふ」と。其の最も難き者は二あり、其の一に曰く「有司を經ずして私に通商す」其の二に曰く「商館を京都江武撰津崎陽平戸に建て、以て大官吏を置く」而して幕議未だ決せざるなり。某、おもへらく「是れ蠻夷の、人の国を取るの常術、古より固より然り」と。乃ち王通の言へる所、豈に嘆ぜざるべけんや。幕府之を聽かば則ち彼は(略)土民を啗ふに大利を以てせん。然り而して天下の士民商人の心、既に彼に眠らば、乃ち兵艦を率ゐて我を襲はん。堂々たる

衣冠の地を以て犬羊の藪澤と為らば、天下の人、何の顔あつてか天地に仰俯せん。其れ假令肝膾、地に塗るとも豈に堂々たる神州に生き、ルソン・ジャワと轍を同じうするに忍びんや。若し幕府聴かざれば則ち彼は必ず兵端を開かん。兵端一たび開き而して士氣已に振ひ器械既に整ひ、既振の士氣と既精の器械とを以て、死を必し戦を決せしめば則ち百万の轆轤は一撃の下に斃れん。而して神州の正氣亦従つて振はん。豈に區々たる米夷、何ぞ憂ふるに足らんや。然りと雖も、今、幕府内に兵革の不備を憂へ外に諸侯の興起を恐る。故に其の議未だ決せざるなり。それ天下の安危は其の聴くと聴かざるとに在るのみ。故に執事、ルソン・ジャワの□〔敵カ〕を覽、而も王通の言に感あらば則ち、神州の大義を論じ 君侯に陳べよ。君侯以て幕府を諫め、而して長防の國を〔長門・周防〕富まし、長防の兵を強くせよ。是れ執事の急務なり。故に幕府を諫むるの論と富國強兵の策と、請ふ審らかに之を陳べん。

「幕府を諫むるの策」

今、執事、断然憤激し、神州の大義を以て我が 君侯に陳ぶ。 公、之を善しとせば則



ち馳せて十萬石以上の列諸侯に檄す。列諸侯皆、我に服さば則ち、列諸侯と俱に幕府に論ず。(略)

富国強兵の本

富国強兵の本は、二州の政、屬吏に出でずして執事に出づるに在るなり(略)

富國の本

富國の本は、節儉に在るなり(略)

富國の末

富國の末は、國産に在るなり(略)

強兵の本

強兵の本は、人心を一にするに在るなり。人心一ならざれば則ち、五事七計の謀ありと雖

も遂に百戰百勝の利を得る能はざるなり。故に今日強兵の急務たるや先づ二州の人心を一にするのみ。某、聞く「僧月性なる者あり、常に土民を集め、之に喻して曰く『蠻夷、若し我が海岸を襲はば則ち竹槍を携へ短鎌を揮ひ、能く彼の首を斬り彼の胸を衝きて死する者は極樂に往く。もし彼の金を受け彼の粟を食ひて死する者は地獄に往く』と。衆、皆、臂を揮ひ感涙して能く面を揚ぐる者なし」と。某すなはち歎じて曰く「あゝ府下の大臣、食祿千石或ひは二千石の者多し。然るに皆、此の感涙して臂を揮ふ者に如かざるなり」と。是によりて惟へば、今、執事、二州の人心を一にせんと欲せば則ち府下に在るの人心を先にす。而して府下の人心を一にせんと欲せば則ち、僧月性をして神州の大義且つ海防を説かしめば必ずや成るあらんか。もし執事、能く公明の心を持し以て此の僧を使へば則ち某に一策あり。夫れ一月二〇一日、城内大臣の家に於て、寄組以上をして之を聽かしめ、一日城外清光寺に於て、土庶人をして皆之を聽かしむ。然り而して二三年を経ば則ち、大臣より土庶人に至るまで皆、其の大義を知りて曰はん「米夷、懼るべきなり。米夷、討つべきなり」と。是すなわち府下の人心一なる所以か。又、使を十二郡に遣して、其の大義且つ海防を説き、十二郡の者皆之を聽かば則ち二州の人心は大

官小吏を待たずして後、一ならん。或ひは曰く「國政立たず、人心一ならず、僧月性をして之を説かしむ。豈に能く人心を一にするを得んや、猶且つ二州土人の恥なり」と。某、おもへらく「是れ方正の論、何ぞ取るに足らんや。(略)」と。

強兵の末

強兵の末は、二州の人をして洋術を学ばしむるに在るなり(略)

高杉晋作 再拜

(右の文に対する吉田松陰の評)

余、挙業の文體を厭ふこと久し。而して幸ひに此の間、未だ此の習あらざるなり。近時、頼山陽、二十三論を作る。尤だ其の体に肖たり、吾樂します。(略) 是を以て人の策論を見る毎に必ず巻を終ふる能はざるなり。暢夫、(晋作)是の稿を見示す。謂へらく「亦、山陽の流なり」と、取りてこれを高几に束ねて觀ず。次日晨、よあけ讀畢り、よみおわ漫りに把りて之を讀めば、則ち、別出の面目躍々として出でんと欲し、巻を終ふるを覺えず。ああ是れ吾が國の文なり、決して彼の國の挙業の流に非ざるなり、強兵本論の如きは反傷して益喜ぶ

(2) 「外情探索録」(卷之貳)(文久二年)から

(上海に於て、清國人と筆談したもので、原漢文)

(晋作) 貴邦は、堯舜以来、堂々たる正氣の國なり。而るに近世に至り、區々たる西夷の猖獗する所、則ち何ぞや。

(清國人) 是れ國運の凌替りようたいに従ふ。晋の五胡・唐の回訖くわいきつ・宋の遼金夏、千古同慨なり。

(晋作) 國運の凌替は、君臣の、其の道を得ざるが故なり。君臣、其の道を得ば、何ぞ國運の凌替あらんや。貴邦、近世の衰微は自ら為せる災のみ。之をしも天命と謂ふや。

(清國人) 甚だ是なりく。

(晋作) 英夷鴉片あへん以来の戦争の事、書して史冊と為すもの有りや否や。

(清國人) 無し。

(中略)

(晋作) 聞く、上海中の賞罰の權、盡く英仏二夷に歸すと。信なりや否や。(答略)

(晋作) 城外の地、盡く英仏の所管に係るか。

(答) 略

(同書「日記及手録」一〇九ページ)

(清国人) 敝邦、孔聖を以て依歸と為す。貴処の尊崇するは何の教ぞ。士を取り官を作るはこれ詩文を考試するか否か。

(晋作) 我が邦は孔聖を貴ばざるには非ざるなり。別に 天照太神ありて、士民皆、尊崇し奉り、次いで貴邦の孔夫子に及ぶ。士を取るは多く武を以てす(略) 考試も亦多く武を以てし或ひは文を以てする者あり。

人に教ふるに忠孝の道を以てす。天照太神と孔夫子と異なるに非ざるなり。故に我が邦の人、天神の道に素づきて孔聖の道を学ぶ。

(同書「日記及手録」一一五ページ)

(3) 「米人ペルリの日本紀行を読む」(原漢文)から

ああ此の書焚くべし。それ夷狄虎豹の質、豈に此の書を待ちて然る後知らんや。彼は人面獸心にして聖人の道を知らず、唯、人の國を奪ふを以て利と為す。利を厚くして以て人民を啗ひ、妖教以て人心を蠱す。ポルトガルのジャワを取り、イスパニアのルソンを取りしが如き、以て觀るべし。初め米夷の通商を我に請ふや、一言も未だ発せずして而も軍艦を馬頭に繋ぎ、一戟も未だ戦はずして而も大砲を内海に轟かし、官吏を罵り人民を切る。其の猖獗慘毒は天下の愚夫愚婦と雖も、其の通商を請ふや真に通商を請ふに非ず、其の志は併呑に在り而して我が神州を奪はんと欲することを知る。然り而して廟堂の士と雖も固より彼の志は我が神州を奪はんと欲することを知らざるに非ざるなり。而るに因循姑息、鎖國の禁を破り開港の盟を為し遂に我が神州をして米夷の詭術に陥らしめ、千万年未だ嘗て受けざるの恥辱を受けしむ。是れ果して深謀遠慮ありて然るか或ひは米夷の猖獗を懼れたるか。予ここに於てか恨み無き能はず。それ天運循環し、

神州元氣の地と雖も盛衰なき能はず。もし豊公・時頼(宗カ)をして今日に生きしめば則ち、  
豈あに千萬年未だ嘗て受けざるの耻辱を受け米夷の詭術に陥るに忍びんや。予は唯、豪傑  
の奮起を待つのみ。

(同書「詩歌文章の部」四ページ)

(4) 「奇兵隊編成の建白」(原漢文)

赤間關あかまがせき一昨日五日の變に付、私儀

御前に召出だされ、防禦方、御委任仰付けらるる段、御直おんちきに仰せ聞かされ、其の旨を得  
奉り候。馬關に到着仕り候処、有志の者、日増ましに相集り候模様これあり候間、不日に、  
奇兵隊相調へ、きつと防禦の手段仕るべくと存じ奉り候。それにつき廉々かどかど、左の存じつ  
きに仰せ付けられたく願ひ奉り候。

一、奇兵隊の儀は、有志の者相集り候儀に付、藩士・陪臣・輕卒を撰ばず、同様に相交  
り、当分、力量を蓄ひ、堅固の隊、相調へ然るべしと存じ奉り候

一、此の後、御伺申上ぐべき廉々、書面を以て前田孫右衛門迄差出し申すべく候間、直に御前へ差出され候様、願ひ奉り候

一、奇兵隊の人数、日に相加はり候に付いては、是迄、小銃隊の内も之あり、又は小吏相勤め候者もこれあり、其の内御一手人数の内もこれあるべく候へども、畢竟、匹夫も志は奪ふべからず候へば、是等も拒み難き趣に御座候。素より御組立の人数内を、是より相招くは仕らず候へども、自然、奇兵隊へ望み参り候はゞ、隊中へ相加へて然るべしと存じ奉り候

一、此の往、合戦ごとに銘々其の働き勇怯も相頭はれ申すべきに付、日記具つぎに相調へ置き差出すべく候間、賞罰の御沙汰、速かに相行はれ申すべく候様に仕り度く存じ奉り候

一、隊法の儀は、西洋流・和流に拘らず、名々得物を以て接戦然るべしと存じ奉り候

(文久三年)  
六月七日

高杉東行

春(花押)



(5) 漢 詩

① (文久三年一月) 五日、松陰先生及ビ頼三樹・小林民部ノ遺骨ヲ若林村下ノ邸ニ改葬ス。小詩ヲ賦シ

テ 二十一回先生ノ墓前ニ奉ル

要思ニ往事ニ慰ニ英魂一

カケツ 要ズ往事ヲ思ヒテ英魂ヲ慰ムベシ

自愧未能レ雪ニ舊冤一

自ラ愧ヅ未ダ舊冤ヲ雪グコト能ハザルヲ

墓下回看少年日

墓下、回リ看ル少年ノ日

若林村景似ニ松村一

若林村ノ景、松村ニ似タリ

(同書「東行遺稿の部」八ページ)

② (元治元年四月、獄中) 廿五日読書 三十五葉 (二十五日ハ菅原道真ユカリノ日)

君不見死為ニ忠鬼菅相公

君見ズヤ死シテ忠鬼ト為ル菅相公

靈魂尚存天拜峰

靈魂尚存ス天拜ノ峰

又不見懷石投流楚屈平

又見ズヤ石ヲ懷イダキテ流ニ投ズ楚ノ屈平クワンペイ

至今人悲泪羅江

今ニ至ルモ人ハ悲シム泪羅ノ江

自古讒間害忠節

古ヨリ讒間ザシカシ、忠節ヲ害ス

忠臣思君不懷躬

忠臣ハ君ヲ思ヒテ躬ヲ懷オモハズ

我亦貶謫幽囚士

我亦貶謫シタカセラレテ幽囚ノ士

憶起二公涙沾胸

二公ヲ憶起シテ涙、胸ヲ沾ウルス

休恨空為讒間死

恨ムルコトヲ休ヤメン、空シク讒間ノ為ニ死スルヲ

自有後世議論公

自オノツカラ後世議論ノ公ナルアラン

(同書「東行遺稿の部」一八ページ)

③ (元治元年五月、獄中)  
十日読書二十葉

囚室苦無為

囚室、無為ニ苦シミ

披<sup>レ</sup>書養<sup>ニ</sup>良知<sup>一</sup>  
虛心而平氣  
書中自有<sup>レ</sup>師  
讀<sup>ニ</sup>南宋滅<sup>一</sup>  
獨悲<sup>ニ</sup>天祥節<sup>一</sup>  
臨<sup>レ</sup>死衣帶銘  
使<sup>ニ</sup>人為<sup>ニ</sup>泣血<sup>一</sup>  
爾來天下士  
貪<sup>レ</sup>利不<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>仁  
嗟我雖<sup>ニ</sup>愚鈍<sup>一</sup>  
要學<sup>ニ</sup>天祥心<sup>一</sup>

書ヲ披<sup>キテ</sup>良知ヲ養フ  
虛心ニシテ平氣  
書中、自<sup>ラ</sup>師アリ  
讀<sup>ミテ</sup>南宋ノ滅ニ至リ  
獨リ、<sup>文天祥</sup>天祥ノ節ヲ悲シム  
死ニ臨<sup>ミテ</sup>衣帶ノ銘  
人ヲシテ泣血ヲ為サシム  
爾來、天下ノ士  
利ヲ貪<sup>リテ</sup>仁ヲ成サズ  
アア我ハ愚鈍ト雖モ  
要<sup>ズ</sup>天祥ノ心ヲ學ブベシ

(同書「東行遺稿の部」二〇ページ)

(6) 和歌

癸亥三月十五日髪を剃りて「東行」といふ。西行を慕ひて、壁に書きつく

西へ行く人をしたひてひがし行くこころの底ぞ神や知るらむ

同じ四月三日船中にて

思ひきや斯かる姿となりはてて古さと指してかへり来むとは

八月六日招魂祭場にて

弔とむらはむ人にいるべき身なりしにとむらふ人になるぞ恥かし

白石資興尊攘の為に忠死せし御魂を祭る

後おくれてもおくれてもまた君たちに誓ひしことを我れ忘れめや

御魂に供へし御酒みきを頂戴するとして

恥かしと思ふ心のいやましてなほらひ御酒も酔よひえざるなり

重陽もようやう(九月九日、菊の節句)

しら菊の咲きさかえぬる御世なれば取る杯さかづきもこころよきかな

五十三、久坂玄瑞 (一八四〇—一八六四)



久坂玄瑞

長州藩士。幼名誠、字は実甫のち義助。号は秋湖また江月斎。医官良迪よしみちの二男。幼年にして父兄を失なったが、吉田松陰の門に学んで、才学他を圧し、松陰深く之を愛して末妹を玄瑞に配した。高杉晋作とともに松下村塾の双壁と称された。早くから尊攘の志を抱いて諸藩の志士と交わる。文久二年、坂下門の変の後、脱藩して京きょうに上り、攘夷の勅命が下されるために奔走す。同年十月三条実美、姉小路公路ら勅命を受けて江戸に向かう時に従って同行す。十一月高杉晋作・松島剛蔵らと横浜外国公使館の襲撃を企て、十二月品川御殿山の英国公使館を焼いて攘夷の氣勢を示した。翌年、下関外艦砲撃事件に参加、八月政変により、七卿長州藩に落ちのびた後も、京に潜伏して形勢をうかがう。再三、長州京都間を往復のち、元治元年六月、淀藩に託して歎願書を朝廷と幕府に奉ったが聴かれず、京都守護職松平容保かたもりは、かえって長州征伐の挙を奏請した。玄瑞は、いま直ちに皇居守護軍と戦いこれを排除しようとするのは、

かえって彼の術計に陥ることを憂え、長州藩主が京に来るまで待て、と主張したが、真木和泉らこれを排して、伏見・嵯峨・山崎の諸道より進軍し、七月十八日ついに戦端を開いてしまった。ここに至り、玄瑞も意を決し、兵を率いて京に入り、鷹司閔白邸に至って哀訴す。十九日越前、桑名、彦根、会津、薩摩の兵来たり攻めるに及び、玄瑞指揮をとって防戦したが、遂に流弾にあたって、従容として死についた。享年二十五才。蛤御門の変これである。なお、遺歌集を「江月斎歌集」という。ここに引用した「廻瀾条議」、「解腕痴言」はともに、時務についての上奏書であるが、その執筆の文久二年は、彼の二十三才のときである。大日本明道会刊の「勤王文庫」第四編に掲載されていたものを、読みやすく句読点をつけた。

(1) 「廻瀾条議」から (文久二年)

—文久二年、長州藩主毛利敬親が京に上り、やがて国事周旋に關する勅命をうけ、在京する世子、毛利定広が出府することになった。時に玄瑞は長井雅楽襲撃の罪に座して、京の藩邸に謹慎を命ぜられていたが、八月二日、本書を書いて公および世子に奉った。平生の志を記し、長州藩が尊皇攘夷の藩議を固くすることを希望した。全体は長文であるので、ここでは五カ条の条目だけにとどめた。玄瑞二十三

才の作である。――

第一条 本藩正邪の辨を明かにし、士風を興起し節義を鼓舞すること、天勅を貫き夷狄を制するの基本たるを論ず。

第二条 幕吏夷狄に恐嚇せられ重き勅諭に背き候事、天地不可容大逆無道に付、断然明白に其罪を糺すべきを論ず。

第三条 天皇夷狄の大患を御宸憂被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊候大御心を体し奉り、午歳被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候勅諭凛然相貫候様何處までも盡力すべきを論ず。

第四条 午歳の 天勅を貫き、幕府の奸吏を嚴刑に處し、下田條約に引戻すべきを以て越前・一橋に其实功を督責するを論ず。

第五条 戊午違勅之罪、明に相成候上、二百余年寅恭被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>闕候事を相糺し、皇室尊崇、君臣之分を正<sub>レ</sub>するを論ず。

(勤王文庫、第四編、二二八ページ)

(2) 「解腕痴言」から (文久二年)

「蝮蛇一たび螫手、壯士も疾く腕を解く」と漢人の言ひたりしは、實に千古の確言とも謂べく、掛る英断なくては、其毒肢體に蔓延して、永き久き齡を保たむ男も、忽に斃るゝに至らむ。豈口惜きことならずや。然はあれど、そは一身のこのみにあるべけれ、天下國家の大患は同日の談にはあるまじく候。文化中鄂虜蝦夷に寇し英夷長崎に闖入せし比より、醜夷窺窺の念を逞うし、薪水に托し鯨漁にことよせ、忽去魑来吾邊睡を震驚し、我土人を劫掠し、竟に下田條約金川調印のことゝはなりぬ。幕府の有司共穢き悪き心もて、首を屈め尾を垂れ夷等の願ひ求むるまに媚び従ひ、邪教堂を建て商館を築き、美尼須篤児を府下に置き、我土地を貸し我土人を役するを許すに至る。實に今日の如き忌敷ことは、天地の關けし以来曾てなきことにあれ。

掛まくも畏き天皇、聰明英武にましまし、十余年前より夷等のあらぶるを憤らせ玉ひ、青人草の苦むをうれたみ給ひて毎朝攘夷安民を祈らせ給ふ大御心の程、如何なる賤の山



葛かすらだも感激悲憤せざるはなし。

近年、伊勢・石清水・加茂への宣命に、「神威をあらわしたまひてしなどの顯賜比底科戸乃風、天乃八重雲乎吹掃事乃如久災孽乎萬里乃外尔攘比永久汗穢乎四海乃表尔滌賜比人民乎志底心志乎同布志忠誠乎盡志底國體乎損布古止無加良志米夷類征伐乃威德乎顯賜比千歳乃今尔大御光乃耀輝万須古止明志故尔、今慎底祖宗乃道乎道止志底深久叡慮志凝志神明乃冥助乎祈申賜波牟止念行須云々」とあり、

其他詔書并に御製等まで、攘夷の神算聖衷にましますことを數ならぬ我にもをしはかることに候。片時も早く攘夷の詔書を下し、天下の士氣を激勵し、夷等を攘ひ玉ひきため玉ひ、皇國すめみくにを淨め賜ひ洗ひ玉はんことのあらまほし。秋毫も猶豫の大御心あらむには、神の御國は夷等のものとなり、夷等の正朔を奉じ夷等に貢みつぎをとられ、被髮左衽じんの見苦しき様とならむは必然に候。今夷等を攘はずてはならぬ六ヶ條を試にいはいはむか。

外夷始めて渡来せしとき忠憤忠勇の士は皇國のあらむ限り決闘死戦、夷等を一人も返さじと臂ひじを奮ひ齒を嚙かみけれども、幕吏の穢きたなき心もちたる奴等は戦ひを怯れ和を唱へて、先武備を整ひて後攘ふべしと竟ついに貿易を許すことにはなりぬ。されど癸丑きちゆうの頃よりは已に十年の久しきを経ぬるに、器械何程整ひたるか、士氣何程奮ひたるか、昇天ろうしゆうの陋習一日

なきことなれば、一日懦弱に成行、優柔淫泆酒色に耽溺せり。されば物前の覚悟物具の修繕に心付隙のあるべきことなし。今日こそ雄断ならでは叶ふまじ。此夷狄速に攘ふべきの一にて候。

開港後繪踏の舊典を廃して禮拜堂を建、學校を興すこと杯をも許されたるは、如何なる禍事ぞや。こは夷等の黠策にして、人の國を奪ひ人の民を籠絡する皆是術に過ぎず候。天竺は釋迦の生れし國なれども、靈鷲山の仏像は西夷の為に擊碎かれ、錢に鑄られたりき。近年支那國大半邪教に披靡して、周公杯の道を拂ふ計りに成果たり。憐むべきことならずや。近頃上海より歸りたる男より聞くに、夷等の建たる病院にて治療する医師は、即ち教師にして病者の瀕死篤疾に乗じ、彼妖教を懇切に勸諭する由、所謂全國為上又不戰而屈ニ人之兵ニ候と云ふも掛る黠策にやあらむ。昔し波爾杜加兒の妖教を渡せしより島原の變まで、宗徒の戮死せらるゝ者二十八萬人と言ひ傳へたり。妖教の國を害する事かくの如し。狡猾の策悪むべきの甚しきにあらずや。さてかくの如く二十八萬人を殺して禍の根を絶ことなればよかめれど、もし海内人心盡く皆披靡したらむときは、せんすべもなきことにこそ。譬へば蛇の嘴付たらば其腕をも截るべけれど、其毒の腹に入

たらむには腹を屠ほろことにもなるまじきが如し。されば優柔姑息速に伏謀の擧なからむには、支那天竺の轍てつを履ふむこと必然なるべし。これ夷狄速に攘ふべきの二にて候。

夷狄は哮喘呑噬貪饕にして厭いとくことをしらず如何にも忌々いまいましき者にこそあれ。鄂虜は加模かふチャックカ沙都加に砦柵かまを構へ越篤魯府・宇留都夫島に臨み(宇留津夫島は颯虎島ともいへり。颯虎島より東北六十余島所謂蝦夷の千島なり古歌にも詠る名所にて我版図に入たること明けし。近頃颯虎島もて境界としたるは、)近頃黒龍江を奪ひ我唐太及び東西蝦夷を蚕食せむと文化以来のことにて其実は鄂虜の盗みたることなり)

す。又無人島は夷等に蟠踞せられしこと已に久し。八丈三宅の如きも慮おもはかるべし。況んや琉球は佛虜の久しく涎よだれをたるゝ處なるをや(無人島は所謂小笠原島にて、蝦夷の如き五寒不毛の地にあらず。夷人の蟠居せしこと玉石志林の開卷に詳なり。又彼理―ベルリーの皇国に來りしとき、兩度)。英佛の力を恣ほしにして皇國に向ひ、干戈かんかを用ひざるは、是島に至りしこと彼が日本紀行に見ゆ。

支那の長髮賊の勢威甚だ熾さかんなる故なるべし。萬に一も長髮賊英佛に屈せば、英佛の我に寇すること必然ならむ。鄂虜は圖南となんの志あり。英佛は己が印度支那の領地に禍あらむを慮り、鄂虜を沮壓せんとす。そは夷等の我對馬つしまに争ふ所以なり。況や墨夷の如きは、先年より開港を願ひ懇切らしく巧辯を用ゆるも、全く漸々ぜんく亞細亞洲に横行せむ基本を開かむとのことなるべし。兎とまれ角かくまれ夷等は殘孽ざんとう猾黠かつかつにして測るべからざる者なれば、削亦反不削亦叛の勢ひありて、久則禍大の患を免かれざれば、雄断きんせんもて先則制さきんずれば之の術

に出る外せんすべあるまじ。是夷狄速に攘ふべきの三にて候

開港以来我日用の茶糸銅鐵石炭穀麥の類を輸出するによりて、我國力の日々に疲弊することいか計りぞや。されど文綺細穀染綵布珍異無用の品の市塵開港至る所に目を眩し魂を駭かすを見て、國內繁盛なりと云ふは、蛇毒もて肢體の腫たるを己いと肥たりと誇るに異ならず。いともいとも愚なることにて候。且つ貿易の事件に手慣れぬ奸商共狡猾の夷等と洋金の價高く賣買し、物價益騰貴するに依て、貧窮の者仰養俯育の術盡産を失ひ、家を毀ち溝壑に轉填するに至こと己が肢膚の肉を割て虎狼を養に均しく、己が身斃れ己が肉盡るとも虎狼の欲饜たることは逆もあるまじく候。我國力限りありて彼の要求きはまりなし。有限をもて無窮に應ず。亡ずして何をか待たん。是夷狄速に拂ふべき四にて候。

恢復攘夷の大御業立至らむ程の大機會は、いともいとも得がたく失ひ易き物にあれ。癸丑の歳にぞ天下の士、劍を磨き槍を撚りて憤慨せぬはなかりけるが、翌年の和議にて士氣忽ち弛み、又戊午の春勅諭稟然海内盡く奮興しけるが、奸吏の虐焰いかにも盛にして、天地否塞正氣之れが為に沮壓せられたり。今日こそ、直昆神の御心にや、穢き心もて禍

事しける奴等は迹を潜め浄き明らけき心もて朝廷を助け奉らむ。志ある大名等は上京せられ幕府にても一橋越前再出しける程の様に成り来りしは、實に皇威恢復等を打きたして薙拂ひ覬覦の念を絶たしめ玉はむにて候。數年来海内の士積鬱して憤恨を抱きたること、五人張の大弓に十五束の大箭を十分に引詰めたる如し。今日に當りて引放たむには、勁敵を殲さんこと弦音の中にこそあれ。如何計り智慧ありとも、掛る勢に乗るに及ぶまじければ、此機會こそ千載の一時なれ。此時を失ひ玉はば、士氣必ず頽墜せむ。彼幽王の烽火に監み玉ふべし。此夷狄速に攘ふべきの五にて候。

掛まくも畏こき天照大御神の萬千秋に吾御子の知召さん國なることよさし玉はりし御世御世の天皇は、皇御國を安國と平らけくしろし召して、まつろはぬ國はことむけ玉ひあらぶる夷は打亡ぼし玉はりしに、此大御世に當りて皇御國を夷等に汚され、大御寶なる民草も夷等に苦使せられ、大御神の憤らせ玉はむ邪教を弘めさせ、天地の關けてし以來例もなき汗穢を受け耻辱を取らせ玉ふことは、穢き悪き奴等の禍業にもあれど、口惜きとも痛ましきとも云ふに余りあれ。青人草の大八洲國に一人もあらむ上は、掛る皇御國の大讐と並立の理はあるまし。兎まれ角まれ早く大御稜威を輝やかして皇御國を

浄め玉ふべし。是夷狄速に攘ふべき六にて候。

右六ヶ條に陳る如く、邪教の害日に長じ、蠶食の黠謀ますます熟し、我武備の整はん目途もなく、我人民益困窮にたへず、如何にも今日の時機誤まるべからず。討賊の大義失ふべからざること明きらけし。されど優柔不断日月を玩愒せば、外夷の禍蔓延増長して、貴き豊秋津國も、彼が正朔を奉じ彼に貢を取られなむこと必然にあるべし。其時に至りて攘夷を欲するとも及ばぬことにて、譬ば蛇毒蔓延して肢體腐爛したらむに、刀を引き腕を截るに均しからむか。片時も速に回天の宸断もて攘夷の詔書降し玉はば、天下の志士毛髮竦然感激して襟を正さざるものあらむや。扱攘夷の詔下ならば、幕府勅に違はむか、大小名優柔不断なからむか、萬一も掛る詔書に違ひたらむものは、猪猿にやあらむ。きため玉ひ罪なひ玉ひ、天下向背人心の正邪判然分明なるべく候。天下義勇の士は、譬ば圓石の如し。圓石は、已に千仞の山にあり、速に攘夷の詔書にて是を轉ばし玉へ。其石の留むべからざる如く彈丸を冒し湯火をふみ一步も退者はあるまじ。豈勁敵を殲し元兇を殲すことの難からむや。

抑攘夷の詔書降らむ上は、環海の國異變實に目睫に迫り、殊に何時畿内に闖入せんも

測るべからざれば、非常の御處置なくては叶まじ。今急務と考へ奉る處五ヶ條にて候。其一は知太政官事、其二は記録所、其三は親兵、其四は武器兵糧、其五は名を正し玉はむことにて候。(以下、これについて詳論あるも、掲載を略す)(勤王文庫、第四編、二四一ページ)

(3) 今 様

「七 卿 落」

一(註、文久三年八月十八日の政変により、公武合体派が優勢になり、尊攘派は、参内・他行・他人面接が禁じられ、七人の公卿は京都から長州藩に脱走した)。一

世は刈孤かりこもと 乱れつゝ 茜あかねさす日も いと暗く 蟬せみの小川に 霧立ちて 隔ての雲と  
なりにけり うらいたましや 玉きはる 内裏うちにあけくれ 宿直とのもせし 実美朝臣さねとみあそん 季知すえとち  
卿きょう 壬生みぶ 沢さわ 四條しじょう 東久世ひがしくぜ 其他 錦小路殿にしきこうじどの 身は浮雲の 定めなき 旅にしあれ  
ば 駒さへも 進みかねては 嘶いばへつゝ 降りしく雨の 絶え間なく 涙に袖の 濡れ

果てよ 是より海山 浅茅原 露霜分けて 芦が散る難波の浦に 焼く塩の からき浮  
世は ものかはと 行かむとすれば 東山 峯の秋風 身にしみて 朝な夕なに 聞き  
なれし 妙法院の 鐘の音も 冴えて今宵は あはれなり いつしか暗き 雲霧を 拂  
ひ尽して 百敷の 都の月をし 愛でたまふらん

(4) 和 歌

観月

けふもまた知られぬ露のいのちもて千歳を照らす月を見るかな

壬戌十二月十三日夜、小金宿に投じける折

向股に泥かきよせて早稲刈りし民の児らさへ國し思へば

吉田大人の事を思ひつづけて

世の中の事し思へば君の身の過ぎにしことの悲しきろかも

事に触れてよめる



斯くまでに青人草をすべらぎのおほす御心かしこきろかも

いくたびも繰り返しつゝ我が君のみことしよめば涙こぼるも  
天地もともに久しくいひつがむあやにかしこき君がみことを

○

ものゝふの臣おみの男はかゝる世になに床のへに老いはてぬべき  
えみしらを攘はらひもやらでいたづらに海辺の城にすむ人やたれ

周防のくに富海より故郷へ送れる文の中に

ふるさとの花さへ見ずに豊浦にひさきもりの新防人とわれは来にけり

## 五十四、孝明天皇「御述懐一帖」ごじゆっかいいちじよう

幕末から明治維新への歴史をたどると、英雄豪傑、有名無名の人物が、日本全国に雲のごとく湧きおこつて、あるいは連合しあるいは相戦い、十九世紀の世界を背景に、血湧き肉躍る未曾有、壮大の劇的人生を展開する。そしてこの大人生劇の中心人物は、ほかならぬ孝明天皇そのお方であることがわかる。全国無数の活動家たちに国家独立の活力を与え、無限の個性を尊皇攘夷の求心力で結んだのは、ほかならぬ孝明天皇であった。

とりわけ、嘉永六年ペリー提督の率いるアメリカ艦隊の東京湾侵入以来維新までの約十五間は、孝明天皇の御在位の時期であつて、此の間御歳十七歳で御即位され三十六歳でおなくなりになられた天皇の御生涯は、全く悲壮そのものであつた。

天皇は御行動の上では京都を離られたこともなく、また京都の御所からそとにお出かけになられたことさえも稀かと思う。にもかかわらず、御心持の上では日本全国にわたる人々の動静にお心をくばられ、諸外国の侵略意志を痛いほど感じられたのであつた。勅書、御宸翰（天皇の御書簡）を

読むと天皇の悲痛な御心持に打たれる。これほど悲痛な表現は日本史の上でも稀有である。内憂外寇という言葉通りの当時の国の動乱を天皇は身を以て体験されたのである。「岩倉公実記」の中には、当時の勅諭、御宸翰が掲載されているが、その中に、度々御宸筆の勅諭・御宸翰等の言葉が出てくる。したがって、それは天皇御自身がお書きになられたのであろう。そう思うと私は何ともいえない感動に打たれる。

「近世日本国民史」百巻の著者徳富蘇峰は「孝明天皇和歌御会記及御年譜」（昭和十四年五月刊）の「序」に、こう書いている。

「維新の大業を立派に完成した其力は、薩摩でもない、長州でもない、其他の大名でもない。又た当時の志士でもない。畏多くも明治天皇の父君にあらせらるゝ孝明天皇である。」

「然るに維新の歴史を研究する人々は、元勳とか何とか言つて、臣下の働きを彼此申すが、此の運動の中心とならせられた、孝明天皇に感謝し奉ることのないのを、甚だ遺憾と思ふのである。……（中略）……実は私も歴史を書くまでは、孝明天皇が左程まで国の為に御尽し遊ばされたことを、充分には承知しなかったが、今日に至つて実に恐入つて居る。」

「総て上に立つ人は、多くは下の人の言を聴いて動くものである。能狂言を観ても、大名は太郎冠者次郎冠者といふものに依つて動いて居る。然るに孝明天皇は自ら御中心とならせられて、親

王であろうが、関白であろうが駆使鞭撻遊ばされ、日々宸翰を以て上から御働きかけにいられたのである。即ち原動力は天皇であつて、臣下は其の原動力に依つて動いたのである。要するに維新の大業の完成したのは、孝明天皇の御蔭であることを知らねばならぬ。

朝夕に民安かれと思ふ身の心にかゝる異国の船

澄まし得ぬ水に我身は沈むとも濁しはせじな四方の民草

此の二首の御製は猷身的精神といふ言葉を、最も明白に説かれた難有き御製である。」

これは蘇峰一人の見解ではなく、事実にしたがう多くの歴史家の承認するところでもある。

したがつて、当時の政治の中心となつた勅諭・御宸翰等はそれぞれ重要な役割を果したもので、その中から代表的な一例をあげるといふようなことは私にはできないが、当時の事件の進行から比較的に独立して、時世に対する天皇の総合的な御見地を示すものとして、「天皇御述懐一帖」といわれている天皇の御文章をかかげることとする。これは、文久二年四月、天皇が内外の情勢を深く御心配になつてお書きとどめになり近臣にお示しになられたものという。「岩倉公実記」によると、次のとおりで、この御文章の背景がわかる。

「初メ正月二十六日酒井忠義ハ広橋光成坊城俊克ニ報ジテ曰ク、去ル十五日安藤対島守上元ヲ賀スル為ニ登城ス。其ノ途中、坂下門外ニ於テ浪士ノ要撃スル所ト為リ負傷シテ邸ニ還ルト。

光成・俊克ガ之ヲ奏上スルニ及ンデ、上、時勢ノ日ニ非ナルヲ聖嘆シ給フ。四月諸国ノ志士大坂ニ屯集ストノ風聞朝廷ニ達ス。上、益ス軫念シ給ヒ御筆ヲ染メサセラレテ御述懐ノ一帖ヲ草シ近臣ニ示サセ給フ。」

中に嘉永六年ペリー来航以来文久まで約十年間の内外の動乱を叙述され、今後の趨向に及んで、国政指導の御決意を述べておられる。

時代人心の動向についての御把握、国家の危機に対する御痛感、国民生活指導の御決心等、全く何と申し上げてよいかわからぬ感動をおぼえしめられるものである。天皇は御身をもって国の運命を荷われたのである。回避も逃避も一点のごまかしもない。真正面から時代そのものと取組まれたのである。その御気魄が、日本国民を奮い立たしめたのである。そして日本を諸外国の侵攻から守ったのである。私はそう思う。そしてこの御気魄は、直ちに慶応四年三月十四日の、いわゆる「五箇条の御誓文」と同日に発せられた明治天皇の御宸翰にうけつがれている。殊に

「今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其処を得ざる時は、皆 朕が罪なれば今日の事、朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ、始て 天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」

との明治天皇の御言葉は、さながら父帝孝明天皇の御言葉を読む思いである。

さて、この「御述懐一帖」は、蘇峰によると

「当時堂上の面々へは、禁中に於て拝見を許されたけれども、書写等の儀は、一切停止となりたるものだ。されば其の写しは、一家家以外、中山、久世等数家に伝へたるのみであった。」〔近世日

本国民史「四六卷「文」久大勢一変」上篇とある。

したがって、御宸筆があり、その写しがあるのであるが、いまその原本を調べる余裕はない。本書謹載の「御述懐一帖」は「近世日本国民史」のそれに拠ることとした。「岩倉公実記」所載のものとは異るところが相当ある。段落、訓読、振りがな等も主として「近世日本国民史」に拠る。ただし、括弧内細字は編者の略註である。歴史的事件等に関して拝読の便宜を考えて附けた。用字は当用漢字を用いた。漢字音のふり仮名は現代かなづかいに拠る。(夜久)

### 「御述懐一帖」の全文

夫れ聖人に非ざるよりは、内安ければ必ず外の患ありと。方今、天下二百有余年、至

平に慣れ、内遊惰に流れ、外武備を忘れ、甲胃朽糜し干戈腐鏹す。卒然として夷狄の患起て不能応之。終に癸丑（嘉永六年）甲寅（安政元年）の年より有司益々駕御の術を失し、事、摸稜（ぐすぐず）して決断しないさま）多し。

是を以て戎虜、不知所二恐懼、求徴無饜、条約を定め関市を通ぜん事を請ふ。幕府因循不能拒二其請。丁未の年（安政四年）、以二旗下小吏二奏聴、朕知二其誣罔一斥之。

翌午年（安政五年）二月、幕府、老吏堀田備中守（正睦）及び二三の小吏を以て登京、事情を陳じ切請不レ止。朕熟案、古今夷狄の憂雖レ不レ少近年の如く甚は未有之也。若一旦親二狎之二腫流穢漲、神州陸沈し朕が世に至て初て金甌を欠ば、何以先皇在天之靈に謝せんと深謀遠慮し、群臣に諮詢するに皆其不可なる事を白す。又、列藩内密忠言之者不レ少。

乃幕府に命じ、天下之大小名に令し、務て時宜を陳ぜしむ。然るに幕府命を抗し、肯て之を天下に伝示せず。朕深憂慮し、未だ処置すること不レ有。於是群臣八十八人奮然として奏状を以て、朕が意を賛す。

又或曰、朕若幕府の請に不レ従ば、必承久（承久の変後、元弘（元弘の変に後醍醐天皇隠岐遷幸）の

事を為さんと。然れども朕何ぞ一身のことを以て、祖宗の天下に易んやと、卒に重ねて命ずるに前令を以てし、次いで幕使を返らしむ。

又、使を發し、幣を三社に奉じ、戎虜の国体を汚すことなく、人民其生を安んぜんことを祈請す。庶幾は弘安の先蹤を繼んと。豈図らんや。旬日之間、幕吏朕命を不用、遂に条約を定め、通商を許し、片紙を以て奏曰、時勢切迫不得二止事一也と。

朕殊に其侮謾非礼を怒と雖も、未遽是を讓責せず、三家家門或は大老を召し、其仔細を尋れんとす。然るに尾張水越其二三の名藩臣を籠居せしめて又嘗て命を奉ぜず。

次いで前將軍(家茂)薨ぜり。又忠言するもの有り。曰、嗣子幼若將軍に任ずることなく、暫其為す所を見て、而後任之と。然とも直に其職に任じ、其人を以て其職を尽さしめんとす。然るに將軍幼若、有司柔惰、朕が意に稱ふ事を不知嘗て攘夷の念なく、却て之を親昵し、剩へ正議の土を排斥す。

朕其三家(尾張、紀伊、水戸)三卿(田安、一橋、清水)等を召せども来らず。剩正議之名藩臣を退隱或は禁錮せしむ。其の積鬱之余、激して変を生じ、外夷其虚に乗せんことを



過慮し、特命（安政戊午八月八日の勅諭）を幕府水府に下し、天下の大小名同心合力、幕府を補佐し、内奸吏を除き、諸藩勤王の志を慰し、外黠虜を攘ひ、各国窺視の念を絶せしめんとす。

然るに皆朕が意を体し其の命を海内に示伝し天下一心戮力徳川を輔佐し外夷征殄の議をおこさず、不<sup>レ</sup>興、却て公武不和の難を醸す。朕深く之を憂ふ。其間事々紛々尽く言ふべき事難し。

然れども其一二を言んに、人々以為らく、幕府如<sup>レ</sup>此衰弱不<sup>レ</sup>振、戎狄如<sup>レ</sup>此猖獗不<sup>レ</sup>懲、然則外患何時止まん、神州正氣何時回復せん、人民何時生を安ぜん。是豪傑英雄の將にあらずんば治むること不能と。三家三卿の中、一橋刑部卿（徳川慶喜）其英雄なるを以て、之をして其職に当らしめば、寧よく大事を成就せんと。是以草莽有志の士、其事に周旋奔馳するもの有り。又、其間奸猾其意を快くせんとするものありて、事多く朕が意の如くならず。

不日にして間部下総守（詮勝）登京、幕命を以て、凡て天下の事を論ずる者一切縛収して之を江戸に下し、次で四大臣（鷹司父子、近衛忠熙、三条実萬）落飾（出家）幽居し、正議の

士、是に於て尽く。

下総守幕議を白して曰、條約押印のことは、先役備中守の所為にして、当役の知る所に非ず。即今條約を返し、通市を止むるときは、外国に不信を伝へ、彼が怒を激し、異変不測に生ぜん。環海武備未だ充実せず。且大奸内に在り。若し外患起らば、内憂之に乗ぜん。然らば忽ち天下土崩瓦解、如何とも為すべからざるに至るべし。希くは幕府の申す所に従ひ、姑く天下の時勢を覽ぜんことを。必ず不経年して、戎虜を掃絶し、神州の正氣を回復せんと。

是以朕不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止、枉<sub>レ</sub>げて其請に任せ、以て天下の時勢を見る。

其の後庚申年（万延元年）三月三日水府浪士井伊掃部頭を刺の事あり（桜田門外の変）。其の所為は乱暴に似たりと雖も、其の所懐中<sub>ニ</sub>の書状を視て、其の意を察すれば、深く外夷の跋扈を憤怒し、幕府の失職を死を以て諫むるにあり。是朕が嘗てより所<sub>レ</sub>憂也。又其後年、墨使（ヒュースケン）を刺し又東禪寺（英國公使館打入）の件々、皆其意斯に基けり。

其の余、外夷の陸梁なる、対州の事、二个国相増事（ポルトガル、プロシヤとの条約締結）、

兵庫より陸行江戸に至いたるの事、海岸測量、殿山を借与の事等、朕一々幕府に其然らざることを責せむれども、幕吏そうしていはく奏曰、是皆一時の権宜けんぎにして、浪華開商延期の術策なりと。

又奏請曰、外夷を掃殄てんするに、天下一心戮力にあらざるは為し難し。故に和宮かずのみやを以て將軍に尚めあはし公武一和を天下に表あらはし、而後しかしてのち戎虜勦絶に可およぶべきなり。不し然らば公武の間を隔絶せんとするの奸賊ありて、外夷拒絶に及び難しと。

朕念おもふに先帝遺腹いふくの妹を以て百有余里の外に嫁かし、而も古来未曾有之武臣のに尚めあはせんこと、朕が意実いじつに忍しのびざる所也。然るに幕吏切に内外の事情を陳述し、朕が憐あはれを請うて不やまず止ず。朕も意に不しのびび忍しのびと雖も、祖宗の天下の事には代かへ難しと、意を決して、其請そのを許し、十年を不し出で、必然ひつぜん外夷攘除の事を命じ、且海内大小名に朕が意を伝示し、武備充実せしめんとす。幕吏連署奏状し、皆朕が命を聴く。故に去冬和宮入城きよとう（文久元年十二月一日江戸城御入興）の事に及べり。

然るに今春（文久二年正月十五日）に至り、幕吏安藤对馬守浪士つしまのかみの為に刺さる。是等皆掃部頭を刺せし者と同意の者にして、如かくレ此輩は、死を視ること帰するが如く、実に勇豪の士也。

鶴呼此輩をして少く其憤鬱する所を伸べしめて、論すに丁寧誠実の言を以てして、暫く其の勇気を儲へしめ、他日非常の変に用ひ、其をして先鋒たらしめば、堅を衝き鋭を挫くに於て何の難きことか之あらんや。誠に愛むべきの士也。

然るを幕府意を斯に不著、日夜猶其余党を探る。是惟に怨を天下に構へて事に於て益なく、其本に反らずして只々威力を以て制せんとす。是を捕れば殃又斯に生じ、天下之変止む時なく、終に大變を激生するに至らん。是朕が深く憂慮する所也。

聞く翌十六日(文久二年正月)將軍拜廟の事あり。有司前日の變を以て拜廟の事を延引せんと請へり。然るに將軍曾て拜廟の事を不廢して之を行へりと。朕其寛量を愛し、因て思ふ、庚申(万延元年)三月以来、九門外に守兵を置き、又関白邸亭にも兵士を置、或は參朝に密々武士を具して非常に備ふと。是等朕深く慚憂する所也。

因て又思ふに往年三社に奉幣せし以来、神州の汚穢を洒掃せんことを、朝夕禱請して、又法楽をも至<sub>レ</sub>今猶之を行ふ。庶幾くは以て前の志願を全うして、之を終へんと。

去年元を改め天下と共に更始す。皇妹既に尚し公武実に一和す。此時に迫んで、既往は咎めざるの教に由り、天下に大赦し、三大臣の幽閉を免じ、列藩臣の禁錮を赦し、有

志の士の連坐せる者を放んことを、速に告二幕府一、以て此挙を行しめよ。是朕所二  
 深欲一也。  
ほつするところなり

爾後天下心を合せ力を一にし、十年の内を限り、武備充実せしめ、断然として夷虜に  
 諭すに、利害を以てし、一切に之を謝絶し、若不レ聴速に膺懲之師を挙、海内の全力  
 を以て、入りては守り、出ては制せば、豈神州の元気を恢復せんに、難きこと有んや。  
 若し不レ然して惟に因循姑息旧套に從て不レ改、海内疲弊の極、卒には戎虜の術中に  
 陥り、坐しながら膝を犬羊に屈し、殷鑑不レ遠印度の覆轍を踏ば、朕実に何以か先皇在  
 天の神靈に謝せんや。若し幕府十年内を限りて、朕が命に従ひ、膺懲の師を作さずん  
 ば、朕実に断然として、神武天皇神功皇后の遺蹤に則とり公卿百官と、天下の牧伯（諸侯）  
 を帥ひて親征せんとす。卿等其斯意を体して以て朕に報せんことを計れ。

## 五十五、近世における歴代天皇の御歌

(その二) — 前巻の続き —

— 孝明天皇の御歌について —

本編の孝明天皇の御歌は、「孝明天皇和歌御会記及御年譜」(丹潔編著昭和十四年刊)ならびに「歴代御製集」(芙蓉会—会長田中光顕・編輯主任池辺義象謹編、大正四年刊)巻二十三・孝明天皇の部から抜粋したものである。両書とも「孝明天皇紀」に拠ったものである。後者は御製集で、用字法など読み易く改められたものらしい。前者は関係記事を併記してあって、「孝明天皇紀」からの引用そのままである。両書を参照して本編を作った。両書によると「孝明天皇紀」所載の御歌の数は、概算二二七首である。「歴代御製集」の方は、末尾に、出典不明の四首の御歌をあげているので、今日、孝明天皇の御製と考えられている御歌の数は二三一首ということになる。「孝明天皇紀」は当時の文献資料を博搜したものであるから、この二二三一首以外の御製の発見は不可能に近いであろう。この中から本書に抄録したのは一〇四首である。総数の約半数に当る。「日本思想の系譜」前二書所載の「歴代天皇の御歌」にくらべて歌数が多すぎるようでもあるが、敢てこうしたのは理由があ

る。一つには孝明天皇の御歌が、今日のわれわれの短歌鑑賞の基準から見て、実にすぐれた御歌が多く、感動する御歌が多いからである。またひとつには、本書が孝明天皇の御治世を中心とすることになり、歴代天皇の御歌として孝明天皇おひとりの御歌を掲載することになって、紙面の余裕ができたからである。つぎに、孝明天皇の御歌は、明治百年の礎石となったこの疾風怒涛動乱の幕末二十年間を代表する御歌であるにもかかわらず、前記二書のごときに抱えるほかに、それも入手することが結構むずかしくて、御歌を読む機会が一般に乏しいからである。

さて、内容について、御歌の発表された場面について分類すると、約半数が御歌会で発表されたものである。すなわち「和歌御会始」（新年最初の宮中の歌会）「月次御会」（月例の御歌会）「当座御会」（その時々々の御歌会）「御法楽」（神仏社寺にたむける御歌その他を詠み上げる歌会）等がこれにあたる。このうち、「御法楽の和歌」が約四十首もあって、全歌数の五分の一に及ぶことは、孝明天皇御製集の特色である。御歌の内容と相まって、御歌が実に「祈りの歌」であることがわかる。

あとの半数はそれぞれまとまりのあるもので、「(安政)二年二月十四日紫宸殿代右大臣藤原(近衛)忠熙<sup>ただひろ</sup>第に渡御桜花を見たまひて忠熙にたまひける」三十一首、「(安政二年五月)十二日新内裏中殿<sup>ち</sup>小御所<sup>ごしよ</sup>の障子に題させたまひける」八首、「元治元年五月二十一日宇佐八幡宮に奉らせたまへる五十首」（春夏秋冬恋雑）である。その他、公家や武家の特定の人物にお与えになった御歌が九首、ほか

に前述の通り御製集末尾に記された年代出典の記載のない御歌が四首——以上である。

掲載に当って、年代を明記し、御歌の詞書ことばきは、なるべく御宸筆のそれに拠ることとした。したがって、前二書とはやや体裁を異にすることとなった。本書所載の文献資料の年譜と照らしあわせて御歌を読まれば、御歌の時代背景がわかるであろう。

御歌の価値については多言する必要があるまい。世に悲痛の歌とか悲壯の歌とかいう歌があるなら、それは孝明天皇の御歌であるということができよう。つよく、雄々しく、痛切で、その御歌のしらは日本武尊やまとけるのみことの御歌に比せられるとおもう。後世の愚鈍の私などでも孝明天皇の御歌をよむと、言語にあらわしがたい、戦慄に近い感動をおぼえるのだから、当時の幕末公武の志士たちが天皇の御歌ならびに御宸翰を拜してどのような感激を受けたか、多少は想像できる。幕末の人心に国家独立の意志を点火したのは孝明天皇その人であったということができよう。天皇は、文字通り身を挺して国家の独立と進展とのために御在位二十年をお送りになられたのである。しかも、常に現実の政治の渦中に立ちつづけられて、国と民とのために身心をささげられたのである。明治維新は天皇のお心のうちに用意されたのであり、その御生活の緊張のしらが御歌のしらべとなつたのである。約十万首の歌をお残しになられた歌聖明治天皇は、御幼時、御父孝明天皇に歌の手ほどきを受けられたということである。孝明天皇の御歌を読み、御宸翰を拜誦して、明治天皇のそれを拜誦する



と、父子御相承の御精神を仰ぐことができる。国と民とのために御一身を捧げられ、御身を以て既倒回天の政治を御指導なさった父天皇の御思想、御精神は、一貫して明治天皇の御思想に受けつがれ実現されたのである。明治天皇の御歌の中に、父天皇をおしのびになられたと思われる痛切な御歌が数々ある。次の御歌の中の「月の輪のみささぎ」は孝明天皇御陵と思われる。また「たらちねのみおやの御代」は、父孝明天皇の御治世の意味である。

明治天皇御製（『新輯・明治天皇御集』（明治神宮編）に拠る）

京都をいでたむとするころ聴雪にて（明治十三年）

わたどこの下ゆく水の音きくもこよひひと夜となりけるかな

古寺松（明治四十年）

月の輪のみささぎまうでする袖に松の古葉もちりかかりつゝ

思郷（明治三十七年）

ふるさとの庭の老松たらちねのみおやのみよのむかしかたらへ

同

たらちねのみおやのましし故郷の都はことにこひしかりけり

思往事（明治三十七年）

あらたまる世をいかにぞと思ひしはをさなかりつる昔なりけり

たらちねのみおやの御代につかへにし人も大かたなくなりけり

たらちねのみおやの御代のむかしをもことあるごとにかたりいでつつ

折にふれたる（明治三七年）

あらたまる事の始にたちまししみおやの御代を思ひやるかな

月（明治三八年）

たらちねのみおやの宮にをさなくて見しよこひしき月のかげかな

明治百年に当る今年、昭和四十三年の新年に際して、「孝明天皇御陵」と題する今上天皇御製二首が発表された。明治百年の記念のためであろうと思う。明治百年の礎石、その中心人物は実に孝明天皇であられたからである。

孝明天皇御陵

百年ももとせの昔しのびて 陵みささぎををろがみをれば春雨のふる

春ふけて雨のそぼふる池水にかじかなくなりここ泉涌寺せんにゆうじ

明治百年の記念はまず孝明天皇の悲壮な御心をしのぶことからはじめらるべきであろう。内外の

情勢がそのことを告げる。（夜久）

孝明天皇の御歌（第二百十一代）御在位一八四六—一八六六

天保二年（一八三一）六月十四日御誕生

弘化三年（一八四六）二月十三日踐祚

慶応二年十二月二十五日崩御（孝明天皇御年譜には二十九日とある）

（嘉永元年）

鶯有慶音（二月十八日和歌御会始）

うぐひすの声の色にもあらはれてもよるこびのいくちよのはる

山霞（二月二十二日水無瀬御法楽の和歌）

花鳥ののどけき春の色みせてかすみぞなびく四方のやまのは

（嘉永六年）

秋雨（八月二十三日当座御会）

詠めつゝ思ふも淋し秋の雨の降るがまに／＼木の葉ぬれけり

煙（九月八日当座御会）

朝な夕な民のかまどのにぎはひをなびく煙におもひこそやれ

（安政元年）

寄神祝言（三月十一日神宮御法案の和歌）

ことの葉のたむけうけてよ国民のゆたけきことを神もおもはど

名所鶴（同前）

朝づく日さしそふ影も伊勢の海のきよき渚にたてる友づる

立春（同月十五日石清水社御法案の和歌）

天の戸の明てのどけき朝日影やはたの山に春は来にけり

霞映日（同月二十一日内侍所御法案の和歌）

千早ぶる神代の春の立かへり日かげうらゝに霞むそらかも

冬夜（同月二十二日鴨社御法案の和歌）

烏羽玉のよすがら冬のさむきにもつれて思ふは国たみのこと

夏川（同前）

世をいのる心は神もくみしるやかかものはらの夏のすゞしさ

柳（六月十一日神宮御法楽の和歌）

打なびく柳のいとすなほなる姿にならへ人の心は

磯千鳥（閏七月十一日神宮御法楽の和歌）

風絶て波こゆるぎの磯千鳥しづかなる世をつぐる声かも

同年の御製とて子爵六角博通所蔵の叢書の中に見えたる

あさゆふに民やすかれとおもふ身のこゝろにかゝる異国の船

（安政二年）

詠寄国祝（正月右大臣近衛忠熙内旨を奉じて薩摩藩主島津斉彬等に宸筆の御製を授く）

武士もこゝろあはして秋津すの国はうごかずともをさめむ

安政二年きさらぎなかの四日かねて約し置きたる近衛の亭に行むかひ名にしおふ糸ざくらを見て

（二月十四日紫宸殿代右大臣藤原忠熙第に渡御。桜花を観給ひ御製を忠熙に賜ふ。―総数三十一首の内

二十首）

昔より名にはきけども今日みればむべめかれせぬ糸ざくらかな

見れどあかぬ風をすがたの糸ざくら花のいろ香は長々し日も

おのづからこゝろも花に匂ふまでいとに桜の咲つゞく頃

青柳の千すぢのいとに香をこめてさくかとおもふ花のいく本

いとざくらいと長き日もくり返し風のまに／＼なびく花房

午の時ころよりとき／＼雨ふりければ(二首の中)

是もまたあかぬながめとなりてけりさくらがいとにかゝる春さめ

また／＼雨晴て日かげもはなの上に照そへば(二首の中)

村さめの晴行くあとに春の日やはなの光をみがき添へつゝ

夕景にもなりぬれば酒のたぐひとりかはし今日はめづらしく男方を召寄せ花の宴催さすときに右のおほ

い臣より数々儲物ありければ喜のあまりかくぞありける

花のときあふてふさへも嬉しきをこゝろづくしの人のなさけは

夕景にもなりて猶更空もとく晴れ日影もうつろひし気色又たぐひなければ

花のうへに夕日のかげのうつろひてさらに色ます庭の面かな

日のかげはをさまる頃のはなの上をさらにてらしていづる月かな  
色みえぬたそがれ時の花のうへにほのめきわたるけふの月影

追々にぎ／＼しく盃もへだてなくめぐりて

やはらぐる人のこゝろも花ゆゑと猶よをかけてめぐるさかづき

とく暮て月も光そひさやかにほなをてらす気色又たぐひなくおぼえつゝ

けたれけむ春の夜ながらかすまぬは月もさくらの花の色香に

それより庭へ下たち木の本に打つどひて（五首の中）

月のかげ花の光もいやまして春とは見えぬ庭の面かな

おもしろやさすさかづきに影みえて月もかすまぬ花の下かげ

なにごとも思ひわすれて月のかげはなの色香をさらにめでつゝ

又もとの所へかへりつゝ盃のめぐる余り人々手折りし花を冠にかざす、我にも右のおほい臣のかざして

（二首の中）

さかづきのめぐれるまゝに庭ざくら手折りし花をわれもかざしつ

何かとながき酒宴になりぬるほどに

かへるべき家路わすれていつまでもはなにめぐらす春のさかづき

程なく警固も揃ひぬれば名残をしくもかへらむとて

いつまでも何わするべきこの殿の花さくら木の今日のながめは  
名残あれやあかぬ心を木の本のはなにとどめてかへる夜の空

これは宸筆にてかずくの御製を記させたまひてそのあとに「安政二乙卯年仲春仲四日。於陽明家感花  
宴面白慶悦之余詠之。百二十二代孫。御名」と記されて下し賜へるものにて今に同家に秘藏せられあり

春懐（二月十四日御遊和歌当座御会）

皆人のこゝろも花の紐とけてへだてぬ中の春のさかづき

述懐依人（五月二十八日御遊和歌当座御会）

深き洩うすき氷のいましめに日々にわが身をかへりみつゝも

擣衣（七月十九日当座御会）

あはれさもいはむ方なくきこゆるはしづが夜寒のきぬたうつ声

祝（同月二十七日当座御会）

殿つくるその声々のにぎはひをきくにたのしきちよの行く末



（安政三年）

天晴有鶴声（正月二十四日御会始）

あさ庇日影うらゝに空みればさもうれしげにたづ鳴きわたる

春居所（二月十五日当座御会）

我がやどの北なる殿のいとざくらこそぞのきのふやおもひ出でつゝ

牡丹（四月四日当座御会）

移し植ゑしことしをはじめ深見草さきそへ花の色もかはらず  
夜をかけてめぐる盃とりぐに人のめづてふ名とりぐさかも

これは「うづきははじめのよつかこのへのふかみぐさ、えもいひしらぬさかりをみてひとびとつどひて  
よむやまとことのは」の五十字を分ちておの／＼初句の頭におきて牡丹の歌五十首よめる中に「う  
と「よ」とをよませ給へるなり

渡時雨（五月十日当座御会）

舟人のとま引おほふ隙もあらず時雨ぞわたる淀の川づら

述懐（同前）

おろかなるわが身も共に人並にまじるはずかし敷島のみち

寄世祝（同前）

天地の神のめぐみにまかせつゝ猶やすき世にあふがたのしき

（安政四年）

樹蔭流水（閏五月十一日新造の御茶室聴雪に渡御。和歌当座御会あり）

ときは木のかげをながるゝ水の音に心すゞしき庭のおもかな

夏祝（同前）

夏曳の手引のいと末ながくすみなすことや松にちぎらむ

秋夕傷心（八月七日賀茂社御法楽の和歌）

わが思ひゆふべとだにも限らねどまして心をくたく秋かな

（安政五年）

三月五日近衛左大臣にたまひたる宸翰のおくに

さくら咲く花のあたりは春ながら心にそまぬいろ香なりけり

述懐（七月十一日神宮御法楽の和歌）

神ごゝろいかにあらむと位山おろかなる身の居るもくるしき

（安政六年）

葵露（四月九日鴨社御法楽の和歌）

卯月来ぬあふひばかりか民草にかゝるめぐみの露やかけてん

祈恋（六月十五日石清水御法楽の和歌）

わが命あらむ限はいのらめや遂には神のしるしをもみん

寄風述懐（七月二十七日内侍所御法楽の和歌）

こと国もなづめる人も残りなく攘ひつくさむ神風もがな

冬日（十一月二十日鴨社御法楽の和歌）

あるは時雨あるは雪げにくもりても本の光はいつもかはらじ

（文久元年）

万物感陽和（正月二十四日御会始）

時をしる春の心はこれをながめかれをきくにものこるかたなき

六月二日長門藩主毛利慶親の臣長井雅楽を以て慶親へたまひたる

国の風ふきおこしてもあまつ日をもとの光にかへすをぞ待つ

一声山鳥（八月二十四日月次御会）

なくからはいま一声も二声ももらせやもらせ山ほととぎす

朝述懐（十一月十四日内侍所御法楽の和歌）

ねがはくは朝な／＼の言の葉をあはれみうけよ神ならば神

文久はじめの年季冬、物部の忠魂磐石をもつらぬく利剣おこせる事、時世にあたり、実に憂患をはらふ志と、たのもしく思ひつゝよめる和歌

（十二月薩摩藩主島津茂久その族島津久光、藩臣をして京に至らしめ、権大納言近衛忠房等に由て御剣を奉り建議して密に朝旨を請ふ。天皇其の志を嘉して宸筆の御製を賜ふ）

世を思ふ心のたちとしられけりさやくもりなきものゝふの魂

（文久二年）

夕立過（六月十五日石清水社御法楽の和歌）

過て行くこの夕立の空みればこゝろの雲もたゞ時の間か

述懐（七月十六日内侍所御法楽の和歌）

うれしさの思ひは猶もまされかしまさるまじきは世のうき事よ

神楽（八月二十三日鴨社御法楽の和歌）

こゝろをばこめてうたへよ神楽人かゝりける世をしるもしらぬも

寄風述懐（九月十一日春日社御法楽の和歌）

異人と共ども払へ神かぜや正しからずとわが忌むものを

薄風（十月十六日石清水社御法楽の和歌）

夕嵐吹くにつけても花薄あだなるかたになびくまじきぞ

浦千鳥（同月十七日春日社御法楽の和歌）

浦づたふ千鳥につけてよゝの為まこと正しき人を得まほし

寄忍草恋（同月十八日鴨社御法楽の和歌）

みちのくの忍ぶもぢ摺りみだるゝはなれ故ならず世を思ふから

述懐（十一月三日内侍所御法楽の和歌）

神あらばわが心をもしろしめしひたすら願ふことをうけませ

寄氷述懐（同月十一日神宮御法楽の和歌）

天地にみつる寒さのあつ水あつくも思ひつくす願ひよ

砧（同年の御製として久邇宮所蔵の叢書の中に見えたる）

うたでやむものならなくに唐衣いくよをあだに猶おくりつゝ

(文久三年)

新鷲竹裏啼(正月二十四日御会始)

ふし馴て千代もさへづれすなほなる竹をまなびのひなのうぐひす

春人事(三月五日鴨社御法楽の和歌)

此の春は花うぐひすも捨てにけりわがなす業ぞ国民の事

薄氷(同月二十三日内侍所御法楽の和歌)

愚なる心は寒し薄氷あやうきのみに世をわたる身や

寄弓述懐(同年四月九日鴨社御法楽の和歌)

梓弓まゆみつき弓年をへず治まれる世に引かへさなむ

寄矢述懐(同日賀茂社御法楽の和歌)

矢すぢをもつよくはなたむ時ぞ来ぬむべあやまたじ武士の道

雨中郭公(五月十一日神宮御法楽の和歌)

五月雨のはれぬ思ひを時鳥われもこゝろにかけてなくかな

たやすからざる世に武士の忠誠のこゝろをよろこびてよめる（十月九日守護職松平容保に宸筆の御製を賜ふ）

和らぐもたけき心も相生のまつ  
の落葉のあらず栄えむ

武士とこゝろあはしていはほをも  
つらぬきてまし世々のおもひで

（宸翰 堂上以下疎暴論不正之所置増長ニ付痛心難堪下内命之急速ニ領掌憂患掃攘朕存念貫徹之段全其

方忠誠深感悦之余右苞箱遣之者也。文久三年十月九日。）

書（同月二十三日春日社御法案の和歌）

日日日の書につけても国民のやすき文字こそ見まくほしけれ

竹雪深（十一月十六日内侍所御法案の和歌）

国のこと深く思へといましめの雪のつもるか園のくれ竹

（元治元年）

弘前侍従より名だかき正宗の刀みごとにつくりなし送りこすとよめる

（四月弘前藩主津軽承烈より名刀を献ず）

いく世にもめでなくさまむ名もたかき玉の刀に玉のつくりは

詠五十首和歌（五月二十一日甲子の例に依て勅使を宇佐八幡宮に遣し神宝御衣及び宸筆の御製を奉り給

ひて、特に外患を祈攘し給ふ

更衣

あしき事はかくあらたまれ夏きぬと花にそめしもかふる衣手

梅雨

長くともかぎりはありぬ梅の雨さりとて晴れよ異国のうさ

夏被

身につもるうきをば今日に夏はらへいざや涼しきよを渡らなむ

萩露

萩の戸の花にいく秋かけぬらむ神のめぐみのふかき白つゆ

径薄

ほそくとも直なる路にまねけかし秋風おぶる花すゝきぞも

叢虫

草むらのくさく物をおもふとは虫さへ知りて音にや鳴くらむ

搦衣

音にたてゝ百度千たびうてやうて夜寒を業の賤がさごろも



千鳥

難波がた芦の霜がれさは／＼とゆふなみ千鳥群て立なり

神楽

ひたすらにめぐみのほどを肩にかけおもひひとつのから神の舞

恋笛

笛竹のよをかさねけりいつしかはあな嬉しとも吹ならしてん

述懐

天がした人といふ人こゝろあはせよろづのことにおもふどちなれ

神祇

奉るそのみてぐらを受ましてくにたみやすくなほ守りてよ

祝言

松の葉の数ならずとも祈るにもさかえをとほの秋つすのくに

述懐（九月十日春日社御法楽の和歌）

さまざまになきみわらひみかたりあふも国を思ひつ民おもふため

仙台の中將よりくらおきの馬おくりこすとて（十一月二十二日仙台藩主伊達慶邦鞍馬三匹を貢す）

みちのくの国のつかさの心あればみつぐもみつのいさぎよき駒

（慶応元年）

南枝暖待鶯（正月二十四日御会始）

梅柳松もひとしほはるめきぬこゝろよる枝にきなけうぐひす

心在山花（二月十六日内侍所御法案の和歌）

願くはこゝろ静に山のはの花みてくらす春としもがな

独速懐（九月十一日神宮御法案の和歌）

人しらずわが身ひとつに思ひつくす心の雲のはるゝをぞまつ

（慶応二年）

青柳風静（正月二十三日御会始）

青柳をうたふこゑにもよりあはせ風やはらかなになびく糸すぢ

秋鳥（七月十五日石清水社御法案の和歌）

よきことを告げもきたれよ天つ雁都の秋の契りたがへず

月照滝（同月二十一日内侍所御法案の和歌）

もつれなき滝の糸すぢあらはしていはねに月の照まさるかな

——以上孝明天皇紀

（年月未詳の御製）

すましえぬ水にわが身は沈むともにごしはせじなよろづ国民  
戈とりてまもれ宮人こゝのへのみはしのさくら風そよぐなり  
あぢきなやまたあぢきなや芦原のたのむかひなき武蔵野の原



附  
錄 I、  
參  
考  
資  
料



## 附録 I、近世全期を通じての諸参考資料

### (一) 倭寇関係の資料について

倭寇に関することは、近世よりも中世に属することが少なくないが、近世における徳川幕府の鎖国政策とも関連性があるので、本書ではここに他の資料とまとめて取材することにした。

倭寇というのは、鎌倉時代の末期から室町時代に、朝鮮半島や支那大陸の沿岸を襲った武力集団（海賊ともいうが、すべてがそうした悪業だけであったかどうか疑問）に対して、朝鮮や支那の側で付けた名称である。その意味は「やまとの国、すなわち日本からの来襲」という意味であろうか。朝鮮の高麗国が、その対策に苦心し、その結果滅亡を早めたと伝えられる所からも、かなり広範囲の意味をもつ集団であったかも知れない。

それはともかくとして、初期の倭寇は、通商上の不満から転じたものといわれ、対馬・老岐の二

つの島や北九州地方の出身者が多かったという。さらに瀬戸内海の沿岸漁民や土豪が武装して貿易活動をし、しばしば暴力化したこともあったようである。

しかし日本と明国（当時の支那）とのあいだに国交が開始され、室町幕府が応永十一年（一四〇四）以来、勘合船（遣明船ともいう）に勘合符を持たせて正式の使船を出し、「応仁元年（一四六七）からは、船三隻・十年に一貢と制限するが」やがて朝鮮との通商交易が正常化されていったので、倭寇の影は次第に薄くなっていった。

やがてこの遣明船の遣船実績をめぐって、細川・大内両氏の勢力争いなどが起こり、遂に遣明船が途絶される時期を迎えると、再び倭寇の活躍が目立つようになる。しかし、ここに引用する支那側の資料にも見られるように、この時期の倭寇は狂暴性を発揮し、海賊といわれるのであるが、実はこの時期の倭寇は、その構成員十人の中の三人くらいだけが日本人で、主力は、朝鮮・支那・その他の地域の人々で構成され、時には十人中九人までが日本人ではなかった、と支那の資料が伝えられている。というのは、この時期は、明国が海禁政策をとっており、それに反対する支那人の密貿易者と、ポルトガル人も密貿易に従事していた時期であった。さらにその倭寇の代表的人物といわれた明国人、王直という人は、日本の長崎の平戸を拠点として大きな勢力を張っていたと伝えられている。しかし、十五世紀から十六世紀にかけて大いに勇名を馳せた倭寇も、やがて明国の海禁政策



が緩和され、日本では豊臣秀臣による全国統一が達成されるようになると、次第にその姿を消していった。

(1) 支那における倭寇の資料（その一）

「倭患の起れるは嘉靖三十五年（一五五六）よりとす。舊寇まさに勦せられて、新寇また来る。東遇すこしく寧くして、西遇また失す。始め莊村を劫掠すれば、四野一空たり。すでにして城池を攻陥すれば、閩省ことごとく震ふ。つひに興化の變に至りては従来いまだ見ず。倭寇の禍、慘毒きはまれり。……」

（『戚少保年譜 卷四』・児玉幸多・外編・『史料による日本の歩み 近世編』二〇ページ）

(2) 支那における倭寇の資料（その二）

倭華中沿岸を侵す、眞倭十の三にすぎず

(嘉善)(天文二十三年)  
三十三年正月、自<sub>リ</sub>太倉<sub>ニ</sub>掠<sub>テ</sub>蘇州<sub>ニ</sub>攻<sub>ム</sub>松江<sub>ニ</sub>復<sub>テ</sub>趨<sub>キ</sub>江北<sub>ニ</sub>薄<sub>ニ</sub>通泰<sub>ニ</sub>四月 陷<sub>ニ</sub>嘉善<sub>ニ</sub>  
破<sub>リ</sub>崇明<sub>ニ</sub>復<sub>テ</sub>薄<sub>ニ</sub>蘇州<sub>ニ</sub>入<sub>ル</sub>崇德縣<sub>ニ</sub>六月由<sub>リ</sub>吳江<sub>ニ</sub>掠<sub>テ</sub>嘉興<sub>ニ</sub>還屯<sub>ニ</sub>柘林<sub>ニ</sub>縱橫來往<sub>ス</sub>若<sub>シ</sub>入<sub>ル</sub>  
無人之境<sub>ニ</sub>杼亦不能<sub>レ</sub>有所<sub>レ</sub>爲<sub>ス</sub>未<sub>レ</sub>幾 杼改<sub>ニ</sub>撫大同<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>李天寵<sub>ニ</sub>代<sub>フ</sub>又命<sub>テ</sub>兵部尙  
書張經<sub>ニ</sub>總<sub>テ</sub>督<sub>ス</sub>軍勢<sub>ニ</sub>乃<sub>チ</sub>大徵<sub>ニ</sub>兵<sub>ニ</sub>四方<sub>ニ</sub>協力進勦<sub>ス</sub>是時倭<sub>ハ</sub>以<sub>テ</sub>三川沙窪柘林<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>巢<sub>ト</sub>抄掠  
四出<sub>ス</sub>明年正月 賊奪<sub>テ</sub>舟<sub>ヲ</sub>犯<sub>テ</sub>乍浦海寧<sub>ニ</sub>陷<sub>ニ</sub>崇德<sub>ニ</sub>轉<sub>ジテ</sub>掠<sub>ニ</sub>塘棲新市橫塘雙林等處<sub>ニ</sub>攻<sub>ム</sub>  
德清縣<sub>ニ</sub>五月 復<sub>テ</sub>合<sub>ニ</sub>新倭<sub>ニ</sub>突<sub>テ</sub>犯<sub>ニ</sub>嘉興<sub>ニ</sub>至<sub>ル</sub>壬江涇<sub>ニ</sub>乃<sub>チ</sub>爲<sub>レ</sub>經擊斬<sub>スルモノ</sub>千九百餘他<sub>ハ</sub>餘  
奔<sub>ル</sub>柘林其他<sub>ニ</sub>倭復<sub>テ</sub>掠<sub>テ</sub>蘇州境<sub>ニ</sub>延<sub>テ</sub>及<sub>ニ</sub>江陰無鍋<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>入<sub>ス</sub>太湖<sub>ニ</sub>大抵眞倭<sub>ハ</sub>十之三<sub>ニ</sub>從<sub>レ</sub>  
倭者十之七<sub>ナリ</sub>倭戰<sub>ハ</sub>則驅<sub>テ</sub>其所掠之人<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>軍鋒<sub>ト</sub>法嚴<sub>ニ</sub>人皆致<sub>レ</sub>死<sub>ス</sub>而官軍素<sub>モ</sub>悞  
怯<sub>ス</sub>所<sub>レ</sub>至<sub>ル</sub>潰奔<sub>ス</sub>(下略)

(「明史、外国伝」中、日本の条、「史料による日本の歩み・近世編」二七ページ)

(3) ポルトガル人の目に映じた倭寇資料

我等は昨年當地に於いてシナより来れるナウ(船)より次の事を聞きたり。シナと日本との間に實に猛烈なる争ありて、鹿兒島より一大艦隊シナに赴き、シナ沿海の諸地方を數多く破壊せり。殊に甚だ人口多き一都市に大打撃を加へ、その都市にありたる諸貴人を捕へたり。これらの戦争は、深き縁由ありて多年の間鎮定することなかりしといふ。シナと日本との争ひは日本に行かんとするポルトガル人にとりて甚だ都合なるべし。そは蓋けだしシナ人その商貨を載せて船を日本に送らざれば、ポルトガル商人（日本にて）交易をなすの好き便りとなるの故なり。

〔日本にて一五五五年十二月一日マラッカ発、ルイス・フロイスからゴアのイルマンに宛てた書翰〕

Biblioteca da Ajuda 49.—1v.—50. 「史料による日本の歩み・近世編」二〇ページ

## (二) 鎖国関係の資料について

### ——徳川の鎖国政策について——

徳川幕府の行政の主眼は、將軍を頂点とする封建体制の中に、政治・軍事・宗教の各勢力を完全に組み入れることにあった。

この中央集権的支配体制を強化する過程にあって、これに不利であると考えられたキリスト教を禁圧するために、幕府が採用した強力な政策が、いわゆる「鎖国政策」であった。そのため必然的に海外貿易を極端に制限し、かつそれを取締ることになったので、いきおい国際的孤立に陥入る羽目となった。国史学上でいう鎖国とは、キリスト教禁圧の体制が整備された寛永十六年から（一六三九）嘉永六年（一八五三）の米艦渡来まで、二一五年間にわたる対外的関係をさす用語であるが、狭義に見れば、江戸幕府が第一回鎖国令を発した寛永十年（一六三三）からその令の完備した寛永十六年迄をさすようである。しかし、その前後に多少幅をもたせ、鎖国令の準備、補強の期間を含んで指す場合がすくなくない。

対外的にとられた切支丹禁圧政策は、反幕藩勢力の弾圧と云う方向にある点で、国内における一向宗、日蓮宗に対する宗教行政と軌を一にしている。

(一) 切支丹弾圧の結果生じた潜伏切支丹の精神的所産としてここでは、昭和六年、長崎県西彼杵半島の黒崎村で発見された、秘書「天地始之事」の一部に注目する。イエスが何故、十字架につけられて死なねばならなかったか。このことの理解は「聖書」の正統的記述をもってしては、彼ら日本人の納得するところとはならなかった。そこに、イエス生誕に伴なう多数の嬰兒殺しの罪障と、その償いのために、やがて来るべき日に身を犠牲にしようとのイエス自身に生じた主体的な死への歩みがあるように聖書を変容して理解せずにはおかなかった。この受容にあたっての変容力こそ、民衆の側に生き続けた外来文化摂取の強い発想と考えられるべきであろう。

(二) 近世初頭、オランダ、イギリスとの貿易に伴なって、或は傭人として、或は兵士として外地に連行されたものもあった。寛永十六年、平戸ひらとのオランダ商館は閉鎖され、外人の姻戚、又彼らの生み落した者らが、長崎・平戸で捜索をうけ、三十数名がオランダ船でバタビアに放逐されるに至った。彼らの中には、外人と結婚した者、又これらとの混血児もいた。明暦元年(一六五五)に至り、始めて幕府によって内地への通信が許された。望郷の念やるかたなく、切々肺腑に迫る情緒纏綿たる書面が、内地の肉親宛に送られた。それが「ジャガタラ文ぶぶん」である。平戸の松浦史

料博物館に保存されるものの一部をここに転載した。

曰日蓮教団不受不施派に対する禁庄政策が何故生じたかは、表面的には理解し難いものがある。不受不施とは、もともと中世の日蓮教団が確立した信仰純粹化をはかるための宗内制法の一つであった。すべて、供養の意義を「信」の有無によってはかり、信なき不義の法施・供養を一切拒否した。理論極めて明快、これだけでは禁庄すべき種子は何一つない。

しかし、現実の政治勢力をいかに考えるか。この点に関し、不受不施派の国家観が強い反権力的、反幕藩的性格の源泉として危険視されるものがあつたからである。このことは、この派のリーダーである日奥（にちおく）（一五六五—一六三〇）の「守護正義論」が、国土の本質は仏国であり、現実の封建領主は国土の本来の所有者でないと言ふ見識によくみえてゐる。

第二回鎖国令、又以後の関連禁庄資料は「徳川禁令考」にみえてゐる。これに、司法省庶務課編、吉川弘文館、昭和六年刊、全六冊本と、別に法制史学会編、創文社昭和三十四年刊の二種がある。（戸田）

### ——オランダ人カロンの「日本大王国志」について——

本書は、在日本蘭館商人頭フランソア・カロンが、蘭領印度商務総監（バタビア）フィリップス・ルカスの質問にこたえて執筆し、一六三六年に回答したものである。

カロンはオランダの人、一六〇〇年ブリッセルに生まれ一六一九年(?)来日、滞日二十余年に及び、この間第八代オランダ商館長(平戸)をつとめ、当代一流の日本通・東洋通であった。一六七三年乗船が難破して死去。

本書は「強き王国日本の正しい記事」という小標題で、出版以来、英独仏伊などで訳出され、当時における唯一の日本紹介書として取扱われたもので、「日本国の大きさは如何」など三十一項目の質問に対する逐条報告の形をとっている。

ここには昭和四十二年五月十日平凡社発行の東洋文庫90「日本大王国志」により、第二十一問を引用した。

(1) 「第一回鎖国令」の全文

覚おぼえ

- 一 異国江奉書船之外遣候儀堅停止之事。
- 一 奉書船之外ニ日本人異国江遣申間敷候。

若忍候而乘まいり候もの於レ有レ之ハ其ものハ死罪、其船并ならび船主共ニ留置言上可レ仕之事。

一 異国江渡り住宅在レ之日本人来候ハ、死罪可ニ申付候。但、不レ及ニ是非ニ仕合有レ之而、異国ニ致ニ逗留、五年より内ニ罷歸候ものハ、遂ニ穿鑿、日本ニとまり可レ申付きては御免、併、異国江又可ニ立歸ニおゐては死罪可ニ申付候事。

一 伴天連宗旨有レ之所江ハ從ニ兩人ニ可ニ申遣之事。

一 伴天連訴人ほうびの事。

附、上之訴人には銀百枚、それより下ハ其忠にしたがひ可ニ相計之事。

一 異国船申分有レ之而江戸江言上之間番船之事、如ニ前々ニ大村方江可ニ申越之事。

一 伴天連宗旨弘候南蠻人其外惡名之もの有レ之時ハ、如ニ前々ニ大村方之籠ニ可ニ入置之事。

一 伴天連之儀、船中之改迄入念可ニ申付事。

一 諸品一所江買取申儀停止之事。

一 奉公人於ニ長崎ニ異国船之荷物唐人前より直ニ買取候儀停止之事。



- 一 異国船荷物之書立江戶江注進候而、返事無<sup>レ</sup>之以前にも如<sup>テ</sup>前<sup>ノ</sup>ニ商賣可<sup>キ</sup>申付<sup>テ</sup>事。
  - 一 異国船ニつみ来<sup>リ</sup>候白糸直段を立<sup>テ</sup>候而、不<sup>レ</sup>殘<sup>リ</sup>五ヶ所へ割符可<sup>キ</sup>仕<sup>ル</sup>之事。
  - 一 糸之外諸色之儀糸之直段極<sup>キ</sup>候而之上、相對次第商賣可<sup>キ</sup>仕<sup>ル</sup>之事。
- 附、荷物代銀直段立<sup>テ</sup>候而之上可<sup>キ</sup>爲<sup>ス</sup>ニ廿日切<sup>リ</sup>之事。
- 一 異国船もどり候事九月廿日切<sup>リ</sup>たるべき事。
- 但<sup>シ</sup>遅<sup>ク</sup>来<sup>リ</sup>候船ハ着<sup>キ</sup>候而五十日切<sup>リ</sup>たる事。- 一 異国船賣<sup>リ</sup>殘<sup>リ</sup>之荷物預<sup>メ</sup>置<sup>キ</sup>候儀も又預<sup>メ</sup>候事も停止之事。
- 一 五ヶ所之商人長崎江来着候儀七月廿日切<sup>リ</sup>たるべし、それより遅<sup>ク</sup>參<sup>リ</sup>候者ハ割符を  
はづし可<sup>キ</sup>申<sup>ス</sup>事。
- 一 薩摩平戸其外いづれ之浦<sup>ウラ</sup>に着<sup>キ</sup>候船も、長崎之糸之直段之如<sup>ク</sup>たるべし。長崎にて  
直段立<sup>テ</sup>候ハぬ以前<sup>ハ</sup>商賣停止之事。

右條々可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>守<sup>ル</sup>ニ此旨<sup>ノ</sup>もの也。仍<sup>ト</sup>執達<sup>スル</sup>如<sup>シ</sup>件<sup>ノ</sup>

寛永十年酉二月廿八日

伊 賀 (内藤忠重)  
信 濃 (永井尚政)

曾我又左衛門殿（古祐）

今村傳四郎殿（正長）

讚岐（酒井忠勝）

大炊（土井利勝）

〔徳川禁令考第六帙卷六十一〕吉川弘文館刊

(2) 「邪宗門吟味之事（慶長十八年）」の全文

御條目宗門檀那請合之掟

一、切支丹之法、死を不<sub>レ</sub>顧、火に入<sub>リ</sub>ても不<sub>レ</sub>燒、水に入<sub>リ</sub>ても不<sub>レ</sub>溺、身より血を出し  
て死をなすを成佛と建<sub>ル</sub>故、天下之法度嚴密也、實に邪宗なり、依<sub>レ</sub>之死を輕<sub>ス</sub>る者  
可<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>吟味<sub>ニ</sub>事、

一、切支丹に元附ものハ、關單国より毎月金七厘與へ切支丹になし、神国を妨<sub>ク</sub>る事邪  
法也、此宗旨に元附ものハ、釋迦之法を不<sub>レ</sub>用故<sub>ニ</sub>、檀那寺へ檀役を妨<sub>ク</sub>、佛法の建

立を嫌ふ、依可<sup>シ</sup>遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ス</sup>事、

一、頭檀那成共、祖師忌佛忌益彼岸先祖命日に、絶<sup>タ</sup>て參詣<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>仕<sup>ル</sup>者ハ、判形を引、宗旨役所江斷、急度可<sup>シ</sup>遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ス</sup>事、

一、切支丹不受不施のもの、先祖之年忌僧之<sup>ト</sup>弔<sup>ヲ</sup>を不<sup>レ</sup>請<sup>フ</sup>、當日ハ宗門寺へ一ト通<sup>リ</sup>之志を述<sup>ベ</sup>、内證<sup>シ</sup>にて俗人打<sup>チ</sup>寄<sup>リ</sup>、弔僧之来<sup>ル</sup>時は、無興にて不<sup>レ</sup>用<sup>ヒ</sup>、依<sup>テ</sup>可<sup>シ</sup>遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ス</sup>事、

一、檀那役を不<sup>レ</sup>勤<sup>ム</sup>、然<sup>レ</sup>共我意にまかせ宗門請合之住持人を不<sup>レ</sup>用<sup>ヒ</sup>、宗門寺之用事、身上相應に不<sup>レ</sup>勤<sup>ム</sup>、内心邪法を抱<sup>キ</sup>たる不受不施を建<sup>ツ</sup>る可<sup>シ</sup>相<sup>ヒ</sup>心得<sup>ス</sup>事、

一、不受不施之法、何にても宗門寺より申<sup>シ</sup>事を不<sup>レ</sup>受<sup>ケ</sup>、其宗門之祖師、本尊之寺用に不<sup>レ</sup>施<sup>ス</sup>、將<sup>テ</sup>亦<sup>タ</sup>他宗之者を不<sup>レ</sup>受<sup>ケ</sup>、不<sup>レ</sup>施<sup>ス</sup>、是者邪宗門なり、人間は天の恩を受<sup>テ</sup>て地に施<sup>シ</sup>、佛の恩を受<sup>テ</sup>て僧に施<sup>シ</sup>、是正法也、依<sup>テ</sup>可<sup>シ</sup>遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ス</sup>事、

一、切支丹、非田宗、不受不施、三宗共に一派なり、彼尊む所の本尊は、牛頭切死<sup>（マツ）</sup>廣頭祭利佛といふ、故に十頭大うすと言、天帝は切支丹本尊之名也、我人此佛を奉<sup>リ</sup>願<sup>フ</sup>、鏡見れば佛面と見ゆ、宗旨を轉すれば犬と見ゆ、是邪法之鏡なり、一度此鏡を見るものは、深く牛頭切支丹廣頭を信し、日本を魔国と成す、然りと雖とも、宗門吟味の神

国故に、一ト通 宗門寺へ元附、今日人交に内心不受不施にて、宗門寺へ不ニ出入一、依而可レ遂ニ吟味一事、

一、親代々之宗門に元附、八宗九宗之内、何之宗旨紛無レ之共、其子如何様なる勸より、心底邪宗に組合やも不レ知、宗門寺より可レ遂ニ吟味一事、

一、佛法勸談、講經をなして、檀那役を以て夫々の寺佛用修理建立を勤さすへし、邪宗邪法事一切せず、世間交り一ト通にて内心佛法を破り勤を不レ用、可レ遂ニ吟味一事、

一、死後死骸に頭剃刀を與へ戒名を授る事、是ハ宗門寺之住持死相を見届て、邪宗にて無レ之段、隨に受合之上にて可レ致ニ引導ニ也、能々可レ遂ニ吟味一事、

一、天下一統正法ニ紛無レ之ものには、頭剃刀を加へ、宗門受合可レ申候、武士ハ其寺之受狀に証印を加へ差上、其外血判難成にハ、證人受合を証文に可ニ差出ニ事、

一、先祖之佛事他寺へ持參致し、法事勸申事、堅禁制、雖レ然、他国にて死去候時ハ格別之事、能々可レ遂ニ吟味一事、

一、先祖之仏事歩行達者成者ニ參詣不レ仕、不沙汰に修行申もの可レ遂ニ吟味、其者持仏堂備へ物、能々可レ遂ニ吟味一事、

一、相果候時あいはてハ、一切宗門寺の差圖さしずを蒙り修行事、天下の敵萬民の怨うらみハ、切支丹、不受不施、非田宗、馬轉連ばてれん之類を以て、相果候節あいはてハ、寺社役者へ相斷ことわり、檢者を受て宗門寺の住僧弔可ヒキ申事、役所へ不ヒキ相斷弔申時ヒキハ、其僧之越度能々可ヒキ遂グ吟味事、右十五ヶ條、天下之諸寺院宗門受合之面々、此内一箇條も相ヒキ缺候キ而ハ、越度被おちどられ弔おほせ付ケ能々可ヒキ相守ルもの也、

慶長十八癸丑年五月

奉行

日本諸寺院

引書 諸事留

(「徳川禁令考・第五」創文社刊、七八ページ)

(3) 「天地始之事」から

ユダの反逆とキリストの十字架上の受難とを、有機的に結びつける発想として「かくれ切支丹」はイエスの出生に伴う嬰兒暗殺事件の因果的解決をあげている。それはキリストの神性を忘れたが故でなく、かくれ切支丹の受容力と変容力との強さの故であらう。

ていおふよろうてつは、御身様のせんぎ、つちをうがち、そらをかけ、尋たづねといへども、あり所しれずゆゑ、いづれ、どみんの子ともにまぎれこみいるほども、おぼつかなくと、うまれ子より七つまでの子供、国中のこらず、ころすべしと、（其かず四万四千四百四十四たり）みなころしにぞ、なりけり。もつたいたなくとも、あわれとも、何なにたとゑんようもなし。其數四萬四千四百四十四人此事御身つたゑきき、さては數萬の子供がいのちをうしのふ事、みなわれゆへなれば、此後世のたすけのため、ぜぜ丸やのもりの内にてあらゆる苦げうは、なされける。かかる所に、でうすより、數萬のおさな子のいのちうしのふ事、みな其方ゆへ也。しかる時は、ばらいそのけらくをうしなはん事、心もとなし、よつて死せし子どもの後世のために、せめせいたげられ、いのちをくるしめ身をすてきたるべしとの御つうげ也。おんみはつとへい伏して、御血の汗を、ながさせ給ひ、ひる五ヶでうのおらつ所此時也。それより御身はろうまの国三たゑきれんじやのてらへ、かへらせ給ふ。何とぞ惡人にくるしめられ、いのちをすてんと思召けり。

（田北耕也著『昭和時代の潜伏キリシタン』一四〇ページ）

(4) 「ジャガタラ文」<sup>ぶみ</sup>から

①

一、つちのとのとり（寛文九年）かのへいぬ（寛文十年）此兩年こゝもとよりおとづれ申上  
けず候ゆえ御こゝろもとなくおぼしめされ候だんもつとも候。しかれどもいさゝ  
かしさいこれなくぶじに候間御心にかけるまじく候、わがみ事こども十人のはゝ  
になりまいらせ候つるが、六人はうしないいま四人さかんにおわし候、大あに十四  
さい、そのいもと十二さい、又此いもと六さい、此つぎにいもと八ヶ月になり、い  
ずれもそくさいにまいらせ、なかんづくおちゝさまうばさまへ大あにとつぎのいも  
とそへふて申あげまいらせ候、御そくさいにおわしまし候よしかず／＼うれしく思  
いまいらせ、そこもとよりの御ふみのやうすむけたまわり、ひとへにけんさんのこ  
ゝちしてそでをぬらしまいらせ候。

(中略)

一、うば様御事さるの八月廿六日御年七十さいにてびやしのよし、さて／＼御果報者じゆんしとこそおまいまいらせ候、尙かさねてぶじの御左右まぢまいらせ候、めでたくかしこ、白ちりめん二たんをほんむらさきにそめたまわるべく候なほ／＼申あげ候、まづ申すべきを、しうねんいたし候、おうちさまうばご御兩人御かたへおらんだぬの二たん、これ一わ大あに、そのいもと兩人はうよりしん上申候、たいせつのしるしまでに候。

(寛文十一年)

四月廿一日

こるねりや・じやがたら　より

ひらどにて

はん　田五右エ門どの

ふうふ御かたへ

②



日本こいしや／＼かりそめにたちいで

又とかえらぬふるさとゝ思へば心も

こゝろならずなみだにむせび、

めもくれゆめうつゝともさらにわき

まへず候へどもあまりのことに

ちやづゝみ一つしんじまいらせ候

あらにほんこいしや／＼／＼

こしよろ

うば様参る

〔史都平戸 年表と史談〕松浦史料博物館、昭和三十九年再版、八〇ページ

- (5) オランダ人カロンの「日本大王国志」から

第二十一問 国民は信用すべきか、すべからざるか

この国民は信用すべしと認められる。彼らは第一の目的である名譽に邁進する。また恥を知るを以て漫みだりに他を害そこなうことは無い。彼らは名譽を維持するためには悦よろこんで生命を捨てる、これについては種々の實例もあるが、その一つを語ろう。秀頼が後見人と戦を交えた時、小倉王は女王と子供とを、他の女王や大名の夫人同様、人質として秀頼の傍かたわらに止めた。すでにして小倉王は秀頼に背そむき、後見人側に味方する旨むねを宣言したので、かくと知つた秀頼は小倉の夫人及び小兒に入城して安全を保つべしと命じたが、夫人は次の返事を以て丁寧ていねいに謝絶した。陛下よ、わが夫が陛下の命令に服従するように私は夫の命令に服従せねばなりません。もし主人から命ぜられたら、必ず陛下の御命令に従いましょうと。皇帝はこれを聞いて怒り、来れ、然らずんば無理にも入城せしめんと言わしめた。しかしながらこの貴婦人は家を捨つることを以て（夫及び自身にとって）大なる恥辱と認め、秀頼の怒には抵抗すべからざるも、かかる不名譽を受けんより、寧むしろ死するに如しかずと決心し、乳母・子供・若干の侍女（主人とともに死なんと決心せる）を伴つて一室に入り、周圍に火薬と薪を高く積重ねしめた。夫人は遺言書と悲痛な短歌とを認め、家臣の一人にして信用ある貴族に渡し、火炎が彼女を包むのを見なば、速に主人に報告し、

かつこの遺言書を渡せと命じ、命令通り行なわれた。なお次の事実を以て日本人の信用するに足るを知ろう。甲が乙に向つてわが生命と名譽とを守りくれよという、乙は最後の一滴の血に至るまで彼を助けて、自己の妻子を顧みない。これは名譽心が（友人の請により）彼を爾く深入せしめるので、如何なる危険も死も彼の決心を翻さしむるに足りぬ。數人で一つの悪事を犯し、その一人が捕縛せられた場合、彼は自分の仲間に迷惑を掛けるよりも寧ろ死の苦痛を受く。苦痛が如何に強くまた恐しくとも、決して白狀せず、その苦痛から終に死んでしまう。彼はかくの如き信仰を有し、これを破つて親近者を死に陥れるは、名譽を傷つくるものとし、一大決心を以て自己の被むる種々の苦痛に對し、強情と頑固とを守り通すのだ。

（同書一六九ページ）

### （三） 徳川幕府の諸法度および東照宮關係の

#### 資料について

この「日本思想の系譜」の上巻の中に、編者は、中世における鎌倉幕府の作成した政治規制、す

なわち御成敗式目（貞永式目ともいう）を、マルカツコして（参考資料）と冠して掲載しておいた。それは、日本思想の系譜の一つに取り上げるには、余りにもレベルの低いものであるがゆえに、とくに（参考資料）と冠し、思想系列の中には取り上げ得なかったからである。そこに見られるものは、武力をもって政治の統一を達成した者が、ふたたび他の武力によって追放されなかったための、いわば戦々兢兢とした姑息な為政だけが目に映ってくる。

政治権力の永続性を狙う者が、国民大衆に対しては、たいそう細かな点まで、生活規則を強いなければならなかったか、それが手に取るように見られもした。それは言ってみれば、歴代の天皇の御歌に窺われるような、おおらかな治政の姿勢とは、根本的に対比する政治の姿でもあった。皇祖玄宗による「治らす」「知らす」政治と、国民の強権者によってなされた「領く」政治としての幕府政治の相異がそこに見られた。

時は移り、やがて近世における三百年の江戸幕府の時代が到来するが、そこにも、文武の大権を両手に握って、なお徳川一族の保身を完璧にするために、国民大衆に対してのきびしい政治的規制が取り上げられた。それを端的に証明するものとして、ここに、いくつかの徳川幕府の「法度」を紹介しておくことにした。従ってここでは、これらの諸法度が、法制的にどのような意味を持つか、という点よりも、権力保持の必要性がそれを生んだ意義そのものを、あわせて注目していただけれ

ば、と思う。

もとより、これらの諸法度が、日本思想の系譜の本流から見ても、すでに遠くはずれた類たぐいのものであることは、いまでも言うをまたないが、「武家諸法度」のごときは、文中しばしば、聖徳太子の十七条憲法の中の言葉が、そのまま引用されているのが目につく。このことは、とりもなおさず、太子の偉大な御思想が、千年を経過した徳川初頭の時点において、なお人々の心に強く、伝承されていたことを示す証左にはかならない。しかしそれと同時に、太子が、十七条憲法を書きあげられた御精神や御思想は、実は幕府政治とは本質的に合致し得ないものであるにかかわらず、太子の御言葉だけを、部分的に功利的に引用している「武家諸法度」なるものは、強権政治を目指す人々としては、意に介しない引用であつたかも知れないが、本質的には、太子の御精神をはじめ、日本に伝承したすぐれた思想にたいして、その真価を真向から冒瀆したものであつた、といわれても致し方のないところではあるまいか。しかも、太子の御言葉の一部分を取り、その下に続く御言葉を、とてつもない権力欲的な別の言葉に置きかえて利用している実例などは、日本文化を憶う者から見れば、正に言語道断の所行のごとくである。

なお、諸法度に続けて、東照宮関係の資料をあわせて添付掲載した。生前に強権を確立した徳川

家康が、その死後の政策として、東照宮を中心にして人々の心を徳川につなぎとめようとした心情も、きわめて複雑で、いくたの問題を含んでいると思う。更に、死後の自己が「明神」として祀られるか、「権現」として祀られるかのテーマまでを残して死んでいった、と伝えられるのも、強権に愛着を求めらる者にとつての必然的帰結であつたかもしれない。

古来わが国では、死して護国の鬼となる、というように、七生報告の心情が高く評価され、死後にも多くの人々に追慕されて、神に祀られる風習があつた。しかしそれは、その人の生前における人徳に対しての、後の人々のやむにやまれぬ敬仰に出発してのものであつた。それと東照宮との関係は、日本思想史における重要な問題提起を意味しているとも思われる。とにかく、ここには東照宮に関する資料をも、あわせて掲載しておくことにした。

具体的にいへば、家康の死後、家康に追贈する「神号」に関して、二つの対立があつた。京都・吉田の神竜院寺僧の梵舜は、「権現号」は伊弉諾尊・伊弉冉尊いざなのみこと両神の号であり、他の人の神号としては全く前例がない、といい、「大明神」の号は、数度の先例があつて、家康公の場合、生前の官位に相当している、と述べて、「大明神」の号を贈るべきことを主張した。

これにたいして、南海坊天海は、自分は家康公の生前に、「山王一実神道に従つて、権現として祀れ」という遺言を聞いたと主張し、又、豊国大明神の例を見よ、秀吉を明神の風に祀つた其末は

どうなったかを思うてみよ、と云って、強く「権現」の号を贈るべきことを主張した。

かくして、京都禁中においては、公家衆諸家の協議がなされ、家康に贈る神号の事は、「権現」たるべき由、と勅諭（孝亮宿弥日記）があった。これによってわかる如く、天海の強引な主張により禁裡を動かした結果であった。後出するように、日光東照社の社号を、東照宮と宮号に変ずるのも又、強引な願が出たためである。

(1) 「武家諸法度」に関する資料

① 「武家諸法度」が出される前に諸大名から取り立てた誓約書

——二條城ニ於テ諸大名誓詞ノ條々——

（二六一一年、二代將軍・秀忠の時、但し家康存命の時）

一 如ニ右大將家以後代々公方之法式。可レ奉レ仰レ之。被レ考ニ損益。而自ニ江戸ニ於レ被レ出ニ御條目一者。彌々堅可レ守ニ其旨一事。

一 或<sup>ハ</sup>背<sup>キ</sup>御法度<sup>ニ</sup>。或<sup>ハ</sup>違<sup>フ</sup>上意<sup>ニ</sup>之輩<sup>〇</sup>。各國々不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>隱<sup>シ</sup>置<sup>カ</sup>事<sup>〇</sup>。

一 各々抱<sup>キ</sup>置之<sup>キ</sup>諸侍<sup>ニ</sup>以下若<sup>シ</sup>。爲<sup>ニ</sup>叛逆殺害人<sup>ニ</sup>之由<sup>〇</sup>。於<sup>テ</sup>有<sup>ニ</sup>其<sup>ハ</sup>屈<sup>ル</sup>者<sup>ノ</sup>。互<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>相抱<sup>ス</sup>事<sup>〇</sup>。

右條々、若<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>相背<sup>ク</sup>者<sup>ニ</sup>。被<sup>レ</sup>遂<sup>ヒ</sup>御糺明<sup>ニ</sup>。速<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>処<sup>セ</sup>嚴重之法度<sup>ニ</sup>者<sup>也</sup>。

慶長十六年四月十二日

右国主。領主。在京。在国共。連判各一通。

② 「武家諸法度」本文全文（一六一五年、二代將軍・秀忠の時、但し家康存命の時）

一 文武弓馬之道。專<sup>ク</sup>可<sup>レ</sup>相<sup>シ</sup>嗜<sup>ム</sup>事<sup>〇</sup>。

左文右武。古之法也。不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>兼備<sup>ニ</sup>矣。弓馬者是<sup>レ</sup>武家之要枢也。號<sup>シ</sup>兵爲<sup>ニ</sup>凶器<sup>ト</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已<sup>ム</sup>而用<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。治<sup>ム</sup>不<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>乱<sup>ヲ</sup>。何<sup>ゾ</sup>不<sup>レ</sup>勵<sup>ニ</sup>修鍊<sup>ニ</sup>乎。

二 可<sup>レ</sup>制<sup>ス</sup>群飲佚游<sup>ニ</sup>事<sup>〇</sup>。

令條所<sup>レ</sup>載<sup>ス</sup>。嚴制殊重。耽<sup>ル</sup>好色<sup>ニ</sup>業<sup>ニ</sup>。博奕<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>亡国之基也。



三 背<sup>そむ</sup>ニ法度<sup>ニヤカラハ</sup>一輩<sup>ル</sup>。不<sup>カ</sup>レ可<sup>ク</sup>レ隱<sup>シ</sup>ニ置<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>國<sup>ニ</sup>々<sup>ニ</sup>事<sup>。</sup>

法<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>禮<sup>レ</sup>節<sup>ノ</sup>之本<sup>也</sup>。以<sup>テ</sup>法<sup>ヲ</sup>破<sup>ル</sup>レ理<sup>。</sup>以<sup>テ</sup>理<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>破<sup>ル</sup>レ法<sup>。</sup>背<sup>ク</sup>レ法<sup>ノ</sup>之類<sup>、</sup>其<sup>ノ</sup>科<sup>不</sup>レ輕<sup>カ</sup>矣<sup>。</sup>

四 國<sup>々</sup>大名<sup>。</sup>小名<sup>。</sup>并<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>給人<sup>、</sup>各<sup>々</sup>相<sup>ニ</sup>抱<sup>ク</sup>士卒<sup>。</sup>有<sup>下</sup>爲<sup>ニ</sup>叛逆<sup>一</sup>殺<sup>ニ</sup>害<sup>。</sup>人<sup>一</sup>告<sup>上</sup>者<sup>速</sup>可<sup>ニ</sup>追<sup>イ</sup>出<sup>ス</sup>事<sup>。</sup>

五 夫<sup>ソ</sup>レ挟<sup>ニ</sup>野心<sup>一</sup>之者<sup>。</sup>爲<sup>下</sup>覆<sup>ニ</sup>國家<sup>一</sup>之利器<sup>。</sup>絶<sup>ニ</sup>人民<sup>一</sup>之鋒劍<sup>上</sup>。豈<sup>あ</sup>足<sup>ニ</sup>允<sup>容</sup>一乎<sup>。</sup>  
自<sup>今</sup>以後<sup>、</sup>國<sup>人</sup>之<sup>外</sup>。不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>交<sup>ニ</sup>置<sup>ク</sup>他<sup>國</sup>者<sup>一</sup>事<sup>。</sup>

凡<sup>お</sup>よソリ<sup>リ</sup>國<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>風<sup>是</sup>異<sup>。</sup>或<sup>ハ</sup>以<sup>ニ</sup>自<sup>國</sup>之密<sup>事</sup>告<sup>ニ</sup>他<sup>國</sup>一、或<sup>ハ</sup>以<sup>ニ</sup>他<sup>國</sup>之密<sup>事</sup>告<sup>ニ</sup>自<sup>國</sup>一<sup>。</sup>倭<sup>媚</sup>之<sup>萌</sup>也<sup>。</sup>

六 諸<sup>ノ</sup>國<sup>。</sup>居<sup>城</sup>、雖<sup>モ</sup>爲<sup>ニ</sup>修<sup>補</sup>一。必<sup>シ</sup>可<sup>ニ</sup>言<sup>上</sup>一。況<sup>ニ</sup>新<sup>儀</sup>之<sup>構</sup>營<sup>。</sup>堅<sup>令</sup>二<sup>停</sup>止<sup>一</sup>事<sup>。</sup>  
城<sup>過</sup>ニ<sup>。</sup>百<sup>雉</sup>一<sup>國</sup>之<sup>害</sup>也<sup>。</sup>峻<sup>望</sup>浚<sup>隍</sup>。大<sup>乱</sup>之<sup>本</sup>也<sup>。</sup>

七 於<sup>テ</sup>隣<sup>國</sup>一<sup>企</sup>ニ<sup>新</sup>儀<sup>一</sup>。結<sup>ニ</sup>徒<sup>黨</sup>者<sup>有</sup>レ<sup>之</sup>者<sup>。</sup>早<sup>可</sup>レ<sup>致</sup>ニ<sup>言</sup>上<sup>一</sup>事<sup>。</sup>  
人<sup>皆</sup>有<sup>レ</sup>黨<sup>。</sup>亦<sup>少</sup>ニ<sup>達</sup>者<sup>一</sup>。是<sup>以</sup>或<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>順<sup>ニ</sup>君<sup>父</sup>一<sup>。</sup>乍<sup>違</sup>ニ<sup>于</sup>鄰<sup>里</sup>一<sup>。</sup>不<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>舊<sup>制</sup>一<sup>。</sup>何<sup>企</sup>ニ<sup>新</sup>儀<sup>一</sup>乎<sup>。</sup>

八

私わたくし不レ可ル締ブ二婚姻ツ一事。

夫婚合ハ者、陰陽和同之道也。不レ可ニ容易ニ一易睽ハ曰、匪レ寇婚媾ニ。志將レ通レ寇ニ則失レ時ヲ。桃夭トウヨウ曰、男女以レ正婚姻ヲ以レ時ヲ。国無ニ鰥民ニ也。以レ緣ヲ成レ黨ヲ。是レ姦謀之本也。

九

諸大名參勤作法之事。

續日本紀制曰、不レ預ニ公事一。恣ニ不レ得レ集ニ己族一。京裡二十騎以上不レ得ニ集一行ニ云々。然則不レ可レ引ニ卒多勢一。百万石以下二拾万石以上。不レ可レ過ニ二十騎一。十万石以下。可レ為ニ其相應一。盖公役之時者。可レ隨ニ其分限一矣。

十

衣裳之品不レ可ニ混雜ス一事。

君臣上下可レ為ニ格別一。白綾。白小袖。紫袷。紫裏。練貫。無紋小袖。無ニ御免一。衆ハ猥ニ不レ可レ有ニ着用一。近代郎從諸卒。綾羅錦繡等之飾服。非ニ古法一甚ニ制ナリ焉。

十一

雜人恣ニ不レ可ニ乘輿一事。

古来依<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>人<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>御免<sup>ニ</sup>乘家有<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。御免以後。乘家有<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。然<sup>ル</sup>近來及<sup>ビ</sup>家郎諸卒<sup>一</sup>乘輿<sup>ス</sup>。誠<sup>ニ</sup>濫吹<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>至<sup>リ</sup>也。於<sup>ニ</sup>向後<sup>ニ</sup>者。国大名以下。一門之歷々<sup>者</sup>。不<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>御免<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>乘<sup>ル</sup>。其<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>昵近<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>衆<sup>ヲ</sup>。并<sup>ニ</sup>醫陰兩道。或<sup>ハ</sup>六十以上之人。或<sup>ハ</sup>病人等御免以後。可<sup>レ</sup>乘<sup>ル</sup>。家郎從卒<sup>一</sup>恣<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>乘<sup>ラ</sup>者。其<sup>ノ</sup>主人可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>越度<sup>ニ</sup>。但<sup>シ</sup>公家門跡<sup>一</sup>。并<sup>ニ</sup>諸出世之衆<sup>一</sup>者。非<sup>ズ</sup>制限<sup>一</sup>。

十二 諸国諸侍可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>用<sup>ニ</sup>儉約<sup>一</sup>事。

富者<sup>ハ</sup>彌<sup>ク</sup>誇<sup>リ</sup>。貧者<sup>ハ</sup>耻<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>バ</sup>。俗之凋弊<sup>一</sup>。無<sup>シ</sup>甚<sup>ニ</sup>。於此<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>嚴制<sup>一</sup>也。

十三 国主可<sup>レ</sup>撰<sup>ニ</sup>政務之器用<sup>一</sup>事。

凡<sup>ソ</sup>治国<sup>ノ</sup>道<sup>ハ</sup>在<sup>リ</sup>得<sup>ル</sup>人<sup>ニ</sup>。明<sup>ニ</sup>察<sup>シ</sup>功過<sup>一</sup>。賞罰必<sup>ズ</sup>當<sup>テ</sup>。国<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>善人<sup>一</sup>。則<sup>チ</sup>其<sup>ノ</sup>国<sup>ハ</sup>彌<sup>ク</sup>殷<sup>ニ</sup>。国<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>善人<sup>一</sup>。則<sup>チ</sup>其<sup>ノ</sup>国<sup>ハ</sup>必<sup>ズ</sup>亡<sup>ス</sup>。是<sup>レ</sup>先哲之明誠<sup>也</sup>。

右可<sup>レ</sup>相<sup>ニ</sup>守<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>旨<sup>一</sup>者也。

慶長廿年七月

(博文館「日本古代法典」七六七ページ)

(2) 「宮中の人々に対する法度」に関する資料

禁中方御條目十七箇條 (一名、禁中並公家衆諸法度)

一 天子御藝能之事。第一御學問也。不<sub>レ</sub>學則不<sub>レ</sub>明<sub>ニ</sub>古道<sub>一</sub>。而能致<sub>ニ</sub>太平<sub>一</sub>者未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之也。貞觀政要明文也。寬平遺誠。雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>究<sub>ニ</sub>經史<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>誦<sub>ニ</sub>習<sub>ス</sub>群書治要<sub>一</sub>云々。和歌自<sub>ニ</sub>光孝天皇<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>絶。雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>綺語<sub>一</sub>。我國習俗也。不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>棄置<sub>一</sub>云々。所<sub>レ</sub>載<sub>ニ</sub>禁秘抄<sub>一</sub>。御習學專要候事。

二 三公之下親王。其故者。右大臣不比等。着<sub>ニ</sub>舍人親王之上<sub>一</sub>。殊舍人親王。仲野親王。贈太政大臣穗積親王。准右大臣。是皆一品親王以後。被<sub>レ</sub>贈<sub>ニ</sub>大臣<sub>一</sub>時者。三公之下。可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>勿論<sub>一</sub>。親王之次。前官之大臣。三公。在官之内者。雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>親王之上<sub>一</sub>。辭表之後者。可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>次座<sub>一</sub>。其次者諸親王。但儲君者格別。前官大臣。關白職再任之時者。攝家之内。可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>位次<sub>一</sub>事。

- 三 清華之大臣。辭表之後。座位可爲諸親王之次座一事。
- 四 雖爲二撰家。無其器用者。不可被任三三撰關。況其外乎。
- 五 器用之御仁躰。雖被及二年老。三公撰關。不可有辭表。但雖有二辭表。可レ有ニ再任一事。
- 六 養子者。連綿。但可被用同姓。女縁者。家督相續。古今一切無之。事。
- 七 武家之官位者。可爲三公家。当官之外一事。
- 八 改元者。漢朝年號之内。以吉例可相定。但重而於二習禮相熟者。可爲二本朝先規之作法一事。
- 九 天子禮服。(略)
- 十 諸家昇進之次第。其家家守ニ舊例。可ニ申上。但學問有職歌道。令ニ勤學。其外於積ニ奉公勞者。雖爲ニ超越。可被成ニ御推任御推叙。下道眞備。雖ニ從八位下。依有ニ才智譽。右大臣拜任尤規模也。蛭雪之功。不可ニ棄捐一事。
- 十一 關白傳奏。(略)
- 十二 罪之輕重。可被相ニ守名例律一事。

十三 攝家門跡者。可レ爲ニ親王門跡之次座一。(略)

十四 僧正(大正權)門跡。院家。可レ守ニ先例一。(略)

十五 門跡者。僧都。(大正少權)法印。任叙之事。(略)

十六 紫衣之寺者。住持職先規希有之事也。(略)

十七 上人号之事。(略)

右可レ被レ相ニ守此旨ニ者也。

慶長二十乙卯年七月

照実 在判(二条関白)

秀忠 在判

家康 在判

(博文館「日本古代法典」七五五ページ)

(3) 「寺社に対する法度」<sup>はつと</sup>に関する資料

① 伊勢法度(慶長八年、一六〇三年)

一、伊勢從<sub>ニ</sub>宮川内三宮内<sub>ニ</sub>知行分、可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>守護不入<sub>ニ</sub>之事、附諸法度任<sub>ニ</sub>先規<sub>ニ</sub>、年寄共可<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>事。

一、喧嘩口論之儀、前々雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、當時堅令<sub>ニ</sub>停止<sub>ニ</sub>訖<sub>ニ</sub>、若<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>違背之輩<sub>ニ</sub>者、双方可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>曲事<sub>ニ</sub>事。たル

一、參宮之輩、先規可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>法式<sub>ニ</sub>事。

慶長八年九月二十五日

御朱印

(創文社「徳川禁令考―前集第五」一ページ)

② 諸法度「定」さだめ (慶長十三年、一六〇八年)

一、山門衆徒不<sub>レ</sub>勤<sub>ニ</sub>学道<sub>ニ</sub>者、往坊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶事。

從<sub>ニ</sub>再興<sub>ニ</sub>住山僧、并坊舎建立之人、一代雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>非学<sub>ニ</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>捨<sub>ニ</sub>事。

一、雖<sub>レ</sub>勤<sub>ニ</sub>学道<sub>ニ</sub>、其身行儀於<sub>ニ</sub>不律<sub>ニ</sub>者、速可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>離山<sub>ニ</sub>事。

一、顯密之名室、爲<sub>ニ</sub>学匠<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>相續<sub>ニ</sub>事。

- 一、爲<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>二坊三坊抱置并無住之坊可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>禁止<sub>一</sub>事。
  - 一、坊領者住持之外不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>競望<sub>一</sub>事。
  - 一、坊舎并領地之賣買質券等、一切可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>事。
  - 一、衆徒妄結<sub>二</sub>連署<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>黨類<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>企<sub>二</sub>非儀<sub>一</sub>者、可<sub>二</sub>追放<sub>一</sub>事。
- 右之條々、堅可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>者也。

慶長十三年八月八日

③ その他

慶長二年（一五七九）に「關東淨土宗法度」

慶長六年（一六〇一）に「高野山法度條々」

慶長十四年（一六〇九）に「關東眞言宗古儀諸法度」

慶長十七年（一六一二）に「曹洞宗法度」

元和元年（一六一五）に「五山十刹諸山法度」



元和元年（二六一五）に「永平寺諸法度」

元和元年（二六一五）に「摠持寺諸法度」

その他、多数が出されている。

#### (4) 東照宮に関する資料

##### ① 東照大権現、追号の宣命（二六一九年、後水尾天皇の御時）

天皇が詔旨らまと、故柳営大相国源朝臣に詔へと勅命を聞食へと宣る。威風を異邦の域に振ひ、寛仁を率土の間に施す。善を行ふことを敦くして徳顯る。身既に没して名存せり。其の靈を崇びて東關の奥域に大宮柱廣敷立て、吉日良辰を擇び定めて、東照の大権現と上せ給ひ治め賜ふ。此の狀を平らけく安らけく聞食して、靈驗新たに天皇が朝廷を寶位動くこと無く、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに、護り幸ひ給ひて、天下昇平に、海内靜謐に、護り恤み賜へと、恐み恐みも申し賜はくと申す。

元和三年二月廿一日

〔日光東照宮文書〕六九九ページ

② 東照宮、宮号宣下の事（一六四五年、後光明天皇の御時）

太政官符下野国

應まさに東照社、社号を改め、宮号を授け奉ることに預あずかるべきの事

右、左大臣宣す、勅みことを奉のりりて称いわく、御願の旨有るに依り、東照社、社号を改めて、

宮号を授け奉る。自今以後五畿七道諸国郡司等、克よく崇あがめ克よく敬いひ、其勤おこたを懈ゆるる無かれ、  
者てへれば宮司等宜しく之を承知すべし。宣に依り之を行なう。符到ふらば奉行ぶぎようせよ。

正四位上行右大辯藤原朝臣（花押）

從四位上行主殿頭兼左大史小規宿称（花押）奉

正保二年十一月三日

〔日光東照宮文書〕七一五ページ

#### (四) 幕末における外国関係（往復）文書について

ここでいう幕末外国関係文書とは、主として、嘉永六年（一八五三）ペリーが浦賀に来航してから、明治元年ごろに至る約十五年間に来日した外国人によって記された資料に基づく文書及び関係の日本側文書をいう。これらのうちいくつかは戦前には禁書として公開をばかられたものもあるが、当時の外国人の目から日本の政情、民情がどのようにとらえられたかを知る貴重な資料であり、かつ興味の深いものである。もちろん、ここに掲げたものは、その中のほんの一部分に過ぎないので、より深く研究されたい方々のために、現在までに邦訳されている主なるものを次に列挙しておく。

（梶村）

- 1 「ペリー提督日本遠征記」アメリカ合衆国海軍省編・大羽綾子訳 法政大学出版社 昭28（本書は岩波文庫に全四冊として全訳されている。昭23～30）
- 2 「ハリス日本滞在記」ハリス著・坂田精一訳 岩波文庫 全三冊（昭28～29）
- 3 「大君の都」オールコック著・山口光朔訳 岩波文庫（全三冊 昭37）
- 4 「一外交官の見た明治維新」アーネスト・サトウ著・坂田精一訳 岩波文庫 全二冊（昭35）

- 5 「日本渡航記」 ゴンチャロフ・井上満訳 岩波文庫（昭16）
- 6 「長崎海軍伝習所の日々」 カッテンダイケ著・永田信利訳 東洋文庫（昭39）
- 7 「黎明日本」 抄訳 ブラント著 日独文化協会訳 刀江書店（昭17）
- 8 「第一回独逸遣日使節日本滞在記」 オイレンブルグ著・日独文化協会訳 刀江書店（昭15）
- 9 「伊国使節アルミニオン幕末日本記」 アルミニオン著・田中利男訳 三学書房（昭18）
- 10 「江戸参府紀行」 ケンプエル著・呉秀三訳註 雄松堂書店（昭41）

一八五三年（嘉永六年）のペリーの来航には、当時の国民がどんなにか驚き、太平の夢を破られたことであらう。当時、

泰平のねむりをさます正喜撰（じよりのせん 蒸汽船） たつた四はいで夜もねられず

と歌われたのはこの驚きを示すものである。嘉永六年六月九日、久里浜において国書の授受があり、その三日後には、アメリカ艦隊は江戸湾を退去する。しかし、幕府は、その対策もつかず、一カ月余り後には、プチャーチンの率いるロシア艦隊が長崎に入湾し、アメリカと同等の要求をしてくる事態となった。ここに収録した日米和親条約（神奈川条約）は、ペリーの二回目の来航で結ばれたものであるが、これには通商規定がなく、為めに次いで下田に到着したハリスの督促で、勅許が

得られぬままに幕府は、江戸において通商条約を結んでしまふ。この二つの条約は、実はアメリカ艦隊の武力を背景とした脅迫によるのも同然であつて、治外法権の規定（通商条約第六条）最惠国條款の存在（和親条約第九条）及び関税自主権の喪失（通商条約）等、不平等条項が山積し、自主精神の横溢した志士の攻撃のまゝとなつていたのである。こうした屈辱的条約の締結は、単にアメリカ・ロシアとのあいだのみでなく、さらに、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同等な条約を結ばさせられたのである。

(1) ウォーカーの「修歳記録」（一八四八）から



これはペリー来航に先立つこと五年の一八四八年に、ウォーカーというアメリカ政府の役人が記した「修歳記録」（多分年鑑的記録である）に記載された文書中、日本に関する事項から抜萃したものである。当時の記録としてはよく日本の国状、日本人の性格等を把握していると言える。ペリーの来航はこのような認識にたつて行なわれたものと

考えれば興味のある文書である。引用は川路柳虹著「黒船記」法政大学出版局 昭28に所引のもの

を借用した。なお、川路柳虹氏は川路聖謨の曾孫に当り、この本には聖謨が露国と交渉したころの「長崎日記」「下田日記」または著者の尊父の寛堂の「英航日誌」等、貴重な文献が紹介されていることを書き加えておきたい。(梶村)

一、日本は獨立にして其人性偏愚の質なり、此國曆數千六百三十年來、唐、和蘭のほか外民に貿易を斷絶せり、然りと雖も暴策或は時勢に因て世上一般盛なる貿易の志念を以て其偏愚の意をくじくの期に至らん、今西方に於てブリタニアの盛なる如く必ず一度は東方にて是等に等しき威を振ふの國にならん。

一、日本人は精神頗る敏盛にして其性亞細亞人に比較すればやゝ歐羅巴人に近し、且つ諸品發明するを旨とし、其接待廉直にして頻りに外民の禮節風習を探索し、世上の輿廢動諍を明らめ西洋人の學術を知るを要事とす。又日本人は才能多く節儉を守り行作清潔にして友人の交應甚敦厚なり、蓋し一度恨を含めば其念解けず其和すること至つて難し、長者を敬恭し是に服從慎謹すること普く諸民日本人に對應するもの少し。其性意高貴たるを以て東方人民の類にあらずして盜竊或は什物のために罪科を犯せる稀

なり、<sup>き</sup>切又日本は二百五十年來國を鎖し人民一統して獨立特行之政度法令一定し國語も古に同じ、宗旨只一信にして唐國の制令に従はず、未だ嘗て外民に降伏せず、特に外國の所屬たらざるものなり。

(2) 「アメリカ大統領フィルモアの国書」(一八五二)から

——一八五二年十一月十三日・嘉永五年十月二日——

この国書を日本に捧呈したのは、アメリカから来たペリー提督であった。ペリー(M. C. Perry)が日本に來航した時(一八五二年十一月二十四日～一八五五年四月二十三日)の航海日誌、公報等を中心にして、部下の日誌、報告等をまじえ、合衆国下院の決議にこたえて第三者であるフランシス・ホークスの編纂したペリー提督日本遠征記が残されている。ペリーの帰国後九ヵ月目の一八五六年一月一日に刊行された。全卷は三卷からなり、第一卷は遠征記録、第二卷は各地の実状、第三卷は牧師ジョーンズの記録である。ペリーは一七九四年ロードアイランド州のプロヴィデンス市に生まれ、

長じて海軍に入り、メキシコ戦役にはアメリカ艦隊の司令長官となり、のちに、東インド洋艦隊司令長官に任ぜられ一八五二年に第十三代大統領フィルモア (M. Fillmore) の命を受けて日本廻航を命ぜられたのである。この書物の刊行された二年後の一八五八年六四歳で亡くなっている。

### ペリー国書捧呈

アメリカ合衆国大統領ミラード・フィルモアより、日本帝国皇帝陛下へ呈す。<sup>(註)</sup>

偉大にして親しき友よ、余はこの国書を、マーシュ・シー・ペリーの手を経て、貴下に呈するものなり、彼は合衆国海軍最高の武官にして、皇帝陛下の領域を訪問中の艦隊が司令長官なり。余は陛下の御人格並びに政權に對し滿腔の好意を抱懐するものにして、合衆国と日本国とは友邦として共に繁榮し、交易せん事を陛下に提案せんとする他に、此かも他意なきものにして、提督ペリーを派するは一にこれを保證せしめんために他ならず。(中略)

われわれは、貴国従來の国法はシナ人及びオランダ人を除く異邦との通商を許可せざることは熟知せり。然れども、世界の趨勢は變化し新政また樹立せらるるあり。時に舊法



改むるを賢策とすべし。貴国の舊法もかつては新法として制定せられたり。

ほぼ時を同じうして、時に「新世界」と呼ばれるわが米国、ヨーロッパ人によりて新たに發見され、植民地となりたり。長期にわたり住民とほしく貧困なりしも、今やその數を増すこと著しく、交易また甚だ廣汎となれり。ここにおいてか、陛下が舊法を捨て二国間の自由貿易を許可するならば、兩國にとりてその利益極めて大なるべし。陛下、外交通商を禁止せる国法を全然廢棄するも危険なしとの確信を持ち得ざる場合においては、實驗を試むるべく、五年乃至十年の間、これを假に允准するも差支えなかるべし。而して所期の利益を示さざる場合は、旧法を維持せらるるも苦しからざるべし。合衆国はしばしば外国との條約を數年に限定し、これを改めて繼續するや否やは彼らの意のままに任すこととせり。

余、また、他の一事をペリー提督を以て陛下に告示せしむ。年々わが艦船のカリフォルニアより、シナへ渡来するもの數多し、更にわが国民にして日本沿岸の近海にて、捕鯨をなすもの極めて多し。暴風の際、わが船艦の貴国沿岸において遭難せるものあり。かかる場合、余はわが国民の不遇に對し、貴国側の同情ある処置を期待すると共に、當

方より船舶を派遣し、これを同導するまで、その生命財産の保護を懇願するものなり。われわれは特にこの點を切望するものなり。

更に余は、日本帝国は石炭並びに糧食を充分に保有せるを承知せることを、ペリー提督を以て陛下に告知せしめんとするものなり。わが蒸氣船は大洋を横斷せんとするに多量の石炭を消費するも、これをアメリカより全路運搬致すことは甚だ便よろしからず。余らは、わが蒸氣船その他の船舶が日本国に立ち寄り、石炭、食糧、飲料水の補給をなすを許可せられんことを切望す。金にてこれを購うも可なれど、あるいは陛下の臣民の希望によりて他のいかなる物品にて支拂うもこれを意とせず。さればわれわれは、陛下に對しわが船舶がかかる目的のために寄港し得る便ある港湾を帝国の南方に指定されんことを切望致す次第なり。

余が有力なる艦隊を以てペリー提督をして陛下の著名なる大府江戸を訪問せしめたるはひとえに以上の目的のために他ならず。友誼、通商、石炭及び食糧の補給、遭難者の保護、これなり。(下略)

一八五二年十一月十三日(嘉永五年十月二日) 於ワシントン

親しき友

ミラード・フィールモア

大統領の命を受け

国務大臣 エドワード・エヴェレット

註・原文は Emperor となっているが、英語正文と同時に附して上呈された漢訳には「日本国大君主殿下」とあり、蘭文和解には「日本国帝殿下」とある。天皇が將軍か明らかではないが全体の文意からいえば將軍をさしているものと思われる。当時、外国人が、將軍を皇帝と呼んだ例は他にも多い。

(3) 「ペリー来航に関する井伊直弼の上書」から

——一八五三年・嘉永六年八月二十九日——

(前略) 近年外寇之萌芽を察し、頻りに憂国之英雄憤士之識議論紛々たりしも、今時之危變に相臨候ては、御古代之如く、前條閉洋之御法而已を押立、天下靜謐皇国安體之御



井伊直弼

所置可有之共不被存候、尤海防全備年月を不經ては難行届候、抑慶長十四年、五百石以上の兵船廢毀以来、皇国沿海大砲を以外寇に可敵對之軍艦無之、唯今にも八丈嶋大嶋其外獨立之嶋々足掛りに乗取候時は、其儘に難差置候得共、兵艦なくては追討之術計何分無心許奉存候、籠城に橋を引候得ば、居すくみに成始終は難保、又川を隔戰ひ候にも、川を渡して打て掛り候方勝利を得ると傳承候、行く者は進取之勢あり、待者は退縮之姿にて、古今之勢必然に相見之候、

祖宗閉洋之御法には候得共、支那和蘭の橋はかりは殘し被置候、今此橋を幸ひに、外国之御所置可有之事、暫く兵端を不開、年月を経て必勝萬全を得る之術計に出可申哉、此度亞墨利加所望の石炭も、九州に多く出候由及承申候、當方にて必要云々之權道を以、先は申上置候得共、是等も彼レ洋中臨時急用之時は、長崎に来て可求、有餘有らは可遣、薪水は惜しむ所にあらず、食料は国々豊凶ありといへ共、漂流難民には與ふへし、又漂着の難民は、近年撫育し送り返しぬ、今更不及詮議萬事蘭人ヲ以可申出、ま扱又交易儀は国禁なれと、時世に古今の差あり、有無相通するは天地之道也、(後略)

(4) 「日米和親条約」(一八五四)から

——一八五四年三月十一日・安政元年三月三日——

一、日本と合衆国は、其人民永世不朽の和親を取結び、場所柄人柄の差別無之事。

二、伊豆下田松前地箱館の兩港は、日本政府において、アメリカ船薪水食料石炭缺乏の品を、日本人にも調候丈は給候爲め渡来の儀差免し候。尤、下田港は約條書面調印之上、即時にも相開き、箱館は来年三月より相始候事。

給すべき品物値段段書之儀は、日本役人より相渡し可申、右代料は金銀錢を以て可相辯候事。

三、合衆国の船、日本海濱漂着之時、扶助いたし、其漂民を下田又は箱館に護送致し、本国の者、受取可申、所持の品物も同様に可致候。尤漂民諸雜費は、兩國互に同様之

事故、不及償事。

四、(省略)

五、合衆国の漂民其他の者ども、當分下田箱館逗留中、長崎において、唐和蘭人同様、閉籠め、窮屈の取扱無之、下田港内の小島周リ凡そ七里の内は、勝手に徘徊いたし、箱館港之儀は追て取極候。

六、(省略)

七、合衆国の船、右兩港に渡來の時、金銀錢並に品物を以て、入用の品相調候を、差免し候。

八、九、十、(省略)

十一、兩國政府に於て、無據儀有之候模様により、合衆国官吏のもの、下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八ヵ月後に無之候ては不及其儀候。

(註) この第十一条の解釈について日本側は「兩國が駐在を必要と認め、交渉をおこなつたうえで駐在をきめる」と考えていたが、英文では「兩國政府のうち一國がこれを必要と認めた場合」とあるので、それに基づいて一八五六年(安政三年)七月、ハリスは下田にやつてきた。

参考

安政二年五月 下田追加条約調印

八月 イギリスと和親条約を結ぶ

十二月 ロシアと和親条約調印

安政二年十二月 オランダと和親条約調印

(5) 「日米修好通商条約」(一八五八)から

——一八五八年七月二十九日ハ安政五年六月十九日V於江戸調印——

(前略)

第一条 向後日本大君と亞墨利加合衆国と世々親睦なるへし(後略)

第二条 日本国と歐羅巴中ヨーロッパの或る国との間に、もし障さむり起る時は、日本政府の囑まをに應し、

合衆国の大統領、和親の媒となりて扱ふへし

合衆国の軍艦、大洋にて行遇たる日本船へ公平なる友睦の取計らひあるへし、且亞墨利加コンシユルの居留する港に、日本船の入る事あらは、其各国の規定によりて、友睦の計らひあるへし

### 第三条 (前略)

雙方の国人品物を賣買する事總て障りなく其拂方等に付ては、日本役人これに立會はず、諸日本人亞墨利加人より得たる品を賣買し、或は所持する俱に妨なし(後略)

第六条 日本人に對し、法を犯せる亞墨利加コンシユル裁斷所にて吟味の上、亞墨利加の法度を以て罰すへし、亞墨利加人に對し、法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すへし、日本奉行所亞墨利加コンシユル裁斷所は、双方商人逋債等の事をも、公けに取扱ふへし(後略)

第八条 日本にある亞墨利加人、自ら其国の宗法を念し、禮拜堂を居留場の内に置も障りなく、並に其建物を破壊し、亞墨利加人宗法を自ら念するを妨る事なし、亞墨利加人日本人の堂宮を毀傷する事なく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀る事あるべからず



双方の人民、互に宗旨に付ての争論あるべからず、日本長崎役所に於て、踏繪の仕来りは、既に廢せり。(後略)

〔幕末外国関係文書〕二〇・「近代史史料」二二(ページ)

(6) イギリス人、アーネスト・サトウの

「一外交官の見た明治維新」から



アーネスト・サトウ

この書物はイギリスの一外交官アーネスト・サトウ (Sir Ernest Mason Satow) が一八六一年(文久元年)日本在勤の通訳生を拝命してから、一八六九年(明治二年)に至るまでの八年間、日本に滞在して、みずから体験した激動期の日本の記録である。彼は一八四三年六月三十日ロンドンに生まれた。彼はみずからこの本の冒頭に記しているよ

うに十八歳のとき、兄が図書館から借りてきた「エルギン卿のシナ、日本への使節記」を読んで未知の国日本へ憧れるに至り、同年、通訳生試験に合格、一八六二年(文久二年)九月八日横浜に到着、

その後、書記官となり、オールコック公使やパークス公使の秘書として、また片腕として、維新前夜の日本国内を縦横に活躍した。明治二年一応帰国し、翌年再び来朝、明治十六年まで書記官として滞在し、その後、シヤム、ウルグワイ、モロッコの公使を歴任、明治二十八年日本駐割公使として来朝、日英同盟締結の陰の立役者となった。明治三十三年シナ駐割公使となり、三十九年イギリスに帰国し、一九二九年(昭和四年)八月二十六日永眠した。行年八十六歳であった。彼の日本に関する著書、論文は三十数点を数えることができる。

ここに引用したもののうち、前者は、彼個人の意見とはいふものの、当時のイギリスの対日基本政策を示しているものであって、しかも、幕府が存在しているうちに、その存在を否認し、天皇を元首とする諸大名の連合政権樹立を主張し、それが印刷物となって公刊され、とがめられなかったという点で注目すべきものである。

後者は、前者に関連して、日英両国語の訳語に苦勞した一例を示すものである。(梶村)

私はある機會から、「ジャパン・タイムズ」のチャールズ・リックカービィと一緒に數日間の旅行をやつたが、そんなことからリックカービィと懇意になり、私のつたない原稿を彼の新聞へ寄せることを許された。その最初の寄稿は、日本国内の旅行記だったが、

やがてある事件が起こるや、私は政治問題について執筆する氣になつた。こういうことは、はなはだ規則を無視したもので、實によくない行爲であることは言うまでもないが、そんなことには私はほとんど無頓着むとんちやくだつた。

薩摩の貿易船が一隻この横濱の湾内へ入つてきたが、日本側の當局は、外国人の社會とこの船の人々との交際を防ぐために、神奈川寄りのはるか遠くに碇泊するように命じた。私はこの問題を採りあげ、大君ダイクワンと締結した条約が不満足なものであることを述べた。その条約は外国人との貿易を大君ダイクワンの直轄地の住民にだけ局限して、この国の大部分の人々を外国人との交渉から斷ち切るものであつた。そこで私は、条約の改正と日本政府の組織の改造とを求めたのである。私の提案なるものは、大君ダイクワンを本来の地位に引き下げて、これを大領主の一人となし、天皇イカドを元首とする諸大名の連合體が大君ダイクワンに代わつて支配的勢力となるべきである、というのであつた。それ以来私は、現存の条約の改良と修正について、いろいろの提言をするようになった。阿波侯アワ（なりひろ 訳注蜂須賀齊裕）の家臣である沼田寅三郎という、いくらか英語を知っている私の教師に手傳つてもらつて、これらを日本語に翻譯し、パンフレットの形で沼田の藩主の精讀に供したところ、それが寫

本されて方々へ廣まつた。その翌年、私が旅行の際に會つた諸大名の家臣たちは、この寫本を介して私のことを知っており、好意をよせてくれた。しまいには、その日本文が英人サトウの「英国策論」、すなわちイギリスの政策という表題で印刷され、大坂や京都のすべての書店で發賣されるようになった。これは、勤王、佐幕の両黨から、イギリス公使館の意見を代表するものと思われた、そんなことは、もちろん私の關知するところではなかつた。私の知つたかぎりでは、このことが長官の耳に入つたことはなかつたようだが、その後一八六八年（訳注 明治元年）の初めに樹立された新政府とイギリス公使館との關係に、その影響が無いでもなかつたことは充分に想像されよう。同時に、大君タイクニンの政府が存續していた間は、政府がそのために多かれ少なかれ「疑惑」の目をもつて私たちを見ていたことは、疑いもない事實である。

（岩波文庫本・上卷一九七一—一九八ページ）

一八六六年秋に横濱の領事館から公使館へ轉じて来てから、私が新しい長官（訳注 ハリー・パークス公使）のお役に立つことができた最初の仕事の一つは、条約文の用語に關す

るものだった。英文では、大君ダイクニンの場合は“His Majesty”（陛下）の敬稱が用いられて、わがイギリスの女王と同格におかれていた。しかし、日本語の訳文では、これは「ハインス」と同意義の「殿下」となっているので、大君ダイクニンとイギリスの女王を同格とすれば、イギリスの元首は天皇イカドよりも下位に立つことになるわけだ。のみならず、“queen”という言葉は、天皇イカドの曾孫にあたる女性の称号と同じ「女王」という言葉に譯されていた。そこで私は、日本語の新しい譯語をつくることを提案した。そして、その案では、“Majesty”にそれ相當にふさわしい日本語の同義語をあて、“Queen”の方はローテイ（皇帝）という譯語を用いるというのであった。皇帝という語は、すべてのシナ・英語辭典には普通“Emperor”と訳されており、實際上「至上の君主」を意味し、男女の両性にあてはまるのである。こうした新しい訳語をつくる仕事が私の手にゆだねられた。私は自分の教師の助けをかりて、一か月ばかりでどうやら正確な譯語をつくり上げ、それが採用されて、公式に用いられるようになった。そして、それは天皇イカドを日本の君主と認め、大君ダイクニンをその代行者リユニケナントと認めるといふ新しい政策の基調となつたのである。また、私は書物を讀むことによつて、大君ダイクニンという言葉は本来天皇イカドと同義語であることをも知つたので、

日本政府とわが方との間の通信文には「大君」という語の使用をやめてしまった。もつとも、混乱をきたさないようにするため、外務省との通信文書においてはそのままにしておいたが、最も重要な成果は、天皇が条約締結の権能を有するという政治理論を、従来よりも一段とはつきりさせたことであつた。条約が天皇の承認を得られなかつた間は、われわれは公認された地位を有しなかつたのであるが、天皇の条約批准を得てからは、諸大名の反対には何らの論據もなくなつたのである。

(同書二〇五—二〇六ページ)

### (7) 黒沢翁満の「ケンプエル『刻異人恐怖伝』論」から

国学者・黒沢翁満おきなまろうの論文で、その題意は「異人恐怖伝の出版について」ともいうべきもの。嘉永三年(一八五〇)に同人が校訂刊行した「異人恐怖伝」の巻末に収めてある。

これより先、エンゲルベルト・ケンプエル (Engelbert Kaempfer) は一六九〇年から九二年の間、蘭領東印度会社の医師として長崎に在勤し、江戸にも出張し、日本の研究を続けたが、その成

果は死後、一七二七年にロンドンで英文で出版された。

一八〇一年になって、長崎の通訳・志筑忠雄は、同書のうちから鎖国の可否を論ずる部分を抄訳し「鎖国論」と名づけて公けにし、爾来その写本が行なわれていた。（弘化年間に幕府の事業として全篇を訳したという）

翁満は、その写本数本を校訂し、かつ「鎖国論」を「異人恐怖伝」（外国人が日本を敬っているの意）と改題して刊行した。

本書の引用の第一項は「刻異人恐怖伝論」（翁満自身の論文）であるが、第二項以下に「異人恐怖伝」（ケンプエル原著、翁満校訂）の一部を添えることにした。資料は共に大正三年国書刊行会発行「文明源流叢書」第三によったが、ケンプエルの鎖国論は、昭和四十一年復刻刊行の「異国叢書第十一、二巻（雄松堂）の「ケンプエル江戸参府紀行」にも収められている。

尚ケンプエルの原著の記念碑が大正十一年東海道箱根芦ノ湖畔に建てられているので、それを次節(8)に掲げておく。

①——（黒沢翁満の文）

一、今世、西洋舶来の書とて、人々争ひて持榮もてはやす、かの国風に魂を奪はるゝ書の類には

あらで、此書は蘭人ケンブルが口より、正しく我大日本の国風を、天下に比類なく善き  
国風なりと讃稱へ、又御国人の強きことを、是も天下に比類なしと怖れ稱へたる書な  
り、外国人の眼よりも、さばかりに見ゆる御国に生れて、却て彼が虚飾の威に惑されて  
恐るゝは、愚昧おろかに遺憾くちをしき限ならずや、予按あんずるに、蘭学類に行はるゝに就ては、其学せざ  
る者まで、西洋風深く心に染着きて、何事も彼を勝れりと思ひ、眞似し羨む今世の俗習  
なれば、さる輩の耳には、いかやうに論解いひとぎても、容易たやすく所念おもひを翻かたはらすものにはあらず、況ま  
て皇国学する輩などのいふ事は、不負魂まけじだましひぞと心得て、なか／＼に傍かたはら痛いたき事にさへ思ひ  
言ふめり、然るに是は蘭人のいへることなれば、疑ふ者なく、此上もなき證據にして、  
御国の勝れて強く尊く、萬の国に秀すぐたる事を、今の人ひとに悟らしむるには、此證據おとこに及およぶ  
のなければ、此度世に廣くなしたるなり、是を見是を味ひて、国恩の有難く辱はき事を辯  
へ知り和魂の鎮ともなる由あらば、大いじき幸といふべし、さて、此書、蘭人ケンブルが  
記かけるベンケレイヒンギ・ハン・ヤツパン（日本志といふ意なりとぞ）といふ書の中より抄出し  
て、長崎の訳語家志筑忠雄が翻譯したるなり（中略）今又更めて異人恐怖傳なづと号なづけつ。



②——(ケンブエルの文)

日本人に一箇の氣象あり、これを名けて膽氣なりとやいはむ、英氣なりとやいはん、讐敵の爲に打敗られ打負たる時、または怨を得て報ゆること能はざる時にいたりて、精神泰然として、みづから強手を加ふること(編注、自刃すること)難しとせず。

(同書 一九〇ページ)

③——(同)

凡そ日本人の其の大概をいはず、戰場に在りて謹審・勇敢・謀略虧くる処なく、軍法に在りて次序乱るゝ事なく、將帥の命を聴きにおいて、悦び進みて其宜そのきを失なふことなし、是等の事我既に信受し、人にも知らしめむと欲する処にして、後世に至らば自然に天下に明白なるべきものなり、されば日本人を畏れ重んずべきことなるべし、国家太平を受くるの久しき、靜謐を得るの甚しき、今の時の如くなるも、他の諸国の多くは、是によりて懶惰怠慢懈弛遲重の弊を生じて、漸にして轉じて怯懦の風俗となるの恐ある類

にはあるべからず、其故は其人常に高名なる古人の大功美勲の事を服膺して、戰場に勇むの烈しき志、名及び名譽を好むの懇なる心を養育すること甚親切なり、其子を育するにも、剛と勇とをもて第一の重き教訓として、力を竭して幼心に銘刻するをもて意とせりと見えたり

(同書 一九三ページ)

④——(同)

日本人能く勤勵し、又能く艱難に習へり(略)然れども其人大に禮儀作法を悦びて、極めて其身を清くし、衣服を純粹にし、家屋を精密にす。

日本人をば怯懦なる支那人の後たりと想はんは、實に其理に當らざる事近し。

(同書 一九四ページ)

(8) ケンプエルの「箱根の建碑」(建設者不詳)の碑文

西暦千七百二十七年<sup>中御門天皇</sup>享保十二年四月廿七日倫敦に於て出版せられたる「ケンピア」(ケンプエル)氏著「日本歴史序文」に曰く

本書は隆盛にして強大なる帝国の歴史なり本書は勇敢にして不屈なる国民の記録なり其人民は謙讓勤勉敦厚にして其拠れる地は最も天恵に富めり

新旧両街道の會合する此地點に立つ人よ此光榮ある祖国をば更に美しく尊くして卿等の子孫に傳へられよ

大正十一年十月吉日

箱根にて

## (五) 公武合体関係の資料について

遠ざかる都とすればたびごろも一夜のやども立うかりけり

住み馴れし都路出でて今日いく日いそぐもつらき東路のたび

文久元年（一八六一）十月、孝明天皇皇妹・和宮はすでに婚約のあった有栖川宮熾仁親王との縁をさかれ、第十四代將軍徳川家茂に御降嫁された。これは老中・久世・安藤政権が、公武合体による幕権強化の策に出たためであった。公武合体とは、朝廷の権威をもって、幕権を保持・強化しようとしたものであるが、すでに大老・井伊直弼の政策の中にも、皇女御降嫁のことがあった。しかし、朝廷は井伊の外交問題の処置を不満とせられ、幕府及び水戸藩に、勅諭を下して井伊に不信任を示され、朝廷側から、独自の公武合体の意を表明された。この水戸藩への密勅は、幕府を刺激し、安政大獄を惹き起す因となり、逆に井伊大老暗殺の桜田門外の変へと流れて行く。次いで幕政の権を担当した久世・安藤は、皇女御降嫁による公武一和Ⅱ公武合体を策し、孝明天皇に攘夷の可能性をほのめかせたり、七、八年から十カ年のうちに条約廃棄か、外国を打ち払うか、何れかの方法を

とることを敢て誓つたりした。天皇は和宮に代ふるに、皇女壽萬宮（前年の安政六年生まれ）の御降嫁を幕府に交渉されたが、幕府の受けるところとならず、遂に和宮御降嫁が実行に移されることになった。他に、公武合体論としては、長州藩の長井雅楽の「航海遠略策」（文久元年）や島津久光、横井小楠のものがある。

### (1) 朝廷側からの公武合体論

「戊午の密勅」——安政五年八月八日（一八五八年）——

先般墨夷假条約無餘儀二次第二而於三神奈川一調印使節江被渡候儀、猶又委細間部下總守上京被及言上二之趣候得共、先達而勅答諸大名衆議被聞食一度被仰出候詮茂無之、誠皇国重大之儀調印之後言上、大樹公叡慮御伺之御趣意茂不相互、尤勅答之御次第二相背、輕卒之取計、大樹公賢明之処有司心得如何與御不審被思召候、右様之次第二而者蠻夷之儀者暫差置、方今御国内之治乱如何與更ニ深被惱叡慮候、何卒公武御實情

を被<sub>レ</sub>盡御合體永久安全之様ニ與偏被<sub>ニ</sub>思召<sub>ニ</sub>候、三家或大老上京被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>候処、水戸尾張兩家愼中之趣被<sub>ニ</sub>聞食<sub>ニ</sub>、且又其餘宗室之向ニ茂同様御沙汰之由茂被<sub>ニ</sub>聞食<sub>ニ</sub>及候、右者何等之罪狀ニ候哉難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>計候得共柳營羽翼之面々當今外夷追々入津不<sub>ニ</sub>容易<sub>ニ</sub>之時節既<sub>ニ</sub>人心之歸向ニ茂可<sub>ニ</sub>相拘<sub>ニ</sub>旁被<sub>レ</sub>惱<sub>ニ</sub>宸衷<sub>ニ</sub>候、兼而三家以下諸大名衆議被<sub>ニ</sub>聞食<sub>ニ</sub>度被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>候者、全永世安全公武御合體ニ而被<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>叡慮<sub>ニ</sub>候様被<sub>ニ</sub>思召<sub>ニ</sub>候儀、外虜斗之儀ニ茂無<sub>レ</sub>之、内憂有<sub>レ</sub>之候而者殊更深被<sub>レ</sub>惱<sub>ニ</sub>宸襟<sub>ニ</sub>候、彼是國家之大事ニ候間大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有<sub>レ</sub>之、誠忠之心を以得與相正シ、国内治平公武御合體彌御長久之様徳川御家を扶助有<sub>レ</sub>之、内を整外夷之侮を不<sub>レ</sub>受様ニ與被<sub>ニ</sub>思召<sub>ニ</sub>候、早々可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>商議<sub>ニ</sub>勅諭<sub>ニ</sub>之事。

註 安政五年、戊午の年に、非公式の形でだされたので「戊午の密勅」とよばれる。

〔水戸藩史料〕

## (2) 和宮の御降嫁問題

——萬延元年五月、(一八六〇年)——

蠻夷之儀ニ於而者、いつく迄も御不同心ニ思召候との儀、是又御尤至極ニ奉レ伺、於ニ關東ニも大樹公御始、御政務ニ携リ候者共、一人も外夷之交易ヲ好ミ候者ハ無レ之候儀、只々今日之場合懇ニ貿易を願候儀ニ付、無法ニ此方ヨリ加ニ征討ニ候訳ニモ無レ之、無ニ餘儀ニ御猶豫中ニ相成居候儀ハ、一昨年已來度々申上、御叡知被レ遊候御事と奉ニ存上ニ候。必竟御縁組之儀も、第一御国内之人心一致為レ致、追々防禦之方嚴重之御備ニ可ニ相成ニとの深重御趣意之邊ニも御座候間、右之邊深く御勘考被レ遊被レ下、何卒御整ニ相成候様、伏而奉レ希候事。

〔九条尚忠公記〕・「維新史 第二卷」七六六ページ〕

(3) 老中連署の攘夷奉答書(万延元年七月)

(前略)今度御縁談之御事元來不承知ニ者不レ被レ為レ有、公武之御間柄ニ於而も御一和之上御一和ニ而御悦可レ被レ遊と之御沙汰、先以難レ有思召之処乍レ恐感佩<sup>かんぱい</sup>仕候、乍レ併兼々

每度被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候通夷人居候地江御縁組之御事衆心も動搖可<sub>レ</sub>致哉、且蛮夷之儀者阿ク迄も拒絶ニ相成候様と之御念願故三社江幣使ヲ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>立候程之御事、並當御代ヨリ蛮夷和親始り候而者被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>神宮御始先帝<sub>一</sub>御申訳無<sub>レ</sub>之、是而已日夜深ク御心痛被<sub>レ</sub>遊、別而先帝皇女夷人徘徊之土地へ御縁組ニ而ハ實ニ以恐多思食候、(中略)蛮夷拒絶之儀御沙汰之趣ニ而ハ只今打拂ニモ可<sub>レ</sub>仕様之思召哉ニも奉<sub>レ</sub>伺候得共、右五蛮貿易之一条ハ一時之願立ニ而差免候と申ニも無<sub>レ</sub>之、兼々言上仕置候通り、先年ヨリ右掛リ之者共段々心配仕彼力願意追々取縮メ漸ク今日之場合ニ定約相成候処、唯今無法ニ打拂等仕候訳ニ而ハ假令夷狄ニ候共一昨年御猶豫被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>一条約も相濟只今手之裏ヲ返シ候様之御所置相成候而者名節ヲ失シ實ニ神國之御義も難ニ相立<sub>一</sub>却而御國威ヲ被<sub>レ</sub>失候次第ニモ可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉、其上前条ニモ申上候通り御國內十分ニ一致不<sub>レ</sub>致内ニ外患相發候而者其拳ニ乘シ内乱も可<sub>レ</sub>生外夷亦其拳ニ乘シ可<sub>レ</sub>申、内外一時之擾乱相成候而者實ニ御取纏メ之御見据も無<sub>レ</sub>之、旁以即今動<sub>二</sub>干戈<sub>一</sub>候時節ニハ無<sub>レ</sub>之候付一昨年も段々申上御納得御猶與相成候儀ニ而其後迎<sub>レ</sub>モ於<sub>二</sub>關東<sub>一</sub>種々様々御心配御工夫被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>有候事にて御猶豫タリ共一寸も油断不<sub>レ</sub>仕、實ニ只今軍艦銃炮製造真最中ニ而決而懈怠致シ居候儀ニ而更ニ無<sub>レ</sub>之、追々衆議ヲ盡シ



運ニ計策ニ候処、當節ヨリ七八ヶ年乃至十ヶ年モ相立候内ニハ是非是非以ニ應接ニ引戻シ候乎、又ハ振ニ干戈ニ加ニ征討ニ候乎、其節之御所置方ニ至リ候テハ品々御廟算モ有レ之儀ニ而前以ケ様と取極メ申上候儀ニ難レ致、尤謀略ハ以レ密為ニ良計ニ候事ニ而臨期應變之御所置ニ無レ之而者始終之勝利不レ全ニ付預メケ様と難ニ申上ニ候得共、何レニモ其節ハ屹度叡慮ヲ被レ為レ立御安心ニ相成候様之御所置ニ可ニ相成、右凡之年限ハ申上候得共夫迄ニモ万一彼ヨリ兵端ヲ開キ候乎、又ハ背ニ条約ニ候乎、又ハ御国制ヲ犯シ候様之儀於レ有レ之ハ御所置ニ相成候様一同ニモ精々勘考罷在候、右御運ヒニ相成候も国内致ニ一致ニ候義第一之手始ニモ御座候間呉々御厚察被レ為ニ成下ニ御速ニ御許容ニ而御縁組御整ニ相成候様偏奉ニ願上ニ候。(後略)

〔九条尚忠公記〕—九条尚忠文書・「近代史史料」二五ページ〕

(4) 和宮に代ふる壽萬宮降下の朝廷側の意向（万延元年八月十三日）

（前略）右之次第故、色々所望之儀ハ於ニ關東ニモ勘考呉候儀、只斷とのミ難ニ申出ニ候儀、實ニ一和之上ニ一和ト悦居候申斐も無レ之、關東へハ失ニ信義ニ候間、一向急キ申候儀なれ

ハ、壽萬宮ニテハ如何哉。幼年ニ而不レ好哉。一人之女子故少々ハ哀憐モ加リ候得共、公武一體一和之儀、夫ニ者難レ替、為ニ天下之ニ候得者、尤可レ及ニ熟談、早々内定ト存候。夫も不レ整、且和宮も堅ク理ト相成候ハ、實々無ニ致方、對ニ關東ニ失ニ信義ニ候訳柄故、一決候儀も有レ之候。

〔九条尚忠公記〕・「維新史 第二卷」七七四ページ

附  
錄 II、  
參  
考  
年  
表



## 附録Ⅱ、日本思想の系譜「参考年表」

### 凡 例

一、この年表は、この「日本思想の系譜—文献資料集—」の上巻・中巻計三冊を読む時の参考にするために作ったものである。主として作者の生存年代や、文献（著書）が成立した年代を明示して、その前後の脈絡を想像してみたり、また欧米アジア諸国の同時代人やその著書と比べてみたりするためのものである。一方、文献・文章の理解は、その文章・文献の生れ出た時代の背景を知る必要がある。重大な政治的事件や文化的事実についても記載した。

一、推古天皇以降明治天皇まで御歴代天皇の御名をかかげたのは、別して、本書の「歴代天皇の御歌」を読む場合の参考のためである。御名前も知らなかった天皇の御製の歌に感動して、その天皇の時代に想いを馳せようとする時、この年表は多少参考になるはずである。御名の右の漢字数字は御即位（称制を含む）年代を西暦で示したもの、御名の下のアラビア数字は御歴代数である。

例えば

とあるのは、西暦五九二年即位、第三十三代の推古天皇という意味である。称制の場合は即位に含めて示した。女帝の場合はその旨を括弧内に示した。この即位年代は、中央公論社「日本の歴史」別巻5「年表」に拠った。践祚の場合を含むものであろう。「〇〇天皇」と申上げるべき「天皇」を省略するのは好ましくないが、年表表示の都合によって一般の例にならったのである。「推古天皇の摂政聖徳太子が云々」というべきところを歴史家はよく「推古の摂政聖徳が云々」という語法を使うが賛成できない。文章に書いたり口にしたる場合は「〇〇天皇」とすべきである。

一、この年表は主として中央公論社発行の「世界の歴史」別巻年表と同社の「日本の歴史」各巻末年表および別巻年表とに拠ったが、その他にも文学史年表を参照した。それぞれの著者に謝意をささげる。事項の選択に手落ちがあれば、それは編者の責である。

一、記載事項中書名はかぎ括弧で囲み、ゴチックで示した。書物の成立は、着稿、完成、発表、刊行のそれぞれによって年代がちがうが、統一して示すことができなかつた。刊行、着稿、脱稿、上演などの年代の明らかな場合はその旨記載した。絵画、音楽等についてはゴチックにしない。

一、本稿は国武忠彦・山内健生・小田村静代さんほかの協力を得た。記して謝意を表する。(夜久)

日本思想の系譜「参考年表」

7 世 紀		世紀
六四二	六二九 舒 明 34	西曆 第何代 天皇
	五九三 聖徳太子、攝政と なる 六〇四 聖徳太子の「憲法 十七条」成立 六〇七 法隆寺創建 六一五 この頃聖徳太子の 「三経義疏」成る 六二〇 「天皇記」「国記」 等を撰す 六二二 聖徳太子薨去 六二八 推古天皇崩御 六二九 舒明天皇即位 六三〇 遣唐使はじまる	日 本
六四二 ササン朝ベルシャ がイスラムに滅ぼ	六三三 マホメット没 六四〇 孔穎達ら「五経正 義」を著す	アジア諸国
	六二二 回教暦紀元元年 六二四 唐で均田制が施行 され、租庸調の税 法が定められる 六二九 玄奘のインド旅行 六二七 ニネヴェの戦い、 東ローマがベルシ ヤに大勝	欧米諸国

紀 世 7

皇極 35

(女帝)

六四五

孝徳 36

六四五 大化改新

六四九 八官八省を置く

六五五

齊明 37

(女帝)

六六一

天智 38

六六三 白村江の戦

六七二

弘文 39

六六七 大津京に遷都

六七二 壬申の乱

都を飛鳥に遷す

六七三

天武 40

六八六

持統 41

(女帝)

六九四 藤原京に遷都

六九七

文武 42

される、サラセン人エジプト征服

六四六 文英「大唐西域記」

六四九 唐の高宗、即位

六六三 唐、新羅と連合して百済を滅ぼす

六六八 唐、新羅と連合して高句麗を滅ぼす

六七〇 サラセン人、北アフリカに侵入

六七七 新羅、朝鮮半島統一

六九八 渤海国ができる

七〇七  
元明 43

七〇一 大宝律令

七〇九 柿本人麿この頃没



8 世 紀	
(女帝)	七二〇 平城京に遷都
	七二二 「古事記」成る
	七二三 「風土記」編纂の 発令
	七二〇 「日本書紀」成る
七二五 元正 44	
(女帝)	
七二四 聖武 45	
七四九 孝謙 46	七五一 奈良時代の漢詩集 「懷風藻」成る
(女帝)	七五二 東大寺大仏開眼
	七五四 鑑真、唐から来朝
七五八 淳仁 47	七五九 この頃までの歌 「万葉集」
七六四 稱徳 48	七六五 道鏡、太政大臣と なる
(女帝)	七六一 李白、没(七〇一)
	七五五 安祿山の反乱
	七六一 李白、没(七〇一)
	七六六 バグダードがサラ センのアドパース 朝の都となる
	七六一 唐の玄宗、即位
	七三一 ツール・ポアテイ エの戦・キリスト 教軍が回教軍の侵 入を防ぐ

9 世紀

七七〇  
光仁 49

七八一  
桓武 50

七八一 桓武天皇即位

七八八 最澄、延暦寺創建

七九四 平安京に遷都

七九七 「続日本紀」成る

八〇五 最澄、天台宗をは  
じめる

八〇六 空海、真言宗をは  
じめる

八〇七 齋部広成「古語拾  
遺」

八一六 高野山金剛峯寺創  
建

八一九 最澄「山家学生式」

八二八 空海「綜芸種智院  
式」

八四〇 「日本後紀」

七七〇 杜甫、没(七二二)

七八一 大秦景教流行中国  
碑建つ

スマトラのシュリーヴィ  
ジャヤ王国の最盛期

八〇六 白居易「長恨歌」

八一六 白居易「琵琶行」

七七一 カール大帝が全フ  
ランク王国の単独  
統治者となる

ラ  
ンク  
王  
国  
の  
単  
独  
統  
治  
者  
と  
な  
る

八〇〇 チャールス、西ロ  
ーマの皇帝となる

八一四 チャールス大帝没

八二九 エグバードのイン  
グランド統一

エ  
グ  
バ  
ー  
ド  
の  
イ  
ン  
グ  
ラ  
ン  
ド  
統  
一

八四三 フランク王国三分  
(ベルダン条約)

フ  
ラ  
ン  
ク  
王  
国  
三  
分  
(  
ベ  
ル  
ダ  
ン  
条  
約  
)

10 世紀	9 世紀
	<p>八五八 清和 56</p> <p>八七六 陽成 57</p> <p>八八四 光孝 58</p> <p>八八七 字多 59</p> <p>八九七 醍醐 60</p>
<p>九〇〇 菅原道真「菅家文草」</p> <p>九〇一 菅原道真左遷さる</p> <p>九〇三 菅原道真「菅家後集」</p> <p>九〇五 「古今和歌集」</p>	<p>八五八 藤原良房、摂政となる</p> <p>八六九 「続日本後紀」</p> <p>八七九 「日本文徳天皇実録」</p> <p>八八七 藤原基経、関白となる</p> <p>八九二 菅原道真「類聚国史」</p> <p>八九四 遣唐使廃止</p>
<p>九〇七 唐滅ぶ五代十国時代はじまる</p> <p>九一六 契丹の建国</p>	<p>八七四 サーマン朝イラン成立</p>
<p>九一一 ノルマンディ公国が成立(フランス)</p>	<p>八五六 (デーン人)ヴァイキングのイギリス侵入最高潮になる</p> <p>八七〇 フランク王国、完全に三分裂(メルセン条約)</p>

10 世 紀

<p>九八六 一 條 66</p>	<p>九八四 花 山 65</p>	<p>九六九 円 融 64</p>	<p>九六七 冷 泉 63</p>	<p>九四六 村 上 62</p>	<p>九三〇 朱 雀 61</p>
<p>一〇〇〇 清少納言「枕草子」 この頃成る 一〇〇八 紫式部「源氏物語」</p>	<p>九八五 惠信僧都（源信） 「往生要集」</p>	<p>九七四 藤原道綱の母「蜻蛉日記」この頃成る</p>			<p>九二七 「延喜式」 九三五 紀貫之「土佐日記」 九三九 平将門・藤原純友の乱</p>
				<p>九六〇 宋、建国</p>	<p>九三五 新羅滅び、高麗おこる</p>
				<p>九六二 オットーが神聖ローマ帝国皇帝になる（ドイツ）</p>	<p>九一九 ドイツにザクセン朝成立</p>

11		世		紀	
一〇六八 後三條 71	一〇四五 後冷泉 70	一〇三六 後朱雀 69	一〇二六 後一條 68	一〇二一 三條 67	
	一〇六一 前九年の役		一〇一九 刀伊の侵入	一〇二〇 同「紫式部日記」	この頃成る
	一〇五三 平等院鳳凰堂が完成する		一〇二七 藤原道長、太政大臣となる		
	一〇六〇 菅原孝標の女「更級日記」				
一〇六九 王安石の新法開始	一〇六〇 歐陽脩「新唐書」			一〇〇九 安南に李朝の大越が建国	
一〇六六 ノルマンディ公のイングランド征服	一〇五四 ローマ・カトリック教会とギリシャ正教会とが最終的に分離する		一〇二八 デンマーク王カヌートのデンマーク、ノルウェーの統治		

12 世 紀

1072  
白河 72

1086  
堀河 73

1077  
鳥羽 74

1133  
崇徳 75

1141  
近衛 76

1155  
後白河 77

1077 源隆国、没  
「今昔物語」これ

以後。同「大鏡」

1083 後三年の役

1086 院政の開始

1115 金(1133-1141)  
建国

1125 遼、滅ぶ

1126 中尊寺金堂成る  
1132 平氏の勃興

1156 保元の乱

1082 蘇軾「赤壁賦」  
1084 司馬光「資治通鑑」

1093 ポルトガル伯領創設  
1096 第一回十字軍出発

1120 この頃パリ大学創設

1140 ポルトガル王国成立

1147 第二回十字軍

12		世		紀	
一一九八 土御門 83		一一八四 後鳥羽 82	一一八〇 安 德 81	一一六八 高 倉 80	一一六五 六 條 79
一一九八 法然「選撰本願念 仏集」 榮西「興禪護国論」	一一九二 頼朝、征夷大將軍 となり、鎌倉幕府 を開く	一一九一 この頃運慶・快慶 ら活躍	一一九〇 西行没「山家集」	一一八五 東大寺再建、大仏 開眼、平氏滅亡、 安徳天皇入水	一一七五 法然の浄土宗おこ る
					一一五九 平治の乱
					一一六七 平清盛、太政大臣 となる
					一一八二 パリのノートルダ ム寺院が完成
				一一八九 第三回十字軍 イギリス王リチャ ード一世	

13 世 紀

一二一〇 順徳 84

一二二一 仲恭 85

後堀河 86

一二三二 四條 87

一二四二 後嵯峨 88

一二四六 後深草 89

一二〇五 「新古今和歌集」

一二二二 鴨長明「方丈記」

一二二三 源実朝「金槐和歌集」成る

一二二九 源実朝暗殺される

一二三〇 慈円「愚管抄」

一二三〇以前「平家物語」

一二三一 承久の乱

一二三四 親鸞「教行信証」

一二三七 道元が宋から曹洞宗を伝える

一二三二 「御成敗式目」制定

一二三九以前「後鳥院御口伝」

一二五三 道元「正法眼蔵」

一二五四 橘成季「古今著聞集」

一二〇六 テムジンがモンゴ

ルを統一、デング

スカンと称する

一二二九 デングスカンの西

征

一二〇〇 十三世紀のはじめ

の歌「一二一ベルンゲン

の歌」

一二一五 イギリス王ジョン

がマグナ・カルタ

に署名する

一二四〇 モンゴル軍がキエ

フを占領する

一二四一 北ドイツにハンザ

同盟成立



		13 世 紀				
後醍醐 一三二八 96	花 園 一三〇八 95	後二條 一三〇一 94	後伏見 一二九八 93	伏 見 一二八七 92	後宇多 一二七四 91	龜 山 一二五九 90
				一二八三 無住「沙石集」	一二七四 文永の役	一二七二 日蓮「開目抄」
				一二八一 弘安の役	一二六六 これ以後「吾妻鏡」	一二六〇 日蓮「立正安国論」
					一二六二 親鸞没、没後まもなく唯円「歎異抄」成る。親鸞夫人「惠信尼の消息」	
					一二七一 モンゴルが国号を元とし、都を北京に移す	
				一二七五 マルコ・ポーロ「元」の主都「大都」に来る		
					一二七〇 第七回十字軍	
					一二六五 イギリス議会の成立	
		一三〇四 ダンテ「神曲」(?二二)		一二九九 マルコ・ポーロ「東方見聞録」(はじめに日本を紹介した)		
				オスマン・トルコ成立		

一三八三  
後龜山  
99

一三六八  
長慶  
98

一三三九  
後村上  
97

一三三三 虎関師鍊「元享積書」

一三三三 鎌倉幕府倒れる兼好「徒然草」

一三三四 建武の中興

一三三六 後醍醐天皇吉野に移る(南北朝対立)

一三三八 足利幕府成立

一三三九 北畠親房「神皇正統記」

夢窓国師、西芳寺庭園をつくる

一三四九 「梅松論」

一三五六 二条良基「菟玖波集」撰

一三六八 足利義満、將軍となる

一三七一 この頃「太平記」

一三七八 この頃「増鏡」成る

一三八一 宗良親王「新葉和歌集」

一三五〇 シヤムにアユティ

ア王朝おこる(一七六七)

一三六八 元滅び、明がおこる(一六四四)

一三六九 蒙古民族のチムール帝国成立

一三八〇 チムール軍、ベルシヤに侵入

一三四一 イギリスに二院制はじまる

一三四八 ブラハ大学創設  
一三五三 ボッカチヨ「デカメロン」

15 世紀		
<p>一四六四 後土御門 103</p>	<p>一四二八 後花園 102</p>	<p>一三九二 後小松 100</p>
<p>一四七二 蓮如、越前吉崎に</p> <p>一四六七 応仁の乱</p> <p>一四五七 太田道灌、江戸城を築く。蓮如が本願寺八代法主となる</p>	<p>一四二八 「義経記」この頃成る</p> <p>一四三九 足利学校整備される</p>	<p>一三八五 宗良親王「李花集」</p> <p>一三九二 南北朝合一</p> <p>一三九七 金閣寺成る</p>
	<p>一四一八 安南の独立戦争</p>	<p>一三九二 高麗が滅び、李氏朝鮮がおこる(一九一〇)</p> <p>一三九八 チムール軍インドに侵入</p>
<p>一四三二 ジャンヌ・ダルク 火刑</p> <p>一四五三 トルコ、東ローマ帝国を滅ぼす、百年戦争終る</p> <p>一四五四 グーテンベルグ「三一行贖宥状」刊行</p>		<p>一四〇〇 チョーサー「カンタベリー物語」</p>

16 世 紀	15 世 紀
<p style="text-align: center;">一五〇〇 後柏原 104</p>	
<p>一五〇六 雪舟没</p> <p>一五一四 山崎宗鑑「新撰犬筑波集」</p>	<p>一四八八 「水無瀬三吟百韻」 (宗祇・肖柏・宗長)</p> <p>一四九一 加賀一向一揆</p> <p>一四九一 戦国時代はじまる</p> <p>一四九五 宗祇「新撰菟玖波集」</p> <p>一四九九 蓮如没</p> <p>くだり、北陸一 に布教</p>
<p>一五〇〇 ティムール帝国滅亡</p> <p>一五〇二 ヴァスコ・ダ・ガマがコーチ・シナに商館を置く</p> <p>一五〇五 アルメイダがポルトガルの初代インド総督となる</p>	<p>一四九四 羅貫中「三国志演義」</p>
<p>一五〇一 黒人奴隷スペイン領西インドに輸入</p> <p>一五〇六 レオナルド・ダ・ヴィンチ「モナリザ」</p> <p>一五二三 マキャベリ「君主論」</p>	<p>一四八六 バイソロミュー・ディアス、喜望峯発見</p> <p>一四九二 コロンブス新大陸発見</p> <p>一四九八 ヴァスコ・ダ・ガマ、インド航路発見</p>

16		世		紀	
一五五七 正親町	106			一五二六 後奈良	105
一五六〇 桶狭間の戦		一五三七 蓮如の「御文」開板			
		一五四三 ボルトガル商船漂着 鉄砲伝来			
		一五四九 ザビエル鹿児島着			
		一五五三 川中島の戦			
		一五五二 ザビエル広東で没			
		一五五四 明吏、外国伝に倭寇の資料のる			
		一五四六 ルター没		一五二〇 ラファエル没	
		一五四〇 フランシスコ・ザビエルがイエズス会をつくる		一五三四 イギリス教会がローマから分離する	
		一五四三 コペルニクス「地動説」		一五三五 ルター「聖書」独訳	
				一五三六 カルヴィン「キリスト教綱領」	
				ティンダル・英訳聖書刊行	
				一五一七 ドイツ宗教改革はじまる、ルター九カ条の意見書発表	
				一五一六 トマス・モア「ユートピア」	

一五六二 フロイス来日

一五六九 信長、宣教師の京都居住及び布教を許す

一五七三 武田信玄没  
室町幕府倒れる

一五七四 狩野永徳「洛中洛外図屏風」

一五七六 信長、近江安土城に入る

一五七七 南蛮寺が建つ

一五七八 大友宗麟、洗礼を受ける  
上杉謙信没

一五八二 遣欧少年使節出発  
本能寺の変・織田信長没

一五八三 秀吉、大阪城を築く

一五六五 スペイン人のフィリピン征服はじまる

一五七〇 吳承恩「西遊記」  
一五七一 スペイン人、マニラ市建設

一五八三 満州でヌルハチ拳兵

一五六四 ミケランジェロ没

一五七二 聖バーソロミューの虐殺

一五七七 フランシス・ドレークの世界周航

一五八一 オランダ共和国独立宣言

16 世 紀	
	一五八六 後陽成 107
一五八四	ポルトガル船、平戸に来る
一五八五	秀吉、関白となる フロイス「日欧文化比較」
一五八七	秀吉、キリシタンの布教を禁止 聚落第落成
一五八八	秀吉、刃狩り実施
一五九〇	秀吉の天下統一
一五九一	千利休、自殺
一五九二	文禄の役
一五九三	天草版「伊曾保物語」 「勅版古文孝経」 銅活字印刷開版
一五九五	太閤検地終る
一五九六	長崎二十六人聖人殉教
一五九七	慶長の役
一五九八	秀吉没
一五九三	碧蹄館の戦
一五九九	スルハチ満州文字を作る
一五八四	イギリスがバージニアに植民
一五八八	スペインの無敵艦隊がイギリス海軍に敗北 モンターニュ「随想録」
一五八九	フランス、ヘンリ四世即位
一五九七	シェイクスピア「ヴェニスの商人」

一六一一  
後水尾  
102

- 一六〇〇 関ヶ原の役
- 一六〇一 宣教師、国外追放
- 一六〇三 徳川家康、征夷大将軍となり江戸幕府を開く
- 幕府「伊勢法度」制定
- 一六〇九 平戸にオランダ商館ができる
- 一六一〇 太田牛一「信長公記」
- 一六一三 平戸にイギリス商館ができる。支倉常長ローマに出發
- 幕府「邪宗門吟味之事」発令
- 一六一五 豊臣氏滅亡
- 幕府「武家諸法度・禁中並公家衆諸法度」制定
- 一六一六 家康没
- 一六一九 東照大権現、追号の宣命

- 一六〇〇 イギリスの東印度会社設立
- 一六〇二 オランダの東インド会社設立
- 一六〇五 マテオ・リッチ「坤輿万国全図」刊行
- 一六〇七 マテオ・リッチ「幾可学原理」漢訳
- 一六一六 スルハチが後金を建国する
- 一六一七 「金瓶梅詞話」刊行

- 一六〇〇 ジョルダンノ・ブルノーが火刑される
- 一六〇三 イギリス、スチュアート王朝始まる
- 一六〇五 シェイクスピア「ハムレット」初演
- 一六〇九 ガリレイ、天体望遠鏡発明
- 一六一三 ロシアのロマノフ朝（?一九一七）ガリレオ宗裁判を受ける
- 一六一五 セルバンテス「ドンキホーテ」
- 一六一六 シェイクスピア没
- 一六一八 三十年戦争



17 世 紀

一六四三  
後光明  
110

一六二九  
明 正  
100  
(女帝)

一六二一 「川角太閤記」

一六二二 安楽庵策伝「醒睡笑」

一六二八 浜田弥兵衛、台湾に渡りオランダ人を撤退さす

一六三三 奉書船以外の海外渡航と海外の日本人の帰国を禁止「第一回鎖国令」

一六三五 参勤交代の制強化  
一六三六 オランダ人カロン「日本大王国志」

一六三七 島原の乱

一六三九 鎖国の断行完了(清国とオランダを除く)

一六四三 宮本武蔵「五輪書」

一六一九 オランダがジャバアに東インド総督を置く

一六二四 オランダ人台湾占領

一六三〇 山田長政、シヤムで毒殺される

一六三五 後金が蒙古を併合する

一六三六 後金が国号を大清と改める。朝鮮を属国とする

一六二〇 ビルグリム・フア  
ーザーズ北米上陸

一六二八 イギリス議会「権利請願」を成立させる

一六三三 ガリレイ、裁判により「地動説」を放棄

一六三七 デカルト「方法箴説」

一六四二 イギリス内乱(四九)

一六四三 フランス、ルイ十四世即位

紀

一六五四  
後西 III

世

一六六三  
靈元 III

17

一六五一 由比正雪の謀反

一六五七 水戸光圀「大日本史」編集着手

一六五八 佐倉惣五郎没（地藏堂通夜物語）

一六六六 山鹿素行「聖教要録」により赤穂に幽閉さる

一六六八 素行「謫居童問」

一六六九 素行「中朝事実」この頃「ジャガタラ文」

一六七二 熊沢蕃山「集義和書」

一六七三 北村季吟「源氏物

一六六二 清が明を完全にはるぼす  
鄭成功、台湾に拠る

一六四九 イギリス共和制宣言

一六五三 イギリス、クロムウェル護民官となり「統治章典」制定

一六六〇 イギリス王政復活

一六六一 ルイ十四世の親政はじまる

一六六七 ミルトン「失樂園」

一六六九 バスカル「パンセ」ニュートン、微積分法の原理を発見する

17 世 紀

一六八七  
東山  
113

- |      |                                                        |      |                             |
|------|--------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
| 一六八二 | 西鶴「好色一代男」                                              | 一六七九 | 蒲松齡「聊齋志異」                   |
| 一六八四 | 竹本義太夫の竹本座近松門左衛門の「世継曾我」成功將軍綱吉、生類憐みの令。熊沢蕃山「大学或問」の故に禁錮される | 一六八三 | 清が台湾を領有する                   |
| 一六八七 | 元禄元年西鶴「日本永代蔵」刊行<br>契沖「万葉代匠記」初稿成る                       | 一六八二 | ロシア、ピーター大帝即位                |
| 一六八八 | 芭蕉「奥の細道」                                               | 一六八四 | バンヤン「天路歷程」                  |
| 一六八九 | 湯島聖堂及び付属昌平坂学問所設立                                       | 一六八七 | ニュートン「プリンスピア」(万有引力の法則を主張する) |
| 一六九〇 |                                                        | 一六八八 | イギリス「名誉革命」                  |
|      |                                                        | 一六八九 | イギリス議院「権利章典」成立              |
|      |                                                        | 一六九〇 | ジョン・ロック「人間悟性論」              |

一六九一 去来・凡兆撰「猿  
蓑」刊行

一七〇一 新井白石「藩翰譜」  
一七〇二 赤穂浪士四十七士  
の仇討

一七〇四 市川団十郎没  
一七〇七 富士山噴火・宝永  
山ができる

一七〇九 坂田藤十郎没  
一七一一 白石「読史余論」  
一七一五 白石「西洋紀聞」  
一七一六 将軍吉宗の享保の  
改革  
「葉隠」成る

一七二〇 近松門左衛門「心  
中天網島」光圀「大  
日本史」一部完成

一七一六 「康熙字典」完成

一七〇〇 北方戦争（スエー  
デン対ロシア・ポー  
ランド・デンマ  
ーク同盟軍）

一七〇一 プロイセン王国成  
立  
イギリス エール  
大学設立  
ロンドンで初の日  
刊新聞発行

一七〇三 ベテルスブルグ建  
設

一七〇七 イギリスとスコッ  
トランド合併  
グレート・ブリテ  
ン王国成立

一七一一 イスパニヤ継承戦  
争おわる（ユトレ  
ヒト条約）

一七一九 デフォール「ロビン  
ソン・クルーソン

18 世 紀

一七四七 桃 園 116	一七三五 櫻 町 115	一七二二 田中丘隅「民間省 要」	一七二五 若林強齋「神道大 意」	一七二七 オランダ人ケンブ エル「日本歴史」 (ロンドンにて出 版)	一七二八 荻生徂徠没	一七三〇 大道寺友山「武道 初心集」	一七三二 室巢鳩「駿台雑話」	一七三六 荷田春満没	一七四二 荷田在満「国歌八 論」	一七四五 富永仲基「出定後 語」	一七四八 田安宗武「歌体約 言」	一七五三 安藤昌益「自然真 營道」刊	一七三三 清国、キリスト教 禁止	一七二五 「古今圖書集成」 完成	一七三三 イギリスの十三植 民地成立	一七四〇 オーストリア継承 戦争おこる	一七五三 大英博物館創立	一七五三 スウィフト「ガリ バー旅行記」	一七五〇 フランス「百科全 書」の刊行はじま る
--------------------	--------------------	------------------------	------------------------	------------------------------------------------	---------------	--------------------------	-------------------	---------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------	----------------------------	-----------------------------------

一七六二  
後櫻町 117

一七七〇  
後桃園 118

一七七九  
光格 119

一七六〇 賀茂真淵「万葉考」  
山県大貳「柳子新論」

一七六五 柄井川柳撰「柳樽」  
一七六七 山県大貳死罪となる

一七六八 円山応挙「七難七福図」  
上田秋成「雨月物語」

一七七四 建部綾足没

一七七四 杉田玄白ら「解体新書」

一七七五 向井去来「去来抄」

一七七六 八文字屋自笑「役者論語」

一七七八 ロシア船が千島の国後島に來航

一七七九 塙保己一「群書類從」の編集をはじめる

一七七三 東インド会社がイギリス政府の監督下に入る

一七七九 イランにカジャール朝おこる(一七九二)

一七五六 七年戦争はじまる

一七六二 ルソー「エミール」  
「社会契約説」

一七六五 ワットが蒸気機関を改良する

一七七四 ゲーテ「若きヴェルテルの悩み」

一七七五 アメリカ独立戦争はじまる

一七七六 アメリカ独立宣言  
アダム・スミス「国富論」

一七八一 カント「純粹理性批判」

18 世 紀

- 一七八四 与謝蕪村「蕪村句集」
- 一七八六 最上徳内の千島探検。林子平「海国兵談」
- 一七八九 松平定信「物価論」
- 一七九〇 寛政異学の禁
- 一七九一 藤田函谷「正名論」
- 一七九三 高山彦九郎自殺。林子平没
- 本居宣長「玉勝間」
- 一七九六 本居宣長「源氏物語玉の小櫛」
- 一七九七 英船が蝦夷地・室蘭に來航
- 一七九八 本居宣長「古事記伝」脱稿
- 一七九九 宣長「初山踏」

一七八二 「四庫全書」完成

- 一七八三 イギリスがアメリカの独立を承認
- 一七八八 アメリカ合衆国憲法発効  
カント「実践理性批判」
- 一七八九 フランス革命勃発  
「人權宣言」  
ワシントンが第一代大統領になる
- 一七九二 フランス「ラ・マルセイーズ」がつくられる
- 一七九三 ルイ十六世が処刑される
- 一七九六 イギリス人ジェンナーが種痘法発見
- 一七九八 マルサス「人口論」
- 一七九九 ナポレオン執政

- 一八〇〇 伊能忠敬、蝦夷地測量
- 一八〇一 本居宣長没
- 一八〇二 十返舎一九「東海道中膝栗毛」初編刊行
- 一八〇三 松平定信「花月草紙」
- 一八〇五 加藤千蔭「万葉集略解」
- 一八〇八 間宮林蔵の樺太探險
- 一八〇九 「蕪村七部集」「大日本史」続刊
- 一八一二 平田篤胤「靈の真柱」
- 一八一三 広瀬淡窓、「咸宜園」を聞く
- 一八一四 滝沢馬琴「南総里

一八〇二 安南統一、阮朝(?一九四五)樹立

- 一八〇二 ゲーテ「ファウス第一部」
- 一八〇四 ナポレオンがフランス人民の皇帝になる
- 一八〇六 神聖ローマ帝国が滅びる
- 一八〇七 フランス、大陸封鎖をはじめ
- 一八〇七 フィフテ「ドイツ国民に告ぐ」フルトンが汽船を發明する
- 一八一二 グリム兄弟「グリム童話集」
- ナポレオン、モスクワへ遠征
- 一八一四 ウィーン会議



19 世 紀

一八二七  
仁 孝  
120

見八犬伝「?四  
一」

一八二五 杉田玄白「蘭学事  
始」

一八二六 「世事見聞録」

一八二七 英船浦賀に来る

一八二九 小林一茶「おらが  
春」

一八三〇 山片蟠桃「夢の代」

一八二一 伊能忠敬「大日本  
沿海輿地全図」完  
成

塙保己一没

一八二二 塙保己一「正統群  
書類従」完成

一八二三 シーボルト、来日  
(?一九)

佐藤信淵「宇内混  
同祕策」

一八二五 「異国船打払令」  
会沢正志斎「新論」

一八二七 頼山陽「日本外史」

一八一九 シンガポールが英  
人ラッフルズに占  
領される

人ラッフルズに占  
領される

一八二六 英領海峡植民地が  
確立する

スチーブンソンが  
汽車を發明

一八二五 ワーテルローの戦  
ナポレオン退位

一八二六 ドイツはじめての  
憲法

一八二七 リカード「経済学  
と課税の原理」

一八二一 ヘーゲル「法哲学」

一八二二 シューベルト「未  
完成交響曲」

一八二三 ベートーヴェン  
「第九交響曲」  
アメリカ、モンロ  
ー主義を宣言

一八二七 ハイネ「歌の本」  
ユーゴー「クロム  
ウェル」

一八二八 香川景樹「桂園一枝」

一八二九 柳亭種彦「修紫田舎源氏」初編刊

一八三二 香川景樹「古今和歌集正義」

一八三三 為永春水「春色梅児誉美」刊

広重「東海道五十三次」  
天保の大飢饉はじまる

一八三三 大塩中斎(平八郎)「洗心洞罰記」

一八三七 大塩平八郎の乱、没

一八三九 渡辺華山・高野長

英、投獄される  
華山「慎機論」長  
英「夢物語」

一八三〇 七月革命(佛)

ブーシュキン「エヴゲーニイ・オネギン」  
コント「実証哲学講義」  
スタンダール「赤と黒」

一八三一 ベルギー、「永世中立」宣言

一八三五 ゴーゴリ「アラベスキ」  
「ミールゴロド」

一八三七 カーライル「フランス革命史」

19 世 紀

一八四六  
孝 明

121

一八四〇	鹿持雅澄「万葉集古義」	一八四〇	アヘン戦争（清国対イギリス）（清国対イギリス） ジーランド領有	一八四〇	アンデルセン「絵のない絵本」
一八四一	徳川齊昭、「弘道館」開設	一八四二	南京条約。清国、五港を開き香港をイギリスに譲る	一八四一	ゴーゴリ「死せる魂」第一部
一八四二	「異国船打払令」廃止「薪水給与令」	一八四三	広瀬淡窓「告諭五則」 平田篤胤没	一八四二	バルザック「人間喜劇」（四八）
一八四六	「海防の勅諭」幕府に下る 伴信友没	一八四四	メリメ「カルメン」 ヘルムホルツ「エネルギー不滅の法則」 エミリ・ブロンテ「嵐ヶ丘」	一八四五	ドストエフスキ「貧しき人々」
一八四八	伊達宗広「大勢三転考」 アメリカ人ウオーカー「修歳記録」	一八四八	オランダ、バリ島征服	一八四八	フランスに二月革命おこり 第二共和制となる マルクス「共産党宣言」 ミル「経済学原理」
一八四九	藤田東湖「弘道館記述義」				

一八五〇 伴林光平「稲木抄」  
橋本左内「啓發録」  
黒沢翁満「ケンブ  
エル原著」  
「刻異人  
恐怖伝」論

一八五二 アメリカ大統領フ  
イルモリアの「日  
本への国書」

一八五三 米使ベリー、琉球  
浦賀に來航。露使  
プチャーチンが長  
崎に來る  
ベリー來航につき  
井伊直弼の「上書」

一八五四 「日米和親條約」

一八五五 藤田東湖没  
吉田松陰「講孟余  
話」

一八五六 二宮尊徳没

一八五七 著書調所、開校

一八五八 米・蘭・露・英・  
仏と修好通商條約  
締結

一八五〇 洪秀全の太平天国  
の乱

一八五六 アロー号事件おこ  
る(支那)

一八五八 インドが英王直轄  
地となる  
清國、ロシアと「ア

一八五〇 プロイセン欽定憲  
法  
エマーソン「代表  
的偉人論」  
一八五一 デイクエンズ「子供  
の英國史」

一八五三 クリミア戦争(?  
五六)(ロシア対  
トルコ)

一八五五 ホイットマン「草  
の葉」初版

一八五七 フローベル「ボヴ  
アリー夫人」

19 世 紀

一八五九 伴林光平「難解機能重荷」高杉晋作「幕府を諫むるの策」

一八六〇 遣米使節、渡航村垣溪路守「遣米使日記」

一八六一 露船、対馬侵略和宮降嫁

一八六二 坂下門の変寺田屋事件孝明天皇「御述懐一帖」横井小楠「国是三論」高杉晋作「外情探案録」

幕府、オランダに留学生を派遣する

一八五九 イング條約」を、英仏と「天津條約」を結ばさせられる

一八六〇 清国、英仏と「北京條約」を結ばさせられる

一八六二 米人ウォード、「外人兵団常勝軍」創設

ヴェトナムが仏にコーチ・シナ三州を轄讓

一八五九 ダーウィン「種の起源」

デイケンズ「二都物語」

一八六〇 リンカーン、大統領に当選

一八六一 イタリア統一王国成立

アメリカに南北戦争はじまる（一八六一）

一八六二 ユーゴー「レ・ミゼラブル」

ツルゲネフ「父と子」

プロシヤ、ビスマルク首相となる

一八六三 (榎本・津田・西久坂文瑞「廻瀾條議」「解腕痴言」イギリス人アーネスト・サトウ来日「外交官の見た明治維新」「オリエント」)

一八六三 長州藩、下関通過の外船を砲撃高杉晋作、奇兵隊編成、鹿児島砲撃英艦、鹿兒島砲撃天忠組の義挙伴林光平「南山踏雲録」八月十八日政変(七卿落)生野の変

一八六四 池田屋騒動始御門の変、久坂玄瑞没平野国臣没四国連合艦隊、下関砲撃第一回長州征伐佐久間象山没

一八六五 第二回長州征伐平賀元義没

一八六三 上海に共同租界が成立

一八六四 太平天国滅びる

一八六三 南北戦争、ゲッテイスバーグの戦「奴隸解放宣言」が出される

一八六四 「第一インターナショナル」結成「万国赤十字社」創設

一八六五 リンカーン暗殺トルストイ「戦争と平和」

19 世 紀	
明治 一八六七 122	
一八六六 薩長連合成る 慶喜、將軍となる 福沢諭吉「西洋事情」刊行 孝明天皇崩御	一八六七 明治天皇踐祚 高杉晋作没 大政奉還 坂本竜馬・中岡慎太郎没 王政復古の大号令
一八六八 鳥羽・伏見の戦 五ヶ条の御誓文 廃仏毀釈 橋曙寛没 明治改元・東京遷都	一八六九 版籍奉還
一八七〇 庶民の佩刀を禁止 樺太開拓使設置	一八六九 マライに英領海峽植民地成立、イギリス本国政府の直轄領となる スエズ運河開通
一八七一 廃藩置県 岩倉具視らを欧米に派遣	一八六七 仏、カンボジヤの三省を領有、他を保護国とする
	一八六六 メンデル「遺伝の法則」 ドストエフスキー「罪と罰」
	一八六七 マルクス「資本論」第一巻 ノーベル、ダイナマイト發明
	一八六九 アメリカ最初の大陸横断鉄道 ドイツ社会民主労働党結成
	一八七〇 普仏戦争（一七七一） イタリア統一
	一八七一 ドイツ帝国建設（ドイツ統一）

あ　と　が　き

この第三冊目は、当初の予定紙数を約九〇ページ前後オーバーしてしまった。それは一つには、巻頭の「幕末志士の和歌」の作者一人びとりに、人物紹介の解説をつけたことである。志士たちは、その尊い生命を賭して、国事に奔走するさなかに、これらの和歌を詠んだ。それらは、芸術的に見てどんなに劣るものといわれても、作者のいのちの脈動は、まぎれもなく、その三十一文字の中にあふれている。われわれは、その生命の躍動を、人生的価値から高く評価さるべきものと見なした。そして、それらの作者の一人びとりが、どのような一生を送った人たちか、読者諸氏も、きつとお知りになりたいところと想像して、その紹介を加えるのが、編者の責任だと気づいたためである。紙数が多くなつたいま一つの理由は、巻末につけた「附録Ⅰ」が意外に尨大なものになつたためである。これは、「はしがき」にも書いたように、本書が日本思想の「縦の脈絡」を辿って編集したために、その面から諸資料を取捨選択してくると、傍系資料をも、なんらかの形で載せておく必要が生じてきた。本文中に章を設けてそれを入れるには、「系譜」の立て前をくずすことになるし、



そうかといってカットしてしまうのは残念だ、ということになった。それで、それらをいくつかの分類に分けて、巻末の附録に、整理して掲載することにした。それが意外に紙数をとってしまったのである。その結果、この本は、従来の二冊に比して、厚すぎるものとなってしまった。それが全五冊の均衡的な体裁をくずすことになったことは残念だが、やはり、止むを得ぬことであった。

また「附録Ⅱ」として、編集委員の夜久教授を中心にして古代・中世・近世までの「参考年表」が作成された。これも意外に紙数を要したが、それぞれの日本古典の出来た時期と、西洋・東洋の古典ができた時期とが対比できるのは、きつと喜んでいただけることと思つてのことである。なお、大鹿久義君が作成してくれた思想系統別の人物名表は、この「参考年表」とは別の意味があったが、都合によって、割愛した。そのことを附記して、労を謝したい。

終わりに、この巻の校正全般ならびに資料の確認について終始ご協力くださった編集委員各位と、また人物写真の蒐集、校正、作業運行に細心の努力をしてくださった石井恭子さん、山内健生君、その他国文研同人の方々、それに奥村印刷の担当者、篠原勝美氏にも、前巻につづいて深い謝意を捧げたいと思う。(編者)



編者略歴

- 一、大正三年東京都新宿区(旧四谷区)に生まれる、家系は山口県萩市
- 一、学習院初等科、東京府立一中、第一高等学校を経て、東京帝国大学法学部政治学科を中退
- 一、現職、亜細亜大学講師、社団法人国民文化研究会理事

日本思想の系譜—文献資料集(中—その2—)

国文研叢書 No. 6

昭和四十三年十月一日 二、〇〇〇部印刷

資料非売品

編者 小田村寅二郎

発行所 社団法人国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

東京都中央区銀座七—一〇—一八(柳瀬ビル)

電話(五七二)一五二六—七  
振替東京 六〇五〇七番

印刷所 奥村印刷株式会社

東京都千代田区西神田一—一四

落丁乱丁のものは、お取り替えいたしません









